

労災訴訟の手引(第三版)

法務省大臣官房行政訟務課

序 用

訟務資料 630-601
平成 20 年 3 月

労災訴訟の手引
(第 3 版)

法務省大臣官房行政訟務課

労災訴訟の手引

(第3版)

法務省大臣官房行政訟務課

は し が き (第3版)

平成10年3月に第2版である「全訂・労働保険関係訴訟概説－労災訴訟の手引－」が発行されてから9年が経過した。この間、いわゆる過労死・過労自殺の業務起因性に関連して、平成11年9月に「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」(平成11年9月14日付け基発第544号労働省労働基準局長通達)が、平成13年12月に「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について」(平成13年12月12日付け基発第1063号厚生労働省労働基準局長通達)がそれぞれ発出されたほか、労災保険の支給・不支給に関して、多くの重要な判決が出された。本資料は、これらの点を踏まえて、修正・加筆し、第3版として発行するものである。

平成20年3月

法務省大臣官房行政訟務課

は し が き (第2版)

当課においては、平成2年3月に、本書の初版である「労災保険関係訴訟概説－労災訴訟の手引－」を作成、配付し、活用いただいているところである。初版本は、昭和48年に創設された通勤災害制度を始め、労働者災害補償保険法の数次にわたる改正内容を盛り込んだほか、最近の、いわゆる「過労死」といわれる脳・心臓疾患についても触れた内容となっている。

しかしながら、初版本作成後、8年余りが経過し、その間、審査請求前置に関する規定の整備や介護補償給付制度が創設されるなどの法改正があったほか、脳・心臓疾患事案に対する最高裁判所判決が出され、また、治療機会の喪失を原因とする事案、自殺をめぐる事案等、新たな問題が提起されている。

本書は、それらの問題等を取りまとめ整理するなど、初版本をより一層充実させたものである。初版本に続き、手引としてはかなり大部なものとなったが、本書が活用され、訴訟の適正な処理に役立てば幸いである。

平成10年3月

法務省訟務局行政訟務第二課

は し が き

当課においては、既に昭和45年に「労働者災害補償保険法関係の行政訴訟の手引」を、昭和50年に「労働者災害補償保険法関係行政訴訟執務資料」を、昭和58年5月に「労働者災害補償保険法等関係裁判例集」を作成、配付しており、今日においても活用されているものと思われるが、右手引はかなり簡略なものである上、配布以来20年近く経過し、その間、労災保険法は、昭和48年に通勤災害制度が創設され、また昭和35年及び40年の改正により障害補償、遺族補償の年金化が導入された後、昭和51年に長期傷病補償給付に代わって傷病補償年金が設けられるなど、数次の改正によりその給付の内容、適用対象を拡大充実し、昭和53年には、急速な産業技術の進歩、産業構造の変化等社会経済、労働環境の変化に伴う新しい要因による疾病の発生等に対処するため、業務上疾病の範囲を定めている労基法施行規則35条の改正が行われている。さらに近年労働災害の内容は益々多様化し、特に、いわゆる「過労死」と称されている脳・心疾患事案が増加している。このことは、公務上の災害についても同様である。

本書は、右のような状況に応じ、労働者災害補償保険法関係の行政訴訟事件を地方法務局において単独で処理し、あるいは、法務局における訟務官等が処理するについて欠くことのできない実務上の

基礎知識を提供する目的で作成したものである。手引としては、かなり大部なものとなったのは、本書の発刊を急いだこと、不十分ながらも労災補償法制の基礎的理解にも資せんとしたことによるものである。

本書が活用され、訴訟の適正な処理に役立てば幸いである。

平成2年3月

法務省訟務局行政訟務第二課

凡 例

1 本書における法令等の略語は、次のとおりである。

(1) 法令名

労災保険法	労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）
労災令	労働者災害補償保険法施行令（昭和52年政令第33号）
労災則	労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）
特別支給金規則	労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号）
労審法	労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）
労審令	労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号）
徴収法	労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）
徴収令	労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行令（昭和47年政令第46号）
徴収則	労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号）
整備法	失業保険法及び労働者災害補償

	保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和44年法律第85号）
整備政令	失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（昭和47年政令第47号）
労基法	労働基準法（昭和22年法律第49号）
労基則	労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）
昭和40年改正法	労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和40年法律第130号）
昭和44年改正法	失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第83号）
昭和48年改正法	労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和48年法律第85号）
平成19年改正法	雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）
国公災法	国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）

地公災法	地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）
行訴法	行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）
行審法	行政不服審査法（昭和37年法律第160号）
(2) 解釈例規	
発基	労働基準局関係の旧労働事務次官名通達
基発	厚生労働省（旧労働省）労働基準局長名通達
基収	厚生労働省（旧労働省）労働基準局長が疑義にこたえて発する通達
基災発	旧労働省労働基準局労災補償部長又は労災補償課長名通達
基災収	旧労働省労働基準局労災補償部長又は労災補償課長が疑義にこたえて発する通達
裁決	労働保険審査会裁決
(3) 裁判例出典	
民録	大審院民事判決録
民集	最高裁判所民事判例集
裁判集民事	最高裁判所裁判集民事
行裁集	行政事件裁判例集
労民集	労働関係民事裁判例集
高民集	高等裁判所民事判例集
下民集	下級裁判所民事裁判例集

訟月……………訟務月報
 判時……………判例時報
 判タ……………判例タイムス
 労判……………労働判例
 労判〇〇号カード……………労働判例付録労働判例・命令速報カード
 判自……………判例地方自治
 公判速報……………公務員関係判例速報
 新訂判例総覧……………体系労災保険判例総覧（平成3年1月18日発行）・労働省労働基準局監修
 新訂判例総覧第二集……………新訂体系労災保険判例総覧〔第二集〕・労働省労働基準局監修
 新訂判例総覧第三集……………新訂体系労災保険判例総覧〔第三集〕・労働省労働基準局監修
 新訂判例総覧第四集……………新訂体系労災保険判例総覧〔第四集〕・労働省労働基準局監修
 新訂判例総覧第五集……………新訂体系労災保険判例総覧〔第五集〕・厚生労働省労働基準局労災補償部補償課監修
 新訂判例総覧第六集……………新訂体系労災保険判例総覧〔第六集〕・厚生労働省労働基準局労災補償部補償課監修
 新訂判例総覧第七集……………新訂体系労災保険判例総覧〔第七集〕・厚生労働省労働基準局労災補償部補償課監修
 脳・心判例総覧……………脳・心臓疾患の災害補償判例総覧・労働省労働基準局補償課編

脳・心判例総覧第二集……………脳・心臓疾患の災害補償判例総覧〔第二集〕・労働省労働基準局補償課編
 脳・心判例総覧第三集……………脳・心臓疾患の災害補償判例総覧〔第三集〕・労働省労働基準局補償課編

(4) 文献

「労働者災害補償保険法」……………六訂新版労働者災害補償保険法（厚生労働省労働基準局労災補償部労災管理課編）
 「理論と実際」……………業務災害及び通勤災害認定の理論と実際・上巻（厚生労働省労働基準局編著）
 「労働災害補償法論」……………労働災害補償法論・窪田隼人教授還暦記念論文集
 「実務的研究」……………改訂・行政事件訴訟の一般的問題に関する実務的研究
 「現代労働法講座」……………現代労働法講座12巻・西村健一郎「業務上・外認定基準」
 「会同概要集録」……………行政事件担当裁判官会同概要集録（その五）中巻手続法編Ⅰ

(5) 裁判所名

最高裁……………最高裁判所
 高裁……………高等裁判所
 地裁……………地方裁判所

(6) 用語

労基署長……………労働基準監督署長
 審査官……………労働者災害補償保険審査官

審査会……………労働保険審査会

2 裁判例等の引用は、原則として、次の例により略記した。

(1) 裁判例を本文で引用する場合

最高裁昭和58年10月13日第一小法廷判決（民集37巻8号1108ページ）

(2) 裁判例を括弧書き又は注書きで引用する場合

東京高裁昭和60年12月26日判決・訟月32巻9号2116ページ

(3) 既に引用した裁判例を繰り返し引用する場合

前掲最高裁昭和58年10月13日第一小法廷判決（→P.〇〇）

なお、括弧書きは、当該裁判例の本書における初出のページである。

(4) 厚生労働省（旧労働省）の解釈例規を引用する場合

昭和51年2月14日基発第193号

ただし、既に引用した解釈例規を繰り返し引用する場合は、年月日を省略し、前掲基発第193号（→P.〇〇）とした。

なお、括弧書きは、当該解釈例規の本書における初出のページである。

3 引用した裁判例の登載文献は、原則として、民集、訟月、判時に登載されている場合はこれらをすべて掲げ、他の登載文献は必要な限りで掲げた。

4 保険料の負担割合である労災保険率、休業補償、及び障害補償給付等の支給割合並びに葬祭料等の支給金額は、平成20年1月1日現在のものである。

目 次

第1 労災保険制度の趣旨、目的	1
1 はじめに	1
2 労災保険制度の趣旨	3
3 労災保険制度の目的	4
第2 労災保険制度の概要	5
1 制度の仕組み	5
(1) 適用事業	5
(2) 適用労働者	5
(3) 保険関係	6
(4) 保険料とその負担	7
2 保険給付の種類	9
(1) 給付基礎日額	9
(2) 療養補償給付	11
ア 給付の態様とその範囲	11
イ 治療	18
ウ 再発	20
(3) 休業補償給付	22
(4) 障害補償給付	23
ア 障害等級	24
イ 支給方法	25
ウ 併合（障害等級の繰上げ）	25
エ 加重障害	26
(5) 遺族補償給付	26
ア 遺族補償年金の受給資格者	27
イ 遺族補償一時金	36

(6) 葬祭料	37
(7) 傷病補償年金	37
(8) 介護補償給付	38
(9) 労災保険法施行前の業務に起因して発症した疾病についての同法の適用の有無	39
(10) 二次健康診断等給付	40
3 社会復帰促進等事業	42
(1) 社会復帰促進事業	42
(2) 被災労働者等援護事業	44
(3) 安全衛生確保事業	46
(4) 労働条件確保事業	47
4 保険給付決定及び不服申立て等	47
(1) 支給・不支給決定	47
(2) 不服申立て	47
ア 審査請求	48
イ 再審査請求	50
ウ 時効の中断	51
エ 不服申立ての前置	51
5 労災保険給付制度と民法等との関係	52
(1) 労基法による災害補償と民事責任の関係	52
ア はじめに	52
イ 労基法84条2項の意義	53
ウ 災害補償と損害賠償の調整	54
エ 「同一の事由」の意義	55
オ 災害補償の請求権者と損害賠償請求権者が異なる場合	56
(2) 労災保険法による保険給付と使用者の損害賠償責任との関係	57
ア 既支給の保険給付と使用者の損害賠償責任	57
イ 将来の保険給付と使用者の損害賠償責任	58

(3) 労災保険法による保険給付と第三者の損害賠償責任との関係	63
ア 第三者から損害賠償が行われる以前に労災保険から保険給付が行われた場合	64
イ 労災保険の保険給付が行われる以前に第三者から損害賠償が行われた場合	65
ウ 受給権者の第三者に対する損害賠償額から将来の給付額を控除することの要否	66
(4) 自動車損害賠償責任保険との調整	67
(5) 示談の求償権に及ぼす影響	68
6 受給請求権の消滅	69
(1) 消滅時効	69
(2) 各種補償給付請求権の権利消滅の性質	70
(3) 労災保険法42条の権利消滅の起算点	72
第3 訴訟法上の問題	80
1 総説	80
2 取消訴訟の対象となる処分(処分性)	80
(1) はじめに	80
(2) 保険金支払請求権の発生と行政庁の処分	82
ア 労災保険の場合	82
イ 公務員災害補償の場合	83
ウ まとめ	86
(3) 審査及び仲裁(労基法85条)	86
(4) 重過失の有無に関する行政官庁の認定	88
(5) 各種の具体的保険給付の支給における通知(治療、症状固定通知等)	89
(6) 審査官の決定	90
(7) 社会復帰促進等事業	91
(8) その他	92
3 審査請求前置主義	92

(1) はじめに	92
(2) 具体的事例	93
(3) 裁決前置を要しない場合	94
(4) 審査官の決定に対する取消請求	97
4 原告適格・訴えの利益	97
(1) はじめに	97
(2) 原告適格における「法律上保護された利益説」と「法的保護に値する利益説」	98
(3) 労災補償に関する訴訟における原告適格	100
(4) 狭義の訴えの利益	101
5 被告適格	102
6 出訴期間	103
7 義務付けの訴え	103
(1) はじめに	103
(2) 義務付けの訴えの類型	104
(3) 労災保険関係訴訟との関係	104
8 差止めの訴え	105
9 公法上の法律関係に関する確認の訴え	106
10 違法事由の制限	107
11 仮の救済制度	107
(1) 執行停止	107
(2) 仮の義務付け及び仮の差止め	109
12 不作為の違法確認	110
13 訴訟物	110
(1) 取消訴訟の訴訟物	110
(2) 労災保険給付の支給・不支給決定の取消訴訟の訴訟物	114
(3) 労災保険給付に関する処分の同一性	114
(4) 被災労働者による傷病あるいは業務上の原因の主張の追加	116

14 主要事実と主張立証責任	116
(1) はじめに	116
(2) 取消訴訟における主張・立証責任の分配	117
(3) 労災保険給付の支給・不支給決定の取消訴訟の主張・立証責任	117
(4) 労災保険給付の支給・不支給決定の取消訴訟の主要事実と審理の範囲	120
15 理由の差し替え	120
(1) 理由の差し替え	121
(2) 労災保険訴訟における理由の差し替え	121
16 訴訟承継	122
(1) 労災補償請求権の相続性	122
(2) 労災補償請求権の相続性と労災保険法11条	123
17 訴額の算定	126
(1) はじめに	126
(2) 実務の取扱い	126
(3) 訴額の算定方法に関する判例等	127
第4 実体法上の問題	130
1 労働者性	130
(1) はじめに	130
(2) 具体的事例	132
(3) 特別加入者	136
2 労働災害における業務上・外の認定	139
(1) 業務災害についての条文・基本概念	140
(2) 業務上・外の認定（業務起因性の意義）	141
(3) 業務起因性の内容	144
(4) 業務起因性の判断の類型的考察	148
(5) 業務災害における業務遂行性	152
(6) 治療機会の喪失・発症後の増悪の急速化	154

(7) 安全配慮義務違反と業務起因性	155
3 災害性傷病の業務起因性に関する裁判例	159
(1) はじめに	159
(2) 就業中の傷病等に関するもの	160
ア 作業中の傷病等	160
イ 作業に伴う準備行為中又は後始末行為中の傷病等	164
(3) 就業時間外の傷病等に関するもの	166
ア 休憩時間中の傷病等	166
イ 事業施設利用中の傷病等又は事業施設内で行動中の傷病等	168
(4) 事業施設外における傷病等に関するもの	168
ア 出張中の傷病等	168
イ 通勤途上の傷病等	170
ウ 運動競技会、宴会、その他の社内行事等に参加中の傷病等	172
エ 療養中の傷病等	176
(5) その他の場合の傷病等に関するもの	178
ア 天災地変に際して生じた傷病等	178
イ 他人の暴行による傷病等	178
ウ 自殺	183
エ その他の事由による傷病等に関する裁判例	183
4 職業性疾病の業務起因性に関する裁判例	184
(1) はじめに	184
(2) 狭義の職業性疾病(例示疾病・第二号ないし第七号)に関するもの	187
ア 物理的因子による疾病(第二号)	187
イ 腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛(第三号2)	188
ウ 機械器具の使用による振動障害(第三号3)	191
エ 上肢に過度の負担のかかる業務による頸肩腕症候群(第三号4)	193
オ 鉛及びその化合物による疾病(第四号1)	202

カ 有機溶剤による疾病(第四号1)	204
キ 炭素による疾病(第四号1)	205
ク 粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症又はじん肺法に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則第1条各号に掲げる疾病(第五号)	206
ケ がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による疾病(第七号)	209
5 その他業務に起因することの明らかな疾病(第九号)の業務起因性に関する裁判例	210
(1) 脳・心臓疾患に関するもの	210
ア 業務起因性を判断する上での問題点	210
イ 脳・心臓疾患の認定基準に関する専門検討会	215
ウ 厚生労働省の認定基準	217
エ 裁判例	222
(2) 精神障害等に関するもの	237
ア 精神障害の従来の取扱い	237
イ 「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」(平成11年9月14日基発第544号)の公表の経緯	238
ウ 判断指針の基本的な考え方	239
エ 判断指針について	244
オ 裁判例	247
(3) その他の疾病に関するもの	253
6 通勤災害	254
(1) 通勤災害保護制度の概要	254
ア はじめに	254
イ 給付の種類	255
ウ 費用の負担	255
(2) 通勤災害の要件	255

ア 通勤遂行性	256
イ 通勤と傷病等との相当因果関係の存在	264

※ 資料

- 1 障害等級表（労災則別表第1）
- 2 労基則別表第1の2
- 3 「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」別表第1及び第2

※ 裁判年月日別索引

※ 事項索引

第1 労災保険制度の趣旨、目的

1 はじめに

労働者に対する災害補償やその保険化については、戦前にも鉱業法（明治38年）、工場法（同44年）、健康保険法（大正11年）、労働者災害扶助法（昭和6年）、労働者災害扶助責任保険法（同）、船員保険法（同14年）、労働者年金保険法（同16年、同19年厚生年金保険法と改称）等によって行われていたが、その内容は、不十分なものであり、また、適用労働者の範囲も狭く、恩恵的な性格を有するものであった。

戦後、新憲法が施行され各種法制の再編成が行われる過程で、必然的に新しい時代に即応する労働保護法の制定が要求され、昭和22年4月、「労働基準法」が制定された。

労基法の制定によって、災害補償については、補償水準の引上げ、適用範囲の拡大が画されたことにより、恩恵的、救済的な色彩の強い戦前の法制と比較すると、何よりも業務上の災害に対する使用者の無過失賠償責任の理念に立つことによって、災害補償は労働者の権利であることが明確にされた。そして、使用者の災害補償責任の実効性を確保し、災害補償の迅速かつ公正な実施を図るために、労基法の制定と同時に、「労働者災害補償保険法」が制定された。

労災保険は、労基法の事業主の災害補償責任を前提とするものであり、労災保険法の保険給付の内容は、制定当初は労基法によって使用者に課せられた補償の範囲にとどまるものであったが、数次の改正によって内容が著しく充実され、労災補償の最も主要なものとなっている。すなわち、当初は、労災保険給付は、原則として一時金の形態を採っており、その内容は労基法の災害補償と同一であったが、昭和27年には休業補償給付についてスライド制が採用され、昭和35年の改正によって、長期傷病者補償給付制度が導入され、障害補償給付の一部（障害等級1級から3級までについて）が年金化された。そして、昭和40年の改正によって、遺族年金制度が導入され、保険給付が本格的に年金化されるとともに、障害補償給付の年金の範囲が拡大された（障害等級1級から7

級までについて)ほか、特別加入制度の新設、国庫補助の一般化等が行われ、保険給付の内容は労基法の補償を大きく上回るに至った。

また、労災保険法の強制適用事業は、漸次拡大され、昭和47年4月から、全事業が強制適用事業とされるに至った(ただし、経過措置として、小規模な個人経営の農林、水産業の事業(特別加入者が行う農業の事業を除く。)の一部は、暫定的な任意適用事業とされている。)

さらに、昭和48年には、通勤災害についての補償をも労災保険法が行うことになった。通勤途上の災害を業務災害(同法7条1項1号)ととらえることは、原則として困難であるが、通勤事情の悪化等による通勤災害の増加によって、業務災害と同程度の補償を行う必要性が認識され、同法の中に、業務災害とは別に、通勤災害の補償、制度が規定されたものである(同条1項2号、2項及び3項)。

その後も、昭和49年には特別支給金制度が導入され、昭和51年には長期傷病者補償給付に代わって傷病補償年金制度が創設され、昭和55年には年金の前払一時金の制度が導入されるなど、労災保険法は発展を続け、労基法に代わって災害補償の大部分の機能を担うに至っている。

そして、昭和61年には年金の給付基礎日額に関する年齢階層の最低・最高限度額の導入、平成2年には年金一時金及び休業補償のスライド制の改善、長期療養者の休業補償の給付基礎日額に関する年齢階層別の最低・最高限度額の導入及び農業の適用拡大、平成7年には介護補償給付等の創設及び遺族補償年金の給付水準の引上げ、平成12年には脳血管疾患及び心臓疾患の発生予防を目的とした二次健康診断等給付の創設などの改善が、それぞれ行われた。

また、平成17年には複数就業者の事業場間の移動、単身赴任者の赴任先住居・帰省先住居間の移動を、通勤災害保護制度の対象とする改正が行われた。

このように、労災保険制度は充実拡大してきたのであるが、業務災害に関する保険給付(労災保険法12条の8)については、前述のとおり、もともと、使用者の労基法上の災害補償責任の責任保険的機能を果たすため発足したものであり、現行法においても、労基法84条1項が示すように、その性格は基本的に

同様である。

2 労災保険制度の趣旨

労働災害についても、被災労働者又は遺族は、その損害について使用者に賠償責任(不法行為責任)がある場合には、使用者に民事損害賠償を請求できることはいうまでもない。しかし、過失責任主義に基づく不法行為制度の下では、被災者である労働者やその遺族が、使用者の故意、過失の存在を立証する必要があり、被災者側にも過失があれば過失相殺によって賠償額が減額され、また、訴訟遂行には、一般的にいて、多くの費用や労力が必要とされるために、民法上の損害賠償制度によってその被害の回復を図るのは、困難なことが少なくない。

労災補償制度は、こうした民事上の損害賠償制度による損害回復の困難性を克服し、労働者の保護を図るために、立法化されたものである。

前述のとおり、労災補償制度は労基法の災害補償と労災保険法の保険給付との二本立ての制度によって営まれているが、労基法上の災害補償の特色としては、①業務上の災害に対する使用者の無過失責任であること(ただし、労働者の重大な過失によって生じた場合で、その過失について行政官庁の認定を受けた場合においては、使用者は休業補償と障害補償を行わなくともよいとされている(労基法78条。))、②補償は、療養補償を除き、被災労働者、遺族が実際に被った全損害の賠償ではなく、平均賃金に対する定率により算定されること、③災害補償の履行が行政官庁の指導、罰則をもって確保される仕組みが採られていることの3点が指摘されている。

しかしながら、労基法上の災害補償は、使用者に支払能力のない場合には実際に被災労働者が履行を受けることは不可能であるという限界が存する。

この点、労災保険制度は、政府が保険制度を管掌(運営)し、使用者は義務としてこれに加入して保険料を納め、被災労働者が、この保険によって補償を受けるものとするにより、労働者に対する迅速かつ公正な保護を確保しようとする制度であり、労基法上の災害補償の責任保険的機能を果たし、その限界を補う上で、多大の役割を担っている。

3 労災保険制度の目的

労災保険法は、業務上の事由又は通勤による、労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、併せて、業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的としている（同法1条）。

すなわち、第一に、労災保険は、業務災害又は通勤災害の被災労働者又はその遺族に対して必要な保険給付を行う制度である。

業務災害については、労基法において使用者の災害補償責任が定められたが、これは個別使用者の責任にとどまっているため、被災労働者が十分な補償を受けられない場合が生ずる。そこで、労災保険によって、災害補償責任の履行を担保することとされた。

また、通勤災害については、労基法上使用者には災害補償責任は課されていないが、通勤と業務の関連性等に着目し、業務災害と同様の保険給付が行われている。

第二に、労災保険法においては、保険給付の事業と並ぶ目的として、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族に対する援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図ることが挙げられる。この目的を遂行するものが社会復帰促進等事業である（同法2条の2、29条）。

第2 労災保険制度の概要

1 制度の仕組み

(1) 適用事業

労災保険法においては、原則として労働者を使用する事業を適用事業とし、法律上当然に、労災保険に加入しなければならないこととされている（同法3条1項）。ただし、国の直営事業、非現業の官公署並びに船員保険の被保険者については、同法は適用されない（同条2項）。これらの事業については、国公災法、地公災法、船員保険法が適用される。もっとも、船員保険の被保険者については、平成22年4月1日以降は、労災保険法の適用対象となる（平成19年改正法6条による労災保険法3条2項の改正）。

しかし、常時5人未満の労働者を使用する個人経営の農林、水産業の事業（特別加入者が行う農業の事業を除く。）の一部については、労災保険への加入は、暫定的に事業主の意思に任されており（昭和44年改正法附則12条、整備政令17条）、これを暫定任意適用事業と呼んでいる。

(2) 適用労働者

労災保険法の保護を受ける労働者は、同法の適用を受ける事業に使用されている労働者であり、雇用形態のいかんを問わない。

また、労災保険法における労働者は、労基法9条にいうところの労働者と同一概念と解されており、使用者との間に使用従属関係がある者をいう。

したがって、法人、団体等の代表者や役員は労働者ではないが、会社の取締役であっても代表権を持たない者が工場長や部長等の職にあって賃金を受ける場合には、労働者として労災保険の保護を受けることになる。

この点については、いわゆる労働者性の有無の問題として後記第4、1で再述する。

なお、労働者でない事業主や自営業者等は、労災保険の保護の対象とならない。労働関係にない者を労災保険の対象とすることは妥当でないからである。しかし、業務の実態、災害の発生状況等からみて、労災保険の仕組みを

利用して保護を与えることが妥当な場合もある。そこで、労災保険においては、特別加入制度が設けられ、中小事業主、自動車運送の個人業者、いわゆる一人親方、これらの使用者の事業の従事者、家内労働者、特定作業従事者、労働組合等の常勤役員、介護作業従事者及び海外派遣者等は、労災保険に特別加入してその保護を受けることができるとされている（労災保険法第4章の2。特別加入者の被った災害が業務災害として保護される場合の業務の範囲については後記第4、1、(3)参照）。

(3) 保険関係

保険関係とは、保険加入者（事業主）が保険者（政府）に保険料を納付する義務を負うとともに、保険事故（業務災害、通勤災害）が生じた場合は、受給権者（被災労働者又はその遺族）が保険者（政府）に対して保険給付を請求する権利を持つという法律関係である。

保険関係の成立及び消滅については、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」の定めるところによるとされている（労災保険法6条）。

ア 保険関係の成立

保険関係は、事業主の行う事業を単位として、事業ごとに成立する。

適用事業については、事業が開始された日に、当然に保険関係が成立する（徴収法3条）。事業主は、保険関係が成立した日から10日以内に、その成立した日、事業主の氏名又は名称及び住所、事業の種類、事業の行われる場所その他厚生労働省令で定める事項を政府に届け出なければならない（同法4条の2第1項）。

暫定任意適用事業については、その保険加入は事業主の意思によるが、その事業に使用されている労働者の過半数が労災保険への加入を希望する場合には、事業主は、保険加入の申請をしなければならず（整備法5条2項）、事業主が保険加入の申請を行い、厚生労働大臣の認可があった日に保険関係が成立する（同法5条1項）。

イ 保険関係の消滅

適用事業の保険関係は、事業が廃止され、又は終了した日の翌日に消滅

する（徴収法5条）。事業の廃止又は終了とは、事実上事業の活動が停止され、その事業における労働関係が消滅したときをいう。保険関係は、事業が廃止され又は終了したとき、その翌日に法律上当然に消滅するので、保険関係の消滅のための手続は不要である。

また、暫定任意適用事業の保険関係も、事業が廃止され、又は終了した日の翌日に消滅するが、事業主の申請によっても消滅する。後者の場合には、厚生労働大臣の認可があった日の翌日に、保険関係が消滅する（整備法8条1項）。

(4) 保険料とその負担

ア 保険料

労災保険事業に要する費用の財源は、ごく一部を国家が負担しているが、大部分は事業主が負担する保険料によって賄われている。

保険料については、徴収法の定めるところによる（労災保険法30条）。保険料は、①一般保険料、②第一種特別加入保険料、③第二種特別加入保険料、④第三種特別加入保険料、⑤印紙保険料の5種類がある（徴収法10条2項）が、これらの保険料は、通常雇用保険の保険料と併せて労働保険料として一元的に徴収されている（同法15条、19条）。

一般保険料は、その事業の全労働者に支払う賃金総額に保険料率を乗じて算出されるが、この保険料率は、労災保険率と雇用保険率との合計である（徴収法11条1項、同法12条1項）。したがって、労災保険事業の費用には、①のうち労災保険率に应ずる部分と、②から④までが充てられる。

労災保険率は、すべての適用事業の過去3年間の業務災害及び通勤災害に係る災害率、並びに二次健康診断等給付に要した費用の額、社会復帰促進等事業として行う事業の種類及びその内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣が定める（同法12条2項）こととされ、これに基づき、事業の種類ごとに、1000分の4.5から1000分の118の間で労災保険率が定められている（徴収則16条、別表第1）。

ただし、労災保険率のうち、非業務災害率（徴収法12条3項、通勤災害

及び二次健康診断等給付等に係る率)は、一律1000分の0.8とされている(徴収則16条2項)。

イ メリット制

労災保険率は、事業主間の負担の公平を図るため、事業の種類ごとに、災害率に応じて定められているが、個々の事業ごとの災害率にはかなりの高低がみられる。そこで、使用者間の負担の具体的公平を図るとともに、使用者の災害防止努力を促進する意味において、一定規模以上の事業の業務災害に係る率については、当該事業の過去3年間の業務災害による保険給付の額に応じて、次年度の業務災害に係る保険率を40%の範囲内で増減させるというメリット制が採られている(徴収法12条3項)。

また、一定規模以下の事業の業務災害に係る率については、事業主が労働者の安全又は衛生を確保するための措置を講じた場合には、事業主の申告により、収支率に応じて業務災害に係る保険率を45%の範囲内で増減させるという特例メリット制が採られている(徴収法12条の2)。

ウ 特別の費用徴収

事業主が保険料を納めていない期間中に、業務災害や通勤災害が発生したり、保険関係成立届未了の間に事業主の故意又は重大な過失によって、業務災害が発生した場合にも、被災労働者には、保険給付が行われるが、事業主は、この保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を徴収される(労災保険法31条1項)。

エ 一部負担金

通勤災害の保護に要する保険料は、全額、事業主負担とされているが、同時に政府は、通勤災害により療養給付を受ける労働者から200円を超えない範囲内で厚生労働省令で定める額を一部負担金として徴収することとしている(労災保険法31条2項、労災則44条の2)。

これは、通勤災害が業務と密接に関連した社会的危険としての性格もっているものの、使用者の支配下で生ずる業務災害とは性格が異なっており、労働者も受益者として、通勤災害の保護に要する費用の一部を負担す

ることが、公平の見地からも妥当であると考えられたためである。

オ 国庫補助

労災保険事業に要する費用は、原則として事業主が負担する保険料で賄われているが、昭和35年の労災保険法の改正によって長期補償が実施されたことにより、保険給付の内容が労基法による災害補償の限度を超えて拡充された結果、その限度を超える部分の保険給付の費用をも事業主に負担させるのは、労基法による災害補償以上の負担を負わせることとなるので、国がその一部を負担することとされた。

その後、昭和40年の労災保険法の改正により、保険給付が大幅に年金化され、労災保険の給付体系が労基法上の補償体系とは独自に拡充されたことから、国としては、事業主全体の負担を考慮して、「国庫は、予算の範囲内において、労働者災害補償保険事業に要する費用の一部を補助することができる」(労災保険法32条)こととされたものである。

2 保険給付の種類

保険給付には、業務災害に関する保険給付と通勤災害に関する保険給付があり(労災保険法7条1項1号及び2号)、前者には、①療養補償給付、②休業補償給付、③障害補償給付、④遺族補償給付、⑤葬祭料、⑥傷病補償年金、⑦介護補償給付があり(同法12条の8第1項)、後者には、①療養給付、②休業給付、③障害給付、④遺族給付、⑤葬祭給付、⑥傷病年金、⑦介護給付がある(同法21条)。また、その他に、二次健康診断等給付(同法7条1項1号3号及び26条)がある。これは、業務上の事由による脳血管疾患及び心臓疾患の発生の予防に資するため、平成12年の労災保険法の改正により創設(平成13年4月1日から施行)されたものである。上記の各保険給付のうち、療養(補償)給付、介護(補償)給付及び二次健康診断等給付以外の保険給付額の算定に当たっては、「給付基礎日額」という概念が用いられる(同法8条)。ここでは、給付基礎日額、業務災害に関する保険給付及び二次健康診断等給付について説明し、通勤災害に関する保険給付については後記第4、6で述べる。

(1) 給付基礎日額

原則として労基法12条の平均賃金に相当する額である（労災保険法8条1項）。

平均賃金とは、これを算定すべき事由の発生した日以前3か月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した金額をいう（労基法12条1項本文）が、賃金の締切日がある場合には、これを算定すべき事由の発生した日の直前の賃金締切日から起算し、その3か月間の賃金を総日数で除した金額をいう（労基法12条2項）。なお、雇入れ後3か月に満たない者については、労基法12条1項の期間は、雇入れ後の期間とされる（労基法12条6項）。この場合には、同条2項の適用はなく、雇入れ後から算定事由が発生した日までの全期間を平均賃金の算定期間とすべきであるとされている（東京高裁平成12年4月26日判決・新訂判例総覧第五集886ページ（最高裁平成13年12月7日第二小法廷決定・新訂判例総覧第六集1118ページ（上告不受理）で確定））。

平均賃金に相当する額を給付基礎日額とすることが適当でないと認められるときは、厚生労働省令で定めるところによって政府が算定する額を給付基礎日額とすることとされており（労災保険法8条2項）、これに基づいて現在4080円に満たない平均賃金については、4080円が給付基礎日額の最低保障額たる自動変更対象額とされている（労災則9条1項4号、2項及び3項、平成19年厚生労働省告示第252号）。

しかし、年金たる保険給付については、上記により算出された給付基礎日額を保険給付の基礎として用いた場合、賃金水準が低い若年時に被災した者の年金額と壮年時に被災した者の年金額との間に、大きな較差が生じることや、高齢時における労働者の稼得能力は一般的に低下するにもかかわらず、年金額は低下する仕組みになっていないこと等、制度面で不均衡・不公平が生ずることから、被災労働者の稼得能力の適正な評価及びこれに基づいた補償の実施という制度の趣旨に照らして、年金たる保険給付に係る給付基礎日額については、20歳以上70歳未満を5年刻みで10階層に分け、それに20歳未満、70歳以上の2階層を加えて12階層とする年齢階層別の最低限度額と最高

限度額が設定されている（労災保険法8条の3第2項及び8条の2第2項、労災則9条の3及び9条の4）。

なお、二重雇用関係にある労働者がその一つの事業所において業務上負傷した場合における休業補償給付及び障害補償給付の給付基礎日額は、上記各給付の支給事由の発生した事業場の使用者から被災労働者に支払われた賃金に基づいて算出されれば足りるとされている（東京地裁昭和59年9月27日判決・訟月31巻4号875ページ、労判442号39ページ、その控訴審東京高裁昭和60年12月26日判決・訟月32巻9号2116ページ、労判489号8ページ、その上告審最高裁昭和61年12月16日第三小法廷判決・労判489号6ページ）。

また、労働者が業務上の疾病の診断の確定日にその疾病に罹患するおそれがある作業に従事した事業所を離職し、しかも、一定の地域内に賃金額の算定の基礎となる「同種同規模の事業所」が存しない場合の給付基礎日額につき、昭和51年2月14日基発第193号・記1ないし3のうち同・記3によって算出されたことに違法はなく（徳島地裁昭和60年10月25日判決・訟月32巻7号1603ページ、労判464号21ページ）、労働者が業務上の疾病に罹患しているとの診断確定日以前3か月以上にわたって休業している場合の給付基礎日額につき、昭和22年9月13日基第17号通達及び昭和50年9月23日基発第556号通達によって算出されたことは合理的な措置であるとされている（神戸地裁平成5年5月11日判決・新訂判例総覧第二集650ページ、その控訴審大阪高裁平成5年11月26日判決・新訂判例総覧第二集650ページ、その上告審最高裁平成6年4月8日第二小法廷判決・新訂判例総覧第二集650ページ、神戸地裁平成6年6月17日判決・平成4年（行ウ）第41号〈公刊物未登載〉、その控訴審大阪高裁平成7年6月21日判決・平成6年（行コ）第57号〈公刊物未登載〉、その上告審最高裁平成8年2月22日第一小法廷判決・平成7年（行ツ）第185号〈公刊物未登載〉等）。

(2) 療養補償給付

ア 給付の態様とその範囲

㏽ 療養補償給付には、「療養の給付」と「療養の費用の支給」の2種類

があるが、「療養の給付」として行われるのが原則であり、「療養の費用」が支給されるのは、療養の給付が困難な場合その他厚生労働省令で定める場合である（労災保険法13条3項）。療養の給付とは、いわば一種の現物給付であり、保険者たる政府が、自己の療養施設又は指定医療機関を通じて、直接被災労働者に対して療養を給付する（労災則11条）ことをいう。このように、療養補償給付請求権は、現物支給を原則とし、一身専属の権利であるから、本人の死亡後、その配偶者が不支給処分の取消しを求めることはできない（福岡地裁平成2年3月23日判決・判時1436号128ページ、判タ754号169ページ、労判560号32ページ。当該判示部分については一審で確定。）。

- (イ) 療養の給付の範囲について、労災保険法13条2項は、「次の各号（政府が必要と認めるものに限る。）による。」とし、政府が必要と認めた「診察」等の同項各号のものに限定している。

上記規定の趣旨は、すべての傷病について給付の範囲をあらかじめ具体的に定めることは不可能であり、変化が見込まれる現代医学の療養方法の推移に適切に対応し、被災労働者に対し、迅速かつ公平な保護福祉等を行う必要があるから、療養の給付の範囲の決定を、時の政府の専門的な裁量にゆだねるのが妥当であるとの考え方に基づくものと解されている。

すなわち、世上行われている療養方法の中には、医学上効果があるとの評価が確立し、一般的な方法として普及しているものもあれば、治験的段階にあるもの、一部では効果があるといわれていても様々な批判的見解もあり、その効果につき医学的な評価が確立していないもの、その他様々な民間療法等が含まれ得るのであり、その範囲を画する明確な基準は存しない。いかに労災保険法の目的が労働者の社会復帰の促進、援護、福祉の増進等にあるといっても、保険給付の範囲は医学的・社会的にみて「必要な保険給付」に限られるのであり、不必要な保険給付がされるべきではない。使用者から強制徴収した保険料を財源とする保険金

の給付である以上、医学的・社会的見地からする制約があるのは当然であり、その制約を逸脱した療養に対する濫給付は許されないからである。

この点に関しては、裁判例においても、柔道整復師の施術費につき療養の費用の範囲が争われた事案に関して、「政府は、労災保険法13条により療養の費用の支給に関し、その支給すべき範囲及び額について決定する権限が与えられているといわざるを得ない。」（横浜地裁昭和58年11月29日判決・労判422号19ページ、その控訴審東京高裁昭和59年10月31日判決・労判443号カード29ページ）とされ、また、はり・きゅう施術費につき療養の費用の範囲が争われた事案に関して、「労災法13条2項は、政府に療養補償給付の範囲の決定権限を付与するものであり、それ故、政府は、労災補償保険制度の理念に則り、客観的公正な医学的知見及び社会通念に基づき、労働省令（行政裁量）によりこれを決することができるのである（同法20条）。」（大阪地裁平成4年4月27日判決・訟月42巻1号209ページ、労判612号65ページ）と判断されている。

このような観点から、行政実務においては、労災保険法13条2項の「政府が必要と認めるもの」については、第一に、当該療養方法が客観的に公正な医学的見地からみて効果が期待できるか、第二に、当該療養方法が労災保険法上必要な治療であるか、第三に、当該療養方法が一般に医療機関において通例用いられているもので、かつ、社会的にみて常識の範囲内であり、一般性を有しているかどうかといった点に加えて、民間療法との均衡、健康保険との均衡、諸制度においてどの程度の保護をするかの政策的選択、保険の対象とすることによる濫給付等の弊害の有無等を総合的に勘案して政府において決定すべきであるとの立場が採られている。

はり・きゅう施術に対する保険給付に関しては、従前は、労災保険における一般的治療の取扱いが健康保険に準拠していることから、行政部内の方針として、健康保険における取扱いとの均衡を考慮し、6か月を限度として認めてきた。ところが、この取扱いが一部都道府県において

整合性を欠くところがあったため、全国統一を図り、更には労災保険法の精神にかんがみ労働者の保護等を一層手厚いものにするために、はり・きゅう施術については、理学療法の補助手段としては代替性があること、また、西洋医学においてかかる療法に対する評価が必ずしも定まっていないこと等を考慮して、昭和57年5月31日基発第375号「労災保険における『はり・きゅう及びマッサージ』の施術に係る保険給付の取扱いについて」（以下「375号通達」という。）及び同日事務連絡第30号「労災保険における『はり・きゅう及びマッサージ』の施術に係る保険給付の取扱いの運用上の留意事項について」（以下「30号連絡」という。）が出された。そこでは、初診の日から9か月ないし12か月の間、療養補償給付の対象とされ、同期間を経過した場合、単独施術を行っている者にあつては、たとえ慢性的な症状が持続していたとしても治癒と認めて療養の対象から除外することとされ、また、併用施術を行っている者にあつては、はり・きゅう施術については原則的に療養補償給付の対象とされず、一般医療による原疾患に対する治療効果が期待できないと認められた場合に限ってその後12か月間は単独施術として療養の対象とすることとされた。裁判例も、はり・きゅう施術は1年間も継続するとその治療効果が著しく減少するものであり、仮に1年以上経過した後も例外的に治療効果を生じる場合があるとしても、それと同様の効果は一般医療によっても得られるから、施術開始後1年をもってはり・きゅう施術に対する療養補償給付を打ち切り、一般医療のみを療養補償給付の対象とすることとしても、それは国の裁量の範囲に属するといふべきであると判断されていた（横浜地裁平成5年3月25日判決・新訂判例総覧第三集887ページ、横浜地裁平成5年3月30日判決・新訂判例総覧第三集896ページ、前掲大阪地裁平成4年4月27日判決（→P.13）など）。

ところが、はり・きゅう施術に係る同種事案において、東京高裁平成5年12月21日判決（労民集44巻6号835ページ、訟月41巻3号349ページ、判時1514号143ページ、労判646号14ページ）は、「労災保険法13条2項

かっこ書きの「政府が必要と認めるもの」の範囲については、「療養上相当と認められるもの」と解するのが相当であるから、具体的には医学的にみて個々の傷病につき身体機能の回復、補填を図るために必要な療養か否かによって判断すべきであつて、政府が自由にその範囲を定め得るものではないと解される。」と判示した上、375号通達及び30号連絡による取扱いは、行政庁の内部準則として保険給付の一般的、原則的な処理方針を定めたものにすぎず、12か月を経過してもなお治癒に至らない特段の事情がある場合には、医学上必要な療養として更に治療を継続する必要があるか否かをそれぞれの症例に応じ個別的に審査することが必要になる旨判断した。

これに続いて、大阪高裁平成6年11月30日判決（前掲大阪地裁平成4年4月27日判決（→P.13）の控訴審、訟月42巻1号179ページ、判タ904号119ページ、労判669号28ページ）は、労災保険法の目的、実質、機能に照らし、同法13条2項の「政府が必要と認めるものに限る」との文言と、労基則36条の「療養上相当と認められるものとする」との文言とを別異に（より制限的に）解するのを相当とすべき特段の合理的な理由は、何ら存在せず、上記「療養上相当と認められる」とは、その当時の一般的医学水準を基準とした判断において療養上の相当性が肯定されることをいうものと解するのが相当であるから、同法13条2項の「政府が必要と認めるものに限る」との文言の意義は、政府がその当時の一般的医学水準を基準として療養上の相当性についての判断をすべき旨を定めたものであり、その当時の一般的医学水準を基準とする判断の範囲を超えた裁量を政府にゆだねたものではないと判示して、政府の裁量権を限定的に解釈する立場を採った上で、はり・きゅう施術による治療は、単なる対症療法としての効果のみならず根本的原因治療に当たり、さらに、モルヒネ施用と比較しても劣後しているとはいえないし、全国的にも普及・一般化した治療方法であるから、375号通達が施術期間の制限を設けている点については、合理的根拠を欠いて違法であるとして、東京高裁

平成5年12月21日判決よりも更に踏み込んだ判断をした。

その後、375号通達施行後の医学的知見等を踏まえ、労災医療専門家会議の検討を経て、はり・きゅう施術については、一般医療と併用して行われることにより治療の相乗効果が期待し得るものであること、また、施術効果についても客観的に評価できる評価基準の整備が行われたこと等から、医師が施術効果が認められると判断した場合における施術については、その限度でこれを保険給付の対象とすることとされ、その取扱いについては、平成8年2月23日基発第79号「労災保険における『はり、きゅう及びマッサージ』の施術に係る保険給付の取扱いの一部改正について」により、単独施術を行っている者にあつては、初療の日から12か月が限度とされ、また、併用施術を行っている者にあつては、375号通達の12か月という限度を設けず、初療の日から6か月以上経過した後において、3か月ごとに施術効果の確認を行った上で、施術効果がなお期待し得ると認めた場合に施術期間を延長することとされた。

さらに、平成14年7月29日基発第0729005号「労災保険におけるはり・きゅう単独施術に係る保険給付の取扱いの一部改定について」により、初療の日から12か月を超えた場合の施術を例外なく支給しないとす一律の取扱いを行わないこととされた。

- (ウ) 労災保険法13条2項各号に規定する療養の給付の範囲のうち、4号及び5号は、健康保険法の療養の給付に関する規定の見直しが行われたことに伴い、医療給付関係各法の改正と併せて平成6年法律第56号により新設された。これと併せて、訪問看護事業を制度化すること等を内容とする労災則等の一部改正がされたが、従来から、在宅医療についても、療養の給付に含まれるものと解されてきており、上記改正は、これを給付する根拠を積極的に明示したものである（平成6年9月30日基発第609号）。

労災保険法13条2項4号の「居宅における療養上の管理」とは、在宅患者に対する医師の医学的管理を意味し、「入院」における入院患者に

対する医学的管理と対比されるものである。「居宅における療養に伴う世話その他の看護」とは、在宅患者に係る訪問看護を意味するものである。同項5号の「入院及びその療養に伴う世話その他の看護」とは、入院患者に対する看護を意味し、医療機関の看護師等が看護を行う場合のほか、患者に医療機関の従事者以外の看護人を付き添わせて行う看護も含まれるとされている。外来診療は、同項1号ないし3号（診察、治療等）として、また、在宅医療は、同項1号ないし3号（診察、診療等）及び4号（「居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護」）として、さらに、入院医療は1号ないし3号（診察、診療等）及び5号（「入院及びその療養に伴う世話その他の看護」）として、それぞれ療養（補償）給付が行われることとなる（上記基発第609号）。

- (エ) 療養の費用の支給は、療養に要した費用を現金補償するために行われる。療養の費用の支給は、療養の給付をすることが困難な場合その他厚生労働省令で定める場合に、療養の給付に代えて行われるものであるから、療養の給付の補完的役割を果たすものである。ここで、「療養の給付をすることが困難な場合」とは、その地域に指定病院等が設置されていなかった場合とか、特殊な医療技術や医療施設を必要とする傷病であつて、近くの指定病院等にこれらの技術や施設が整っていない場合等、保険者（政府）側の事情によって療養の給付を行うことが困難な場合をいう。また、「その他厚生労働省令で定める場合」とは、療養の給付を受けないことにつき労働者に相当の理由がある場合であり（労災則11条の2参照）、例えば、被災労働者側に療養の費用によることを便宜とする場合、すなわち、傷病の状態からみて緊急に診療を受けなければならないため、指定病院等以外の病院、診療所等で療養を受ける必要がある場合か、最寄りの病院、診療所等が指定病院等でない場合等をいうが、被災労働者の便に支障を生ずることのないよう広く解することとされている（昭和41年1月31日基発第73号）。

なお、柔道整復師の開設する施術所は、労災則11条1項に掲げる医療

機関に該当しないため、上記施術所において労災保険法の定める療養の給付を行うことはできない建前であるが、行政実務では、応急の手当として、あるいは医師の同意を得た上で行われる柔道整復師の施術は、同法13条2項3号に当たるものとして同条1項の「療養の給付」に含まれるとしている（昭和31年11月6日基発第754号）。この場合の療養の費用に関する裁判例として、業務に起因する骨折事故に関し、柔道整復師の治療を受けた被災労働者のした施術料全額の療養補償給付の請求に対し、労働省労働基準局長通達による「労災保険柔道整復師施術料算定基準」に従いその一部のみ支給した労基署長の処分につき、労災保険法13条により、政府は療養の費用の支給範囲及び額について決定する権限を与えられており、かつ、給付額決定の基準となった上記算定基準は相当であるとして、違法はないとしたものがある（前掲横浜地裁昭和58年11月29日判決（→P.13）及び前掲東京高裁昭和59年10月31日判決（→P.13））。

イ 治癒

療養補償給付及び後記(3)で述べる休業補償給付は、傷病について療養を必要としなくなるまで、すなわち「治癒」の状態まで行われ、治癒したときは、障害補償給付の問題となる。それ故、傷病が治癒したかどうかの認定は、災害補償において重要な意味を有する。行政解釈は、「治癒とは、症状が安定し、疾病が固定した状態にあるものをいうのであつて、治療の必要がなくなつたもの」をいうものとしている（昭和23年1月13日基災発第3号）。これらの結果として、残された機能障害、神経症状等は後遺障害として障害補償の対象とされることになる。裁判例も、治癒とは、負傷の場合は、創面が癒着し、その症状が安定して医療効果が期待できなくなったとき、疾病の場合は、急性症状が治まり、なお慢性症状が残っていても、その症状が安定して医療効果が期待し得ない状態になったときのことをいうとして、おおむね上記基準を採用している（神戸地裁昭和51年1月16日判決・労民集27巻1号3ページ、判時811号111ページ、東京地裁昭和57年3月18日判決・判時1040号95ページ、その控訴審東京高裁昭和58年7

月20日判決・労判414号カード17ページ、神戸地裁昭和62年9月8日判決・労判508号68ページ、前掲東京高裁平成5年12月21日判決（→P.14）、東京地裁平成8年3月27日判決・労判693号62ページ、その控訴審東京高裁平成8年12月25日判決・新訂判例総覧第三集619ページ、その上告審最高裁平成11年6月11日第二小法廷判決・新訂判例総覧第五集611ページ等）。そして、労災保険法に基づく保険給付を行うか否かは、同法に基づく労基署長の行政上の判断であるから、医師の診断結果を参考としつつも、同法の趣旨にのっとって法的に評価すべきものであつて、主治医が治療の継続を必要であると診断したとしても、これに拘束される理由はなく、その他の医師の意見や鑑定の結果あるいは療養の経過等を全体的に評価して判断することが許されることはいうまでもない（名古屋高裁金沢支部平成元年6月21日判決・新訂判例総覧第二集381ページ、その上告審最高裁平成2年12月4日第三小法廷判決・新訂判例総覧第二集381ページ、上記東京高裁平成8年12月25日判決）。

なお、治癒は、発症前と同じ健康状態に戻ったことを意味する「完治」を指すものではなく（前掲東京高裁平成5年12月21日判決（→P.14））、「症状固定」の状態を示すとされているから、特定の傷病にあっては、症状固定の認定を受けても後遺障害に付随する疾病が発症する場合があります、これに対する予防等の保険上の措置が必要となる場合がある。これに対しては、もはや療養補償給付はできないが、後記3の社会復帰促進等事業としてのアフターケア制度により、診察、検査及び投薬等が受けられる。しかし、同制度については適用期間等の限度又は制限があり、その限度又は制限の範囲を超える加療等が必要な場合に、これに要する費用負担について被災労働者間において不公平が生じる場合がある。すなわち、被災労働者が国民健康保険法又は老人保健法の被保険者の場合は、加療を要する疾病等が業務上のものであつても上記各法にはいずれもこれを排除する旨の規定は存在しないからこれらいずれかの保険給付を受けることが可能となるが、被災労働者が健康保険法の被保険者の場合は、当該疾病等が業務上による

ものであれば給付を受けられない（同法1条）からである。

また、治癒の認定は、保険給付をするか否かの行政処分的前提となる事実認定にすぎず、抗告訴訟の対象となる行政処分ではないとされている（東京地裁昭和57年2月24日判決・労判388号カード37ページ、その控訴審東京高裁昭和57年7月23日判決・労判390号カード11ページ、その上告審最高裁昭和58年6月21日第三小法廷判決・労判412号カード15ページ、公務員災害補償関係事案ではあるが、東京地裁平成5年7月20日判決・労判644号34ページ、その控訴審東京高裁平成6年2月10日判決・労判672号92ページ）。

そして、治癒の有無に関する立証責任の所在については、療養補償給付ないし休業補償給付を受けようとする労働者は、請求に係る給付について自己に受給資格のあることを証明する責任があるから、労基署長が当該請求に対して「治癒」を理由として不支給決定をする場合、処分権者の側で「請求者の傷病が治癒したこと」を証明する必要はなく、被災労働者において、なお療養が必要であることについて主張立証しなければならない（前掲東京高裁平成5年12月21日判決（→P.14）。詳細は、後記第3、14、(3)、ウ参照）。

ウ 再発

療養補償給付及び休業補償給付は、当該傷病が治癒するまで支給されるが、いったん治癒したと認定された後、傷病が再発した場合には、再度、給付を行う必要がある。ここにいう再発とは、いったん療養を必要としなくなった者について、その後再び当該傷病につき療養を必要とするに至った場合をいう（「労働者災害補償保険法」338ページ）。

再発の意義について判示した裁判例として、前掲神戸地裁昭和51年1月16日判決（→P.18）、前橋地裁平成5年4月27日判決（新訂判例総覧第二集414ページ）、その控訴審東京高裁平成5年12月22日判決（新訂判例総覧第二集414ページ）等がある。これらによると、療養補償の給付の対象となる再発というためには、①現傷病と業務上の傷病である旧傷病との間に

医学上の相当因果関係が存在し、②治癒時の症状に比し現傷病の症状が増悪しており、③治療効果が期待できるものでなければならず、かつ、これをもって足りると解され、また、上記再発の要件①の存否については、労災保険法が労働者の業務上の疾病等に対して迅速かつ公正な保護を目的としている点及び再発が業務上の傷病の連続であり、独立した別個の負傷又は疾病でない点に照らすと、旧傷病が現傷病の一原因となっており、かつ、それが医学上相当程度有力な原因であることが認められれば足りるとして

いる。

なお、再発の要件について、「増悪」とは、治癒時に身体に障害が残存したとして障害補償給付が行われている場合においては、ささいな症状の変化では足りず、補償に際し定められた障害の等級の守備範囲を超え、新たに他の等級に該当するに至る程度の症状の増悪を意味すると解すべきであり、かかる意味での「増悪」が認められる以上、現傷病について医療効果が期待できるか否かは再発認定に際しては問題とする必要はないとするものもある（岡山地裁平成7年11月1日判決・新訂判例総覧第四集618ページ）。

再発の有無について判断した裁判例として、肯定したものとしては、前掲神戸地裁昭和51年1月16日判決（→P.18）、上記岡山地裁平成7年11月1日判決（ただし、その控訴審広島高裁岡山支部平成9年5月29日判決・新訂判例総覧第四集618ページは否定している。）があり、否定したものとしては、新潟地裁昭和57年2月15日判決（労判390号カード29ページ）、その控訴審東京高裁昭和57年9月20日判決（労判401号カード39ページ）、その上告審最高裁昭和58年9月9日第二小法廷判決（労判421号カード37ページ）、熊本地裁昭和58年4月28日判決（労判409号カード15ページ）、福岡地裁昭和59年12月27日判決（労判445号カード13ページ）、東京地裁平成2年1月30日判決（労判556号16ページ）、神戸地裁平成2年6月20日判決（労判579号30ページ）、福島地裁平成4年1月20日判決（労判605号93ページ）、那覇地裁平成4年2月18日判決（労判610号67ページ）、その控

訴審福岡高裁那覇支部平成5年9月16日判決（新訂判例総覧第二集401ページ）、大阪地裁平成4年8月28日判決（労判623号56ページ）、前掲前橋地裁平成5年4月27日判決（→P.20）、その控訴審前掲東京高裁平成5年12月22日判決（→P.20）、福岡地裁平成5年5月26日判決（新訂判例総覧第三集652ページ）、その控訴審福岡高裁平成6年10月13日判決（新訂判例総覧第三集652ページ）、その上告審最高裁平成7年10月9日第一小法廷判決（新訂判例総覧第三集652ページ）等がある。

(3) 休業補償給付

労働者が業務上負傷又は疾病にかかり、その療養のために労働することができないために賃金を受けない場合に、休業4日目から1日につき給付基礎日額の60%に相当する額が支給される（労災保険法14条1項、なお、この他に特別支給金が支給される。3、(2)参照）。

支給事由は、①業務上の傷病の療養のため、②労働することができないために、③賃金を受けないことであり、この3つの要件を全部満たしていないと休業補償給付は支給されない（なお、①と②を合わせて2要件として説明されることもある。）。

「療養のため」とは、業務上の傷病について療養する必要があることをいう。なお、療養の必要性は、医師の医学的判断に基づいて肯定される必要がある。したがって、自宅療養を行った場合の休業については、医師の指示に基づく自宅療養でなければ休業補償給付の請求はできないとされている。

「労働することができない」とは、一般的に労働不能であることを意味し、被災前の労働に就けない意味ではないとする考え方が多数を占めており、これによれば、被災労働者が被災前に従事していた労働をすることができないが、軽作業その他の業務には就き得る場合には、労災保険法上の労働不能に該当せず、休業補償給付は支給されないことになる（宇都宮地裁平成3年3月27日判決・労判587号37ページ、その控訴審東京高裁平成3年10月8日判決・労判602号62ページ、その上告審最高裁平成4年3月27日第二小法廷判決・労判615号14ページ）。

また、「労働することができない」とは、労働能力を喪失したことだけを意味するものではなく、仮に労働能力はあっても、療養のため労働に従事することができないとか、療養上医師の指示で労働することを止められている場合も含む。

なお、休業補償は、業務上の傷病の療養による労働不能を直接の原因として、賃金を受けない日についてのみ給付されるのか、それとも療養のため労働不能であって賃金を受けることができない状態であれば、休日や出勤停止期間中のように、もともと賃金請求権のない日についても給付されるのかという点が問題となるが、この点に関し裁判例は、労災保険法14条1項所定の休業補償給付は、労働者が業務上の傷病による療養のため労働不能の状態にあつて賃金を受けることができない場合であれば、休日、出勤停止の懲戒処分等のため雇用契約上賃金請求権が発生しない日についても支給されると解するのが相当であるとしている（最高裁昭和58年10月13日第一小法廷判決・民集37巻8号1108ページ、訟月30巻4号709ページ、判時1095号90ページ、判タ513号139ページ）。

(4) 障害補償給付

労働者が業務災害を受けると、たとえ完全に医学的な治療を行っても、後に何らかの障害が残ることが少なくない。このような業務災害による身体障害は、被災労働者のその後の労働能力に影響を及ぼし、通常は被災前の職業に就けないとか、就いても能率が低下しその分だけ収入が減少するケースが多い。このように業務災害による傷病が治ったとしても、身体に障害が残った場合、その障害の程度に応じて労災保険では被災労働者に一定の障害補償給付を行うこととされている（労災保険法15条）。

障害補償給付は、障害による労働能力の喪失に対する損失でん補を目的とする。したがって、傷病が治ったときに残存し、当該傷病と相当因果関係を有し、かつ、将来においても回復が困難と見込まれる精神的又は身体的き損状態であつて、その存在が医学的に認められ、労働能力の喪失を伴うものを障害補償の対象としている。

ここでいう「治ったとき」とは、前記(2)、イで述べたとおり、傷病に対して行われる医学上一般に承認された治療方法をもってしても、その効果が期待し得ない状態で、かつ、残存する症状が、自然的経過によって到達すると認められる最終の状態（症状の固定）に達したときをいう。したがって、障害程度の評価は、原則として療養効果が期待し得ない状態となり、症状が固定したときにこれを行うことになる。

また、「労働能力」とは、一般的な平均的労働能力をいうのであって、被災労働者の年令、職種、利き腕、知識、経験等の職業能力的諸条件は、障害の程度を決定する要素としては、原則として考慮されない。この点について、裁判例も、一般的な平均的労働能力を意味し、当該労働者が被災当時就労していた職務上の平均的労働能力を意味するものと解すべきではないとしている（東京地裁平成3年10月28日判決・労民集42巻5号803ページ、労判594号22ページ）。

ア 障害等級

障害補償給付は、障害の程度に応じて行うこととされ、対象とすべき身体障害の等級は、労災則14条、別表第1の障害等級表（巻末資料1）に1級から14級までの等級に分けて定められている。したがって、障害補償給付の支給決定に当たっては、被災労働者に残存している障害が具体的に障害等級の何級に該当するかを確定しなければならない。このように障害補償の給付は、障害等級表中の該当する身体障害の障害等級に応じて行われ、また、年金として支給されるか一時金として支給されるかの違いもあるため、この障害等級の認定は重要な意味を有する上、医学的判断を伴うことから、裁判等で争われるケースも多い。

このいずれの障害に該当するかについての立証責任は、被災労働者側が負うべきものと解されている。裁判例としては、労災保険は、使用者の責任を担保する責任保険の性格を有するものであり、保険給付があるときは、その限度で被災労働者の労基法に基づく補償請求権は満足させられる関係にあること、また、労災則14条の2第3項により、障害補償給付を受けよ

うとする者に資料の添付義務が課されていることからすれば、障害補償給付決定を受けた者が、労基署長の障害の程度の認定を不当とし、当該決定の取消訴訟を提訴したときは、より上位の等級に該当する障害が存在することについて立証責任を負うと解すべきであるとしたもの（名古屋地裁昭和55年10月15日判決・労判353号カード31ページ、その控訴審名古屋高裁昭和57年3月25日判決・労判385号カード17ページ、なお、本件は上告棄却となっている。最高裁昭和58年6月30日第一小法廷判決・労判414号カード25ページ）がある。

イ 支給方法

障害補償給付は、障害等級表の1級から7級までの障害については、障害補償年金として給付基礎日額の313日分ないし131日分が、8級から14級までの障害については、障害補償一時金として給付基礎日額の503日分ないし56日分がそれぞれ支給される（労災保険法15条、別表第1及び第2）。

なお、障害補償給付の支給について請求する場合は、請求書に医師又は歯科医師の診断書が必要である（労災則14条の2第3項）。この点に関し、裁判例において、柔道整復師が作成した診断書は、高度な専門的判断を示した「医師又は歯科医師の診断書」に準じて扱うべきとはいえないとしたものがある（東京高裁平成17年11月9日判決・訟月53巻3号823ページ）。

ウ 併合（障害等級の繰上げ）

残存障害が障害等級表に掲げられる身体障害の2以上に該当する場合は、重い方の身体障害に該当する障害等級によることとされている（労災則14条2項）。

また、①13級以上の身体障害が2以上ある場合には1級、②8級以上の身体障害が2以上ある場合には2級、③5級以上の身体障害が2以上ある場合には3級、それぞれ重い方の障害等級を繰り上げることになっている（同則14条3項）。

しかし、一つの身体障害から他の身体障害が通常派生する関係にある場合には、付随的障害は主たる障害に吸収され、主たる障害のみが残存する

ものとして評価され、等級の繰り上げを行わないとするのが、行政実務である（昭和50年9月30日基発第565号）。

最高裁昭和55年3月27日第一小法廷判決（民集34巻3号217ページ，訟月26巻8号1376ページ，判時968号117ページ）も，身体の部位の機能障害とこれから派生した神経症状が医学的にみて一個の病像と把握される場合には，その機能障害と神経症状を包括して一個の身体障害と評価し，その等級は前者の障害等級によるべきものであり，労災則14条3項の規定により等級を繰り上げるべきものではないとした原審（福岡高裁昭和53年8月17日判決・労民集29巻4号649ページ，訟月24巻11号2351ページ，判時917号41ページ）の判断は正当として是認できるとしている。

また，順次障害を受け，それらの治癒後のいわゆる組合せ障害は，労災則別表第1に組合せを規定されたもののみが一括した障害とされるものであり，同表に規定されていない後遺障害について，組合せ障害に準じて等級認定することは許されないとされている（大阪地裁平成3年7月18日判決・労判620号8ページ，その控訴審大阪高裁平成3年12月11日判決・労判620号7ページ，その上告審最高裁平成4年9月25日第二小法廷判決・労判620号6ページ）。

エ 加重障害

既存障害（業務上か否かを問わない。）があった者が負傷又は疾病により同一の部位について障害の程度を加重した場合は，加重後の身体障害の該当する障害等級に應ずる給付額から，既存障害の障害等級に應ずる給付額を差し引いた額によって補償を行うこととされている（労災則14条5項）。

この点に関する裁判例として，神戸地裁昭和45年5月18日判決（労民集21巻3号670ページ，訟月16巻10号1184ページ）がある。

(5) 遺族補償給付

労働者が業務上の事由により死亡した場合には，その遺族に対し遺族補償給付として遺族補償年金又は遺族補償一時金が支給される（労災保険法12条の8第1項4号，16条）が，この給付は，死亡した被災労働者に扶養されて

いた家族の，死亡によって失った被扶養利益を補てんしようとするものである。被扶養利益といっても被災労働者の収入，すなわち賃金によって扶養されていたのであるから，遺族補償給付も他の給付と同様に被災労働者の稼働能力の損失のてん補を目的とするものである。

また，遺族補償給付は，被災労働者が生存していたならばその家族が受けられたであろう被扶養利益を補てんするものであるから，その扶養を受けるであろうという状態が続く限り補償するのが制度の趣旨に合致する。

このような給付の目的及び性質上，遺族補償給付の支給は，年金給付が原則であり，一時金の支給は，一定の場合に限られる（労災保険法16条の6）。

ア 遺族補償年金の受給資格者

(ア) 受給資格と受給権

労災保険では，遺族補償年金の支給に当たって，まず，被災労働者の死亡当時の遺族の状態に基づき，遺族補償年金を受けることができる遺族（遺族補償年金の受給資格者という。）を確定し，その遺族のうち特定の者（受給権者という。）に，具体的に年金を支給する仕組みを採っている。

遺族補償年金の受給資格者となるのは，被災労働者の死亡の当時その者の収入によって生計を維持していた配偶者，子，父母，孫，祖父母及び兄弟姉妹である。ただし，妻（婚姻の届出をしていないが，事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）は，生計維持関係を要するほかは無条件であるが，妻以外の遺族については，生計維持関係のほか，被災労働者の死亡の当時に一定の年齢に該当する者であるか，あるいは一定の障害の状態にある者でなければならない（労災保険法16条の2第1項）。この一定の年齢とは，①夫（婚姻の届出をしていないが，事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。），父母又は祖父母については，60歳以上，②子又は孫については，18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間，③兄弟姉妹については，18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間又は60歳以上，のいずれかである。これらのいずれに

も該当しない者については、一定の障害の状態にあることが要件となる。一定の障害とは、障害等級5級以上の身体障害がある状態、又は、傷病が治らないで、身体の機能若しくは精神に、労働が高度の制限を受けるか、若しくは労働に高度の制限を加えることを必要とする程度以上の障害がある状態である（労災則15条）。

(イ) 生計維持関係

受給資格者となるためには、前記遺族の範囲に含まれるとともに、「労働者の死亡の当時、その収入によって生計を維持していた」という生計維持関係が必要であるが、「労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた」とは、通常、死亡した被災労働者に扶養されて生活をしてきたこと、すなわち、死亡労働者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難な関係が常態であることをいい、専らあるいは主としてその者の収入によって生計を維持していたことまでは必要ではなく、生計の一部を維持されていれば足りると解されるから、いわゆる夫婦共働きの場合も、原則的にはこれに該当する（前掲基発第73号（一P.17）、昭和41年10月22日基発第1108号、平成2年7月31日基発第486号）。なお、①被災労働者の死亡当時において、業務外の疾病その他の事情により当該遺族との生計維持関係が失われていても、それが一時的な事情によるものであることが明らかであるとき、②被災労働者の収入により生計を維持することとなった後間もなく当該労働者が死亡した場合であっても、被災労働者が生存していたとすれば、特別の事情のない限り、生計維持関係が存続するに至ったであろうと推定し得るとき、③被災労働者がその就職後、極めて短期間の間に死亡したため、その収入により当該遺族が生計を維持するに至らなかった場合であっても、被災労働者が生存していたとすれば、生計維持関係が間もなく常態となるに至ったであろうことが賃金支払事情等から明らかに認められるときについても生計維持関係の存在を認めるべきであるとされている（上記基発第1108号）。一方、例えば、死亡の当時において民法の規定により離

婚原因又は離縁原因とされている「悪意で遺棄されたとき」に被災労働者が該当するようなときは、消極に解すべきであるとされ、また、いわゆる三世同居の場合において、死亡労働者の子又は父母に相応の所得（当該収入によって当該遺族の消費生活のほとんどを維持し得ると認められる程度の収入）がある場合には、死亡労働者の孫や祖父母は死亡労働者の子又は父母によって生計を維持されているのが通常であり、死亡労働者との生活維持関係は、原則として認められないとされている（上記基発第486号）。

(ウ) 内縁の配偶者

a 配偶者とは、法律上の婚姻の届出をしている妻又は夫のことであるが、我が国の実情から婚姻をしても法律上の届出を欠くことがまれではなく、法律上の婚姻（夫婦）とは認められないが、社会的事実としては夫婦の実質を備える生活関係にある場合も多い。このように、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合がいわゆる内縁関係であり、労災保険法ではこのような実態に着目して、内縁関係にある者も受給資格者としている（同法11条1項、16条の2）。しかし、同棲していたというだけでは内縁関係があったとはいえないのであり、当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意及び夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在することが必要とされよう（昭和55年5月16日庁保発第15号、社会保険庁年金保険部長から、都道府県知事あて通知「事実婚関係の認定について」法制局意見参照）。

b 内縁関係にあった者を配偶者と同様に受給資格者としているのは、社会生活の実情に即した保護を与えようとする趣旨である。したがって、内縁関係が夫婦としての継続的な両性関係を持つこと自体を正しくないとする社会一般の倫理観に反するようなものは含まれないことになる。

この点、国家公務員等共済組合法における配偶者に関する法制局回

答（昭和38年9月28日大蔵省主計局長あて回答）は、民法734条（近親婚）、735条（直系姻族間の婚姻）、736条（養親子間の婚姻）の規定により禁止されている近親婚等に当たるような内縁関係における配偶者は、「届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」に含まれないが、同法731条（婚姻適齢）、733条1項（再婚禁止期間）及び737条（未成年者の婚姻）の違反は反倫理的なものとはいえないからこれに含まれるとしている。

裁判例では、厚生年金保険法に関する事案であるが、反倫理的な内縁関係にある者を包含しないと解する理由として、法律上加入強制されている被保険者の掛金及び国庫負担金等をもって賄われる公的給付を受けるには、それにふさわしい者のみが給付対象者とされるべきところ、社会一般の倫理観に反するような内縁関係にある者は公的給付を受けるにふさわしい者とは認められないとしたものがある（東京地裁昭和59年1月30日判決・行裁集35巻1号39ページ、訟月30巻7号1202ページ、その控訴審東京高裁昭和59年7月19日判決・行裁集35巻7号956ページ、訟月31巻9号2210ページ、その上告審最高裁昭和60年2月14日第一小法廷判決・訟月31巻9号2204ページ）。

もっとも、やはり厚生年金保険法に関する事案ではあるが、被保険者と内縁関係にあった者が三親等の傍系血族であった事案につき、近親間における内縁関係については、直系血族間、二親等の傍系血族間の内縁関係は反倫理性、反公益性が極めて大きく、いかに当事者が社会通念上夫婦としての共同生活を営んでいたとしても「配偶者」としての保護に値せず、三親等の傍系血族間の内縁関係も基本的にはこれと変わらないとしながらも、農業後継者の確保等の要請から親族間の結婚が少なからず行われてきた社会的、時代的背景の下に形成された三親等の傍系血族間の内縁関係については、それが形成されるに至った経緯、周囲や地域社会の受け止め方、共同生活期間の長短、子の有無、夫婦生活の安定性等に照らし、反倫理性、反公益性が、婚姻法秩

序維持等の観点から問題とする必要がない程度に著しく低いと認められる場合には、上記近親者間における婚姻を禁止すべき公益的要請よりも遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するという法の目的を優先すべき特段の事情があるとして、遺族厚生年金の受給権を認めたものがある（最高裁平成19年3月8日第一小法廷判決・民集61巻2号518ページ、判時1967号86ページ、判タ1238号177ページ、訟月登載予定）。

c. ここで問題となるのは、内縁関係が他の法律婚と重複する場合である。すなわち、法律上の婚姻関係にある配偶者の一方が第三者と事実上の夫婦関係に入った場合（いわゆる「重婚的内縁関係」）に、重婚的内縁配偶者が遺族補償の受給権者となり得るかどうかである。

この点については、民法が法律婚主義を採っていること及び年金支給の関係で内縁関係にある者を配偶者として認めるに至った趣旨が、民法上の法律婚によって生ずる欠陥を補い、社会生活の実情に即したものとするために設けられたことからすると、届出による婚姻関係にある者を優先すべきことは当然であるが、届出による婚姻関係がその実体を失って形がい化し、かつ、その状態が固定化して近い将来解消される見込みがなかった場合には、事実上の婚姻関係にあった者が優先する。「届出による婚姻関係がその実体を失って形がい化し、かつ、その状態が固定化して近い将来解消される見込みがなかった場合」とは、婚姻の届出はあるものの、当事者間に社会通念上夫婦の共同生活と認められる事実関係を維持しようとする合意がなくなっており、かつ、当事者間に社会通念上夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在しなくなった場合を指す（「労働者災害補償保険法」276ページ、平成10年10月30日基発第627号）。

裁判例は、労災保険法にいう内縁の配偶者には、「一般には、被災者に法律上の妻があるような場合に被災者と重婚的に内縁関係に入ったような者は含まないものと解される」が、「被災者に法律上の妻があるような場合でも、その妻が長期行方不明、生死不明、またはその

妻が他の男性と長期間に亘り重婚的内縁関係を継続しているような場合などで、被災者との婚姻関係は全く形骸化して単に婚姻届出のみが残存もしくは離婚届がなされていないのみの状況にあり、実質的には、法律上の離婚があつたと同視し得るような状況の場合は、被災者に法律上の妻がない場合と同視して労災保険法16条の2第1項括弧誓の適用を考慮し得る」としていた（広島地裁昭和55年11月20日判決・労民集31巻6号1135ページ、判時1000号73ページ、その控訴審広島高裁昭和56年7月30日判決・労民集32巻3・4号510ページ、その上告審最高裁昭和60年5月17日第二小法廷判決・昭和56年（行ツ）第188号〈公刊物未登載〉）。

一方、農林漁業団体職員共済組合法に関する事案において、最高裁は、「戸籍上届出のある配偶者であっても、婚姻関係が実体を失って形骸化し、その状態が固定化して近い将来解消される見込みがないとき、すなわち、事実上の離婚の状態にある場合には、もはや遺族給付を受けるべき配偶者に該当しないものというべきである」旨判示した（最高裁昭和58年4月14日第一小法廷判決・民集37巻3号270ページ、判時1124号181ページ、判タ534号108ページ）。その後、厚生年金保険法等の事案において、同旨の裁判例が定着している。

労災保険法の事案では、東京地裁平成10年5月27日判決（労判739号65ページ）が、上記最高裁昭和58年4月14日第一小法廷判決の判断枠組みを引用した上で、その判断に当たっては、「被災者と婚姻の届出をした者との間に婚姻関係を解消することについての合意があることは、必ずしも要件となるものではなく、別居に至る経緯、別居期間、婚姻関係を維持する意思の有無、婚姻関係を修復するための努力の有無、経済的依存関係の有無・程度、別居後の音信、訪問の有無・頻度等を総合考慮して右の判断を行うべきである。」と判示している（その後、前掲基発627号（→P.31）が発せられている。）。最高裁平成17年4月21日第一小法廷判決（裁判集民事216号597ページ、判時1895号

50ページ、判タ1180号171ページ）も、私立学校教職員共済法の事案ではあるが、おおむね同様の考え方を採った一審（東京地裁平成16年3月19日判決・判時1866号34ページ）及び控訴審（東京高裁平成16年8月19日判決・XXXXXXXXXX〈公刊物未登載〉）の判断を是認している。

「届出による婚姻関係が実体を失って形骸化し、かつ、その状態が固定化して近い将来解消される見込みがない場合」とは、いかなる状態をいうのかについては、一義的に定めることは困難であり、具体的事案について個々に認定するほかない。前掲基発627号では、次に掲げる要件のすべてを満たす状態をいうものとしている。

- ① 被災者の死亡時、当事者間において、婚姻関係の形骸化及びその状態の固定化を容易に推認できるほどの長期間にわたる別居状態が継続中であったこと。
- ② 上記①の別居状態が継続している間（以下「別居期間」という。）中、当事者間において、電話連絡、書簡又は訪問等による交流の事実が存在せず、音信不通又はそれに準じた状態であったこと。
- ③ 別居期間中、正常な夫婦関係の回復、別居生活の解消を図るための継続した努力の形跡が当事者のいずれにも認められないこと。ただし、届出による婚姻関係にあった者について、生活状態等からこれらの継続した努力が期待し得ないと認められる場合を除くものとする。

なお、国家公務員共済組合法2条1項所定の配偶者に関し、既に内縁関係にある者が重ねて他の者と内縁関係に入ったいわゆる「二重内縁関係」を重婚的内縁関係に類似した事案としてとらえ、上記の重婚的内縁関係にある場合と同様の論理構成を採ったものとして、東京地裁昭和63年12月12日判決（行裁集39巻12号1498ページ、訟月35巻5号853ページ、判時1311号60ページ。控訴取下げで確定）がある。

(エ) 受給権者

遺族補償年金は、受給資格者の全員がそれぞれ受けられるわけではなく、そのうちの最先順位者だけが受けることになる。このうちの最先順位者を受給権者^(注)と呼んでいる。

この場合、最先順位者が2人以上あるときは、その全員がそれぞれ受給権者となる。受給権者となる者は、被災労働者が死亡した当時の最先順位者だけであり、最先順位者が死亡や再婚等で受給権を失えば、その次の順位の者が最先順位者として受給権者となる（労災保険法16条の4第1項）。このように、遺族補償年金の受給権は、先順位者から後順位者へ次々と受け継がれる。これを転給と呼んでいる。

また、被災労働者の死亡当時胎児であった子が出生したときは、その子は、被災労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた者とされ（労災保険法16条の2第2項）、出生の時から受給資格者となるが、嫡出でない子については認知を要する。

（注）受給権者となる順位は次のとおりである（労災保険法16条の2、昭和40年改正法附則43条、労災則15条）。

- ① 妻又は60歳以上若しくは一定障害の夫
- ② 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は一定障害の子
- ③ 60歳以上又は一定障害の父母
- ④ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は一定障害の孫
- ⑤ 60歳以上又は一定障害の祖父母
- ⑥ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか若しくは60歳以上又は一定障害の兄弟姉妹
- ⑦ 55歳以上60歳未満の夫
- ⑧ 55歳以上60歳未満の父母
- ⑨ 55歳以上60歳未満の祖父母
- ⑩ 55歳以上60歳未満の兄弟姉妹

なお、⑦から⑩の55歳以上60歳未満の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹は、受給権者となっても、60歳に達するまでの間は遺族補償年金の支給が停止さ

れる（昭和40年改正法附則43条1項・3項）。

（オ）年金額

遺族補償年金の額は遺族の数等によって分かれる^(注)が、受給権者が2人以上あるときは、この額を等分した額がそれぞれの受給権者の受給額となる。

（注）給付額は、次のとおりである（労災保険法16条の3、同法別表第1）。

- ① 1人・・・給付基礎日額の153日分、ただし、その遺族が55歳以上の妻又は一定の障害の状態にある妻の場合は、給付基礎日額の175日分
- ② 2人・・・給付基礎日額の201日分
- ③ 3人・・・給付基礎日額の223日分
- ④ 4人以上・・・給付基礎日額の245日分

（カ）受給権の消滅と受給資格の喪失

遺族補償年金の受給権は、受給権者に一定の事由が生じたときは消滅する^(注)。これを「失権」というが、この場合に、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に年金が支給される。すなわち前述した転給が行われる。受給権が消滅する事由が生じたときは、受給資格についても同様に喪失し、これを「失格」という。

（注）受給権消滅事由は、次のとおりである（労災保険法16条の4）。

- ① 死亡したとき。
- ② 婚姻（内縁関係を含む）をしたとき。
- ③ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（事実上の養子縁組も含む。）となったとき（受給権者が自分の父母、祖父母、自分の配偶者の父母、祖父母等でない者、例えば自分の叔父・叔母（傍系の親族）の養子となったとき）。
- ④ 離縁（養子縁組関係の消滅）によって、死亡労働者との親族関係が終了したとき。
- ⑤ 子・孫・兄弟姉妹については、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき。ただし、死亡の時から引き続き一定の障害を有するままであるときは、失権・失格しない。

- ⑥ 一定の障害を有する状態にあるために受給資格者となった遺族については、その事情がなくなったとき。

(中) 遺族補償年金前払一時金

遺族補償の年金は、年に6回（2・4・6・8・10・12の各月）に分けて支給されるが（労災保険法9条3項）、被災労働者が死亡した場合は通常に比し、多額の支出を迫られるのが実情である。この点を考慮して、同法は受給権者が希望すれば、遺族補償年金をまとめて前払する前払一時金制度（同法附則60条1項）を設けている。前払一時金の額は、給付基礎日額の1000日分を限度とし（同条2項）、前払一時金が支給されると、遺族補償年金は、毎月分の合計額が前払一時金の額に達するまでの間支給が停止される（同条3項）。

なお、55歳以上60歳未満の夫、父母、祖父母、兄弟姉妹は、60歳に達する月までの間は、遺族補償年金の支給が停止される（昭和40年改正法附則43条3項本文）が、上記の者も先順位の受給資格者がなく受給権者となるべき者がいない場合には、自ら前払一時金を請求することができる（同項ただし書）。

イ 遺族補償一時金

①被災労働者の死亡当時、遺族補償年金の受給者がいないとき、又は、②遺族補償年金の受給権者の権利が消滅した場合において、他に受給資格者がなく、かつ、それまでに支給された遺族補償年金額の合計額が、当該受給権者の権利消滅の日に①に該当することとなるものとしたときに支給されることとなる遺族補償一時金の額（給付基礎日額の1000日分）に達しないときに、配偶者又は二親等内の血族に対し、①の場合であれば、給付基礎日額の1000日分が、②の場合であれば、給付基礎日額1000日分から既に支給された年金額の合計額（厚生労働大臣が定める一定の率（換算率）を乗じて現在価値に評価替えした額）を差し引いた額が、支給される（労災保険法16条の6、16条の7、16条の8）。これが遺族補償一時金であるが、前者は、昭和40年の年金制導入により、遺族補償年金の支給対象とな

らないものについて、調整措置を講じたもの、後者は、年金の短期失権者に対するいわば年金累計額最低保障的性格を持つものと説明されている（「労働者災害補償保険法」428ページ）。

一時金の受給権者は、(1)配偶者、(2)被災労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた、①子、②父母、③孫、④祖父母、(3)それ以外の、①子、②父母、③孫、④祖父母、(4)兄弟姉妹のうち最先順位者（(2)、(3)の中では①から④の順）である（労災保険法16条の7）。

(6) 葬祭料

労働者が業務上死亡したときは、死亡した労働者の葬祭を行う者に対して、葬祭料が支給される（労災保険法12条の8第1項第5号、第2項、労基法80条）。葬祭料は通常葬祭に要する費用を考慮して厚生労働大臣が定める額とされている（同法17条）が、現在は31万5000円に給付基礎日額の30日分を加えた額である。ただし、この額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は、給付基礎日額の60日分が支払われる（労災則17条）。

「葬祭を行う者」とは、実際に葬祭を行うと認められる者をいい、葬祭を行う遺族がいない場合に社葬として会社において葬祭を行ったような場合は、会社に支給されるべきであるとされている（昭和23年11月29日基災収第2965号）。

(7) 傷病補償年金

従来、傷病が療養開始後治らないなど一定の要件を満たす被災労働者について、必要と認めた場合に、療養の給付と長期傷病補償給付が行われていたが、上記給付が、長期療養者の症状が各療養ごとに極めて区々であるにもかかわらず、給付される年金の額が一律（給付基礎日額×365の60%）であり、障害補償年金の額がその障害の程度に応じて、きめ細かく定められているのに比べ不均衡であったこと、従来の長期療養者の療養開始後3年の経過を待つまでもなく、療養開始後1年6か月を経過した者は引き続き長期にわたる療養を要することとなるのが通例であったこと、厚生年金保険においても、療養開始後1年6か月を経過すると、傷病の治癒の有無にかかわらず、その

障害について障害年金が支給されることとなったこと等から、長期傷病補償給付を改め昭和51年に設けられたのが傷病補償年金である。

傷病補償年金は、療養補償給付を受けている労働者がその傷病のための療養が長期化し、その開始1年6か月を経過した日又は同日後に、次の要件に該当する場合に、その要件に該当する月の翌月から支給される（労災保険法12条の8第3項、同法9条1項）。

- ① その負傷又は疾病が治っていないこと。
- ② その負傷又は疾病による障害の程度が傷病等級表の傷病等級に該当すること。

傷病補償年金の額は、労災保険法別表第1に定められており、傷病等級1級から同3級に応じそれぞれ給付基礎日額の313日分から245日分である。

傷病補償年金の受給者には、必要な療養補償給付が引き続いて行われるが、休業補償給付は支給されない（労災保険法18条2項）。しかし、その傷病による障害の程度が傷病等級に該当しない労働者には、引き続き療養補償給付のほか必要に応じて休業補償給付が支給され、その後その労働者の傷病の程度が重くなり、傷病等級に該当するに至った場合には、そのときから傷病補償年金が支給される。

このようにして、傷病補償年金の支給事由が生じたときには、その支給事由の生じた月の月末までは、休業補償給付が引き続き支給される。

(8) 介護補償給付

①高齢化、核家族化等により、重度被災労働者は家庭で十分な介護を受けることが困難になってきていることから、民間事業者等から介護サービスを受ける必要性が一層高まり、その費用負担が増大するおそれがあること、②他方、近年の人身障害に係る民事損害賠償の状況をみると、重度の障害を負った者の介護に当たっている親族等による介護労働に対する金銭的な評価は高額化しており、これが慰謝料を上回り、逸失利益に匹敵する例も少なくないなど、損害額算定の重要な要素とされていること、③ILO第121号勧告においては、常時他人の介護を要する場合においては、その援助又は付添い

のため合理的な費用を支払うための措置が採られるべきであるとされていること等の状況を踏まえ、労働災害によって被った損害のてん補を行うという労災保険制度の本来の趣旨にかんがみ、労働災害の結果として、労働者が介護を要する状態となり、それによって生じた介護を受けることに伴う費用の支出等の損害については、単なる付帯事業としてではなく、労災保険で当然にてん補すべき損害として位置づけて給付を行うことが適当であるとの考え方にに基づき、平成7年に新設された保険給付である。

介護補償給付は、障害補償年金又は傷病補償年金を受ける権利を有する労働者が、その受ける権利を有する障害補償年金又は傷病補償年金の支給事由となる労災別表第3に定める一定の障害を有する場合に、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けているときに、当該介護を受けている間支給される（ただし、①障害者自立支援法（平成17年法律第123号）5条12項に規定する障害者支援施設に入所している間（同条6項に規定する生活介護を受けている場合に限る。）、②これに準ずる施設として厚生労働大臣が定めるものに入所している間、③病院又は診療所に入院している間、については除かれる。）（労災保険法12条の8第4項）。

介護補償給付は、月を単位として支給され、支給額は、常時介護を要する被災労働者と随時介護を要する被災労働者とで、また、その月において費用を支出した場合とその月に費用を支出して介護を受けた日はないが親族等による看護を受けた日がある場合とでそれぞれ異なり、現在10万4590円が限度とされている（労災別18条の3の4）。

(9) 労災保険法施行前の業務に起因して発症した疾病についての同法の適用の有無

労災保険法施行前に従事した業務によって、同法施行後に疾病を発症した場合に、同疾病が同法に基づく保険給付の対象となるか否かについては、適用肯定説（宮島尚史「長期潜伏の職業病と労災保険給付」労働経済旬報1371号4ページほか）と適用否定説（西村健一郎「労災保険法施行前の業務による疾病と同法の適用」季刊労働法141号156ページ、岩山誠「労災保険法施行

前の疾病と同法の適用」ジュリスト887号212ページ、保原喜志夫〔判例批評〕判時1243号187ページ（判例評論344号41ページ）ほか）に大別されるが、最高裁平成5年2月16日第三小法廷判決（民集47巻2号473ページ、訟月40巻1号144ページ、判時1464号36ページ、判タ823号106ページ、労判624号6ページ。ベンジジン判決）は、「労働者災害補償保険法もまた、同法の施行後に疾病の結果が生じた場合については、それが同法施行前の業務に起因するものであってもなお同法による保険給付の対象とする趣旨で、同法附則57条2項において、同法施行前に発生した業務上の疾病等に対する保険給付についてのみ、旧法によるべき旨を定めたものと解するのが相当であり、健康保険法の一部を改正する等の法律（昭和22年法律第45号）附則3条ないし5条の規定の文言も、右解釈の妨げとなるものではない。また、一般に、保険制度に基づく保険給付は、本来、費用負担者から拠出された保険料を主な財源とするものである以上、保険制度が発足する以前に原因行為があり、結果がその発足後に発生した場合に、これを保険事故として保険給付をすることは、例外的な扱いであるといわなければならないが、業務上の事由によって被害を受けた労働者に対する補償を実効的に行うことを目的として労働者災害補償保険法が導入されたことなどから考えると、前記のように、労働者災害補償保険法がこれを保険給付の対象としたことには、合理的な理由があるものといえることができる。」として、労災保険法施行後に発症した疾病は、それが同法施行前の業務に起因するものであっても、同法による保険給付の対象になるとしている。

(10) 二次健康診断等給付

ア 二次健康診断等給付は、労働者が労働安全衛生法66条1項または同条5項ただし書の規定による健康診断のうち、直近のもの（以下「一次健康診断」という。）において、脳血管疾患及び心臓疾患に関連する一定の項目について異常の所見があると診断され、かつ、脳血管疾患及び心臓疾患の症状を有していないと認められる場合に、労働者の請求に基づき行われる（労災保険法26条1項）。

なお、一次健康診断の担当医師により異常なしの所見が診断された場合であっても、労働安全衛生法に基づき事業場に選任されている産業医等が、就業環境等を総合的に勘案し、異常の所見が認められると診断した場合には、産業医等の意見を優先して、異常の所見があるものとみなす。

イ 二次健康診断等給付の範囲は、二次健康診断及び特定保健指導である（労災保険法26条2項）。

（ア）二次健康診断は、脳血管及び心臓の状態を把握するために必要な検査を行う医師による健康診断であり、具体的には①空腹時血中脂質検査、②空腹時血糖値検査、③ヘモグロビンA1C（一次健康診断で受診している場合は、二次健康診断では支給されない。）、④負荷心電図検査又は胸部超音波検査のいずれか一方の検査、⑤頸部超音波検査、⑥微量アルブミン尿検査（一次健康診断の尿蛋白検査で、擬陽性（±）または弱陽性（+）の所見が診断された場合に限る。）を行う。

（イ）特定保健指導は、二次健康診断に基づき、脳血管疾患及び心臓疾患の発症の予防を図るため、医師又は保健師の面接により行われる保健指導であり、具体的には①栄養指導、②運動指導、③生活指導を行う。

なお、特定保健指導は、二次健康診断の結果、脳血管疾患及び心臓疾患の症状を有していると診断された場合は、実施されない（労災保険法26条3項）。

ウ 二次健康診断等給付は、労災病院又は都道府県労働局長が指定する病院若しくは診療所において、直接二次健康診断及び特定保健指導を給付する。

エ 二次健康診断等給付の請求は、一次健康診断の受診日から3か月以内に行う。

ただし、天災地変により請求を行うことができない場合や一次健康診断を行った医療機関の都合等により一次健康診断の結果の通知が著しく遅れた場合は除く。

オ 二次健康診断等給付は、1年度内に1回のみ受けられる。したがって、同1年度内に2回以上の定期健康診断を受診し、いずれの場合も二次健康

診断等給付の要件を満たしている場合でも、二次健康診断等給付はその年度内に1回しか受けることができない。

3 社会復帰促進等事業

労災保険法は、労働災害に関する保険給付の支給を中心的な目的としつつ、それにとどまらず使用者としての責任の履行の確保を図るため、労働者のために各種の施策を講じることを第二の目的としており、保険給付の事業に並立する事業として、社会復帰促進等事業を行っている。

社会復帰促進等事業は大別して、①社会復帰促進事業、②被災労働者等援護事業、③安全衛生確保事業の3つに分けることができる（労災保険法29条1項1号ないし3号）。これらの事業の一部は、労災保険が出資している独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「労働者健康福祉機構」という。）が行っている。

これらは、いずれも使用者の責任分野に属するもので、労働災害の被災労働者、その遺族の援護及びその社会復帰の促進を図るものであり、保険給付の事業とあいまって、労働災害の予防から被災労働者の社会復帰までの一貫した体系を形作っており、労働災害によって脅かされがちな労働者及びその家族の生活の保護をこの体系的な施策により行っている。

なお、社会復帰促進等事業に伴う各種給付の支給・不支給の決定については、従来、処分性がないとされてきたが、最高裁平成15年9月4日第一小法廷判決（裁判集民事210号385ページ，訟月50巻5号1526ページ，判時1841号89ページ，判タ1138号61ページ，労判858号48ページ）は、労災就学援護費の不支給決定につき処分性を認める判断をした。この点は、後記第3，2，(7)で詳述する。

以下、実施されている各事業のうち主なものについて述べる。

(1) 社会復帰促進事業（労災保険法29条1項1号）

療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他業務災害及び通勤災害を被った労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業である。

ア 労災病院

労災保険は、被災労働者の社会復帰を最終的な目的としているので、被災労働者の療養については、労働能力の積極的回復につながるものであることが要請されている。これらの傷病の治療には、一般傷病の場合よりもおのずから特殊な技術や設備を必要とする場合が多いので、その専門的施設として、必要な医療設備を完備し、専門医師をそろえた労災病院（全国に33箇所設置）があり、労働者健康福祉機構が設置運営している。

イ 総合せき損センター

業務災害又は通勤災害によるせき損損傷患者やこれに類する外傷性患者に対して医学的な治療から機能回復訓練、職業指導という職業的リハビリテーションまでを一貫して行い、その社会復帰の促進を図るための施設で、現在1箇所（福岡県）設置されており、労働者健康福祉機構が設置運営している。

ウ 労災リハビリテーション作業所

重度障害者のリハビリテーション施設として労災リハビリテーション作業所があり、業務災害又は通勤災害による重度せき損損傷者のうち症状が固定した者を入所させて、健康管理を行いながら適当な工業的作業を斡旋し、その作業により収入を得られるようにしようとするもので、現在全国に8箇所設置されており、同じく労働者健康福祉機構が設置運営している。

エ 医療リハビリテーションセンター

昭和62年4月に開設された業務災害又は通勤災害による被災労働者であってリハビリテーションにより社会復帰が可能であると認められる者に対して診療及びリハビリテーションを総合的に行う施設で、現在1箇所（岡山県）設置されている。また、同センターは労基署長の委託を受けて労働者の業務上の事由又は通勤による傷病に係る認定検査等も行っている。この施設も労働者健康福祉機構が設置運営している。

オ 外科後処置

傷病が治癒すると、療養補償給付及び療養給付は行われなくなる。したがって、治癒した後、義肢装着の必要から行う断端部の再手術、顔面の醜

状を軽減するための整形手術、局所の神経症状を消退させるための理学療法等外科後処置のための費用は、保険給付の対象とならないのであるが、被災労働者が職業生活、社会生活に復帰するためには、これらの外科後処置が必要であることを考慮して、これを社会復帰促進等事業として行うことにしている（昭和56年2月6日基発第69号）。

カ 義肢等補装具の支給

手足を失ったり視力を著しく減退したりした労働者に対しては、その障害の程度に応じて障害補償給付又は障害給付が支給されるが、さらに社会復帰促進等事業として、義肢、眼鏡等の義肢等補装具が無料で支給される（平成18年6月1日基発第0601001号）。

キ 社会復帰促進等事業としてのアフターケア

被災労働者については、その者の症状が固定した（治癒）後においても、後遺症状に動揺を来したり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれがあることから、せき髄損傷、頭頸部外傷症候群等（頭頸部外傷症候群、頭肩腕症候群、腰痛）、尿路系障害、慢性肝炎、白内障等の眼疾患、振動障害、大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折、人工関節・人工骨頭置換、慢性化膿性骨髓炎、尿路系腫瘍、熱傷及び虚血性心疾患等の特定の傷病に対し、必要に応じ予防その他治癒後の保健上の措置として、一定期間、診察、保健指導、保健のための処置、保健のための薬剤の支給及び検査を範囲とするアフターケアを行い、被災労働者が円滑に社会生活を営むことができるように援護している（平成19年4月23日基発第0423002号）。

(2) 被災労働者等援護事業（労災保険法29条1項2号）

被災労働者の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護、その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業であり、主なものとして以下のようなことが行われている。

ア 特別支給金の支給

社会復帰促進等事業の一環として特別支給金の支給がある（特別支給金

規則2条）。

特別支給金の種類は、①休業特別支給金、②障害特別支給金、③遺族特別支給金、④傷病特別支給金、⑤障害特別年金、⑥障害特別一時金、⑦遺族特別年金、⑧遺族特別一時金、⑨傷病特別年金の9種類である（特別支給金規則2条）。

このうち、①から④までは、いわゆる「特別支給一時金」であり、⑤から⑨までが、ボーナス等の特別給与を算定の基礎とするいわゆる「ボーナス特別支給金」である。

いわゆる特別支給一時金の制度は、労災保険法29条に基づき、被災労働者及びその遺族の福祉に必要な事業として行われるものであり、災害補償たる保険給付とあいまって被災者等の保護の実効を期そうとする趣旨のものである（例えば、休業補償給付又は休業給付の受給権者に給付基礎日額の100分の20相当額が支給される。特別支給金規則3条1項）。

その性格は、災害補償そのものではないが、他面、その支給事由、支給額等から明らかなように、保険給付と直接的関連、密接不可分の加給金的な関係にあり、その現実的機能としては、各保険給付とあいまってこれを補う所得的効果を持つものといえることができる。

一方、いわゆるボーナス特別支給金については、このボーナス等特別給与を給付基礎日額に算入した場合における年金給付の額に相当する額が支給総額になるように保険給付に上積み支給されるものであり（特別支給金規則6条参照）、給付基礎日額の算定基礎にボーナス等の特別給与が含まれていないのを、我が国の賃金慣行を考慮して実質的に補完し、労働者の稼得能力をより適切に給付に反映していこうとする趣旨のものであるといえることができる（以上につき「労働者災害補償保険法」790ページ以下）。

イ 労災就学援護費

業務上の事由又は通勤による死亡労働者の遺族や重度障害者の子弟の中には、進学をあきらめ、学業を途中で放棄せざるを得ない者も少なくないため、これらの者の就学を援護するための支給制度である。支給対象者は、

遺族補償年金又は遺族年金及び障害等級1級から3級までの障害補償年金又は障害年金を受ける者で、学校教育法1条の学校若しくは同法82条の2に定める専修学校に在学し、又は職業訓練施設若しくは職業訓練大学校において職業能力開発促進法所定の準則訓練若しくは指導員訓練を受ける者等とされている（昭和45年10月27日基発第774号）。労災就学援護費不支給決定の処分性については、後記第3、2、(7)に詳述する。

ウ 労災就労保育援護費

業務上の事由又は通勤による死亡労働者の遺族や重度障害者の家族の中には、その就労のため、被災労働者の子を保育所、幼稚園等に預ける必要のある者もあることから、これら保育に係る費用を援護するための支給制度である。

遺族補償年金又は遺族年金を受ける者で就労のため未就学の児童を保育所、幼稚園等に預けており、保育の費用を援護する必要があると認められる者等が支給対象者とされている（上記基発第774号）。

(3) 安全衛生確保事業（労災保険法29条1項3号）

業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営、その他労働者の安全及び衛生の確保のために必要な事業であり、主に以下のようなことが行われている。

ア 労働災害防止対策

労働災害の防止と災害補償は表裏一体の関係にあることから、事業主に對し、労働災害の防止に関する啓蒙指導を行うとともに、災害防止指導用の計測機器の整備、災害原因の調査分析等を実施している。また、労働災害防止団体法による中央労働災害防止協会及び建設、林業、貨物、港湾、鉱業の各業種別労働災害防止協会が自主的に行う業務災害防止事業に、労災保険から補助金が交付されている。

イ 健康診断センター（勤労者予防医療センター）

全国の各労災病院に現在9箇所付設され、有害業務従事者に対する特殊健康診断、疾病の早期発見、早期治療、健康管理に関する相談、指導等を

行っており、労働者健康福祉機構が設置運営している。

(4) 労働条件確保事業（平成19年改正前の労災保険法29条1項4号）

平成19年改正法による改正前においては、賃金の支払の確保、労働条件に係る事項の管理に関する事業主に対する指導及び援助、その他適正な労働条件の確保を図るために必要な事業として、労働条件確保事業が行われていた。主なものとして、未払賃金の立替払事業がある。

労働条件確保事業は、平成19年改正法の施行日（平成19年4月23日）をもって廃止されたが、改正前の労災保険法29条1項4号に掲げる事業として行われる給付金の支給であってその支給事由が施行日前に生じたものについては、なお従前の例によるとされている（平成19年改正法附則51条）。

4 保険給付決定及び不服申立て等

(1) 支給・不支給決定

保険給付は、被災労働者若しくは遺族又は葬祭を行う者からの請求に基づいて行うものであり（ただし、傷病補償年金を除く。労災保険法12条の8第1項、第2項）、被災労働者が使用される事業所を管轄する労基署長に對し、所定の事項を記載した請求書の提出をもって行うことと定められ（労災則13条等）、請求を受けた労基署長は、事実関係等を調査の上、支給又は不支給の決定を行うが、保険給付は、この決定をすることによって給付の内容が具体的に定まり、受給者は、これによって初めて政府に對し、その保険給付を請求する具体的権利を取得することとなる（最高裁昭和29年11月26日第二小法廷判決・民集8巻11号2075ページ）のであるから、それ以前において、国に對し直接保険給付を求めることは許されない（詳細は、後記第3、2、(2)、ア参照）。

(2) 不服申立て

保険給付に関する決定は、比較的大量に行われ、それに対する不服申立事業も少なくない。一方、受給権者の権利保護のため公正かつ迅速な処理が必要であること、その審査に当たり専門的技術的知識が要求されることから、保険給付に関する決定に不服がある者の不服申立てについては、審査請求及

び再審査請求の二審制度を採り、審査機関は、第一審が審査官、第二審が審査会とされている（労災保険法38条）。

保険給付に関する決定に対する不服申立てについては、一般法である行審法の手続とは異なる特殊の機関構成及び手続を必要とすることから、労審法が定められている。したがって、労審法の手続と行審法の手続が重複する限度において行審法の適用が排除されることになる（労災保険法39条）。この点に関連して、労災保険法39条により、行審法33条2項の規定は労災保険法38条1項の審査請求には適用されないので、審査官が、保険給付の支給を請求した者に、労基署長から提出された書類等の閲覧をさせなかったとしても、決定に瑕疵があるとはいえないとした裁判例（東京地裁平成11年7月14日判決・労判772号47ページ）がある。

ア 審査請求

審査請求は、原処分をした行政庁の所在地を管轄する都道府県労働局に置かれた審査官に対してする（労審法7条）が、審査請求人の住所を管轄する労基署長又は原処分をした労基署長を経由してすることができる（労審令3条）。

審査請求をすることができる者は、「保険給付の決定に不服のある者」、すなわち、保険給付に関し労基署長の違法又は不当な処分により直接自己の権利又は利益を侵害されたとする者である。したがって、原処分を受けた者がこれに該当するが、直接に自己の権利利益を侵害されたことを主張できる者であれば、処分を直接受けない第三者、例えば、原処分を受けた者（遺族補償給付の不支給決定処分を受けた者を除く。）が審査請求前に死亡した場合の相続人及び行方不明となっている遺族補償給付受給権者の財産管理人もこれに該当する。

なお、労災保険法による保険給付の決定は、被災労働者（又はその遺族）と、いわば保険者の地位にある政府との間に保険給付の権利関係を設定し又はこれを拒否する処分であって、被災労働者（又はその遺族）と使用者との間における災害補償に関する権利義務の存否を公権的に確認する処分

ではない。したがって、使用者は、災害補償事由の存否を争う法律上の利益を有しないから、労災保険給付をすべき旨の決定に対し、審査請求をすることができないとされている（東京地裁昭和36年11月21日判決・労民集12巻6号1003ページ、判時285号29ページ、保原喜志夫「労働判例評釈（七）」東京大学労働法研究会編240ページ。詳細は、後記第3、4、(2)参照）。

審査請求は、審査請求人が原処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内にしなければならない。ただし、正当な理由によりこの期間内に審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りではない（労審法8条1項）。「正当な理由」とは、単に審査請求人の主観的な事情だけでは足りず、請求人が審査請求を提起しようとしても、それを行うことが不可能と認められるような客観的な事情の存在が必要であり、法的知識が不足していたことは正当な理由とはなり得ないとされている（札幌地裁昭和49年12月20日判決・訟月21巻3号634ページ、その控訴審札幌高裁昭和50年5月28日判決・労民集26巻3号459ページ、訟月21巻7号1463ページ、判タ328号289ページ〔確定〕）。

審査請求書を郵便又は信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便をいう。以下同じ。）で提出した場合における審査請求期間の計算については、送付に要した日数は算入しないこととされているから（労審法8条2項）、郵送の場合には、原処分を知った日の翌日から起算して60日以内に発信していればよい（発信主義）。

審査請求に対して、審査官は、却下、原処分の取消し、棄却のいずれかの決定をしなければならない。

審査請求が不適法であって、その欠陥が補正することができないものであるときは、審査官は、決定をもってこれを却下しなければならない（労審法10条）。

審査請求を受理し本案の審理を終了したときは、審査官は、審査請求に

係る原処分の全部若しくは一部を取り消す決定又は審査請求の全部若しくは一部を棄却する決定をしなければならない（労審法18条）。

原処分の取消しの決定は、審査請求の対象となる処分が違法又は不当であると認められるときにされる本案に関する決定であり、また、審査請求の棄却の決定は、原処分に違法も不当もないとして原処分を是認し、審査請求を理由がないとする本案に関する決定である。

なお、審査請求人が正当な理由がなく、審査官が職権をもって行う出頭命令、審問、報告や物件の提出命令、立入検査、受診命令を拒否したなどの場合は、その審査請求を棄却することができる（労審法15条5項）。

決定は、主文、理由及び決定の年月日等を記載し、審査官が署名押印した文書をもって行い、決定の送達は審査請求人に決定書の謄本を送付することによって行う（労審法20条2項）。決定の効力は、送達された時に生ずる（労審法20条1項）。

イ 再審査請求

再審査請求は、審査請求に対する決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内にしなければならない（労審法38条1項）。ただし、正当な理由によりこの期間内に再審査請求をすることができなかったことを疎明したときはこの限りでない（労審法38条2項、8条1項ただし書）。

審査請求をしている者は、審査請求をした日から3か月を経過しても審査請求についての決定がないときは、当該審査請求に係る処分について、決定を経ないで、再審査請求をすることができる（労災保険法38条2項）。

上記規定は、審査請求事案が複雑・困難化していること等から、請求事案の処理期間が長期化する傾向にあり、その迅速処理が求められる中で、最高裁平成7年7月6日第一小法廷判決（民集49巻7号1833ページ、訟月42巻3号616ページ、判時1540号25ページ）において、労災保険法による2段階の審査請求手続の意義を認めつつも、国税通則法や健康保険法等にみられるような救済規定が置かれていないという問題点が指摘されたことを受けて、平成8年5月22日法律第42号により創設された。要するに、こ

れは、第一段階の審査官の決定が遅延した場合に国民の司法救済の道を不当に閉ざすことのないようにするために設けられた救済規定である（「労働者災害補償保険法」643ページ）。

なお、審査請求手続と再審査請求手続は、共に行政機関内部の手続であり、両手続が同時並行して継続するような事態は回避することが必要であるため、審査請求後3か月を経過しても審査官の決定がない場合において審査請求人が再審査請求をしたときは、国税通則法と同様、審査請求は取り下げられたものとみなすこととし、審査請求手続は終えんさせることとしている（労審法17条の2第3項）。ただし、審査請求人が再審査請求をした時点で既に審査官が決定書の謄本を審査請求人に発送していた場合については、当該決定が原処分の全部又は一部の取消しを内容とするときは、当該決定により審査請求人の請求が認容されるものであるのをこれを生かすこととし、当該部分については再審査請求を取り下げたものとみなすことにより再審査請求手続を終えんさせることとしている（労審法49条3項）。

ウ 時効の中断

審査請求又は再審査請求は、少なくとも、支給決定を受けた保険給付の支払を受ける権利に関し、裁判上の請求と同じ時効中断の効力を生ずるが（労災保険法38条3項）、審査請求又は再審査請求が却下され又はこれを取り下げた場合には時効中断の効力を生じない（民法149条。なお、受給請求権の消滅について後記6を参照）。

エ 不服申立ての前置

ある処分に対して審査請求と取消訴訟の2つの争訟手続が認められる場合に、両者の関係をどうするかについては、大別して不服申立前置（審査請求前置、裁決前置）主義と自由選択主義の2つがあるが、行訴法8条1項は、処分の取消しの訴えは、その処分について法令の規定によって審査請求をすることができる場合においても、直ちに提起することを妨げないとして自由選択主義の原則を採用し、例外として、法律にその処分についての審査請求に対する裁決を経なければ処分の取消しの訴えを提起するこ

とができない旨の定めがあるときは、この限りでないとしている。

しかし、労災保険制度においては、保険給付に関する処分は大量に行われ、行政の統一を図る必要があること、処分の内容が専門的知識を要するものが多い上、特に保険給付に関する審査請求及び再審査請求の審査機構が第三者性をもっていること、かつ、行政庁に対する不服申立てを前置することが、訴訟費用、係争期間等を考慮すると簡易迅速に国民の権利、利益の救済を図るのに有効であるとの見地から不服申立前置主義を採ることとしている（労災保険法40条本文）。ただし、①再審査請求がされた日から3か月を経過しても判決がないとき、②再審査請求についての判決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるときその他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この限りでないとされている（同条ただし書）。これは、前掲最高裁平成7年7月6日第一小法廷判決（→P.50）の趣旨を受けて、平成8年5月22日法律第42号により創設された。

不服申立前置が採られるのは、抗告訴訟のうち取消訴訟に限られ、無効確認訴訟あるいは不作為の違法確認訴訟については、この限りではない（無効確認訴訟につき、大阪高裁昭和32年7月9日判決・行裁集8巻7号1229ページ）。

なお、訴訟においては、不服申立前置要件が充足されたか否か疑義を生ずる場合があるが、この点は、後記第3、3の訴訟法上の問題において述べることとする。

5 労災保険給付制度と民法等との関係

(1) 労基法による災害補償と民事責任の関係

ア はじめに

労働者が業務上の災害により負傷した場合、その災害の原因が使用者にある（使用者行為災害）と、第三者にある（第三者行為災害）とを問わず、使用者は労基法に従い災害補償責任を負い、被災労働者は労災保険給付を受けることができるが、これとは別に被災労働者は災害の原因をもたらし

た使用者又は第三者に対して民法上の損害賠償を請求することができる。

民法上の損害賠償責任は、債務不履行（安全配慮義務違反）又は不法行為の要件（加害者側の違法性）の充足を必要とし、この要件を具備するときは、被害者は、療養のための現実の出捐（積極損害）及び逸失利益（消極損害）のみならず、物的損害及び精神的損害（慰謝料）のてん補をも請求することができ、損害賠償は被害者の被った損害を金銭をもっててん補するものである。他方、労基法上の災害補償責任は、使用者の違法性を要件とせず、労働者の業務上の負傷、疾病による療養、逸失利益のてん補を目的とするものであるが、そのてん補内容は給与を基準とした定率方式で算定され、災害により受けた全損害のてん補を予定していない。そして、労災保険給付は、使用者の災害補償責任を各個の使用者にゆだねることなく、業務災害からの労働者の保護、社会復帰、遺族の援護等を保険給付の形式により迅速、公平に行うことを目的とするものであり（労災保険法1条）、保険給付がされるべき損害について使用者はてん補責任を免れる（労基法84条1項）という点で、実質的には労災補償責任を保険しているが、使用者の損害賠償責任を保険するものとしては位置づけられていない。このように、賠償責任、補償責任、保険給付は、それぞれ異なる制度であるが、結果として労災事故により生じた労働者の損害をてん補することになるから、同一事由について重複して損害のてん補を受けさせることは、制度本来の目的とするところではない。

そこで、労基法上の災害補償については、同法84条2項が、「使用者は、この法律による補償を行った場合においては、同一の事由については、その価額の限度において民法による損害賠償の責めを免れる。」と規定して、災害補償請求権と使用者又は第三者に対する損害賠償請求権との競合を認める前提の下に両者の関係を調整することとしている。

イ 労基法84条2項の意義

労基法84条2項の法的根拠ないし意義については、災害補償は労働者が業務上の事由により被った損害（財産的損害）を使用者がてん補する制度

であるにとらえる見解と、災害補償は損害賠償とは性質を異にし、被災労働者又はその遺族の生活保障を目的とするものととらえる見解とに大別できる。最高裁昭和41年12月1日第一小法廷判決（民集20巻10号2017ページ、判時470号58ページ）は、「労働者に対する災害補償は、労働者のこうむった財産上の損害の填補のためにのみなされる」と判示している。

前者の見解に立てば、使用者の災害補償と損害賠償の両責任は同質の性格のものとして相互に補充的關係に立つことになり、労基法84条2項は当然の事理を明らかにしたにすぎず、災害補償が行われた場合の損害賠償責任の免責は当然ということになり、また、使用者が災害補償よりも損害賠償を先にした場合には同法には明文の規定はないものの、使用者は同様に災害補償責任を免れると解することになろう。一方、後者の見解に立てば、両責任は当然には補充的關係に立つものとはいえず、殊に、使用者が損害賠償を先に履行した場合には、同法に免責の規定がない以上補償責任を免れ得ないとの解釈も生じ得るが、この見解も、災害補償が被災労働者又はその遺族が被った損失のてん補と機能的に重複することを認めるから、その意味で災害補償と損害賠償との相互補充性を肯定することになり、同法84条2項は、このことを確認する規定であると解することになるとされている（以上につき、「労働者災害補償法論」283ページ以下片岡昇執筆分）。

ウ 災害補償と損害賠償の調整

（ア）災害補償が先行した場合

使用者が、被災労働者又はその遺族に対して災害補償を行った場合には、労基法84条2項の規定により、その価額の限度において損害賠償責任を免れる。すなわち、使用者が災害補償を行えば、損害賠償責任はその限度で消滅するが、災害補償が未履行の間は損害賠償責任も失われな

（イ）損害賠償が先行した場合

使用者が、被災労働者又はその遺族に対して損害賠償を先に行った場合の使用者の災害補償義務の帰すうについては労基法に規定がないが、

同一の事由について賠償した限度で災害補償の責任を免れると解すべきであろう。

なお、第三者行為災害の事例について、法制局意見は、加害第三者が民法上の損害賠償を先に行った場合には、使用者はその限度で労基法の災害補償責任を免責されるとしている（昭和32年2月19日法制局一発第7号労働省労働基準局長法制局第一部長回答・法制局意見年報第5巻158ページ）。

エ 「同一の事由」の意義

労基法84条2項にいう同一の事由とは、同法の災害補償を行う趣旨目的と民法上の損害賠償を行う趣旨目的とが一致することをいう。具体的には、同一災害に起因する同質同一の損害を双方の制度によりてん補すべき場合であるが、言い換えれば、当該損失が同一の災害から生じたことを指すものではなく、災害補償の対象となる損害と損害賠償の対象となる損害が同質同一であることを指すものである（花見忠＝保原喜志夫編・労災補償・安全衛生50講171ページ、厚生労働省労働基準局編・増補版労働基準法下816ページ、「労働者災害補償保険法」298ページ）。

労災保険法の事案について、裁判例も同趣旨を述べている（大阪高裁昭和29年9月29日判決・高民集7巻10号780ページ、その上告審最高裁昭和32年4月30日第三小法廷判決・民集11巻4号646ページ、判時111号10ページ、神戸地裁伊丹支部昭和46年6月21日判決・判タ267号293ページ）。

この同一事由の意義に関して、同一災害に対する災害補償と慰謝料の支払が同一の事由につき行われるものといえるか否かが問題となるが、労基法上の災害補償は、一般には被災労働者又は遺族の財産的損害をてん補するものであると解されているので、この見解によれば、被災労働者又はその遺族の精神的損害（慰謝料）や物的財産に対する損害は災害補償によるてん補の対象にならないことになる。

裁判例も、第三者行為災害に関する事例において、「労働者に対する災害補償は、労働者のこうむった財産上の損害の填補のためにのみなされる

のであつて、精神的損害の填補の目的をも含むものではないから、加害者たる第三者が支払った慰謝料が使用者の支払うべき災害補償の額に影響を及ぼさない」とし（前掲最高裁昭和41年12月1日第一小法廷判決（→P.54））、労災保険法の遺族補償費が支給された場合でも、右遺族補償費は受給権者の取得する損害賠償請求権にのみ充てられるべき筋合いのものであつて、慰謝料請求権には及ばないとしている（最高裁昭和37年4月26日第一小法廷判決・民集16巻4号975ページ、最高裁昭和58年4月19日第三小法廷判決・民集37巻3号321ページ、判時1078号78ページも同旨）。また、労災保険法による休業補償給付若しくは傷病補償年金又は厚生年金保険法による障害年金が対象とする損害と同性質であり、同一の事由の関係にあるとみられるのは、民事上の財産的損害のうち消極的損害（逸失利益）のみであるから、保険給付が現に認定された消極的損害の額を上回るとしても、当該超過分を積極的損害や精神的損害を補填するものとして、これらとの関係で控除することは許されないとしている（最高裁昭和62年7月10日第二小法廷判決・民集41巻5号1202ページ、判時1263号15ページ、判タ658号81ページ）。

さらに、社会復帰促進等事業の一環として、労働者災害補償保険特別支給金支給規則により支給される特別支給金は、被災労働者の福祉の増進を図るためのもので、損害賠償義務の履行との関係についての調整規定も置かれていないことに照らすと、被災労働者の損害を填補する性質を有するものとはいえず、これを損害賠償の額から控除することはできないとされている（最高裁平成8年2月23日第二小法廷判決・民集50巻2号249ページ、判時1560号91ページ、判タ904号57ページ、労判695号13ページ）。

オ 災害補償の請求権者と損害賠償請求権者が異なる場合

被災労働者が死亡した場合に、遺族補償・葬祭料の請求権者と損害賠償請求権者とが一致しない場合（例えば、内縁の妻が遺族補償の受給権を有し、父母が逸失利益についての損害賠償請求権を相続した場合）がある。この場合、使用者は遺族補償を行った受給権者に対してのみ補償額を限度

として損害賠償の義務を免れるのか、それとも補償額の限度で損害賠償請求権は消滅し、残余の請求権のみが各相続人に帰属するのか争いがあるところであるが^(注)、この点に関して、前掲最高裁昭和37年4月26日第一小法廷判決（→P.56）は、労災保険法に基づき妻に支給された遺族補償の額が、妻の使用者に対して有する不法行為による損害賠償請求権の額を超える場合でも、妻以外の遺族は、そのことと関係なく、使用者に対し、不法行為による損害賠償を請求することができることを認めており（なお、最高裁昭和50年10月24日第二小法廷判決・民集29巻9号1379ページ、判時798号16ページ参照）、後記(2)のとおり災害補償と損害賠償との調整についての考え方と同じ解釈運用がなされていることからして、同様に、災害補償の支給を受けていない損害賠償請求権者は、災害補償の支給と関係なく、使用者に対し、不法行為による損害賠償を請求できると考えられる。

（注）前者の見解に立つものとして、有泉亨・労働基準法455ページ、吾妻光俊・註解労働基準法785ページ、東京高裁昭和35年11月21日判決（高民集13巻10号865ページ、判時256号30ページ）、後者の見解に立つものとして、荒木誠之・労災補償法の研究126ページ、「労働災害補償法論」284ページ岡昇執筆分等がある。なお西村健一郎・労災補償と損害賠償173ページ参照

(2) 労災保険法による保険給付と使用者の損害賠償責任との関係

ア 既支給の保険給付と使用者の損害賠償責任

業務上の災害が民法上の損害賠償責任も生じさせる場合に、労災保険法に基づく保険給付と損害賠償との関係をどのようにとらえるべきかという問題がある。

既に支給された保険給付と使用者の損害賠償責任との関係については、労災保険法には労基法84条2項に相当する規定が存しないため、解釈にゆだねられているところであるが、前記(1)で述べた災害補償と損害賠償との調整についての考え方と同じ解釈、運用がされており、また、最高裁昭和52年10月25日第三小法廷判決（民集31巻6号836ページ、判時870号63ページ、判タ357号218ページ）も、労災保険法に基づく保険給付の実質は、使

用者の労基法上の災害補償義務を政府が保険給付の形式で行うものであって、受給権者に対する損害のてん補の性質をも有するから、事故が使用者の行為によって生じた場合において、受給権者に対し、政府が同法に基づく保険給付をしたときは、労基法84条2項を類推適用し、使用者は、同一の事由については、その価額の限度において民法による損害賠償の責めを免れると解するのが相当であると判示している。

イ 将来の保険給付と使用者の損害賠償責任

通常、損害賠償は一時金の形で行われるが、労災保険給付も、傷病、障害に関し長期補償給付を取り入れた昭和35年ないし年金制を取り入れた昭和40年の労災保険法の改正以前においては、原則として一時金の形態を採っており、しかも、その内容が労基法の災害補償と同一であったため、労基法84条2項が類推適用される関係にあり、その限りにおいて損害賠償との特段の調整規定を必要としなかった。

しかし、その後、昭和40年の法改正により、労災保険法による給付の基本的部分が年金化されてからは、被災労働者や遺族が障害補償年金、遺族補償年金等の年金給付を受給することが確定している場合に、既に支給済みの分だけでなく、将来給付が予定される年金部分についても労基法84条2項を類推適用して賠償額から控除すべきか否かの問題が生じた。

ア) 年金給付についての調整

この点実務では、労災保険給付は損害賠償と相互補完性を有すること、給付は政府によって必要期間確実に行われること、使用者が負担する保険料が財源である労災保険によって保険給付分に係る賠償負担は軽減されるべきものであること等の理由により、労災保険の既支給分のみならず将来給付が予定される年金部分についても、一時金に換算の上、労基法84条2項を類推適用して賠償額から控除すべきであるとの立場が採られていた。

しかし、上記の実務の取扱いについては、年金給付について災害補償と損害賠償との相互補完性を単純に承認し得るのか、支給期間、支給額

の不確定な年金給付を損害賠償と調整することが許されるのか、また、同項の規定は、使用者が労基法上の災害補償を行った場合には「その価額の限度において」賠償の責を免れるとしているから、既支給分に労基法84条2項の類推適用を認めるとしても年金の将来の給付分まで損害賠償との調整を認め得るのかなどの疑義もあって、判例・学説においては、将来予定されている年金給付分を損害賠償額から控除すべきか否かをめぐり、控除説、非控除説の見解の対立がみられた。

ところが、前掲最高裁昭和52年10月25日第三小法廷判決（→P.57）は、この点について、「労働者災害補償保険法に基づく保険給付の実質は、使用者の労働基準法上の災害補償義務を政府が保険給付の形式で行うものであって、厚生年金保険法に基づく保険給付と同様、受給権者に対する損害の填補の性質をも有するから、事故が使用者の行為によって生じた場合において、受給権者に対し、政府が労働者災害補償保険法に基づく保険給付をしたときは労基法84条2項の規定を類推適用し、また、政府が厚生年金保険法に基づく保険給付をしたときは衡平の理念に照らし、使用者は、同一の事由については、その価額の限度において民法による損害賠償の責を免れると解するのが、相当である。そして、右のように政府が保険給付をしたことによつて、受給権者の使用者に対する損害賠償請求権が失われるのは、右保険給付が損害の填補の性質をも有する以上、政府が現実に保険金を給付して損害を填補したときに限られ、いまだ現実の給付がない以上、たとえ将来にわたり継続して給付されることが確定していても、受給権者は使用者に対し損害賠償の請求をするにあたり、このような将来の給付額を損害賠償債権額から控除することを要しないと解するのが相当である」との判断を示した。

同判決が将来給付分について非控除説を採ったことについては、年金の将来給付が予定されている分については、既支給の分を除き、損害賠償額から控除されないこととなり、また、使用者の損害賠償が先に行われても、保険給付について支給を停止する手当がないこともあいまって、

結果的に二重でん補・二重負担の実態を招き、保険料負担者である使用者の保険利益が損なわれるなど不合理な結果を招くこととなるとの批判があったが、昭和55年の労災保険法の改正により、使用者の行う損害賠償と労災保険給付との調整規定が附則67条（現行法附則64条）として新設され、立法的には一応の解決をみた。

(イ) 調整の概要

昭和55年に新設された労災保険給付と損害賠償との調整規定の概要は次のとおりである。

a 民事損害賠償の側における調整（労災保険法附則64条1項）

これは、前払一時金制度が設けられている労災保険給付（障害補償年金、遺族補償年金、障害年金、遺族年金）について、前払一時金と損害賠償とを調整する方式である。

これらの前払一時金については、最高限度額まで一括前払を受けることができ、また、失権差額一時金制度^(注)によって確実に給付が行われることが法的に保証されている部分であるから既支給分と同視し得るので、損害賠償額からの調整を認めることとしたものである。

調整方式は、前払一時金の最高限度額の範囲内で使用者に損害賠償の履行を猶予してにおいて、実際にこれらの保険給付が行われたときに、その給付額分を最終的に免責する方法が採られている。

この方式による調整が行われるのは、次の①から③までの要件を満たす場合である。

- ① 被災労働者又はその遺族が障害補償年金、遺族補償年金、又は障害年金、遺族年金を受けるべき場合であること（各年金の支給要件を満たしていればよい。）。
- ② 各年金を受ける権利を有することとなったときに、当該年金給付に係る障害補償年金前払一時金、遺族補償年金前払一時金、障害年金前払一時金、遺族年金前払一時金を請求することができる場合であること。

- ③ 各年金の支給を受けることとなる事由と同一の事由について、当該労働者を使用している事業主又は使用していた事業主から民法その他の法律による損害賠償を受けることができることであること。

以上の要件を満たす場合には、事業主は、年金給付を受ける権利が消滅するまでの間、前払一時金の最高限度額に相当する法定利率による現価の限度で、損害賠償の履行をしないことができる（履行が猶予される。）。

使用者が履行猶予を受けることができるのは、当該年金が存続している間に限られるから、受給権が消滅した場合には直ちに履行猶予されていた損害賠償の履行期が到来する。しかし、年金の受給権が消滅した場合でも、いわゆる失権差額一時金が支給されれば、履行猶予された部分については労災保険からの給付によるてん補が行われ、結果的には免責されることもある。

また、この履行猶予は、使用者側に抗弁権として付与されているものと解されるので、使用者において主張しなければならない。

履行猶予がされている場合に年金の給付又は前払一時金の支給が行われると、その価額の損害発生時点における現価の限度で、使用者は損害賠償の責任を免責されるが、この場合は履行猶予額がその分だけ減少することとなる。

（注）年金受給権者が死亡等により受給権を失権したときに、失権時までに支給された年金の累計額が、前払一時金の最高限度額として定められている一定額に満たない場合に差額として支給される一時金である（労災保険法16条の6第2項、22条の4第3項、58条、61条）。

b 労災保険の側における調整（労災保険法附則64条2項）

これは、使用者から被災労働者に対し損害賠償がされた場合に、その価額の限度で労災保険給付の支給を停止する方式である。

この支給調整が行われる要件は、被災労働者又はその遺族が、当該労働者を使用している事業主又は使用していた事業主から損害賠償を

受けることができる場合であって、保険給付を受けるべきときに、同一の事由について、損害賠償（当該保険給付によって補填される損害を補填する部分に限る。）を受けたことである。

保険給付を受けるべきときは、保険給付の支給要件を満たしていることをいうが、支給事由が客観的に生じていることで足り、支給決定の行われている必要はない。ここでいう保険給付は、労災保険法附則64条1項の場合のように、障害（補償）年金、遺族（補償）年金に限られず、労災保険の保険給付の全体が含まれる。

損害賠償は、被災労働者又はその遺族が現実にその支払を受けたこと、すなわち、現実の支払あるいは強制執行に基づく弁済等損害の補填が実際にされたことが必要である。

上記の要件が満たされた場合に、受給権者が受けた損害賠償のうち労災保険給付と重複する額の限度で、政府は、労働者災害補償保険審議会の議を経て厚生労働大臣が定める基準に従って保険給付をしないことができる。

上記支給調整に関しては、昭和56年6月12日労働省発基第60号が詳細な基準を定めているが（なお、倉橋義定・詳解民事損害賠償と労災保険給付の調整、平成5年3月26日基発第29号参照）、上記基準は、昭和56年11月1日以後に発生した事故に起因する損害について適用されるものとされている。

なお、本条の規定が設けられる以前の労働災害について現実に民事賠償をした使用者が、同一の事故を原因として支給されるべき労災保険法上の保険給付について民法422条により労働者に代位して国に対する請求権を取得するかについて、最高裁平成元年4月27日第一小法廷判決（民集43巻4号278ページ、判時1310号72ページ）は、労働者の業務上の災害に関して損害賠償債務を負担した使用者は、同債務を履行しても、賠償された損害に対応する労災保険法に基づく給付請求権を代位取得することはできないとしている。

（ウ） 裁判例における非控除説の修正

最高裁平成5年3月24日大法廷判決（民集47巻4号3039ページ、判時1499号51ページ、判タ853号63ページ）は、地方公務員等共済組合法の規定に基づく退職年金の受給権者が不法行為によって死亡し、その相続人が遺族年金の受給権を取得した事案について、被害者が不法行為により死亡し、その損害賠償請求権を取得した相続人が不法行為と同一の原因によって利益を受ける場合には、利益額を賠償額から控除する損益相殺的な調整を図る必要があり、このような調整は、不法行為に基づく損害賠償制度の目的から考えて、被害者又はその相続人の受ける利益によって被害者に生じた損害が現実に填補されたといえることができる範囲に限られるべきであるとして、支給を受けることが既に確定した遺族年金（具体的には、原審口頭弁論終結日に受給が確定していた3か月分の未受領遺族年金）は、現実に履行された場合と同視しうる程度にその存続が確実であるといえることができるので、損害額から控除すべきであるとして、最高裁昭和50年10月21日第三小法廷判決（裁判集民事116号307ページ）及び最高裁昭和52年12月22日第一小法廷判決（裁判集民事122号559ページ）を変更する旨判示し、その他上記見解と異なる各判例（前掲最高裁昭和52年10月25日第三小法廷判決（→P.57）等）を変更した（滝澤孝臣「最高裁判所判例解説民事編 平成5年度（上）」454ページ参照）。なお、最高裁平成11年10月22日第二小法廷判決（民集53巻7号1211ページ、判時1692号50ページ、判タ1016号98ページ）は、国民年金及び厚生年金の事案において、上記大法廷判決を踏襲している。

（3） 労災保険法による保険給付と第三者の損害賠償責任との関係

業務災害は、使用者との関係において生じるだけでなく、例えば、用務のための歩行中に工作物が倒壊したため、あるいは自動車事故に遭遇するなど他の原因が競合して災害を被る場合も少なくない。また、通勤災害は、通勤途上における労使関係外での事故が原因となっている。

このように、業務災害又は通勤災害が保険関係の外にある者（第三者）の

不法行為によって生じた場合に、この災害（負傷・疾病・障害又は死亡をいう。以下本項において同じ。）を一般に「第三者行為災害」と呼んでいる。

第三者行為災害の場合にも、被災労働者は、労災保険法による補償給付を請求する権利を取得するとともに、民法上の要件を満たすものであれば、その第三者（加害者）に対して民事上の損害賠償請求権を取得する。これら2つの請求権は、いずれも損失のてん補を目的とするものであるもので、労災保険法12条の4第1項及び第2項に両者間の調整規定が設けられている。

労災保険法12条の4第1項は、「政府は、保険給付の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付をしたときは、その給付の価額の限度で、保険給付を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。」として、第三者から損害賠償が行われる以前に労災保険から保険給付が行われた場合の、被災労働者が加害第三者に対して有する損害賠償請求権の政府の代位取得、すなわち求償権の取得を規定し、同条2項は、「前項の場合において、保険給付を受けるべき者が当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で保険給付をしないことができる。」として、労災保険の保険給付が行われる以前に第三者から損害賠償が行われた場合の保険給付義務の免責を規定したものである。

この規定が設けられている趣旨は、①第三者行為災害の場合には、当該災害が業務災害又は通勤災害とはいえるものの、第三者の行為によって発生しているものであり、使用者の拠出した保険料を基礎として運営されている労災保険が最終的に費用を負担するのは公平を欠き妥当ではなく、最終的には、当該事故につき責任を有する第三者（加害者）がその事故によって生じた損害についての責任を負担すべきであること、②同一の事故による同一の損害について重複しててん補を受けさせることは不合理であるとして二重利得を防止することの2点が挙げられる。

ア 第三者から損害賠償が行われる以前に労災保険から保険給付が行われた場合

ア 求償権取得の要件

政府による求償権取得の要件は、①業務災害又は通勤災害が第三者の行為によって発生したこと、②被災労働者又は遺族の第三者に対する損害賠償請求権が成立し、かつ、それが消滅していないこと、③同一の事故について政府が保険給付を行ったことである。

イ 求償権の範囲

当該災害によって権利を侵害された被災労働者、遺族等の保険給付受給権者が第三者に対して請求し得る損害賠償額（慰謝料額及び物的損害に対する損害賠償額を除く。）のうち、保険給付を行った額の限度に限られる（昭和32年7月2日基発第551号、昭和35年11月2日基発第934号、昭和57年3月12日基発第174号、平成5年3月26日基発第185号）。精神的損害に対する慰謝料と物的損害に対する損害賠償が除かれるのは、労災保険の給付が被災労働者又はその遺族が被った財産上の損害をてん補するものであるからである。

この場合、受給権者が第三者に対して有する損害賠償額の算定は、上記基発第174号通達の方法によることとされている。

ロ 求償権行使の期間

政府が求償権を行使し得るのは、被災労働者又は遺族の損害賠償請求権が存続していることが前提である。したがって、損害賠償請求権が消滅した後では、たとえ保険給付をしたとしても、これを代位することはできない。実務では、通常、時効中断の措置が採られない限り、災害発生後3年を経過すると消滅時効（民法724条）が完成すると考えられることや労災年金の性質、目的等への配慮から、求償は、災害発生後3年以内に支給すべき年金についてその支払の都度行うものとし、求償の期間を災害発生後3年に限定している（昭和41年6月17日基発第610号、昭和52年3月30日基発第192号）。

イ 労災保険の保険給付が行われる以前に第三者から損害賠償が行われた場合

被災労働者又は遺族が加害第三者から損害賠償を受けた場合に、政府が支給を免れる保険給付の範囲は、同一の事由について当該受給権者が受けた損害賠償に相当する額である。しかし、前述のとおり、当該受給権者が加害第三者から精神的損害（慰謝料）又は物的損害に対して賠償を受けても、同一の事由について損害賠償を受けたことにならないから、政府の保険給付の支給義務は免責されない。また、同一の事由について受給権者が受けた損害賠償額が法定の保険給付の額を上回る場合には、政府は保険給付を行わない（全額不支給）が、損害賠償額が保険給付の額に達しない場合にはその差額について保険給付が行われる（一部不支給）ことになる。

そして、実務では、受給権者が第三者から保険給付の事由と同一の事由に基づき損害賠償（示談の場合を含む。）を受けた場合には、損害賠償の行われた日又は示談成立の日の属する月の翌月以後に受給権者に支給されるべき年金について、第三者から受けた損害賠償の額に相当する額に達するまでの間、保険給付の支給が停止されるが、支給が停止される期間は災害発生後3年である（前掲基発第610号（→P.65）及び前掲基発第192号（→P.65））。すなわち、年金については、保険給付が損害賠償よりも先に行われた場合における取扱いとの均衡上、災害発生後3年を経過したときは、それまでの間に政府が免責された年金の額の総額が受給権者の受けた損害賠償額に満たない場合においても、それ以後の期間については年金を支給することとされている。

再発に係る年金の給付についても、災害発生後3年以内に支給すべき分については損害賠償との調整を行う（平成8年3月5日基発第99号）。

ウ 受給権者の第三者に対する損害賠償額から将来の給付額を控除することの要否

政府が保険給付をしたことによって、受給権者の第三者に対する損害賠償請求権が国に移転し、受給権者がこれを失うのは、政府が現実に保険金を給付して損害をてん補したときに限られる。障害補償年金、遺族補償年金等の年金を、たとえ将来にわたり継続して支給されることが確定してい

ても、いまだ現実の給付がない以上、受給権者は第三者に対し損害賠償の請求をするに当たり、このような将来の給付額を損害額から控除することを要しない（最高裁昭和52年5月27日第三小法廷判決・民集31巻3号427ページ、判時857号73ページ）から、受給権者が第三者に対して請求する損害賠償額から控除の対象となるのは、保険給付として既に受領されている部分に限られる。

(4) 自動車損害賠償責任保険との調整

自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」という。）に基づく自動車損害賠償責任保険（以下「自賠保険」という。）は、自動車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における自動車保有者及び運転者の民法上の損害賠償責任を保険する制度である。自賠保険においては、保有者又は運転者が被害者に損害賠償を行ったときは、賠償した価額の限度で保有者又は運転者が保険会社から保険金の支払を受けることがこの制度の建前であるが、被害者保護の観点から、被害者からも保険会社に直接損害賠償の支払を請求することができる（自賠法16条1項）。

一方、自動車保有者及び運転者は、労災保険法12条の4第1項にいう「第三者」でもあるから、このような自動車事故が労災保険法上の業務災害ないし通勤災害と認定された場合、自賠保険と労災保険との間の支給調整が必要となるが、両者間の給付の先後の調整は、給付事務の円滑化を図るため、原則として自賠保険の支払を労災保険の給付に先行させる取扱いである（昭和41年12月16日基発第1305号）。

しかし、自賠保険と労災保険のいずれに対して先に請求するかは、被害者自身の選択するところであるから、被害者が労災保険の給付を先に請求し、労災保険給付の支給が行われた場合には、政府は、被害者が保険会社に対して有する損害賠償額の支払請求権を取得すると解され（昭和31年9月25日法制局一発第37号）、政府が自賠保険に対し労災保険給付の価額の限度で求償する形での調整が行われる（労災保険法12条の4第1項）。

そして、労災保険法に基づき支給された給付金が自賠法72条所定の法定限

度額を超えているときは、もはや同条による保障金請求権は発生しないとされている（仙台地裁平成4年3月12日判決・訟月38巻8号1505ページ）。

これとは逆に、被害者が自賠保険から先に損害賠償額の支払を受けた場合は、政府は、その額を労災保険の給付額から控除できる（労災保険法12条の4第2項）。

この場合、自賠保険の給付は自賠法3条に基づく被害者の加害者に対する損害賠償請求権に代わるものであり、生命又は身体が害された場合の損害賠償として支払われるものであるから、被害者の精神的な苦痛に対する損害賠償（慰謝料）もこれに含まれているものと解される。したがって、自賠保険の給付額から慰謝料部分を除いた額が労災保険の給付額から控除できる額である（平成4年8月20日基発第476号及び平成6年5月30日基発第328号）。

(5) 示談の求償権に及ぼす影響

ア 示談により債務の免除・放棄がされた場合の問題

第三者行為災害により被災労働者が取得する損害賠償請求権は民事上の債権であり、被災労働者はその損害賠償債権を自由に処分し得る。したがって、政府が実際に保険給付を行ったときには、既に当事者間の示談によって、被災労働者は第三者が自己に対し負担する損害賠償債務の全部又は一部を免除ないし放棄している場合がある。

この場合、労災保険との調整をどうするか問題であるが、当初の実務では、示談の際現実に受けた価額については調整を行うが、示談によって放棄した損害賠償との調整は行わず、この分については保険給付を行うとして取り扱われてきた。

しかし、労災保険法12条の4第2項は、単に、被災労働者らが第三者から現実に損害賠償を受けた場合には、政府もまた、その限度において保険給付をする義務を免れる旨を明らかにしているにとどまるので、そのような場合にも、政府が法定代位権を取得するかが問題であった。

しかるところ、最高裁昭和38年6月4日第三小法廷判決（民集17巻5号716ページ、訟月9巻6号706ページ、判時338号5ページ）はこの点につ

いて、「被災労働者ら自らが、第三者の自己に対する損害賠償債務の全部又は一部を免除し、その限度において損害賠償請求権を喪失した場合においても、政府は、その限度において保険給付する義務を免れるべきことは、規定をまつまでもない当然のことであって、右二項の規定は右の場合における政府の免責を否定する趣旨のものとは解されない」のであり、「補償を受けるべき者が第三者から損害賠償を受け又は第三者の負担する損害賠償債務を免除したときは、その限度において損害賠償請求権は消滅するのであるから、政府がその後保険給付をしても、その請求権がなお存することを前提とする前示法条二項による法定代位権の発生する余地のないことは明らかである。」との判断を示した。

イ 現在の取扱い

上記アの判決後、昭和38年6月17日基発第687号通達が発せられ、示談が真正に成立していて、示談の内容が受給権者の第三者に対して有する損害賠償請求権の全部のてん補を目的としているときは、保険給付は行わないものとして取り扱うものとされている。

6 受給請求権の消滅

(1) 消滅時効

一般に、権利不行使の状態が一定期間継続することによって権利消滅の効果を生ずる時効を消滅時効という。民法は、一般債権について10年間これを行使しないときは消滅するとし（同法167条1項）、会計法は、金銭の給付を目的とする国の権利及び金銭の給付を目的とする国に対する権利は5年をもって消滅するとしている（同法30条）。

労災保険法は、療養補償給付、休業補償給付、葬祭料、介護補償給付、療養給付、休業給付、葬護給付、介護給付及び二次健康診断等給付を受ける権利について2年を経過したとき、障害補償給付、遺族補償給付、障害給付及び遺族給付を受ける権利について5年を経過したときに、それぞれ時効によって消滅する旨規定している（同法42条）。

ところで、労災保険法においては、「同法所定の手続により行政機関が保

保険給付の決定をすることによって給付の内容が具体的に定まり、受給者は、これによつて、始めて政府に対し、その保険給付を請求する具体的な権利を取得するのであり、従つて、それ以前においては、具体的な、一定の保険給付請求権を有しない」と解される（前掲最高裁昭和29年11月26日第二小法廷判決（→P.47））から、支給決定が行われた保険給付の具体的な支給請求権（同法9条参照。年金たる保険給付の場合は、1年を6期に分けて2か月分ずつ支給する。）とそれ以前に存在する権利（その具体的な内容は、保険給付の支給決定を請求すること（同法12条の8第2項参照）である。）とは区別する必要がある。同法42条が対象とする「（給付を）受ける権利」は、支給決定前の権利であり、支給決定が行われた保険給付の具体的な支給請求権は、同法の上記規定によらず、公法上の金銭債権として会計法30条の規定により5年で時効に掛かると解すべきである。これは、労災保険法42条が、請求によらずに支給される傷病補償年金及び傷病年金を挙げていないことから明らかである（「労働者災害補償保険法」655ページ）。

時効制度の趣旨は、長年継続した事実関係の安定と、経年による立証関係の困難性、権利の上に眠る者を保護することの必要性等にあるが、労災保険法が特に比較的短期間の権利消滅期間を定めているのは、保険給付を受ける権利等は、その行使が容易である反面、相当長期間経過後に請求できることを許すと在職当時の証拠関係の散逸等、調査に困難を生じさせることとなり、大量に行われる事務を複雑化、停滞させ、かえって被災労働者の保護に逆行する結果ともなること等の理由によるとされている（宗宮英俊・現代裁判法大系21労働基準／労働災害234ページ参照）。

(2) 各種補償給付請求権の権利消滅の性質

先に述べたように、労災保険に関する各種補償請求権は、支給決定が行われた保険給付の具体的な支給請求権と保険給付の支給決定前の権利とで区別して考えられる。したがって、この2つは法的性質が全く異なっており、前者が債権であるのに対し、後者は申請権であつて、労災保険法42条は保険給付請求書の提出期間を定めたものと解すべきであると解し、この期間は、労

災補償の事由が生じた時、いい換えると権利発生時から進行する、除斥期間の性質を有するものであるとの除斥期間説も有力である。除斥期間説が、時効説と異なる点は、起算点を権利の発生時点より後にする考え方を採り難いこと、援用の要否が問題となり得ないことにある⁽⁴⁾。

除斥期間説の論拠は、次のとおりである。前記のとおり、労災保険法42条の障害補償給付等を受ける権利は、支給決定前の権利であるが、その具体的な内容は当該障害補償給付等の支給決定に関する行政処分を請求することであり、その法的性質は申請権であると解される。したがって、申請権は、国に対する金銭債権ではないから、会計法30条にいう「国に対する権利で金銭の支給を目的とするもの」に該当せず、また、保険給付の支給決定を経ない限り、裁判上の請求という事態を想定する余地もなく、結局、請求による時効中断の概念の入る余地はないものと解される。つまり、労災保険法42条の権利消滅期間は、保険給付申請権の存続期間を定めたものと解されるから、「除斥期間」の性質を有するものである。

そして、上記見解に立つ最近の裁判例は、「そうすると、前記労災保険法四二条の定める期間を消滅時効期間と解することは相当でなく、右規定は、「時効によつて消滅する」との文言にもかかわらず（民法等にも時効によつて消滅するという文言にもかかわらず消滅時効期間ではなく除斥期間と解されている期間がある。）、支給決定を求める請求手続きの期間を制限した規定であると解するのが相当と考える。ところで、この期間の起算点を右支給決定を求める手続的権利の発生時点であると解すべきことは、当然であり、損害及び加害者を知らなければ損害賠償請求権を行使できない民法の不法行為による損害賠償請求権の消滅時効の起算点と同じ平面で論ずることはできない。」（浦和地裁平成元年12月15日判決・判時1350号57ページ）と説示している（同旨の学説として、「労働災害補償法論」327ページ井上修一執筆分がある。）。

これに対し、後記(3)、ア、イで掲げる多数の裁判例は、時効説を採り、学説でも、時効説が有力である（山口浩一郎「労災保険における保険給付請求

権の消滅時効」法曹時報48巻4号887ページ)。時効説の論拠は、①立法趣旨として短期消滅時効を定めたものとされていること、②時効という文言が用いられていること、③除斥期間と解すれば労災保険法38条3項の時効中断規定は意味をなさなくなることにある。そして、上記裁判例・学説は、時効説を採っても、会計法の適用があつて援用は不要と解している（例えば、東京高裁平成元年12月20日判決・判タ714号131ページ、その上告審最高裁平成2年10月18日第一小法廷判決・労判573号6ページ）から、それを前提とする問題は権利消滅の起算点に絞られる。

（注）最高裁平成元年12月21日第一小法廷判決（民集43巻12号2209ページ、訟月36巻12号2210ページ）は、除斥期間に関して、次のように判示している。

「民法七二四条後段の規定は、不法行為によって発生した損害賠償請求権の除斥期間を定めたものと解するのが相当である。ただし、同条がその前段で三年の短期の時効について規定し、さらに同条後段で二〇年の長期の時効を規定していると解することは、不法行為をめぐる法律関係の速やかな確定を意図する同条の規定の趣旨に沿わず、むしろ同条前段の三年の時効は損害及び加害者の認識という被害者側の主観的な事情によってその完成が左右されるが、同条後段の二〇年の期間は被害者側の認識のいかんを問わず一定の時の経過によって法律関係を確定させるため請求権の存続期間を画一的に定めたものと解するのが相当であるからである。（中略）本件請求権は、すでに本訴提起前の右二〇年の除斥期間が経過した時点で法律上当然に消滅したことになる。そして、このような場合には、裁判所は、除斥期間の性質にかんがみ、本件請求権が除斥期間の経過により消滅した旨の主張がなくても、右期間の経過により本件請求権が消滅したものと判断すべきであり、したがって、被上告人ら主張に係る信義則違反又は権利濫用の主張は、主張自体失当であつて採用の限りではない。」

なお、上記判例の解説として、河野信夫・最高裁判所判例解説民事篇平成元年度600ページ、三輪佳久「民法七二四条後段の二〇年の期間制限の法的性質」民事研究395号24ページ等がある。

(3) 労災保険法42条の権利消滅の起算点

ア 一般的な考え方

労災保険に関する各種請求権が「時効によって消滅する」ことを定めた労災保険法42条には、その起算点についての定めがなく、起算点をいつに求めるかの問題がある。具体的には、障害補償給付における症状固定等、権利を基礎づける事実の知不知が消滅時効の進行に影響するか、また後述の後続請求の問題等が論じられている。

イ 考え方

除斥期間説に立つ場合は、当然権利発生のおきとなる。

これに対して、時効説に立つ場合は、起算点について、以下のとおり種々の説がある。

a 第一説 民法166条1項適用説

消滅時効の一般規定である民法166条1項に従う。

ただし、その中でも、同項にいう「権利を行使することができる時」とは、法律上の障害がなくなった時をいうと解し、事実上の障害があつても時効期間が進行するという説（民法学上の通説に従う。第一A説）と、事実上の障害により時効期間が進行しない場合があることを前提に、時効期間が進行するためには、法律上権利を行使できただけでなく、権利の性質上、その権利行使が現実期待できることが必要であるとする説（第一B説、山口・前掲法曹時報48巻4号（→P.71）887ページ参照）とに分かれる。

第一A説に立つと、権利の行使が客観的に可能となった時とは、支給事由の生じた時である。これを障害補償給付請求権についてみれば、労基法77条の「労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり、治った場合において、その身体に障害が存するとき」であり、さらに「治った場合」とは症状が固定した時と解することになる。例えば、騒音性難聴の場合についてみると、医学的に、騒音職業を離脱すれば症状は進行せず症状は固定するという見方が一般的であるから、このような見方に立つと、離職の時から、つまり症状固定の時から消滅時効が進行

することとなる。

これに対し、第一B説に立ち、権利者が権利を行使できる時期を知り得ないことが事実上の障害として消滅時効の進行を妨げ得るなどと解すると、次に述べる第二説同様に起算点が遅くなる可能性がある。もっとも、後述のとおり、第一B説に立つ後掲各裁判例は、具体的事案における消滅時効の起算点を、第一A説と同様に解している。

第一A説の論拠は、①前記消滅時効制度の趣旨、特に権利不行使の継続による法律関係の安定を重視すべきであること、②我が国の民法が、一定の事由があるときは、時効完成の停止を定めるだけで（同法158ないし161条）、時効期間の進行の開始については、単に「権利を行使することができる時から」と定め、時効期間の進行を図っていることからすると、第一A説のように解することが、同法の消滅時効制度の建前に合致することである（田尾桃二・最高裁判所判例解説民事篇昭和49年度188ページ）。

第一B説の論拠は、①民法166条1項が期限や条件等権利を行使するについての法律上の障害がある間は消滅時効が進行しないという消極的意味を有することは当然としても、法律上の障害がなければ当然に時効が進行するというまでの根拠がなく、民法制定に関与した学者の著書からもそのような趣旨がうかがえないこと、②事実上の障害であっても権利の行使が期待できない場合に時効を進行させるのは権利者の権利保護に欠ける場合があること（後述第二説の論拠①参照）、③しかし、被災労働者の個人的事情からたまたま権利行使の可能性を知らなかった場合にまで時効が進行しないというのは法律関係の安定という時効の趣旨に反すること等である（最高裁判所事務総局編・行政事件担当裁判官会同概要集録上巻（その五）実体法編648ページ、最高裁執務資料21ページ）。

b 第二説 民法724条類推適用説

労災保険法42条の権利消滅については民法724条を類推適用すべき

であり、時効の起算点は、請求権行使が客観的に可能であるのみならず、その傷病等が業務に起因するものであることを知った時であるとする。

第二説の論拠は、①例えば、障害補償給付の対象となる障害の中には、その業務起因性が明確でなく、専門的な医学的診断を経ることによって初めて業務起因性を確認することができるものが少なくなく、労働者が業務起因性を知るまでは、当該障害についての補償給付請求をすることは不可能であって、このことは不法行為の被害者において、加害者及び損害を認識するまでは権利を行使することが現実には不可能であると同様であると判断されること、②各種補償給付請求権は、その実質において不法行為に基づく損害賠償請求権と類似する性質を有することを否定できないこと、③このように解することが、被災者である労働者の救済を目的とする労災保険法の趣旨に合致すること等である。これに対しては、同法の定める各種補償給付請求権とは、労基法の定める労働者の災害補償制度の担保を目的とした公法上の権利であり、故意、過失を要件とする不法行為に基づく損害賠償請求権とは異なった性格のものであると解され、類似性という点では疑問がないではなく、また、この立場によれば、離職後、相当期間経過後の請求を許すことになり、労災保険法42条が2年及び5年という短期の権利消滅期間を定めた趣旨に反することになるとの批判がある。

(イ) 裁判例の状況

労災保険法42条に関する裁判例は、かつては、第二説に立つものが多かった（高松高裁昭和43年7月20日判決・訟月14巻8号914ページ、判タ225号193ページ、富山地裁昭和54年5月25日判決・下民集33巻5ないし8号984ページ、訟月25巻10号2643ページ、判時939号29ページ、その控訴審名古屋高裁金沢支部昭和56年4月15日判決・労判365号25ページ、岐阜地裁昭和60年4月22日判決・労民集36巻2号193ページ、訟月32巻1号140ページ、判時1172号56ページ、その控訴審名古屋高裁昭和61年

5月19日判決・労民集37巻2・3号250ページ、判タ616号79ページ、盛岡地裁平成2年1月18日判決・訟月36巻7号1297ページ、労判558号89ページ、岐阜地裁平成2年4月23日判決・労民集42巻2号342ページ、訟月37巻11号2111ページ、労判562号42ページ（後掲名古屋高裁平成3年4月24日判決の第一審）。しかし、最近は第一説に立つものが多く、その中でも第一A説に立つものが有力なようである（第一B説に立つ裁判例として宇都宮地裁平成2年9月27日判決・訟月37巻4号694ページ、労判573号45ページ、その控訴審東京高裁平成3年6月27日判決・労判608号79ページ、名古屋高裁平成3年4月24日判決・労民集42巻2号335ページ、訟月37巻11号2106ページ、判タ774号177ページ、岐阜地裁平成3年3月27日判決・労判588号48ページ、その控訴審名古屋高裁平成4年2月26日判決・労判611号79ページがあり（なお、和歌山地裁平成3年11月20日判決・労判598号17ページは、民法724条類推説を採るかのような説示をするが、実際には第一B説と変わらない。）、第一A説に立つ裁判例として函館地裁昭和51年2月27日判決・新訂判例総覧812ページ、前掲東京高裁平成元年12月20日判決（→P.72）、その上告審前掲最高裁平成2年10月18日第一小法廷判決（→P.72）、浦和地裁平成4年1月24日判決・判タ789号160ページ、東京地裁平成7年10月19日判決・訟月42巻11号2634ページ、労判682号28ページ等がある。）。

民法166条1項につき、労災保険法42条以外の事案に関する判例をみると、基本的に第一A説の考え方に立っていたことが明らかである（大審院大正6年11月14日判決・民録23輯1965ページ（権利者が権利の存在やその行使の可能性を知らない場合等、権利者が権利を行使できる時期を知らないことは、単なる事実上の障害に属し、法律が特別の規定を置く場合のほか消滅時効の進行を妨げないとする。）、最高裁昭和49年12月20日第二小法廷判決・民集28巻10号2072ページ、判時766号41ページ）。これに対し、第一B説の考え方に立つかのような判例もある（最高裁昭和45年7月15日大法廷判決・民集24巻7号771ページ、訟月16巻12号

1430ページ、判時597号55ページ、最高裁平成8年3月5日第三小法廷判決・民集50巻3号383ページ、訟月43巻1号245ページ、判時1567号96ページ、最高裁平成13年11月27日第三小法廷判決・民集55巻6号1334ページ、訟月49巻4号1320ページ、判時1769号12ページ）。しかし、上記の3判例は、権利の行使が権利者の主張と矛盾するため客観的にみて極めて困難であること、あるいは制度の構造等、その事実における特殊な事情を指摘している。したがって、これらの判例は、単純に権利者が権利を行使できる時期を知り得ないことが消滅時効の進行を妨げるとしたものではない。さらに、労災保険法42条関係の下級審裁判例は、いずれも、当該事案における起算点の判断は第一A説と変わらず、労働者側の請求を退けている。そうすると、裁判例は基本的に第一A説を採ると解されるが、仮に権利発生時以外の時点时起算点とする余地を認めるとしても、それは前記の判例にあるとおり、権利の行使が権利者の主張と矛盾するため客観的にみて極めて困難である等の場合に限定されると解される。

なお、この点に関連して、労災保険の給付範囲について政府が周知徹底させていた前掲375号通達（→P.14）を信じて、労働者が、自己の受けたはり・きゅう治療が給付範囲に属さないと考え、療養補償給付の請求を断念し、労災保険法42条の定める2年間の時効期間内に請求しなかったところ、その後、前掲平成5年及び同6年の東京及び大阪の各高等裁判所判決で375号通達の考え方が採用されず、政府が平成8年79号通達により375号通達を変更し（この経緯につき2、(2)、ア、イ参照）、同人の受けた治療が給付範囲に属することになったため、原告が昭和62年及び平成5年の治療につき請求したが、労基署長が時効消滅を理由に不支給とした事案につき、2年間の消滅時効の起算点は、権利を行使することに対する法律上の障害がなくなった時点であり、権利者の主観的認識による権利行使の可能性には左右されないもので、行政庁の発した通達により、権利者が主観的に権利を行使できないと考えたとしても消滅時

効の進行は妨げられないとし、また、政府が消滅時効を主張することが信義則や禁反言の法理によって許されないとはいえないとして、原判決を取り消し、被災者の請求を棄却した裁判例（東京高裁平成13年11月29日判決・判時1778号154ページ）がある。

イ いわゆる後続請求

療養補償給付（治療費の支給）や休業補償給付については、各療養、休業の日に対応して給付を受ける権利が日々発生する。時効期間も、各日ごとに、権利発生から起算する。ところが、ある傷害等に基づく療養補償給付や休業補償給付の請求が業務外の傷害等であるとして却下され、訴訟で争い何年も経過するような場合、その申請した給付の対象日より後の日に対応する療養補償給付や休業補償給付等の時効の起算点をどのようにするかという問題がある。前記第一A説に従えば権利発生時から起算することとなろうが、第一B説に立ち反対の立場を採る有力説（山口・前掲法曹時報48巻4号（→P.71）887ページ）があり、理論的根拠は明らかでないが、同様の結論を採る裁決もある（平成7年1月31日裁決・労判682号33ページ）。

しかし、傷害等に関する証拠の保全を考えれば、権利発生時から消滅時効が進行するとするのが妥当であり、前掲東京地裁平成7年10月19日判決（→P.76）も同旨である。仮に、前記の判例の限度で、権利の行使が権利者の主張と矛盾するため客観的にみて極めて困難である場合には、時効が開始しないとの説に立つとしても、前掲最高裁昭和45年7月15日大法廷判決（→P.76）等の事案と比較すれば、ある期間についての休業補償給付を請求したところ業務外の負傷であるとして不支給処分がされ、さらにその後の期間についての休業補償給付を請求する場合は、給付請求することは自己の主張と一致する行動であり、それが権利の性質上困難とまではいえないから、権利発生時から権利の性質上その行使を現実に期待できるといふべきである。

これに対し、ある期間についての休業補償給付を請求したところ、その

少し前に症状が固定しているとして不支給処分がされ、それを正当とする判決が確定したが、その時点では症状固定時から5年経過していた場合、休業補償給付の請求時以後に当該症状固定時を前提とした障害補償給付の請求を求めるのは、自己の主張と矛盾した請求となり困難である。このような場合には、前掲最高裁昭和45年7月15日大法廷判決（→P.76）等の考え方を適用して、上記判決確定時を消滅時効の起算点と解する余地がある。

なお、行政実務は、最初の不支給処分につき係争中であっても、第一A説による時効期間経過前に極力後続期間分の給付を請求するよう促して紛争を避け、後続請求において時効消滅につき争われる事例については本省りん伺を求めるなど、慎重に対応している。

第3 訴訟法上の問題

1 総説

労災補償に関する訴訟は、通常、労基署長の保険給付決定に不服のある者が同決定の取消しを求める形式により提起されることが多い。典型的な訴訟においては、訴訟法上独自の問題が発生する余地は比較的少ない。ただこのような訴訟についても、受給者となるべき者が給付決定を経由しないで直接補償給付を請求することができるか、あるいは使用者が給付決定を争う原告適格を有するかなどにつき問題が生じた例がある。

また、保険給付決定以外の労災補償に関する行政庁の様々な行為に対して、その効力を争う形式の訴訟が提起される例も見られるが、この関係では行政処分性の有無が訴訟上問題となることがある。

ところで、労災保険制度は、前記第1、2で述べたとおり、民法上の損害賠償制度における被害救済の困難性を克服して被災労働者やその遺族を保護するために設けられたもので、法制度上は、労基法第8章（災害補償）と労災保険法の二本建てにより行われている。しかし、この両者の間には、基本的な性質の上で相違がみられることはかねてから指摘されてきたところである。このような性質の違いをどのようにとらえるかが、行政庁の各行為の処分性の有無や取消訴訟における訴訟要件の有無等訴訟法上の問題にも少なからず影響を与えるものと考えられる。したがって、訴訟法上の問題を検討するに当たっては、労災保険法のみならず、労基法その他関連諸法規の趣旨・目的を十分にみていく必要がある。

2 取消訴訟の対象となる処分（処分性）

(1) はじめに

行訴法は、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為について「処分の取消しの訴え」を提起することができる旨を定めている（同法3条2項）。この処分の意義につき法は特別の定義を設けていないが、通説、判例は、処分というためにはその処分が個人の法律上の地位ないし権利関係に対し、直

接何らかの影響を及ぼすものでなければならないとしている（最高裁昭和39年10月29日第一小法廷判決・民集18巻8号1809ページ、判時395号20ページ）。

ところで、社会保障、社会保険等の本来的には権力性を有しない行政は、一般に給付行政に含められるが、給付行政における行政庁の行為については、特別の規定がない限り、契約方式の推定が働くとされている（塩野宏・行政法Ⅰ第四版176ページ）。しかし、法が行政庁の決定について、明らかに行政行為の方式を採用している場合には、処分性を認めることができる。本来は非権力的な作用であって、行政のサービスをいうべきものであれば、行政行為として構成する必然性はなく、債権債務の関係として処理することもできるが、大量に発生する法律関係を明確にならしめ、全体として統一を保って処理する必要から、法が行政行為に関する法理を用いることは当然可能であるとされている（雄川一郎「現代における行政と法」行政の法理211ページ以下）。次に、具体的な法令における行政庁の行為について処分性を認める根拠としては、行政争訟のルートが指定されていれば明らかであるが、そのような規定のない場合は、法令上の文言と法令が行政上の不服申立方法を認めていることが重視されており（越山安久「抗告訴訟の対象」新・実務民事訴訟講座9・31ページ、塩野宏・行政法Ⅱ第四版99ページ）、判例でも、供託官の供託物取戻請求に対する却下決定について、処分性を肯定したもの（前掲最高裁昭和45年7月15日大法廷判決（→P.76）、農地法80条に基づく買収農地を旧所有者に売り払う行為について処分性を否定したもの（最高裁昭和46年1月20日大法廷判決・民集25巻1号1ページ、判時617号21ページ）が同様の見解を明らかにしている。

結局のところ、処分性の判定は、その行為の根拠法規がその行為に公権力の行使としての性質を付与しているかどうか、その行為に国民の法律上の地位に対する直接具体的な影響を結び付けているかどうかという立法政策の探究にほかならず、その意味で各個の実定法規の解釈に尽きる。根拠法規の定めを離れて、行為の法理論的な性質や実際上の重要性から当然に処分性の有無が決まるというものではない。

(2) 保険金支払請求権の発生と行政庁の処分

ア 労災保険の場合

労災保険給付は被災労働者又はその遺族から労基署長に対してされる請求により支給される（業務災害については労災保険法12条の8第2項、通勤災害については同法22条1項、22条の2第1項、22条の3第1項、22条の4第1項、22条の5第1項、24条1項。ただし、業務災害に関する傷病補償年金及び通勤災害に関する傷病年金については、請求に基づいて支給される制度を採用していない（同法12条の8第3項、23条1項）。）。支給又は不支給の決定は労基署長によって行われる（労災則1条3項）。

ところで、上記被災労働者等の保険金請求権については、労災保険法所定の保険事故の発生、権利者の存在等の要件を充足すれば直ちに発生するのか、あるいは労基署長の給付決定を受けて初めて発生するのかにつき、かつては争いがあった。

この点に関して、労災保険法自体は直接結論を示していないが、①保険給付に関する事務は事業場の所在地を管轄する労基署長が行うこととされ、労働者の業務上の保険事故が発生したときは保険給付を請求する者は、一定の様式の請求書を所轄の労基署長に提出し（労災則13条等）、同署長は保険給付に関する処分を行ったときは、遅滞なく文書でその内容を請求人、申請人又は受給権者若しくは受給権者であった者に通知しなければならないと規定されており（労災則19条）、②労基署長の保険給付に関する決定に異議のある者は審査官に対して審査請求をすることができ、さらにその決定に不服のある者は審査会に対し再審査請求ができることが定められており（労災保険法38条）、③保険給付に関する決定の取消しの訴えは、再審査請求がされた日から3か月を経過しても裁決がないとき、再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるときを除き、上記審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない旨定められている（同法40条1項1号、2号）。このような制度の建前か

らみれば、労災保険法が労基署長の決定を行政処分として取り扱っていることは明らかであるといえる。

したがって、労基署長の行う給付決定は、受給者に対する関係で、具体的給付請求権を発生させる効力を有するものと解されるから、上記労基署長の給付決定なくして、直接国を相手にして保険給付請求を求めることは許されない（前掲最高裁昭和29年11月26日第二小法廷判決（→P.47））。

イ 公務員災害補償の場合

上記の点に関連して、労働者の災害補償制度としては同種の公務員災害補償の場合にはどのような建前が採られているかを対比しておくこととする。

（ア）国公災法の場合

a 国公災法は、災害補償の実施機関たる行政庁（人事院規則16-0第7条）が、公務員の受けた災害が公務上のものであるかどうかの認定を行い（同規則22条）、公務上のものであると認定したときは、補償を受けるべき者に対して速やかに通知する旨を定めている（同法8条、同規則23条）。そこで、上記行政庁の公務上・外認定が行政処分に該当するか否かが問題となる。

この点に関しては、次の理由から、行政処分に当たらないと解されている。すなわち、①国公災法は、国が使用者としての地位に立って被用者である国家公務員に対し労基法による補償に相当する補償を行うものであり、各補償の規定もその旨を明らかにしている（同法10条、12条、12条の2第1項、13条、14条の2第1項、15条、18条）。公務上の認定の被災公務員等に対する通知も、「その者がこの法律によつて権利を有する旨をすみやかに通知しなければならない」（同法8条）としており、労基法と同様に、一定の要件を満たせば一定の給付がされる形となっていて、行政庁等の決定を待って初めて給付を請求できる旨の規定を欠いている。②実施機関による公務上・外の認定は、補償事務主任者からの報告を受けたとき行くとされており（同規則22条）、

被災公務員等からの申出は必要ではない。その申出も実施機関に対してではなく、補償事務主任者に対してされることとされ、補償事務主任者の報告の契機となるにすぎない（同規則20条）。規定の文言上も、「申請」「申立て」あるいは「請求」ではなく、「申出」とされている。昭和45年12月に人事院規則が改正され、申出のあった被災公務員に対しては、公務外認定をした場合にも、その旨の通知をすることとなった（同規則23条2項）が、同通知は、人事院に対する審査申立ての制度のためであって、申立権があることを前提とするものとまでは考えられない。国公災法は、被災公務員等に対し、実施機関に災害が公務上のものであるとの認定を求める申立権を与えたと解されるような規定を設けておらず、むしろ実体上請求権があれば、申出がなくても、公務上認定がされなければならない建前となっている（例えば、上記と別の制度である国家公務員共済組合法41条においては、給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、組合が決定すると規定している。）。③国公災法は、実施機関の認定に不服がある者は人事院に対し審査を申し立てることができ、人事院は判定結果を申立人及び実施機関に通知することとされている（同法24条）が、その手続は、人事院規則13-3によって独自の手続が定められ、申立期間の制限もなく、行審法上の審査請求とは性格が異なる上、実施機関の認定に対し取消訴訟を許す趣旨の規定が設けられていない。

以上の点から、行政庁の公務上・外認定は、実施機関の見解を表明することにより、災害補償問題を事実上簡易迅速に解決するためのものであって、補償請求権の発生、行使に関し法律上何ら影響を与えるものではない。上記公務上・外認定は行政処分性を有しないものと解すべきである（東京地裁昭和45年10月15日判決・行裁集21巻10号1218ページ、訟月17巻1号21ページ、判時610号21ページ、大阪地裁昭和63年3月28日判決・訟月34巻10号2058ページ、判時1306号27ページ、治癒認定通知の処分性を否定する根拠として同旨を述べたものとして

前掲東京地裁平成5年7月20日判決（→P.20）、「会同概要集録」266ページ参照）。

- b 次に、国公災法24条所定の、行政庁の認定等に不服のある者からの審査申立てに対して人事院が行う判定についても、行政処分に該当するか否か問題となる。しかし、①この判定は、同法を完全に実施する責を有する人事院が、申立てに基づき具体的案件についてその見解を表明し必要な指令を発することにより災害補償を簡易迅速かつ統一的に実施するための行政上の措置であり、補償請求権の発生、行使に対して、法律上何らの消長を及ぼすものでない。②また、同法は、人事院の判定に対して、取消訴訟を提起することができる旨の明示規定を置いていない。このような点からすれば、上記判定は取消訴訟の対象となる行政処分には該当しないと考えられる（東京地裁昭和44年1月24日判決・行裁集20巻1号11ページ）。もっとも、上記見解に対しては、同法24条は、関係当事者に、人事院に対して適法手続により判定を受けることを要求する権利を与えたとみられるので、同権利が侵害されたことを理由として取消訴訟を提起することができるとした裁判例も存するところであるが（前掲東京地裁昭和45年10月15日判決（→P.84））、否定説が妥当である。

(イ) 地公災法の場合

地公災法に基づく補償は、地方公務員の属する地方公共団体ではなく、地公災法によって設立された法人である地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）が行う。具体的な補償の手続は、まず、被災公務員の請求により、基金が地方公務員の受けた災害が公務上のものであるか否かの認定を行い（同法45条1項）、その上で、各種の補償を行う（同法25条以下、45条3項）。基金のする公務上・外認定及び補償に関する決定は、当該補償を受けるべき公務員若しくは遺族又は葬祭を行う者の請求に基づいて行われること（同法45条1項、25条2項）、特に傷病補償年金は、公務上認定をした場合基金が職権で決定しなければならないこ

と、同決定に対しては審査請求、再審査請求をすることができ（同法51条）、さらに、審査会の裁決に対しては裁判所に対する争訟の道を与えていること（同法56条）、国公災法の場合は、前記のとおり使用者である実施機関が認定を行うので、労基法に基づく災害補償と同様の立場であるが、地公災法の場合は、任命権者とは異なる基金が第三者的立場で公務上・外認定を行う点で労災保険法と同様の形式に立つこと等からすれば、地公災法は上記公務上・外認定及び補償に関する決定を行政処分として取り扱っているものと解される。従来、地方公務員の受けた災害が公務上のものであるか否かについて処分性を否定する裁判例（高松高裁昭和37年8月30日判決・行裁集13巻8号1468ページ）もあったが、同裁判例は地公災法制定以前の地方公務員法45条、労基法75条ないし77条に基づく災害補償制度が適用された事案である。その後、地公災法に基づき基金の行う認定について正面から処分性を肯定する裁判例が現れており（高松高裁平成6年7月28日判決・労判660号48ページ）、裁判実務では、最高裁の判例も含めて基金のする公務上・外認定が行政処分であることを当然の前提としている（例えば、最高裁昭和54年12月6日第一小法廷判決・裁判集民事128号161ページ等多数、「会同概要集録」266ページ参照）。

ウ まとめ

以上のとおり、労災保険法及び地公災法の場合には、それぞれの災害補償実施機関のする給付決定は、受給権者に対する関係で具体的給付請求権を発生させる効力を有するものと解せられるから、これらの決定なくして直接国や地方公共団体を相手にして保険給付を請求することは許されないことになるが、国公災法の場合には、災害補償実施機関のする決定は、補償請求権を付与する効力を有するものではなく、災害発生的事实により当然に補償請求権が発生するものであるから、受給権者は直接国に対して保険給付を求め得ることになる。

(3) 審査及び仲裁（労基法85条）

労基法は、災害補償の実施に関する特別な救済手続として、労基署長あるいは審査官による審査、仲裁の制度を設けている。すなわち、使用者が行う業務上の傷病又は死亡の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関して異議のある者は、労基署長に対し、審査又は事件の仲裁の申立てをすることができ（同法85条1項、99条3項）、労基署長も自ら必要があると認めるときは職権で審査又は事件の仲裁をすることができる（同法85条2項）。また、これらの結果に不服のある者は、審査官に対し、審査又は仲裁の申立てをすることができる（同法86条1項）。

一般に、「審査」とは争いのある点を調査して、事実に関する判断をすることを指し、また、「仲裁」とは争いを解決するため仲介を行い、通常は一定の解決案を示して当事者双方の承諾を求めることを指すところ、労基法は、前記審査又は仲裁につき特別な効力を付与していない。「仲裁」という用語に関して、仲裁法45条1項は仲裁判断に確定判決と同一の効力を認め、また労働関係調整法34条、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律35条は仲裁裁定に労働協約と同一の効力を認めているが、本規定の仲裁はこれらと異なり、当事者が紛争を自主的・自発的に解決するのを期待するにすぎないのであって、当事者双方に法的拘束力を持つものではない。

したがって、本条による行政庁の審査、仲裁の結果は、災害補償につき当事者に法律上の影響を与えるものではないから、取消訴訟の対象となる行政処分に当たらない（最高裁昭和31年10月30日第三小法廷判決・民集10巻10号1324ページ、訟月3巻1号84ページ、最高裁昭和45年3月24日第三小法廷判決・裁判集民事98号461ページ、仙台高裁昭和28年2月11日判決・労民集4巻1号26ページ）。

なお、上記規定に関しては、昭和31年に労基法86条2項が改正される前は、災害補償の実施に関する紛争について訴訟を提起する前に、必ず行政官庁の審査又は仲裁をすべきとされて前置主義がとられていた。ところが、審査又は仲裁によって補償義務を設定するものではなく、紛争の解決を進める勧告的性質を有するにすぎないという見解も有力であり、下級審において同旨の

判断もされていた（徳島地裁昭和27年4月23日判決・労民集3巻2号197ページ等）ところ、昭和31年の労基法改正によって審査又は仲裁の前置主義が廃止された経緯があり、現行法の下では、審査、仲裁は手続上も全く法的効果を持たないこととなり、より自主的な解決の性格が強くなったものといえよう。

(4) 重過失の有無に関する行政官庁の認定

ア 業務上災害による使用者の責任は、無過失責任の原則が採られているが、労働者の重大な過失によって業務上の傷病が生じ、かつ行政官庁の認定を受けたときは、使用者は休業補償、障害補償を行わなくてもよいこととされている（労基法78条）。

そこで、上記認定が行政処分にあたるか否かが問題となる。

この点、労基法は、使用者が労働者の重過失につき認定を受けようとするときは、労働者の重過失を証明する書面を添えて、一定の様式によって、所轄労基署長からその認定を受けなければならないと定めていること（同則41条）からすれば、労基署長の認定が使用者の障害補償等の義務を免れるための要件のようにみられ、一見行政処分性を肯定すべきであるようにも考えられる。

しかしながら、労基署長の認定は、使用者、労働者間の災害補償に関する紛争を簡易迅速に解決するため、労働者の重過失の有無を一応確認するにとどまり、使用者の補償義務の存否又は使用者に対する補償義務違反の罰則の適用の有無につき、法律上の影響を及ぼす効果を有するものではないとして、上記認定の行政処分性を否定するのが相当であろう（同旨、名古屋地裁昭和31年12月21日判決・労民集7巻6号1071ページ、ただし、前掲最高裁昭和31年10月30日第三小法廷判決（→P.87）は、特に理由を付すことなく、「労働基準法78条の場合、行政庁が過失の認定を拒否したときは、使用者は、行政事件特例法2条によつて取消しを求める訴を提起すべきである。」と判示している。）。

なお、これに関連する問題として、重過失に基づく災害か否かの認定に

不服があるときに、労基法85条所定の審査、仲裁を求めることができるかについて、上記最高裁昭和31年10月30日第三小法廷判決は、行政官庁の認定は、同条所定の認定に該当しないから、審査等の申立てをすることはできないとしている。

イ 労災保険法は、労働者が重大な過失により傷病等若しくはその原因となった事故を生じさせ、又は傷病等の程度を増進させ若しくはその回復を妨げたときは、政府は、保険給付の全部又は一部を行わないことができるとしている（同法12条の2の2第2項）。この場合の重過失認定は、給付制限の適法性の問題として、当該給付処分あるいは不支給処分の取消訴訟で争われることになろう。

(5) 各種の具体的保険給付の支給における通知（治癒、症状固定通知等）

既に述べたとおり、労基署長の給付決定により、受給者に対する関係で具体的請求権が発生する。給付決定があった場合、保険者である政府は、当該決定を前提として、法所定の金額を一時金ないし年金の方法により、受給者に支給することになる。

上記具体的支給は、既に発生した義務の履行の性質を持つものであって、公権的な権力作用によって、受給者の権利、義務に影響を与えるような性質を持つものではないから、行政処分に当たらないことは明らかである。したがって、労基署長の給付決定がされたが、事後的な支給の障害事由（例えば、治癒、症状固定等）があるために、支給を打ち切る措置がされた場合においても、これは行政処分とはいえず、同措置を行政処分として、その取消しを求めることはできないと考えられる。

なお、行政実務上は、支給を停止すべき事由が発生したことにより、支給を停止する取扱いをする場合に、それまで受給されていた者に対して、書面で通知している。しかし、この通知については、前記のとおり処分性はないと解される。裁判例でも、治癒の認定について（前掲東京地裁昭和57年2月24日判決（→P.20）、その控訴審前掲東京高裁昭和57年7月23日判決（→P.20）、その上告審前掲最高裁昭和58年6月21日第三小法廷判決（→P.20）、

なお公務災害の事案として前掲東京地裁平成5年7月20日判決（→P.20）、症状固定通知について（名古屋地裁昭和62年12月23日判決・労民集38巻5・6号673ページ、その控訴審名古屋高裁昭和63年4月27日判決・労民集39巻2・3号171ページ、労判532号105ページ、その上告審最高裁平成元年4月11日第三小法廷判決・労判545号82ページ）、いずれも処分性を否定している。訴訟においては、被災者が再度療養補償や休業補償を請求し、治癒認定等を理由とする不支給処分があって、その取消しを求めて出訴するのが通例である。

(6) 審査官の決定

労基署長の保険給付の決定に不服がある者には、審査官に対する審査請求と、審査会に対する再審査請求が認められているが、このうち、審査官のした決定を裁決取消訴訟の対象とできるかどうかが問題となる。否定説は、一般に2段階の行政不服審査が認められている場合において、法律で第2段階の不服申立てによって第1段階の決定固有の瑕疵を争うことが認められている場合は、第1段階の決定固有の瑕疵は第2段階の審査決定で補正又は治癒されると考えられるから、同瑕疵を理由として第1段階の決定を取り消すことは無意味であるし、瑕疵が第2段階の審査の決定にも残存するのであれば、同瑕疵を理由として第2段階の審査の決定を争わせるのが適切であるとする（旧所得税法（昭和37年法律第67号による改正前のもの）上の再調査について最高裁昭和44年3月27日第一小法廷判決・訟月15巻9号1069ページ）。また、審査官の決定が取り消されると、再審査請求の審理の対象が消失したり、既にされた当該裁決が無意味になるから相当ではないので、審査官の決定を裁決取消訴訟の対象とすることはできないとも考えられる。

しかし、行訴法3条3項は、裁決取消訴訟を抗告訴訟の一類型として定めており、審査官の決定も審査請求に対する裁決であることは明らかであり、労災保険法、労審法には決定に対する取消訴訟を禁止する規定は見当たらない。また、審査官の決定の瑕疵は、審査会の裁決で必ず補正又は治癒されるとはいえず、さらに、審査官の決定固有の瑕疵を、審査会の裁決取消訴訟で

争えるかどうかは疑問である。2段階の行政不服審査を認めた以上、第1段階の審査請求がやり直されることにより、既にされた審査会の裁決が無意味になることはやむを得ないことであり、行訴法10条2項が、審査請求固有の瑕疵は裁決取消訴訟で争えることを明らかにしている以上、審査官の決定固有の瑕疵を争う方法を認めないことはかえって国民の司法審査を受ける機会を奪うことになる。したがって、審査官の決定についても裁決取消訴訟を認めるべきである（同旨、大阪地裁昭和59年4月23日判決・労判432号55ページ、その控訴審大阪高裁昭和60年6月28日判決・労判455号80ページ〔確定〕、長崎地裁昭和61年11月28日判決・判タ625号167ページ）。なお、審査官の決定についての審査請求前置については、後記3.(4)を参照。

(7) 社会復帰促進等事業

労災保険法29条1項に定める社会復帰促進等事業については、法律自体には、その支給基準、内容、不服等について何ら定めがなく、事業の実施に關して必要な基準を定める厚生労働省令でも、労働者災害補償保険特別支給金については、その請求手続、支給内容、要件が規定されているが、それ以外の労災就学援護費等については労災則1条3項で労基署長が事務を行うと規定されているだけで、その支給内容、支給手続、支給要件等は、厚生労働省の通達である要綱と要領に規定されている。そして、いずれの社会復帰促進等事業についても、不服申立方法は規定されておらず、審査官や審査会に対する審査請求の対象とはならないとされている。

この社会復帰促進等事業としての手当等の支給に関する決定の処分性については、労災保険法29条1項2号の就学援護費の支給に関する労基署長の決定につき、前掲最高裁平成15年9月4日第一小法廷判決（→P.42）は、労災則並びに労働省労働基準局長通達「労災就学援護費の支給について」（前掲基発第774号（→P.46））及びその別紙である「労災就学等援護費支給要綱」の定めるところを検討した上で、被災労働者の遺族は、「所定の支給要件を具備するときは所定額の労災就学援護費の支給を受けることができる」という抽象的な地位を与えられているが、具体的に支給を受けるためには、労働基

準監督署長に申請し、所定の支給要件を具備していることの確認を受けなければならない。労働基準監督署長の支給決定によって初めて具体的な労災就学援助費の支給請求権を取得するものといわなければならない。そうすると、労働基準監督署長の行う労災就学援助費の支給又は不支給の決定は、法を根拠とする優越的地位に基づいて一方的に行う公権力の行使であり、被災労働者又はその遺族の上記権利に直接影響を及ぼす法的効果を有するものであるから、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たる」とした。この判決は、処分性についての2(1)で述べた従前の基準を前提として、その根拠となった個別の行政実体法の解釈問題としてとらえつつ、根拠法令のみならずその解釈を示す通達、要綱、運用も含めて、実際に行われている手続全体の仕組みを認定し、それを前提に、行政庁の当該行為によって、どのような影響・効果が生じるか（当該申請者についていかなる利益若しくは不利益があるか）を考察した上、処分性の有無を検討し、これを肯定しているものである。社会復帰促進等事業に関する労基署長の決定に処分性を認めることができるか否かは、このような解釈問題に帰することとなる。

(8) その他

その他処分性が争いとなったものとして、労基署長が、休業補償給付として既に支給した金員につき、後に業務外の理由によることが判明したとして同給付決定を取り消し、改めてこれを支給しない旨決定した上で、歳入徴収官である労働基準局長がした納入告知及び納入督促は、民法上の不当利得債権に基づく請求及び催告にすぎず、行政処分には該当しないとしたものがある（東京地裁昭和44年5月14日判決・行裁集20巻5・6号644ページ、判時559号81ページ）。

3 審査請求前置主義

(1) はじめに

行訴法8条1項は、「処分の取消しの訴えは、当該処分につき法令の規定により審査請求をすることができる場合においても、直ちに提起することを妨げない。ただし、法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た

後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、この限りでない。」と規定する。同規定は、一般的に取消訴訟と審査請求のいずれを選択するかにつき国民の自由にゆだねた方が、権利救済の機会を広く認める趣旨に沿うという理由で、自由選択主義の原則を採用したものであるが、一方で、①専門技術的性質を有する処分、②大量的に行われる処分で裁決により行政の統一を図る必要のあるもの、③裁決が第三者機関によってされるもの等について、特に法律で規定している場合に限り、裁決を経ることを取消訴訟提起の要件とする例外を認めたものである。

ところで、保険給付に関する処分は、大数に行われ、行政の統一を図る必要があり、また処分の内容が専門的知識を要するものが多いので、労災保険法は、保険給付に関する決定の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する審査会の裁決を経た上でなければ提起することができないと規定し、審査請求前置主義を採用した（同法40条柱書）。

(2) 具体的事例

審査請求前置主義の要件が充足されたか否かにつき、争われた事例として、次のものがある。

ア 審査請求が不適法である場合には、審査請求前置を満たしたことになる（労働者災害補償保険審査会（当時）に対する再審査請求が期間徒過により不適法である場合について最高裁昭和30年1月28日第二小法廷判決・民集9巻1号60ページ、訟月1巻1号71ページ）。

審査請求前置の趣旨は、行政処分に対する司法審査の前に、当該処分の当否につき一応行政機関に実質的な再考の機会を与え、その自主的解決を期待するところにある。したがって、経由すべき裁決は、原処分の適否ないし不当に対する直接の判断を下したものでなければならず、審査請求が不適法として却下された場合は、審査請求はなく、これに対する裁決もなかったことになるから、裁決を経たことにはならず、もはや原処分の当否を争うことは許されないものと解すべきである。

イ 適法な審査請求がされたにもかかわらず、裁決庁が誤ってこれを却下し

た場合は、理論的には審査請求や裁決を経たことにはならないので、訴えを却下した裁決庁に審理の機会を与えるべきであるが、一応当該処分につき審査庁に不服を申し立て、再考の機会を与え実体審理を期待したのに、審査庁の責任で自制機能が果たされなかった以上、その責めを申立人に転嫁すべきではないから、特に処分庁に実体的再検討をさせるだけの特別の事情があれば格別、一般的には、要件を満たしたものとされる（所得税更正処分の審査請求却下について最高裁昭和36年7月21日第二小法廷判決・民集15巻7号1966ページ、訟月7巻9号1888ページ）。

ウ 逆に、審査請求が不適法であったにもかかわらず裁決庁が誤ってこれを受理し、本案について裁決したとしても、審査請求前置を満たしたことはない（恩給裁定についての審査請求が法定期間経過後にされたが、本案について裁定した事案について最高裁昭和48年6月21日第一小法廷判決・裁判集民事109号403ページ、訟月19巻10号51ページ）。

エ 審査請求前置が定められているにもかかわらず、裁決以前に訴えを提起してもその訴えは不適法として却下されるが、訴え提起後、口頭弁論終結時までには裁決があったときは、審査請求前置の要請が満たされたものとされる（神戸地裁昭和44年2月25日判決・訟月15巻6号672ページ）。また、裁決前に訴えが提起されたが、その訴えが却下される以前に、審査請求のされた日から3か月を経過したときも、訴えは、その時点から適法なものとなる（甲府地裁昭和42年7月29日判決・行裁集18巻7号1080ページ、判時495号80ページ）。

(3) 裁決前置を要しない場合

労災保険法は、審査請求前置主義を採用している場合でも、次のような場合には裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができる旨規定している。

ア 再審査請求がされた日から3か月を経過しても裁決がないとき（労災保険法40条1号）

行訴法は、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき

（行訴法8条2項1号）は裁決前置を要しない旨規定しているが、不服申立てとして2段階の審査請求が認められている場合、行訴法8条2項1号にいう「裁決」がどの審査請求を指すのかについては、従来労災保険法では、第2段階の再審査請求のみを指すものとされていた（大阪地裁平成2年3月19日判決・訟月36巻8号1446ページ、那覇地裁平成3年10月1日判決・訟月38巻4号720ページ、労判678号16ページ）。これに対し、前掲最高裁平成7年7月6日第一小法廷判決（→P.50。上記那覇地裁判決の上诉状審）は、審査請求及び再審査請求のいずれの審査請求をも指し、第一段階の審査官に対する審査請求をして3か月を経過しても決定がなければ、処分の取消しの訴えを提起できるとした。そこで、労災保険法の改正がされ（平成8年5月22日法律第42号、平成8年7月1日施行）、審査官に対する審査請求をした日から3か月を経過しても審査請求に対する決定がないときは、審査会に対して再審査請求ができるものとし（同法38条2項）、再審査請求がされた日から3か月を経過しても裁決がないときは、処分の取消しの訴えを提起できるとした（同法40条1号）。

これは、裁決庁の裁決が遅延することによって、国民の司法救済が遅れることを防止するための規定である。

なお、地公災法について、審査請求から3か月経過後訴え提起までに決定があったが、再審査請求をしないで訴えを提起した場合不適法である旨の裁判例（最高裁昭和56年9月24日第一小法廷判決・裁判集民事133号487ページ、判時1019号60ページ、労災保険法について、再審査請求が不適法な場合について同旨、福岡地裁平成3年3月27日判決・労民集42巻5号799ページ、判タ791号170ページ、その控訴審福岡高裁平成3年10月8日判決・労民集42巻5号795ページ、判タ791号168ページ）があり、これは前掲最高裁平成7年7月6日第一小法廷判決（→P.50）の射程外と解されていたが、改正された労災保険法の場合は、いずれの場合も、再審査請求を必ず提起する必要があることになった。

労災保険法38条2項及び40条1号の規定によっても、前記のとおり審査

請求自体が不適法の場合は、審査請求前置を満たしたことにはならず、処分の取消訴訟は不適法である。

また、3か月の期間経過の要件は、取消訴訟提起のときに存在すればよく、訴訟提起後に審査請求を取り下げても既に提起された訴えは不適法にはならない（福岡地裁昭和55年5月7日判決・判時980号121ページ）。

イ 再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき（労災保険法40条2号前段）

行訴法は、「処分、処分の執行、又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるとき」は、原告の損害を防止するための手続として執行停止を定めているが（行訴法25条2項）、そのためには本案が提起されていることが要件である。そこで、行訴法8条2項2号は、「処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき」は、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができるとし、本案提起のための障害となる裁決前置の要件を取り除いて迅速に執行停止を得る途を開いている。労災保険法40条2号前段の規定もこれを受けたものである。

「著しい損害を避けるため」といえるかどうかは、一義的に明確な基準によって判断することができず、結局、個別に具体的な事情をしん酌して判断せざるを得ない。

ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき（労災保険法40条2号後段）

行訴法は、8条2項1号、2号で救済できない場合であっても、国民の司法救済の機会を確保すべき場合があることから、さらに一般的救済条項を設けて裁決前置の緩和を図っており（同法8条2項3号）、労災保険法の規定もこれを受けたものである。何が「正当な理由」に当たるかは、個別、具体的に判断すべきであり、一般的基準を示すことは困難であるが、行政庁の誤った教示のために審査請求手続を経ないで取消訴訟を提起した場合（所得税更正処分について大阪地裁昭和43年4月26日判決・行裁集19

巻4号796ページ、訟月14巻7号832ページ、判タ224号256ページ）や、裁決の結果が明らかであって原処分が是正される可能性がないとき、例えば、労基署長の障害補償給付支給処分が審査会の裁決に示された判断に従ってされたときは、上記処分について更に審査請求、再審査請求をしても、他に特段の新たな審査資料がない限り、同審査会がこれと異なる判断を示すことは期待できないので、このような手続はいたずらに救済手続を遅延させるだけで無意義であるとしたものがある（東京高裁昭和50年10月31日判決・訟月21巻12号2540ページ、判時807号14ページ）。

(4) 審査官の決定に対する取消請求

審査官がした審査請求棄却決定の取消請求については、労災保険法が、原処分に対する不服申立ての方法として、審査官に対する審査請求手続と審査会に対する再審査請求手続の2段階の不服申立手続を設け、第2段階の不服申立てによって第1段階の決定固有の瑕疵を争うことが認められている場合には、第2段階の再審査請求手続を経なければ、第1段階の決定を対象とする取消訴訟は不適法であって許されないのではないかという問題が生ずる。しかし、審査請求前置主義を採るには、法の明文の規定が必要であるところ（行訴法8条1項ただし書）、労災保険法38条、40条によれば、再審査請求に対する審査会の裁決を経る必要があるのは、労基署長のした保険給付に係る処分の取消しの訴えであることは明らかであり、審査官の決定については、再審査請求に対する審査会の裁決を経ることを求める規定はないから、審査官の決定について取消請求をするには、審査会の裁決を経る必要はないと解される（同旨、前掲長崎地裁昭和61年11月28日判決（→P.91））。

4 原告適格・訴えの利益

(1) はじめに

「訴えの利益」というとき、広義では、原告適格の問題と狭義の訴えの利益の問題とを含む。

訴訟制度を利用するためには、それを利用する正当な利益ないし必要性が要求されるのは制度上当然のことであり、このような利益ないし必要性がな

ければ訴訟を提起してこれを維持する意味はないことになる。このような利益ないし必要性を訴えの利益（広義）という。そのうち、原告適格は、当該原告が訴訟を進行する正当な資格を有するかどうかという特定の原告の主観的な側面からみた利益の問題であるのに対し、狭義の訴えの利益は、取消しの求められている処分を取り巻く周囲の具体的な状況という側面からみて当該訴訟を維持、進行する法律上の利益があるかどうかという問題である。

(2) 原告適格における「法律上保護された利益説」と「法的保護に値する利益説」

ア 原告適格とは、その訴訟における原告となり得る法的資格をいい、取消訴訟の原告適格とは、対象となる行政庁の行為（処分又は裁決）が存在する場合に、その取消しを求めるのに、だれがその資格を認められるのかという問題である。

行訴法9条1項は、取消訴訟の原告適格を有する者として、当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき「法律上の利益」を有する者に限ると定め、平成16年法律第84号による行訴法の改正で付加された同条2項は、「裁判所は、処分又は裁決の相手方以外の者について前項に規定する法律上の利益の有無を判断するに当たっては、当該処分又は裁決の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮するものとする。この場合において、当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たっては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌するものとし、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たっては、当該処分又は裁決がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案するものとする。」と原告適格を判断する際の考慮事項を定めている。

イ 行訴法9条1項は、上記のとおり、取消訴訟の原告適格を有する者を、当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき「法律上の利益」を有する者に限る旨規定する。当該処分の相手方（名宛人）のように、処分の法律上の

効果として、直接権利利益を侵害され、義務を課される者は、当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有することは明らかであるが、問題は、当該処分の相手方以外の第三者が、その処分の取消しを求める「法律上の利益」を有するかどうかである。

この点に関し、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがある場合に訴えを提起することができるとする見解（法律上保護された利益説）と権利又は法律上保護された利益ではない事実上の利益でも、それが法的救済に値する利益であれば、これを侵害され又は必然的に侵害されるおそれがある場合に訴えを提起することができるとする見解（法的保護に値する利益説）との対立がある。

法的保護に値する利益説は、法的保護に値するか否かの判断が極めて主観的となり、その判断が不明確となる。また、要するに抗告訴訟を民衆訴訟として機能させることを意図するものであって、行政訴訟を原則的には主観訴訟として構築している我が国の現行行訴法の趣旨とは相容れないものである（藤田宙靖・第4版行政法Ⅰ（総論）403ページ参照）。最高裁判所も「法律上保護された利益説」を採っている（最高裁昭和53年3月14日第三小法廷判決・民集32巻2号211ページ、判時880号3ページ、最高裁平成元年2月17日第二小法廷判決・民集43巻2号56ページ、訟月35巻6号1095ページ、判時1306号5ページ、最高裁平成17年12月7日大法廷判決・民集59巻10号2645ページ、判時1920号13ページ等）。平成16年の行訴法の改正において、原告適格の拡大が課題として取り上げられ、「法律上の利益」という文言自体の変更も検討されたが、この点は従前どおりの規定ぶりを維持することとされたのであり、原告適格の判断基準として「法律上保護された利益説」によることを改める必要はない。新たに定められた行訴法9条2項の考慮要素の内容をみても、「法律上保護された利益説」を前提とするものといえる（平成16年5月7日第159回国会衆議院法務委員会における政府参考人答弁・同委員会議録第22号10ページ、行政事件訴訟

の手引（第3版）参照）。

このように、原告適格の有無は、法律上保護された利益説によって判断すべきである。したがって、法律上の利益の有無を判断するに当たっては、当該処分の根拠となる法令の規定が不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてこれを保護すべきものとする趣旨を含むか否かを検討することになる（行政事件訴訟の手引（第3版）104ページ参照）。

(3) 労災補償に関する訴訟における原告適格

使用者は労基署長の保険給付決定に対して、原告適格を有するか否か。

この点については、使用者は、災害補償を受ける者が労基法所定の災害補償に相当する保険給付を受けるか否かにつき、利害関係を有するから、審査会がした災害補償の保険給付を認めない旨の決定に対して取消訴訟を提起する原告適格を有するとする裁判例がある（大阪地裁昭和31年11月17日判決・労民集7巻6号1087ページ、傍論としてこれを認めたものとして、岐阜地裁昭和28年10月5日判決・労民集4巻5号476ページ、これに近いものとして富山地裁昭和44年4月26日判決・行裁集20巻5・6号637ページ）。また、昭和40年改正法前の労災保険法17条ないし19条では、事業主（保険加入者）の不実の告知、故意又は重大な過失による保険料の滞納、補償の原因である事故の発生を理由として保険給付を制限できる裁定があり、同支給制限をした保険給付決定については、災害補償義務の免責を得る範囲が減少するから、使用者は、これを争う法律上の利害関係を有するとされていた（最高裁昭和35年11月1日第三小法廷判決・民集14巻13号2789ページ、訟月8巻2号313ページ、前掲東京地裁昭和36年11月21日判決（→P.49））。

その後、上記昭和40年改正法によって、支給制限の規定は被災労働者の故意、重過失に限られ、また、労災保険法による保険給付があった場合の労基法による補償に関する労基法84条の規定も、昭和40年改正法以前はその価額の限度において補償を免れるとなっていたものが、昭和40年改正法では一時金制度から年金制度を原則としたことにより、同一の事由について労災保険

法による支給を受ける場合には、災害補償義務を全部免れることとなった（最高裁昭和49年3月28日第一小法廷判決・裁判集民事111号475ページ、判時741号110ページ参照）。そうすると、保険給付の一部制限については、使用者にこれを争う原告適格を認める必要はなくなった。

問題は、業務上・外認定について、使用者に処分の取消しを求める法的利益があるかどうかである。まず、業務上認定がされた場合については、労基法84条で災害補償を免れるから、原告適格を認める必要はない（昭和40年改正法以前について、原告適格を否定したものとして、前掲東京地裁昭和36年11月21日判決（→P.49）がある）。これに対して、業務外認定がされた場合や、業務上認定処分が審査請求手続で取り消された場合は、使用者は、労基法に基づく災害補償を免れないから、原告適格を認める余地がある。

しかし、①使用者の災害補償義務は災害補償の事由の存する限り当然に生ずるものであり、労基署長の決定の有無によるものでないことは規定上明らかであること（労基法75条ないし81条）、②保険給付に関する決定は被災労働者又はその遺族と、保険者の地位にある政府との間に保険給付の権利関係を設定し又はこれを拒否する処分であって、被災労働者又はその遺族と使用者との間における災害補償に関する権利義務を公権的に確認する処分ではないこと、③同法84条1項の規定は、労働者災害補償の保険関係において使用者が保険加入者であったことに基づく制度上当然の効果であるにすぎず、給付決定の法律上の効果とはいえないものと解すべきであることからすれば、使用者は労基署長の決定に対して取消しを求める原告適格を有しないものと解すべきである。

(4) 狭義の訴えの利益

狭義の訴えの利益とは、上記(1)のとおり、具体的状況という客観的な側面からみて当該訴訟を維持・追行する法律上の利益があるかどうかの問題である。取消訴訟は、違法な行政処分の法的効果により自己の権利利益を侵害されている者が、その法的効果を除去することによって、その法的利益を回復することを目的とする訴訟である。したがって、処分後に事情が変化したり

期間が経過した結果、処分の効力を争う意味がなくなったような場合には、取消訴訟は不適法となるというべきで、狭義の訴えの利益は、当該処分が有効なものとして存在することから生じている法的効果を除去することにより、法的利益が回復されるかどうかという観点から検討すべきである。

行政処分の法的効果が失われれば、通常は、取消判決によって除去すべき対象がなくなるのであり、訴えの利益は否定される。しかし、行政処分は、その本来の法的効果以外にも、派生的又は付随的な法的効果をもつことがあり、本来の効果がなくなった後においても、派生的又は付随的な法的効果が存在しており、当該行政処分を取り消すことによって回復すべき法的利益が認められる場合には、訴えの利益は失われない。行訴法9条1項括弧書きはこのことを明らかにしている。

狭義の訴えの利益が問題となった裁判例として、やや特殊な事例であるが、A会社からB会社へ転職した労働者が、既にA会社を最終職場であるとして休業補償給付を受けていた場合であっても、別途B会社を最終職場とする休業補償給付に関する不支給決定の取消しを求める訴えの利益は失われるものではないとしたものがある（大分地裁昭和63年8月29日判決・訟月35巻4号656ページ、労判524号6ページ）。

5 被告適格

改正前の行訴法11条1項本文は、処分の取消しの訴えは、処分をした行政庁を、裁決の取消しの訴えは、裁決をした行政庁を被告として提起しなければならないとしていたが、行政の高度化、複雑化に伴い、権限が他に委任されたり、専決による処理がされたりすることもあることから、被告の特定が困難な場合が少なくなかったため、被告適格を有する行政庁を特定する原告の負担を軽減し、さらに抗告訴訟から当事者訴訟への訴えの変更や訴えの併合の手続を行いやすくすることをも目的として、被告適格について改正がされた（小林久起「行政事件訴訟法」227ページ）。

したがって、国に所属する行政庁については、原則として、被告が「国」となる（行訴法11条1項1号。ただし、個別法に特別の定めがある場合は、それ

ぞれの規定で定められた被告適格者を被告として訴えを提起しなければならない（行訴法1条。特別の定め例として、特許法179条、海難審判法54条、独禁法78条等がある。）。よって、保険給付に関する決定を行う行政庁は労基署長であるから、処分の取消しの訴えも国を被告として提起しなければならない。

6 出訴期間

取消訴訟は、処分又は裁決があったことを知った日から6か月を経過したときは提起することができず（行訴法14条1項本文、「主観的出訴期間」と呼ばれる。）、処分又は裁決があったことを知らず、あるいは、それを知った日から6か月を経過していなくても、処分若しくは裁決の日から1年を経過したとき、提起することができない（同条2項本文、「客観的出訴期間」と呼ばれる。）。

改正前の行訴法14条1項では、処分又は裁決があったことを知った日からの期間は、6か月ではなく3か月としていた。しかし、行政事件訴訟は、通常の民事訴訟に比べ、訴訟要件が複雑で多岐にわたっており、実体要件の問題においても裁量に係る処分の審査方法など特有のものがあるため、改正前の行訴法の3か月の主観的出訴期間は短すぎるとして、6か月に延長された。

ところで改正前行訴法14条は、同じ条文の中で、1項及び3項においては初日を算入せず、4項では初日を算入することになるという不統一な規定振りをしていたため、原告の誤解を招きやすく、誤解に基づいて出訴期間を徒過し、訴えが却下される事例がみられた。そこで、審査請求があった場合の原処分の取消訴訟の出訴期間について、「裁決があつたことを知った日から六箇月を経過したとき又は当該裁決の日から一年を経過したときは、提起することができない。」と定め（行訴法14条3項）、同条項の中の起算日をすべて同様な規定振りに改め、初日を算入しない扱いに統一することとした。

7 義務付けの訴え

(1) はじめに

義務付けの訴えとは、行政庁が一定の処分又は裁決をすべきであるにもかかわらず、これがされないときに、その処分又は裁決をすべき旨を命ずることを求める訴えをいう（行訴法3条6項、37条の2、37条の3）。

これは、平成16年の行訴法の改正において、国民の権利利益の司法的救済の実効性を高める観点から、救済方法を拡充するため、差止めの訴えとともに、抗告訴訟の新たな訴訟類型として明文化されたものである。

(2) 義務付けの訴えの類型

行訴法が定める義務付けの訴えは、一定の要件の下において、行政庁が処分又は裁決をすべき旨を命ずることを求める抗告訴訟であり、以下のア及びイの2類型に大別され（行訴法3条6項）、イはさらに二つの場合に区別されて、各類型ないし場合ごとに要件が定められている。

ア 非申請型

行政庁が一定の処分をすべきであるにかかわらずこれがされないとき（イに掲げる場合を除く。行訴法3条6項1号）

イ 申請型

行政庁に対し一定の処分又は裁決を求める旨の法令に基づく申請又は審査請求がされた場合において、当該行政庁がその処分又は裁決をすべきであるにかかわらずこれがされないとき（同項2号）

申請型の義務付けの訴えは、さらに、申請に対する行政庁の対応が不作為の場合（行訴法37条の3第1項1号）と拒否処分の場合（同項2号）の二つに区別される。

(3) 労災保険関係訴訟との関係

労災保険関係訴訟における義務付けの訴えとしては、休業補償等の不支給処分を受けた者が、当該処分を不服として、同処分の取消訴訟と併せて当該休業補償等の給付の義務付けを求めるもの、労基署長ないし審査会が決定した障害等級に基づき、障害補償給付支給処分を受けた者が、障害等級の認定を不服として、同処分の取消しを求めるとともに、自らが適正と主張する障害等級に基づく障害補償の給付の支給処分の義務付けを求めるものなどが考えられる。

例示したもの以外の訴訟形態も想定されるところであるが、義務付け訴訟は、一定の要件の下に認められるものであり、行訴法に要件が規定されてい

ることから（行訴法37条の2、37条の3）、義務付けを求める訴えが提起された場合には、義務付けの訴えを定めた行訴法改正から間がないこともあり、当該訴えが、行訴法上の要件を充たしているか否かを慎重に検討する必要がある（行政事件訴訟の手引（第3版）125ページ以下参照）。

障害補償給付支給処分の義務付けの訴えを提起する場合に、原告は、どの程度、求める支給処分の内容を特定しなければならないかという問題がある。義務付けを求める対象は、「特定の処分」である必要はなく、ある程度幅のある処分も「一定の処分」を行政庁に義務付けることを求める訴えとして許容される。しかし、一口に障害補償給付の支給処分といっても、労災則別表第1の障害等級表には、第1級から第14級までの障害等級があり、さらに、各級には「障害の部位及び状態」に応じた様々な身体障害の項目分けがされているのであって、これらが障害補償給付支給処分の具体的内容となる。例えば、「何らかの等級」の支給処分の義務付けを求める訴えが提起されても、それだけでは、裁判所の審理対象が具体的に定まらず、また、裁判所が当該義務付けの訴えの要件を満たすかどうかについての判断が可能な程度に特定されているということとはできない。更にいえば、訴訟物としても特定しているとはいえない（平成18年度改正行訴法事務打合せ会・訟務時報387号119ページ以下参照）。

8 差止めの訴え

前記7と同様、司法救済の実効性を高めるため、平成16年の改正によって、行訴法は、「行政庁が一定の処分又は裁決をすべきでないにかかわらずこれがされようとしている場合において、行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を求める訴訟」（3条7項）として差止めの訴えを定めた。

労災保険関係訴訟における差止めの訴えとしては、死亡者と内縁関係にあった者が自らが労災保険法上の「配偶者」であることを主張して、遺族補償給付を求めたことに対して、戸籍上配偶者の地位にある者が、当該遺族補償給付支給処分の差止めを求めるような場合が考えられる。

差止めの訴えにおいても、訴えの要件が定められている（行訴法37条の4）

ことから、第一次的には要件充足性についての慎重な検討が求められる（行政事件訴訟の手引（第3版）141ページ以下参照）。

9 公法上の法律関係に関する確認の訴え

行政需要の増大と行政作用の多様化に伴い、行政立法、行政計画、通達、行政指導など様々な手法を用いて行政の活動が行われるようになってきているが、このような行政活動は、抗告訴訟の対象となる行政庁の公権力の行使に当たらないとされる場合が多く、行政庁の公権力の行使に関する不服を内容とする抗告訴訟のみでは、国民の権利利益の実効的な救済を図ることが困難との指摘もある。そこで、平成16年の行訴法の改正において、行訴法4条の「公法上の法律関係に関する訴訟」の中に「公法上の法律関係に関する確認の訴え」が含まれることを明示することにより、抗告訴訟の対象とならない行政の行為も含む多様な行政の活動によって争いの生じた権利義務などの公法上の法律関係について、確認の利益が認められる場合に、確認訴訟の活用を図るものとされた（小林「行政事件訴訟法」16、201ページ）。行訴法4条の改正は、新たな訴訟類型を創設するものではなく、同条の法規範としての意味は、改正前と変わっていないというべきであるが、処分性が認められないために抗告訴訟の対象とならない行政の行為の効力の有無や権利義務の存否などについても、公法上の法律関係に関する確認訴訟の活用によって救済が図られる場合があることを注意的に確認し、その利用の活性化を促す趣旨が含まれている。

公法上の法律関係に関する確認の訴えに関しては、「行為の違法確認」という形でも当事者訴訟を活用すべきであるとし、行政立法、行政計画、行政指導等を直接攻撃する「違法確認訴訟」が許容されるとする見解がある（高木光・「行政訴訟制度改革の意義と評価」法律のひろば57巻10号18ページ）。しかしながら、行訴法が想定している公法上の当事者訴訟としての確認の訴えは、公法上の法律関係の存在を前提とし、これに基づいて生ずる権利義務の存否、法的地位の有無の確認を求めるものでなければならないから、例えば、労災保険給付に関する行政立法等それ自体を違法確認の対象とすることは許されず、公法上の法律関係に関する確認の訴えを提起することは不適法である。

また、「公法上の法律関係に関する確認の訴え」も確認の訴えであるから、「確認の利益」がなければ不適法であることは当然であり、例えば、労災保険給付に関する不支給処分に対し、労災保険給付を受けることのできる地位にあることの確認を求めた場合など、抗告訴訟等により解決可能なものについて「公法上の法律関係に関する確認の訴え」を提起することは不適法である（行政事件訴訟の手引（第3版）146ページ以下参照）。

10 違法事由の制限

行訴法10条2項は、「処分の取消しの訴えとその処分についての審査請求を棄却した裁決の取消しの訴えとを提起することができる場合には、裁決の取消しの訴えにおいては、処分の違法を理由として取消しを求めることができない。」と定めている。これは、原処分の取消訴訟と裁決の取消訴訟との矛盾抵触を避けるために置かれた調整規定であり、原処分主義を採用することを明らかにしたものである。

原処分主義が採られている場合、裁決の取消訴訟で違法事由とすることができるのは裁決固有の瑕疵に限られるが、裁決固有の瑕疵とは、原処分の違法についての判断に関する部分を除くもので、裁決の主体、手続、形式等の違法に関する事由を指す。実体的内容に関するものは、裁決固有の違法事由には当たらない。これに関し、審査官の決定及び審査会の裁決において労基署長が援用していないのに消滅時効について判断したのは違法であるとする原告の主張に対し、消滅時効の判断は実体的内容に関するものであって、原処分の取消しの訴えにおいて争うべきであるから、裁決固有の違法事由に当たらないとした裁判例がある（東京地裁昭和63年11月17日判決・判タ714号133ページ、労判531号80ページ。もっとも、その控訴審前掲東京高裁平成元年12月20日判決（→P.72）は、労災保険法42条の消滅時効については労基署長の援用を要しないと解すべきであるから上記主張は前提を欠くとする。その上告審前掲最高裁平成2年10月18日第一小法廷判決（→P.72））。

11 仮の救済制度

(1) 執行停止

ア 執行停止に関する平成16年行訴法改正の概要・趣旨

行訴法25条1項は、「処分の取消しの訴えの提起は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない」として、執行不停止の原則を規定し、さらに、「処分の取消しの訴えの提起があつた場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもつて、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止（以下「執行停止」という。）をすることができる。ただし、処分の効力の停止は、処分の執行又は手続の続行の停止によつて目的を達することができる場合には、することができない。」として、例外としての執行停止に関する規定を置いている。

執行停止制度に関しては、安易に執行停止を認めることは適法な行政の停滞を招くものとして避けなければならないことから、執行不停止の原則が採用されており、平成16年の改正前の行訴法25条2項は「回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があるとき」を執行停止の要件として、申立人側の損害について事後的な救済では回復できないものであることを要求していた。しかし、回復の困難性という損害の性質に専ら特化した概念で要件が規定されているという点で硬直的な面があることが指摘されていたため、損害の要件の判断において損害の性質のみならず損害の程度をも同等に重視すべきことを明らかにする観点から、「回復の困難な損害」が、損害の「重さ」（性質）と「大きさ」（程度）の双方を含んだ概念である「重大」性を基準とする「重大な損害」に改められた。

その上で、「重大な損害」を生じさせるか否かを判断するに当たって考慮及び勘案する要素に関する規定として、新たに3項が新設され、「裁判所は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たつては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分内容及び性質をも勘案するものとする。」との条項が置かれた。これにより、個々の事案ごとの事情に即した適切な判断が確保されるようになることが期待されている（行政事件訴訟の手引（第3版）155ページ以

下参照）。

イ 労災保険関係訴訟との関係

労災保険の関係で執行停止が申し立てられた事案は少ないが、労基署長が、休業補償給付の支給を受けていた者に対して、傷病の状態等に関する報告書を提出しなかったことを理由に労災保険法47条の3の規定に基づいてした休業補償給付の支払の一時差止処分に対する執行停止申立てについて、休業補償給付は、その性質上継続的な支払を予定しておらず、請求者が請求前の過去の日において休業した場合に、その補償を請求し、これに対する決定も請求ごとの個別決定としてされるところ、請求一時差止処分は、新たに支給決定をするには支障があるとしてされた暫定的な拒否処分であって、その後新たな支給決定はされていないから、差止処分の効力を停止しても直ちに具体化された保険給付の支払を請求することができるわけのものでない以上、執行停止の申立ては申立ての利益を欠くので不適法であるとした裁判例がある（大阪地裁昭和54年1月24日決定・労民集30巻1号1ページ、訟月25巻4号1026ページ、判時937号25ページ、その控訴審大阪高裁昭和54年7月18日決定・労民集30巻4号778ページ、訟月25巻12号2989ページ、判タ407号120ページ）。

(2) 仮の義務付け及び仮の差止め

仮の義務付けは、一定の要件の下で、裁判所が、行政庁に対し、処分又は裁決をすべきことを仮に義務付ける決定をするものであり、仮の差止めは、一定の要件の下で、裁判所が、行政庁に対し、処分又は裁決をしてはならない旨を仮に命ずる決定をするものであって、いずれも平成16年の行訴法改正によって新設された仮の救済制度である。

これは、平成16年の行訴法改正により義務付け・差止めの訴えが法定されたが（3条6、7項）、公的扶助の給付を認める処分の義務付けの訴えを提起するときのように、本案判決を待っていたのでは生活を維持できなくなる場合や、営業停止などの制裁処分の差止めの訴えを提起するときのように、本案判決を待っていたのでは名誉や信用が害され、生活や事業活動に慣うこ

とのできない損害が生ずる場合など、義務付け又は差止訴訟の本案で勝訴したとしても実効的な救済が得られないことも起こり得る。そこで、義務付け・差止めの訴えの本案判決を待っていたのでは償うことができない損害を生じるおそれがある場合に迅速かつ実効的な権利救済を可能にするため、仮の義務付け・仮の差止めの制度が新設された（小林「行政事件訴訟法」39ページ）。

仮の義務付け及び仮の差止めも、一定の要件の下で認められるものであり（行訴法37条の5）、要件を満たしているかを慎重に検討する必要がある（行政事件訴訟の手引（第3版）186ページ以下参照）。

12 不作為の違法確認

行訴法3条5項は、行政庁が私人から法令に基づく申請を受け、相当の期間内にその申請に対応する何らかの処分その他公権力に当たる行為をすべきであるにもかかわらず、これをしない場合、あるいは、行政庁が法令に基づく不服の申立てを受け、相当の期間内に裁決、決定その他の行為をすべきであるにもかかわらず、これをしない場合に、その行政庁の不作為が違法であることの確認を求めることができる旨規定する。

請求の趣旨及び判決主文は、「何らの処分をしないことの違法を確認する」である。原告が求める特定の処分をしないことの違法を確認する訴えが提起された場合には、行訴法3条5項の不作為の違法確認の訴えではない。これらは、無名抗告訴訟か公法上の法律関係の確認の訴えである可能性があるため、原告の意思を求釈明によって確認する必要がある。

不作為の違法確認訴訟の事例として、既に労災保険法に基づいて休業補償給付及び障害補償給付を受けた者が、受傷当時他の事業場にも雇用されていたので、平均賃金が高額となるとして、支給額との差額を請求したにもかかわらず、労基署長が何らの処分をしなかったのは、違法であると判示したものがある（東京地裁昭和56年7月7日判決・労判366号カード9ページ）。

13 訴訟物

(1) 取消訴訟の訴訟物

ア 訴訟物とは、審判の対象あるいは対象となる単位である。一般に訴訟物を決める意味は、訴訟の対象を明らかにすることにより、二重起訴の禁止、請求の併合あるいは訴えの変更の有無が判定され、訴訟において審理すべき要件、攻撃防御方法の範囲、主張・立証責任の分配が決まり、また、判決の既判力の範囲が決定されることにある。取消訴訟においては、原告の主張する違法事由の主張制限、行政庁の理由の差し替えの範囲に影響がある。

行政処分には、公定力が認められ、権限のある行政庁が法律に基づいて処分をした場合には、処分に取消原因たる瑕疵が存在したとしても、それだけでは、何人もその効力を否定できない。取消訴訟は、行政処分の公定力を排除し、国民の権利利益の救済を図ることを目的とする訴訟であり、取消判決によって、行政処分の効力を遡及的に失わせるものであるから、取消訴訟は、一種の形成訴訟と理解されている。

その形成要件は、行政処分の違法性（処分の根拠法規において規定された処分要件の充足又は不充足。裁量処分の場合には、これに加えて、当該処分に裁量権の逸脱・濫用があること）そのものであり、これが取消訴訟の訴訟物となる。そして、そこでのいう行政処分の違法性とは、個々の違法事由ではなく、行政処分の違法性一般であると言われている（南博方ほか編集「条解行政事件訴訟法第3版」195ページ、「実務的研究」142ページ、最高裁昭和49年7月19日第二小法廷判決・民集28巻5号897ページ、訟月20巻10号107ページ、判時753号5ページ参照）。したがって、行政処分の違法事由（瑕疵）については、これが複数あっても、いずれも攻撃防御方法にすぎず、訴訟物の範囲では、当事者双方は、処分がされたときに判明していないか、又は主張しなかった事由を、訴訟においては自由に主張できることになる。

イ 取消訴訟の訴訟物は、上記のとおり、行政処分の違法一般とされているが、その場合の「行政処分」とは、取消しの対象とされる特定の行政処分ということであるから、取消訴訟の訴訟物の同一性は、処分の同一性によ

り画される（「実務的研究」154ページ）。

そして、処分の同一性は、当該処分の根拠法規である実定行政法規の個別解釈によって定まるものというべきである。すなわち、行政庁が処分を行う権限は、個別の法規によって行政庁に付与され、その要件、効果も個別の法規によって定められている。行政庁は、この個別の法規に基づいて処分を行うから、処分の同一性は個別の法規が処分類型についていかなる立法政策を採っているかによって決定される。そして、個別の法規が処分類型についてどのような立法政策を採るかは、それぞれの趣旨・性質等に照らし、個別に決せられることであるから、一般的基準で処分の同一性を決定することは困難であり、処分の同一性は個別の法規の解釈、すなわち、処分要件の内容・趣旨・性質、処分の効果などを考慮することによって定まるというべきである。最高裁昭和42年4月21日第二小法廷判決（訟月13巻8号985ページ。青色申告書提出承認取消判決）や最高裁平成11年11月19日第二小法廷判決（民集53巻8号1862ページ。逗子市情報公開判決）等、取消訴訟の訴訟物に関係する最高裁の判例は、いずれも個別法規の解釈により結論を導いているというべきである。

前掲最高裁平成5年2月16日第三小法廷判決（→P.40）（ベンジジン判決）は、労災保険法施行前に従事した業務に起因して同法施行後に疾病が発病したとして原告が労災申請をしたところ、このような申請は労災保険法による保険給付の対象とならないとして、労災保険給付不支給処分がされたため、その取消しが求められた事案において、当該疾病の業務起因性の有無についての判断を留保した上、当該不支給処分を違法として取り消した原判決に違法はない旨判示している。労災保険法の適用の有無は、申請の中身に入る前のいわば手続要件類似の問題であるのに対し、業務起因性の有無は、申請に理由があるか否かの実体要件の問題であり、労災保険法の適用がないとしてされる不支給処分と、業務起因性がないとしてされる不支給処分の各処分要件は、処分庁が認定判断すべき事項も大きく異なるばかりか、処分要件としての性質・趣旨も異なっていることからすると、

これら二つの判断を同じ一つの処分とするとの立法政策が労災保険法において採られているとは解し難い。ベンジジン判決は、このような両者の判断作用の差異に着目し、これらが同一性のない別処分であるとして理由の差し替えを許さなかった判例であると理解すべきである。

ウ 近時、行政処分について、侵害処分のように複数の処分要件のすべてが充足されることを要件とする処分（第一類型の処分）と、拒否処分のように複数の処分要件のうち、権利の発生、成立要件についてはその一つが充足されないこと、又は権利の障害、消滅要件についてはその一つが充足されることを要件とする処分（第二類型の処分）とに分けて、第二類型の処分については、行政庁はすべての処分要件について審査し充足されているものと判断して処分しているわけではないので、このような処分については、行政庁が処分の際に第一次的判断権を行使した処分要件の充足、不充足を訴訟物として把握する説（以下、「限定説」という。）が提唱されている（「実務的研究」149ページ）。

しかし、訴訟物という審判の対象の外延を画す面からみると、行政庁が第一次的判断権を行使したか否かは、事実認定の問題である上、その点について理由付記や行政庁の主張といった外形的行為を基礎として判断するとしても、もともと処分あるいは訴訟における主張は、必要最小限度で足りるから、行政庁としては、審理判断した事項のうち、最も確実な理由を選択して、外部に表明している場合も多く、そのことから行政庁が表明した同理由以外には第一次的判断権を行使していないとは簡単に断言できないと考えられる。また、理由付記についても、通説は、理由付記の機能の中心は行政庁の慎重な考慮の確保と相手方の不服申立ての便宜にあり、行政庁としては処分時の理由に誤りがあれば、訴訟段階で適法な理由を付けるとされている。したがって、そのようないわば事実認定や裁判所による評価が必要な事項を訴訟物の範囲を画する基準とすることは訴訟の初期の段階から明確であることを必要とする訴訟物の性格上不適當である。実際上も、限定説が前提となれば、行政庁としてはすべての要件について慎重

に審理することになり、処分に時間を要することになる上、訴訟においても可能性のある要件について最初からすべて主張することとなり、争点を無用に増やすことになりかねない。また、行政庁が、いわば第一次的判断権を放棄して、訴訟で決着を付けることを望んでいる場合にも、裁判所がその判断を回避することになれば、処分を一からやり直し、しかも労災保険関係では2段階の審査請求を経ることとなり、被災労働者に対しても無駄な時間と労力を掛けることになりかねない。したがって、行政庁の第一次的判断権の行使の有無にかからせることは、訴訟物の性格に反し、無用に訴訟物を細分化するものであって、相当ではない。

(2) 労災保険給付の支給・不支給決定の取消訴訟の訴訟物

労災保険法に基づく保険給付の実質は、使用者の労基法上の災害補償義務を政府が保険給付の形式で行うものであるから、被災労働者等は、労基法上の災害補償請求の場合と同じく、業務災害に関する保険給付であれば、療養補償給付、休業補償給付、障害補償給付、遺族補償給付、葬祭料、傷病補償年金及び介護補償給付の種類別に、労基署長に請求して、それぞれの支給要件を主張・立証し、労基署長は、これらの支給要件がすべて認められ、かつ支給の障害や消滅の要件が認められない場合、支給決定をし、支給要件の一つでも認められないか、又は支給の障害・消滅の要件の一つでも認められる場合、不支給決定をする。労災保険給付の支給・不支給決定の取消訴訟の訴訟物は、同決定（処分）の違法性一般ということになる。

(3) 労災保険給付に関する処分の同一性

労災保険給付は、業務災害に関する保険給付であれば、療養補償給付、休業補償給付、障害補償給付、遺族補償給付、葬祭料、傷病補償年金及び介護補償給付の種類別に、被災労働者等がそれぞれの支給要件を記載した請求を行い（傷病補償年金の場合は届出）、これに対して、労基署長が支給・不支給の決定をする。したがって、各補償給付ごとに処分が異なることは、その要件が異なることから明らかである。ところで、これらいずれの給付についても、業務起因性があることが前提となるから、要件としては、被災労働

者の受けた傷病とその災害の原因が特定される必要があり、療養補償給付、休業補償給付、障害補償給付、遺族補償年金、遺族補償一時金及び葬祭料の各請求においては、請求書に、「負傷又は発病の年月日」と「災害の原因及び発生状況」を記載することとされている（労災則12条以下参照）。そこで、労災保険の不支給決定の訴訟物は、給付の種類が同一であっても、傷病が異なれば処分は異なるのか、さらに、傷病が同一であっても災害の原因が異なれば処分は異なるのかが問題となる。当事者は訴訟物の範囲内であれば、保険給付請求時と異なる主張も可能であるから、この点は、被災労働者が、訴訟において請求と異なる傷病や災害の原因を主張できるかに大きな影響を与える。

まず、傷病が異なれば、各給付の要件の判断も異なってくるから、訴訟物も異なることについては異論がないと考えられる。次に業務上の原因が異なる場合については、①傷病同一説（傷病が同一であれば、業務上の原因が異なっているとしても、請求ないし処分は同一であるとする見解）、②原因同一説（傷病が同一であっても、業務上の原因が異なれば、請求ないし処分は同一でないとする見解）が考えられる。

傷病同一説の論拠は、傷病の原因が業務上のものであればそれで足り、労働者が原因を具体的に指摘するのは業務起因性を理由づける手段（攻撃方法）であるにすぎず、行政庁としては、指摘された原因以外の原因を認定して給付を行うことができ、また、そうすべきであって、これによって災害補償の解決を図ることができる点にある。

しかし、行政庁において、被災労働者が具体的に請求した「災害の原因」以外に、当該傷病の業務起因性についてあらゆる可能性を考慮することは實際上不可能であり、行政庁には、請求書に記載された災害の原因を超えてあらゆる可能性を調査する義務はないと考えられ、また、保険給付の請求に対する不支給決定に一事不再理の効力はないから、請求の同一性の範囲を広くしても事案の一回的解決には資することはないことからすれば、原因同一説が相当と考えられる（「会同概要集録」658ページ）。

(4) 被災労働者による傷病あるいは業務上の原因の主張の追加

訴訟における攻撃防御方法の主張は、訴訟物の判断に関係するものでなければ無意味であるから、訴訟物の範囲外の主張は主張自体失当となる。

前記(3)のとおり、被災労働者等は、労災保険給付の請求に際し、傷病名及び災害の原因を特定して請求しなければならないが、訴訟においてこの請求時の傷病名ないしは災害の原因と異なる傷病及び災害の原因を主張できるかが問題となる。労災保険給付の不支給決定の取消訴訟の訴訟物としては、傷病同一説と原因同一説が考えられ、傷病同一説に立つならば、異なる傷病を主張することはできないが、その災害の原因については別の原因も主張することができることになり、原因同一説に立てば、災害の原因についても新たな主張はできないことになる。

しかし、前記(3)のとおり原因同一説が妥当であるので、労災保険給付の不支給決定の取消訴訟においては、請求と別個の傷病や業務上の原因を主張することは、訴訟物の範囲に含まれないから、主張自体失当ということになる。

14 主要事実と主張立証責任

(1) はじめに

訴訟における審理の中心は、原告が特定した訴訟物について、これを積極的に基礎づける、あるいは消極的に基礎づける主要事実(要件事実)の主張・立証にある。主要事実とは、訴訟物の成立・発生・障害・消滅要件に該当する事実である。前記13のとおり、労災保険給付の不支給決定の取消訴訟の訴訟物が、被災労働者等の労災保険給付請求権の存否であれば、その主要事実はその請求権の成立・発生・障害・消滅の各要件に該当する事実ということになる。

弁論主義の下では、主要事実とは、当事者が口頭弁論で陳述しない限り判決の基礎として採用することができない。したがって、当事者は、自己に有利な主要事実については、これを主張しないとその事実はないものとして扱われるという不利益を受ける。この不利益を主張責任という。取消訴訟においても民事訴訟と同様に弁論主義が採られているので、この主張責任が妥当す

る。

また、立証責任とは、一定の事実が存否不明の際に、そのことによって生ずる一方当事者の危険又は不利益をいう。

通常は主張責任と立証責任の所在は一致すると考えられているので、以下両者を一括し解説することとする。

(2) 取消訴訟における主張・立証責任の分配

主張・立証責任をどのような基準により分配すべきかについて、民事訴訟においては、法律要件分類説が学説、判例の大勢である。同説によると、各当事者は、自己に有利な法規の主要事実について主張・立証責任を負うものとされ、具体的には、①権利の発生、成立を理由づける権利根拠規定の要件事実については、権利を主張する者が主張・立証責任を負い、②権利根拠規定に基づく法律効果の発生を妨げる権利障害規定、一度発生した法律効果を後に否定する権利消滅規定の主要事実については、権利を否定する者が主張・立証責任を負うということになる。

これに対して、取消訴訟における主張・立証責任の分配については、様々な説が存在する。代表的な説を挙げれば、①法律要件分類説(規範説)、②侵害処分・授益処分説(国民の自由を制限し、国民に義務を課する行政処分である侵害処分については、その主要事実の存在を被告行政庁が主張、立証すべきであるが、国民の側から国に対して、自己の権利領域、利益領域の拡張を求める授益処分の申請の拒否処分については、その主要事実の存在を原告が主張、立証すべきである。)、③個別具体説(当事者の公平、事案の性質、事物に関する立証の難易等により、具体的事案について、いずれの当事者に不利益に判断するかを決する。)があり、裁判実務では、②の考え方を基本として、①と③の考え方を加味するとする考えが有力である(「実務的研究」170ページ以下)。

(3) 労災保険給付の支給・不支給決定の取消訴訟の主張・立証責任

ア 労災保険に係る処分の取消訴訟における主張・立証責任のうち、少なくとも労災保険請求権を発生、成立させる要件については、前記(2)の①ない

し③のいずれの説によっても、原告側に主張・立証責任があることになる（「会同概要集録626ページ」）。もっとも、処分要件が数個定められ、理由付記が要求されていない拒否処分の場合には、行政庁がいずれの処分要件に当たらないとして拒否処分をしたのか不明であるから、訴訟においては、原告は、拒否処分を特定すれば足り、違法事由である処分要件の不存在が何であるかについては行政庁に特定する責任があり、その特定された要件について原告が立証責任を負うとする説もある（「実務的研究」178ページ）。裁判例も原告側に立証責任を認めている（札幌地裁昭和48年9月28日判決・判タ302号184ページ、千葉地裁昭和62年2月23日判決・訟月33巻9号2342ページ、労判495号56ページ、その控訴審東京高裁平成元年3月28日判決・労判544号76ページ、東京地裁平成元年3月1日判決・判時1302号150ページ、福岡高裁平成元年10月12日判決・労判551号38ページ等）。

イ 労基法75条2項は、「業務上の災害」のうち「業務上の疾病」の範囲については命令で定める旨規定し、この委任規定を受けて、労基則35条、別表第1の2（巻末資料2）が、その範囲を次のように定めている。

- ① 業務上の負傷に起因する疾病（第一号）
- ② 物理的因子による一定の疾病（第二号）
- ③ 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する一定の疾病（第三号）
- ④ 化学物質等による一定の疾病（第四号）
- ⑤ 粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症等（第五号）
- ⑥ 細菌、ウィルス等の病原体による一定の疾病（第六号）
- ⑦ がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による一定の疾病（第七号）
- ⑧ 厚生労働大臣の指定する疾病（第八号）
- ⑨ その他業務に起因することの明らかな疾病（第九号）

上記労基則の規定は、業務上の疾病について、立証の困難性を一部救済する趣旨で設けられたものと考えられている。

そこで、もしこれを法律上の推定規定であると理解するならば、②ない

し⑦については「それぞれ所定の環境において疾病に罹患したこと」を前提事実として「業務起因性」を推定することになるので、原告において「業務起因性」という要件を立証する必要はなく、「列挙された環境で業務に従事したこと」及び「所定の疾病に罹患したこと」を主張、立証すれば足り、被告において「業務起因性がないこと」を立証すべきこととなる。

しかしながら、同規定の趣旨は事実上の経験法則を確認的に規定したにすぎないものと理解するのが相当であり、判例も労基則35条が一定の職業性疾病を列挙しているのは、「業務に伴う有害因子によつて発症しうることが医学的知見において一般的に認められている疾病を具体的に挙げているものであって、当該疾病を発症させるに足る条件のもとで業務に従事してきた労働者が当該疾病に罹患した場合には、業務災害の認定上、特段の反証がない限り、これを業務に起因する疾病として取り扱うこととしているのである。」としている（最高裁昭和63年3月15日第三小法廷判決・新訂判例総覧309ページ）。したがって、例示された職業性疾病においても、原告が、主張、立証すべき事実は、原則どおり変わらないことになり、ただ、「列挙された環境で業務に従事したこと」及び「所定の疾病に罹患したこと」の点が立証されれば、「業務起因性」の存在が事実上推定され得ることになるにすぎない。

ウ 療養補償給付及び休業補償給付については、傷病が治癒（又は症状が固定）すれば、給付は打ち切られる。労基署長は、その場合、治癒した旨認定して被災労働者に通知しており、被災労働者としてはこれに不服がある場合、改めて療養補償給付、休業補償給付を申請し、その拒否処分を争うことになるが、その際、傷病が治癒したことの主張・立証責任の所在が問題となる。この点については、労基署長は業務上の傷病と認めて、継続的に療養補償給付ないし休業補償給付を支給してきたのであるから、当事者間の実質的公平及び「なおつた」ことを要件とする労災保険法22条の3の障害補償給付との権衡から、被災労働者は、この傷病が存続して療養の必要があることを主張、立証すれば足り、治癒（症状固定）したことの

主張・立証責任は労基署長側にあるとの説がある（東京地裁平成2年12月27日判決・労民集41巻6号1064ページ、判時1376号114ページ）。しかし、療養補償ないし休業補償を受給しようとする被災労働者は、上記請求に係る給付について自己に受給資格のあることを立証する責任があり、療養給付又は療養補償給付については、「業務上負傷し、又は疾病にかかったこと」、「療養が必要であること」（労基法75条）、すなわち、当該治療等が医学的見地から見て当該疾病の療養に必要なものであること（労災保険法13条2項）を、休業補償給付については、「必要な療養のため、労働することができないこと」（労基法76条）を立証しなければならず、この点は業務上認定がされた第1回目の支給手続だけでなく、第2回目以降の支給手続でも同様であるから、治癒認定がされた後の支給手続においても同様である。したがって、傷病が治癒したことについて労基署長に主張・立証責任があるということとはできないと解される（上記東京地裁平成2年12月27日判決の控訴審前掲東京高裁平成5年12月21日判決（→P.14））。

(4) 労災保険給付の支給・不支給決定の取消訴訟の主要事実と審理の範囲

被災労働者等は、被災労働者等の特定の労災保険給付請求権の発生・成立要件のすべてを主張し、行政庁が争う要件についてはこれを立証する責任を負う。したがって、不支給処分の場合、裁判所としては、その発生・成立要件のすべてを認めることができれば、労災保険給付請求権を認めることができず、不支給処分を取り消し得ないことになる。

ところで、裁判実務では、必ずしもすべての発生・成立要件について認定することなく、処分を違法として取り消しているものが多い。訴訟の大部分は業務起因性が争点となるためであってか、業務起因性があると認められれば、療養補償給付、休業補償給付等の個別給付の要件の存否には触れることなく、処分を違法とするのが通例である。このような裁判実務の扱いは、通常、業務起因性が争点となり、これ以外の要件については、訴訟において労基署長側も積極的に争ってこなかったためである。

15 理由の差し替え

(1) 理由の差し替え

ア 一般に、訴訟物の範囲では、当事者は、自由に攻撃防御方法を主張できるから、取消訴訟の訴訟物が処分の違法性一般であれば、処分の適法性を支える主張は、処分時の理由と異なるものであっても、訴訟において主張できることになる（時機に後れた攻撃防御方法として却下されるのは別の問題である。行訴法7条、民訴法157条）。通説・判例（最高裁昭和53年9月19日第三小法廷判決・裁判集民事125号69ページ、訟月24巻12号2657ページ、判時911号99ページ）もこれを一般的には認めており、例外的に公務員の懲戒処分については、処分は公務員の個別具体の非行ごとにされるから、処分時に懲戒の対象となった事由以外の事由を訴訟で主張することは許されないと解されているが、これはむしろ事由ごとに訴訟物が異なると考えるべきであろう。その点は、労災保険給付においても前記13、(3)の原因同一説を採れば同じである。

イ これに対し、取消訴訟の訴訟物について、前記13、(1)、ウの拒否処分のような第二類型の処分については、行政庁が処分時に第一次的判断権行使した要件の充足、不充足が訴訟物であるとする説によれば、行政庁が処分時に判断した要件以外の要件の不充足を訴訟で新たに主張することはできないことになる。しかし、前記13、(1)、ウのとおり、このような枠組みを訴訟物とすること自体が相当ではないと考えられる。

(2) 労災保険訴訟における理由の差し替え

労災保険給付請求の支給・不支給処分の取消訴訟における主要事実とは、労災保険給付の発生・成立・障害・消滅要件のすべてであるから、行政庁としては、被災労働者等の主張すべき発生・成立要件を争うことができるし、障害・消滅要件についても処分時に処分の理由としたことに限定されず、すべて訴訟で主張することができる。

判例では、労災保険法施行前に発がん性を有する化学物質であるベンジジンの製造業務に従事したことを原因として、同法施行後に膀胱がん等を発症したとして労災保険給付を請求したのに対し、労基署長が労災保険法の適用

がないとしてした不支給決定の取消訴訟において、労基署長が訴訟において、業務起因性もないとの主張を追加したことに対し、業務起因性の有無については第一次的に労基署長にその判断の権限が与えられているから、労基署長が処分時に業務起因性について判断をしていないことが明らかな本件において、原判決が、業務起因性についての認定、判断を留保して、処分を取り消したことに違法はないとしたものがある（前掲最高裁平成5年2月16日第三小法廷判決（→P.40））が、前記13、(1)、イのとおり、同判例は、労災保険法の適用がないとしてされる不支給処分と、業務起因性がないとしてされる不支給処分は、処分の同一性がないとして理由の差し替えを許さなかったものであり、一般的に理由の差し替えを許さない趣旨を判示したものではないと考えられる。

16 訴訟承継

(1) 労災補償請求権の相続性

請求者が不支給処分取消訴訟係属中に死亡した場合に、訴訟上の取扱いをどうすべきかが問題となるところである。

労災補償請求権は、労災保険給付の性質が、基本的には労基法に基づく使用者の災害補償責任を担保するものであることから、受給権者たる被災労働者以外の者に対してはその性質上行い得ないものを除き、相続の対象となると解され、裁判例も、障害補償給付請求権は、労基法上の障害補償請求権とその基本的性格を同じくし、障害を受けた被災労働者に対する生活保障の性格を有するとともに、不法行為に基づく損害賠償的性格を有するから、保険給付請求権者が死亡した場合には相続の対象となるとしており（前掲高松高裁昭和43年7月20日判決（→P.75））、なお、前掲福岡地裁平成2年3月23日判決（→P.12）は、療養補償給付不支給処分取消訴訟につき、労災保険法23条に基づく療養補償給付請求権は、現物支給を原則とし、一身専属的なものであるから、本人の死後、その相続人が不支給処分の取消しを求めることはできないとしている（療養補償給付請求権に関する部分はそのまま確定。）。また、行政解釈も相続人による権利の承継を認めている（前掲基発第73号

（→P.17））。

そして、行政事件の取消訴訟では、行訴法9条1項が「処分又は裁決の効果が期間の経過その他の理由によりなくなつた後においてもなお処分又は裁決の取消しによつて回復すべき法律上の利益を有する者」にも取消訴訟の原告適格を認めているので、取消訴訟における訴訟の成否の判断に当たっては、当該訴訟物となっていなくても、その訴訟によって処分又は裁決が取り消されるのでなければ、将来訴訟上の救済を求めることのできない関係にある権利についても、その相続性を判断し、それが肯定される限り、訴訟承継を認めるのが妥当である（斉藤秀夫ほか編・第2版注解民事訴訟法(5)254ページ）とされているところである。

したがって、不支給処分取消訴訟は、被災労働者の死亡によって終了することはなく訴訟承継されることになる（民訴法124条）。

(2) 労災補償請求権の相続性と労災保険法11条

ところで、労災保険法11条は、「この法律に基づく保険給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき保険給付でまだその者に支給しなかつたものがあるとき」又は「死亡した者が死亡前にその保険給付を請求していなかつたときは、その者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの（中略）は、自己の名で、その未支給の保険給付の支給を請求することができる。」と規定している（1項及び2項）ので、同規定に定める者が不支給処分取消訴訟を承継するかどうか問題となる。

労災保険法11条は、保険給付が行われるべき事由が生じた者であつて、その支給を請求し支給決定があつた者、その支給を請求したがいまだ支給決定がない者及びその支給を請求していない者が死亡した場合について、その未支給となつた保険給付の請求権の所在について規定する（1項及び2項）とともに、その請求者が2人以上ある場合の支給方法について規定したもの（3項及び4項）であるところ、保険給付の受給権者がその保険給付の支給

を受けないうちに死亡した場合には、本条が設けられる以前は受給権者の相続人がその未支給の保険給付を受けることとなっていたが、年金たる保険給付については、受給権者が死亡した場合には必ずその未支給分を生ずるし、労災保険給付が基本的には労基法に基づく使用者の災害補償責任を担保するものであるという労災保険給付の目的を考慮した場合、受給権者の相続人よりも受給権者と生計を同じくしていた遺族の方がその未支給分を受けるにふさわしいので、保険給付を大幅に年金化した昭和40年の法改正を機会に、未支給の保険給付の請求権者について特に設けられたものであるとされている（「労働者災害補償保険法」273ページ）。したがって、同規定は、その範囲内において民法の相続に関する規定を排除するものであるが、同条に規定する未支給の保険給付の請求権者となる者がいないときは、死亡した受給権者の相続人が未支給の保険給付の請求権者となり、また、未支給の保険給付の請求権者が、その支給を受けないうちに死亡した場合には、その者の相続人がその支給を受けることになるから、労災保険請求権の相続性を前提として、一定の近親者に対して、民法所定の相続人に優先して受給すべき地位を与えたものであると解することができる。

そして、取消訴訟の訴訟物は一般に処分の違法性と解されており、原告となり得るのは処分の名あて人に限られず、当該処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者は第三者であってもよいから、処分の取消しを求める法律上の利益（原告適格を基礎づける法律上の利益）を実体法上承継する者がある場合には、この者が訴訟を承継するといえることができる（「実務的研究」112、113ページ）とされているところでもある。そうすると、労災保険法11条の規定に該当する者は、実体法上承継する者に当たると解されるから、同規定に該当する者は不支給処分取消訴訟を承継すると解される。

したがって、不支給処分取消訴訟係属中に原告が死亡した場合には、労災保険法11条所定の者は訴訟を承継し、これらの者がいない場合には相続人が訴訟を承継することとなる。ただし、前者の場合、他の相続人は承継人とはならない^(註)。

なお、最高裁平成7年11月7日第三小法廷判決（民集49巻9号2829ページ、訟月42巻11号2669ページ、判時1551号49ページ）は、国民年金法に基づく年金の受給権を有する者が国に対して未支給年金の支払を求める訴訟の係属中に死亡した場合には、同訴訟は当然に終了し、同法19条1項所定の者がこれを承継するものではないとした。これは、国民年金法19条所定の遺族について、同条の規定は相続とは別の立場から一定の遺族に対して未支給の年金給付の支給を認めたものであり、未支給の支分権は相続の対象にならないとして、その意味では明言はしていないものの一身専属性を認めたものである。しかし、取消訴訟の訴訟承継は、前記のとおり原告適格の問題であるから、当事者訴訟である上記最高裁判決のように、原告適格を基礎づけるために権利が確定的に帰属することが必要であり、そのためには、同条1項所定の者に未支給分を支給するか否かにつき行政の第一次的判断権を尊重しなければならないとまではいえず、同権利は、確定的に移転していることを要せず、将来移転の可能性があればよいと解される。

（注）この点が問題となったものとして、①控訴審係属中に本人Aが死亡し、妻Bと三男が訴訟承継を申し立てたのに対し、行政庁は、労災保険法11条は民法の相続規定を排除するものであるから同申立ては許されないとしたものの、Bが、配偶者であり、かつ、生計同一者であることに争いがなかった事案において、裁判所は、行政庁の同意見に触れることなく、当事者を、亡A訴訟承継人Bとして判決し（広島高裁昭和63年2月25日判決・労判521号78ページ、その上告審である最高裁平成元年1月17日第三小法廷判決・労判542号82ページも承継について特に問題としていない。）、②一審判決言渡し前に本人Cが死亡し、その子Dが甲の名義で控訴した後、同法11条により訴訟受継を申し立てたが、調査の結果Dは生計同一者とは認められないけれども、唯一の相続人であった事案について、行政庁はDの申立てに異議がない旨の結論のみを裁判所に回答したところ、裁判所は、理由を付すことなく、当事者を亡C訴訟承継人Dとして判決したものがある（前掲東京高裁平成元年12月20日判決（→P.72）、その上告審である前掲最高裁平成2年10月18日第一小法廷判決（→P.72）も承継について特に問題としていない。）。なお、これらは、いずれも生計同

一の優先順位者であること、あるいは唯一の相続人であることが争いのない事案である。

17 訴額の算定

(1) はじめに

原告が訴えを提起するためには、民事訴訟費用等に関する法律（以下「民訴費用法」という。）3条により、裁判所に納付しなければならない手数料額の算出の基礎となる訴額は、訴えをもって主張する利益によって算定する（民訴費用法4条1項、民訴法8条1項）こととされているが、この訴えをもって主張する利益とは、訴えの提起等をした者が全部勝訴して請求を認容され、その内容が実現された場合にもたらされる経済的利益のことであり、その算定は、その経済的利益を客観的に貨幣価値に評価する方法によることとなるとされている。

そして、訴訟上の請求は、経済的利益を目的とする権利関係に関するものか否かを基準として、財産上の請求と非財産上の請求に分類できるが、非財産上の請求は、経済的利益を直接目的としない権利関係に関する請求であり、元来、訴額は存在しないから、訴額を140万円を超えるものと擬制し（民訴法8条2項）、民訴費用法4条2項においてその訴額を160万円とみなしている。

(2) 実務の取扱い

労災保険法上の保険給付の不支給決定処分の取消請求については、その訴額を160万円とする取扱いが実務では一般的である。

このような取扱いがされている根拠については、必ずしも明らかではないが、そもそも、業務災害に関する保険給付の不支給決定処分の取消請求については、原告が全部勝訴の判決を受けても直接的に保険給付を受けることはできず、当該判決確定後に被告が改めて支給決定を行い、同決定によって初めて保険給付を受けるという関係になるから、不支給決定処分の取消請求は非財産上の請求と解したものであるか、あるいは、仮に同取消請求を財産上の請求と解するとしても、支給金額の算定には労災保険法上の専門知識を要

するため、訴額の算定のために支給金額の査定を必要とするものであれば、当事者、特に原告に過重な負担を強いることになるため、処分が取り消されることにより支給を受けるべき金額が明らかでなく訴額の算定が著しく困難な場合として、民訴費用法4条2項に準じて訴額を160万円としたのではないかと思われる。

(3) 訴額の算定方法に関する判例等

ア　ところで、財産上の請求のうち訴額の算定が著しく困難なものの訴額をどのようにして定めるかは、従来、①民訴費用法4条2項の非財産上の請求に準ずるべきであるとする説、②財産上の請求である限り訴額は常に算定可能であって、裁判所は何らかの方法で必ず訴額を算定しなければならないとする説の対立がある。この点に関し、最高裁昭和49年2月5日第三小法廷判決（民集28巻1号27ページ）は、財産上の請求であって、その訴額の算定が著しく困難なものについては、裁判長又は裁判所は、その訴額の算定にとって重要な諸要因を確定し、これを基礎とし、裁量によって同請求の訴額を評価算定することができると判示しており、同判決は、財産上の請求である限り、民訴費用法4条2項を類推適用することに消極的な態度を示したものであると解されている（裁判所書記官研修所監修・民事実務講義案Ⅰ（三訂版）41ページ）。また、最高裁昭和53年3月30日第一小法廷判決（民集32巻2号485ページ、判時884号22ページ）は、地方自治法242条の2第1項4号所定の損害賠償請求において訴額を算定する客観的、合理的基準を見い出すことが極めて困難であるから、同項に準じて、その訴額を算定することが相当であると判示しているところ、同判決も、上記最高裁昭和49年2月5日第三小法廷判決の判旨を前提とし、裁量による算定の一方法として、例外的に非財産上の請求についてのみなし価格によることとしたものであり（佐藤繁・最高裁判所判例解説民事篇昭和53年度145ページ）、前記②の説の立場からはみ出すものではなく、同項を算定の参考にして、その裁量によって訴額を算定することを許容したものと評されている（新堂幸司ほか編「注釈民事訴訟法（1）」222ページ）が、上

記最高裁昭和53年3月30日第一小法廷判決は、財産上の請求について、算定不能の場合を認め、この場合の訴額を同項の類推適用による点において先例としての価値が大きいとされている（中路義彦「住民訴訟の訴額」昭和53年度行政関係判例解説504ページ）。

そして、「実務的研究」48ページ以下は、行政事件のうち、財産上の請求の場合において価格の算定が著しく困難なものについては、その算定過程において推定によらざるを得ない部分があっても、裁判所としては、確率の数値や統計等を用いることによって具体的な訴額を算定すべきであり、このような方法によってもなお訴額算定の重要な諸要素を具体的に確定することが極めて困難で、客観的・合理的な算出基準を見出すことができない場合には、裁量による算定の一方法として、民訴費用法4条2項に準じ、これと同額と解することも許されないわけではなく、実務上、訴額が算定不能であるとして、このような算出方法が比較的多く用いられる傾向にあるが、このような取扱いには、あくまでも例外的なものに限られるべきであるとした上、例示として、労災保険法による遺族補償年金の不支給処分取消訴訟については、支給がされた場合の年金額を基礎として、被支給者の平均余命を乗じて推定した推定受給総額から中間利息相当額を控除したものが訴額であるとしている（同旨、「会同概要集録」353ページ）。また、書記官事務においては、業務災害に関する保険給付の不支給処分の取消訴訟の訴額は、原告は処分が取り消されることによって支給決定を受け得ることになる（行訴法33条参照）から、原則として、処分が取り消されることによって支給を受けるべき金額を訴額とするのが相当であり、給付の内容が反復的な場合については、反復的な給付請求の場合と同様に、訴え提起時までに給付されるべき金額と訴え提起後12か月（第一審の平均審理期間）以内に給付されるべき金額との合計額をもって訴額とするのが相当であるとした上、原告は、請求の特定のために処分が取り消されることによって支給を受けるべき金額を特定する必要はないが、その金額が明らかである場合は、それを訴額とし、その金額が明らかでない場合は、算定

が極めて困難であるから、同項を類推して、その訴額は160万円とするのが相当であるとされている（裁判所書記官研修所実務研究報告書・訴額算定に関する書記官事務の研究121ページ以下）。

イ このように、財産上の請求のうち訴額の算定が著しく困難なものの訴額については、安易に民訴費用法4条2項を類推適用することに消極的な考え方が示されている中で、労災保険法に係る遺族補償年金及び葬祭料の支給請求を却下した処分の取消訴訟について、その請求を財産上の請求とみて訴額を同処分が取り消されたときに支給されることになるであろう金額を標準として定めるものであるとして、前記②説を明示的に採用した事例がある（大阪高裁平成8年（行コ）第27号・平成8年10月23日補正命令〈公刊物未登載〉）。

第4 実体法上の問題

1 労働者性

(1) はじめに

労災保険法は労働者を使用する事業に適用されること（同法3条1項）、そこにいう労働者とは、労基法9条にいう労働者と同義であり、労基法の適用される事業において使用される者で、賃金を支払われる者をいう。この「使用される」とは、使用者の使用従属下において労務を提供する関係にあることを意味し（福岡高裁昭和63年1月28日判決・訟月34巻8号1706ページ、労判512号53ページ）、「賃金」とは使用者が労働者に支払う「労働の対償」を意味する（労基法11条）。したがって、労働者性が認められるためには、使用者との使用従属関係が存在すること、報酬の支払が労働の対償としての性格を有することの2要件が必要である。

もっとも、現実には、労災保険訴訟においては前者の要件の存否のみが問題となり、後者の要件の存否が問題となることはまれである。実際には、後者は、前者を判断する際の一要素とすらいい得る。したがって、通例、労働者性の有無は、労務提供の形態、報酬の労務対償性、その他これに関連する諸要素を総合考慮した上、使用者との使用従属関係の有無により判断される^(注)ことになる（長崎地裁昭和63年1月26日判決・訟月34巻8号1694ページ、労判512号60ページ参照）。

これらの要件を満たす者であれば、臨時雇、日雇、アルバイト、パートタイマー等の雇用形態の差異、勤務期間の長短いかんを問わず、労災保険法上、労働者と解してよい。

この点に関し、自己のトラックを持ち込み、運転手として訴外会社の運送業務に従事していた者について、最高裁平成8年11月28日第一小法廷判決（裁判集民事180号857ページ、訟月44巻2号211ページ、判時1589号136ページ、判タ927号85ページ、労判714号14ページ）は、同人はトラックを所有し、自己の危険と計算の下に運送業務に従事していた上、訴外会社は運送という

業務の性質上当然に必要なとされる運送物品、運送先及び納入時期の指示をしていた以外には、同人の業務の遂行に関し、特段の指揮監督を行っていたとはいえず、時間的、場所的な拘束の程度も、一般の従業員と比較してはるかに緩やかであり、同人が訴外会社の指揮監督の下で労務を提供していたと評価するには足りず、また、報酬は出来高払であったこと、トラックの購入代金、ガソリン代、修理費等も同人が負担していたこと、報酬の支払に当たって、所得税の源泉徴収並びに社会保険及び雇用保険の保険料の控除はされていなかったなどからして、同人は労基法、ひいては労災保険法上の労働者には該当しないとしている（なお、一審横浜地裁平成5年6月17日判決・訟月41巻7号1784ページ、判タ820号247ページは、労働者性を否定し、控訴審東京高裁平成6年11月24日判決・訟月41巻7号1770ページ、労判714号16ページは、これを肯定している。）。

（注）労働者性の判断に当たって上記のように総合的判断が必要となる場合の具体的な判断基準に関しては、労働基準法研究会の昭和60年12月19日付け報告中の「（一）労働基準法上の『労働者性』の判断基準について」の部分（労判465号69ページ以下）が参考になる。

これによると、「労働者性」の判断に当たっては、雇用契約、請負契約といった形式的な契約形式のいかんにかかわらず、実質的な使用従属性を、労務提供の形態や、報酬の労務対償性及びこれらに関連する諸要素をも勘案して総合的に判断する必要がある場合があるとした上で、「使用従属性に関する判断基準」を、(1)指揮監督下の労働に関する判断基準と、(2)報酬の労務対償性に関する判断基準に大別し、前者、すなわち労働が他人の指揮監督下において行われているかどうかに関する判断基準として、①具体的な仕事の依頼、業務従事の指示等に対する諾否の自由の有無、②業務遂行上の指揮監督の有無、③勤務場所及び勤務時間が指定され、管理されているかどうかという拘束性の有無の3つが挙げられており、そのほか、④本人に代って他の者が労務を提供することが認められているか否かという代替性の有無が指揮監督関係を補強する要素とされている。そして、後者の報酬の労務対償性の点については、使用従属性の判断の補強基準として位置づけられている。

さらにこのほか、「労働者性の判断を補強する要素」として、⑤機械、器具の負担関係、報酬の額等事業者性の有無、⑥報酬の固定給部分の有無、他社の業務に従事することに対する制約の有無等専属性の程度が挙げられている。

(2) 具体的事例

労働者性が争われた主要な裁判例としては、次のようなものがあるが、否定例が多い。

ア 肯定された裁判例

- ① けい石採掘作業の現場責任者の立場にあった者につき、作業方針についての会社からの指示の有無、報酬の定め方、作業機械の所有関係等から、労働者に当たるとされた（前掲大分地裁昭和63年8月29日判決（→P.102））。
- ② 自己所有のクレーン付トラックを用いてコンクリート製品製造会社の製品運搬業務を行っていた者につき、訴外会社との関係において、運搬業務を行うに当たって相当程度の指揮監督を受けるとともに、運搬業務従事の指示に対する諾否の自由をほぼ完全に制限されており、かつ、事業者性を有しないと解されるとして、労働者に当たるとされた（新潟地裁平成4年12月22日判決・訟月39巻10号2020ページ、判タ820号205ページ、労判629号117号〔確定〕）。
- ③ 義父の経営する染工場において給料を得ながら検反、ミシン掛け作業に従事する女性につき、勤務時間、勤務場所、勤務内容も一定しており、他の従業員と同様に、蒸工場、染工場の各責任者の指揮監督を受けて作業に従事し、毎月定額の給与の支給を受けているなどとして、労働者に当たるとされた（京都地裁平成4年11月30日判決・判タ825号160ページ〔確定〕）。
- ④ 同居の親族が事業主である酒造会社の事務及び配達の業務並びに同会社の一営業部門であるコンビニエンスストアの調理部門の責任者として稼働していた者につき、業務従事を家事の片手間の手伝いということはできず、各業務についても、それぞれの責任者との指揮命令関係があり、

労働時間としての時間的、場所的拘束性が存在し、支給されていた基本給及び賞与は、その労働の対象と認められるとじて、労働者に当たるとされた（大津地裁平成8年6月24日判決・新訂判例総覧第三集858ページ、その控訴審大阪高裁平成9年9月17日判決・新訂判例総覧第四集727ページ〔確定〕）

〔コメント〕労災保険実務上、同居の親族については、事業主と居住及び生計を一にするものであり、原則として労基法上の労働者には該当しないが、同居の親族であっても、常時、同居の親族以外の労働者を使用する事業において一般事務又は現場作業等に従事し、かつ、次のア及びイの条件を満たすものについては、一般に私的生活面での相互協力関係とは別に独立した労働関係が成立しているとみられるので、労基法上の労働者として取り扱うものとしている（昭和54年4月2日基発第153号）。

ア 事業を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。

イ 就労の実体が当該事業場における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。

特に、(ア)始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等及び(イ)賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期等について、就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様にされていること。

- ⑤ いわゆるフリーの映画撮影技師（カメラマン）として撮影業務に従事していた者につき、映画製作は監督の指揮監督の下で行われるもので撮影技師は監督の指示に従う義務があること、報酬も労務提供期間を基準にして算定して支払われること、個々の仕事についての諾否の自由が制約されていること、時間的・場所的拘束性が高いこと、労務提供の代替性がないこと、撮影機材はほとんどが映画製作会社のものであること、同社が報酬を労災保険料の算定基礎としていること等を総合して考えれば、使用者との使用従属関係の下に労務を提供していたものと認めるのが相当であるから、労働者に該当するとした（東京高裁平成14年7月11

日判決・判時1799号166ページ、労判832号13ページ〔確定〕)。

イ 否定された裁判例

- ① 不特定多数の事業者からの求めに応じ工事を施工していたグループの構成員たる者につき、請負先の事業所等から具体的な作業内容について指揮、監督を受けることもなかったなどとして、労働者に当たらないとされた（大阪地裁昭和49年9月6日判決・訟月20巻12号84ページ）。
- ② 父の経営する家内工業的な木工場で働いていた者につき、将来事業主たる父の事業を引き継ぐ目的で従事し、かつ事業主と利益生計を一にしていたものであって、実質上事業主と同一の立場にあったというべきであるとして、労働者に当たらないとされた（前掲札幌地裁昭和49年12月20日判決（→P.49）、その控訴審前掲札幌高裁昭和50年5月28日判決（→P.49））。
- ③ 仲間と共にエレベーター会社から対価を得ながら同会社のエレベーター据付工事に従事していた者につき、契約内容、支払われる対価の決定・支払・分配方法等から、労働者に当たらないとされた（大阪地裁昭和56年4月28日判決・労判364号53ページ）。
- ④ 仲間と共に屋根壁内装材の販売・施工工事会社から仕事を引き受けていた板金工につき、具体的契約形式、労務提供の態様及びその過程における拘束性、会社からの資材提供、工事への指示の性質等から、労働者に当たらないとされた（高松地裁昭和57年1月21日判決・労判381号45ページ）。
- ⑤ 造園業を目的とする有限会社の取締役につき、対内的な業務執行権限の有無、他の従業員との間での報酬の取扱いが異なるか否か、仕事の面で他の従業員の指導的立場にあったかなどの点から判断して、労働者に当たらないとされた（福島地裁昭和60年9月30日判決・訟月32巻6号1267ページ、労判463号73ページ）。

〔コメント〕労災保険実務上、法人の重役についての具体的な取扱いは、「①法人の取締役、理事、無限責任社員等の地位にある者であつても、法令、定款等の

規定に基づいて業務執行権を有すると認められる者以外の者で、事実上、業務執行権を有する取締役、理事、代表社員等の指揮、監督を受けて労働に従事し、その対価として賃金を得ている者は、原則として労働者として取り扱うこと。

②法令又は定款の規定によつては業務執行権を有しないと認められる取締役等であつても、取締役会規則その他内部規定によつて業務執行権を有する者がある場合には、保険加入者からの申請により、調査を行い事実を確認したうえでこれを除外すること。この場合の申請は文書を提出させるものとする。」（昭和34年1月26日基発第48号）とされており、また、労基法9条に規定する労働者の解釈については、「法人、団体、組合の代表者又は執行機関たる者の如く、事業主体との関係において使用従属の關係に立たない者は労働者ではない。」（昭和23年1月9日基発第14号）、「法人の重役で業務執行権又は代表権を持たない者が工場長、部長の職にあつて賃金を受ける場合はその限りにおいて労働基準法第9条に規定する労働者である。」（昭和23年3月17日基発第461号）との見解を採っている。

有限会社の取締役は、代表取締役を定めた場合であっても、本来有する対内的業務執行権まで否定されるものではないと解されており、労災保険実務上も、定款、その他の内部規定によって積極的に業務執行権がはく奪されていない限りにおいては、右基発第48号通達の「法令、定款等の規定に基づいて業務執行権を有すると認められる者以外の者」と解することはできないとしている。

本判決は、上記行政解釈の立場をも勘案して労働者性を否定する判断を示したものである。

- ⑥ 実質的には夫の個人事業を法人形式で行っている会社の取締役となり、夫の指示に基づき会社の事務関係の仕事を担当していた妻につき、同人に対する賃金の支払は、夫の個人事業である会社の売上げを賃金支出の形式で家族に留保するという色彩が強く、同人の仕事も夫に対する妻としての協力の一環としての色彩が強いので、同人は労働の対価として賃金を支払われているとはいえないとして、労働者に当たらないとされた（宇都宮地裁昭和62年11月26日判決・労判509号16ページ）。

- ⑦ 潜水夫である有限会社の代表取締役につき、具体的業務遂行の方法についての裁量性、始業終業時刻の拘束性、他の会社の業務に従事する自由の有無等から、労働者に当たらないとされた（前掲長崎地裁昭和63年1月26日判決（→P.130）、その控訴審福岡高裁昭和63年8月9日判決・労判533号100ページ）。
- ⑧ 「山仙頭」と呼ばれている山林作業従事者につき、依頼主が複数か単一か、被災者の指揮下の山林作業員の有無、その雇入れの経緯、具体的作業手順は誰が定めていたか、作業機械の保有者、作業代償の支払手順、事業税の支払者等の点から判断して、労働者に当たらないとされた（大分地裁昭和61年2月10日判決・訟月34巻8号1718ページ、労判469号21ページ、その控訴審前掲福岡高裁昭和63年1月28日判決（→P.130）、その上告審最高裁平成元年10月17日第三小法廷判決・労判556号88ページ）。
- ⑨ 請負ないし常備の形態で潜水作業に従事していた者につき、潜水作業に従事することになった経緯、訴外会社の指導監督の内容、報酬の支給内容、作業時間、作業場所等から、労働者に当たらないとされた（和歌山地裁平成3年10月30日判決・訟月38巻6号1061ページ、労判603号39ページ〔確定〕）。
- ⑩ いわゆる「一人親方」である大工につき、仕事の依頼・業務従事に対する諾否の自由の有無、勤務規律の適用の有無、労務提供の代替性の有無、業務用の機械・器具の提供の有無・程度、報酬の性格・額、事業者性の有無、専属性の程度等の判断要素に照らし、業務上の指揮監督の下に労務を提供していたものと評価することはできず、労働者に当たらないとされた（最高裁平成19年6月28日第一小法廷判決・裁判集民事224号701ページ、判時1979号158ページ、判タ1250号73ページ、労判940号11ページ、訟月登載予定）。

(3) 特別加入者

特別加入者の業務上の負傷等については、一般労働者と同様の保険給付が

行われるが、特別加入者の被った災害が業務災害として保護される場合の業務の範囲は、あくまでも労働者の行う業務に準じた業務の範囲であり、特別加入者の行うすべての業務に対して保護を与える趣旨のものではない。

ところで、特別加入した中小事業主等については、業務の内容が労働者と異なり、労働契約、労働協約等によって特定されておらず、このために、業務上・外の認定に困難を生ずる場合が多いことから、特別加入申請書に、それぞれの特別加入者の業務内容を記載させることとされている（労災則46条の19、46条の22の2、46条の23、46条の25の2）が、これをもってしても当該行為が業務行為であるか否かの判断は、他人の指揮命令により他律的に行わない事業主については、なお、困難な場合があるとされている（「労働者災害補償保険法」583ページ）。

なお、特別加入者の業務上・外の認定については、厚生労働省労働基準局長通達が発出されている。

ア 肯定された裁判例

バナナの熟成加工及びその販売を業とする中小企業の代表取締役がくも膜下出血で死亡した事案につき、特別加入者の被った災害が業務災害として保護される場合の特別加入者の業務の範囲は、労働者の行う業務に準じた業務の範囲であるところ、裁判所が上記業務の範囲を判断するに当たっては、特別加入申請書の業務内容の記載を基礎としつつも必ずしもこれのみに拘束されことなく、業務の実情をも考慮し、労災保険制度の趣旨に沿って、特に就業時間については上記申請書と異なる認定をすることも許されるとした上で、同行っていた業務のうち、午前5時半過ぎからの午前中の配達業務及び午後1時半ころから午後3時ころまでのバナナの熟成加工作業、搬入作業を基本とし、これに雇用労働者により通常行われていた時間外及び休日の勤務を加えた業務について、業務遂行性を認めるのが相当であり、上記業務遂行性の認められる業務自体が一般人からみても相当に負担の重い業務で、かつ、温度較差のある作業環境からすると、上記業務が同人にとって精神的、肉体的に過重負荷となり、高血圧症や脳動

脈瘤等の基礎疾病をその自然的経過を超えて増悪させその死亡時期を著しく早めたものであるから、上記業務と同人のくも膜下出血による死亡との間には相当因果関係が存するとして、上記死亡は業務上であるとされた（大阪高裁平成4年4月28日判決・訟月39巻1号86ページ、判タ791号148ページ〔確定〕）。

イ 否定された裁判例

- ① 油圧プレス機械により電気製品の組立、加工を目的とする有限会社の取締役が、始業前である午前4時30分ころから同6時30分ころまでの間に、同社の工場において油圧プレス機械の金型バリ取り作業中死亡した事案につき、上記バリ取り作業は、就業時間より1時間30分以上以前のことであって、しかも、上記作業は、特別加入申請書に記載しなかった業務たる得意先回りを早々にするために便宜上されたもので、労働基準局長通達で定める、就業時間における特別加入申請に係る事業及びこれに直接附随する行為、就業時間内における事業場施設の利用中及び事業施設内での行動中の場合並びに労働者の時間外労働に応じて就業する場合のいずれにも該当しないことは明らかであり、さらに、上記バリ取り作業と就業時間との間に得意先回りが介在したのであるから、上記作業は、もとより上記通達にいう就業時間に接続してされた準備行為にも当たらないとして、上記死亡は業務外であるとされた（浦和地裁昭和58年4月20日判決・訟月29巻10号1993ページ、判タ512号159ページ）。
- ② 建設業のいわゆる一人親方として労災保険法所定の特別加入を認められた者が、取引先の訴外Aから空調機の室外機用架台の製作、納品をAに納入する際に発生した事故により死亡した事実につき、建設業の1人親方の業務災害の業務遂行性を認める場合の契約は、建設業における請負契約であると解されるところ、同人はAから架台の製作を請け負ったにすぎないから上記契約に該当せず、本件災害は業務遂行性が認められないとして、上記死亡は業務外であるとされた（東京地裁平成7年11月9日判決・判時1551号133ページ、その控訴審東京高裁平成8年4月17

日判決・新訂判例総覧第三集1237ページ、その上告審最高裁平成9年2月28日第二小法廷判決・新訂判例総覧第四集811ページ）。

- ③ 土木工事及び重機の賃貸を業とする事業主が、重機の運搬作業中の事故により死亡した事案につき、労災保険法所定の事業主の特別加入の制度は、労働者に関し成立している労災保険に係る労働保険の保険関係を前提として、上記保険関係上、事業者を労働者とみなすことにより、当該事業主に対する同法の適用を可能とする制度であるところ、同人は、その使用する労働者を同人が建設事業の下請けとして請け負った土木工事のみに従事させており、重機の賃貸については、労働者を使用することなく、請負に係る土木工事と無関係に行っていたのであるから、同法28条に基づき同人の加入申請が承認されたことによって、その請負に係る土木工事が関係する建設事業につき保険関係が成立したにとどまり、労働者を使用することなく行っていた重機の賃貸業務については、労働者に関し保険関係が成立していないものといわざるを得ないとして、上記死亡は業務外であるとされた（最高裁平成9年1月23日第一小法廷判決・裁判集民事181号25ページ、訟月44巻8号1253ページ、判時1593号127ページ、判タ931号137ページ、労判716号6ページ）。
- ④ 労災保険法旧27条1項（現33条）による特別加入者が、当日中に完了させることとした作業をするため、所定労働時間終了後に近所のそば屋で夕食を食べ、使用していた従業員が退社した後に工場へ戻ってプレス加工業務に従事中に負った傷害につき、当該事故は所定労働時間外に単独で作業中に発生したものであり、また、従業員がいる間に作業していたものとは別の製品についてのプレス作業そのものを行うための、新たな金型を設置し、プレス機械の調整中に発生したもので、後始末行為を行っていた際のものということもできないとして、上記負傷は業務外であるとされた（横浜地裁平成11年4月20日判決・判タ1046号148ページ〔確定〕）。

2 労働災害における業務上・外の認定

(1) 業務災害についての条文・基本概念

労災保険法の保険給付には、業務災害に関する保険給付、通勤災害に関する保険給付及び二次健康診断等給付がある（同法7条1項）。通勤災害については、後述するので、ここでは「業務災害」について概説する。

「業務災害」とは、法文上は、「労働者の業務上の事由による負傷、疾病、障害又は死亡」をいう（労災保険法1条、7条1項1号）。

上記「業務」とは、労災保険法の適用を受ける事業の運営に係る業務で、当該労働者が従事するものであり、その範囲は当該労働者が業務に従事する行為の範囲、すなわち業務行為の範囲と一致し、そこには当該労働者が労働契約の本旨に従って行う諸行為が含まれるとされている（「理論と実際」92ページ）。したがって、作業前後の準備・後始末行為、作業中これを中断して行う生理的行為（用便、水飲み等）等も含まれる。もっとも、業務上・外の認定を考える上では、労働者が使用者の支配下にある状態、つまり、労働者が労働契約の本旨に従って行動している状態のすべてをいうと理解しておけば足りよう。

前記「業務上の事由」とは、負傷、疾病、障害又は死亡の原因事実をいう。そして、法文上は、前記のとおり、「負傷、疾病、障害又は死亡」という結果として生じた事実（以下「傷病等」という。）が、（業務）災害という用語で表されているといえる。

ところが、労災保険法に関する議論においては、「災害」という用語を、「業務上の事由」中の一定の場合、すなわち、「発生状況が時間的に明確な（又は明確にされ得る）出来事」の意味で用いることが多い（「理論と実際」95ページ、下井隆史ほか・コンメンタール労働基準法276ページ）。後に述べるとおり、このような意味での災害による負傷、疾病等と、そうでない疾病等（例えば肺を侵す粉じんのような有害な因子に少しずつ長期間にわたってさらされ、じん肺になるなど）とで、傷病等が業務上のものかどうかの判断をする際に問題となるポイントが異なる。そこで、これら二つの場合を区別するため、「災害」という用語をこのような意味で用いることには合理性が

ある。

したがって、「業務災害」という用語も誤解を招きやすいので、できるだけ「業務上の傷病等」という用語を用いるのが望ましい。

なお、労災保険法12条の8第2項は、労基法75条等に定める災害補償の事由が生じた場合に給付を行う旨定めており、この関係で、労基法上の規定が労災保険においても適用されることがある。例えば、業務上の疾病については、「業務上の疾病及び療養の範囲は、厚生労働省令で定める。」ものとされている（労基法75条2項）。これを受けて労基法は、「法第七十五条第二項の規定による業務上の疾病は、別表第1の2に掲げる疾病とする。」とし（同則35条）、上記規定を受け、同則別表第1の2（巻末資料2）では、業務上の負傷に起因する疾病（第一号）、特定の有害因子を含む業務に従事することにより当該業務に起因して発症し得ることが医学経験則上一般的に認められている疾病（第二号ないし第七号、以下「狭義の職業性疾病」ないし「例示疾病」ともいう。）及び厚生労働大臣の指定する疾病（第八号）、その他業務に起因することの明らかな疾病（第九号）が規定されている。これらの規定は、労災保険法上の疾病の関係でも適用される。

(2) 業務上・外の認定（業務起因性の意義）

労災保険法上の保険給付は、労働者の「業務上の傷病等」（法文上は業務災害）について給付される。すなわち、①当該労働者が「傷病等」を負ったこと、及び、②この「傷病等」が「業務上」のものであることの2つが、保険給付のための要件である。

②の「業務上」の意味について、労災保険法は、何らの定義規定を置いておらず、法解釈にゆだねられた問題ということになる。これは、「業務起因性」の問題として論じられている。

どのような場合に業務起因性が認められるかについては、大きく分けて次の4説がある（ただし、「労働災害補償法論」166ページ以下水野勝執筆の分類による。）。

A 相当因果関係説

労災補償の本質を、労基法の定める使用者の災害補償責任の担保にあるとする見地に立ち、業務と傷病等との間に相当因果関係、つまり、業務と傷病等との間に条件関係があることを前提としつつ、両者の間に法的にみて労災補償を認めるのを相当とする関係があることを必要とする見解である。

B 業務関連性説

労災補償の本質を、労働者の保護とその遺族の生活保障に求め、業務と傷病等との間に関連性があれば足り、相当因果関係は必要でないとする見解である。

C 合理的関連性説

B説と同様の見地に立ち、業務と傷病等との間に合理的関連性、つまり、労働者保護の見地から労災補償の救済を与えることが合理的と認められる関係があれば足りとする見解である。

D 相関的判断説

業務上・外の認定は、業務遂行性と業務起因性との相関関係によって判断すべきであり、一方の要件が十分に充足されている場合には、他方の要件は極めて軽微でもよく、場合によっては零でもよいとする見解である。この見解は、労災補償の本質をめぐるA説（損失てん補説）とB、C説（生活保障説）との対立を、団体法理に基づく損害分配の原理に立って解消し、併せて業務起因性の認定の緩和を図ろうとする見解である。

このように、これら諸見解の対立は、労災補償の本質を労基法の定める使用者の災害補償責任の担保にあるとみるか（A説）、労働者の保護とその遺族の生活保障に求めるか（B、C説）、それとは別の団体法理に基づく損害分配の原理による解決を求めるか（D説）にある。

この問題に関し、認定実務及び行政解釈は、業務と傷病等との一定の因果関係すなわち、相当因果関係を要するというA説に立っている。学説の多数説、判例（労災保険とほぼ同様に考えられる公務災害補償も含めると、最高裁昭和51年11月12日第二小法廷判決・裁判集民事119号189ページ、訟月22巻

10号2458ページ、判時837号34ページ（国家公務員）、最高裁平成6年5月16日第二小法廷判決・裁判集民事172号509ページ、労判651号13ページ（地方公務員）、最高裁平成8年1月23日第三小法廷判決・裁判集民事178号83ページ、判時1557号58ページ、判タ901号100ページ、判自153号17ページ、労判687号16ページ（町田高校事件。地方公務員）、最高裁平成9年4月25日第三小法廷判決・裁判集民事183号293ページ、訟月44巻9号1505ページ、判時1608号148ページ、判タ944号93ページ、労判722号13ページ、東京高裁平成16年9月30日判決・新訂判例総覧第七集284ページ、訟月登載予定等）も同様である。その根拠は、①労災保険法及び労基法の諸規定の対応関係、労災保険法の立法理由、その後の同法の改正経過のいずれに照らしても、労災保険が労基法の定める災害補償責任を担保するための保険制度であることが明らかであり、「業務上」の意義も労基法上の災害補償責任と同様に解すべきものと考えられること、②労基法上の災害補償責任における「業務上」は、相当因果関係を要件とするのが妥当であると解されることにある。

すなわち、①の労災保険が労基法の定める災害補償責任を担保するための保険制度であることは、次の理由による。

ア 労災保険法の保険給付の種類、内容は、労基法の災害補償とほぼ同一である（同法12条の8第1項）。その支給事由については、「労基法七十五条から七十七条まで、七十九条及び八十条に規定する災害補償の事由が生じた場合」（労災保険法12条の8第2項）とされ、労基法の平均賃金が補償金額の計算の基礎とされている（労災保険法8条）。このように、保険給付の要件及び範囲は労基法における災害補償の要件及び範囲に対応しており、労災保険給付がされるべき場合には、労基法上の補償責任が免責される（同法84条1項）という法的構造となっている。

イ 労災保険法制定の際の第92帝国議会における厚生大臣の提案理由説明（「労働者災害補償保険法」33ページ）、立法当時、労災保険法は厚生省ではなく、労働省において所管すべきことを述べた当時の厚生省労政局労働保護課の見解（労働省労働基準局労災補償部編・労災補償行政史311ペー

ジ)、通勤災害保護制度導入の際の衆議院社会労働委員会における政府委員の通勤災害の性格についての説明(労働省労働基準局編・通勤災害保護制度-その創設経過282ページ以下)からみても、労災保険が災害補償責任の担保のためのものであるといえる。

また、②の労基法上の災害補償において相当因果関係が必要であると解されることについては、労基法上も、「業務上」の意味についての定義規定は一切設けられておらず(同法75条1項、77条、79条、80条)、「業務上」の意味は同法の解釈問題となる。そこで、労基法上の災害補償責任の法的性格を検討すると、これは、沿革的には、使用者責任に基づく補償の一形態と考えられている。このような災害補償は、民法上の債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償とは異なるものではあるが、他方、災害補償もまた、損害てん補の一形態であるという点に着目すれば、民法上の債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償の場合に、当該債務不履行又は不法行為と損害との間に条件関係を前提とする相当因果関係が必要とされるのと同様に、災害補償の権利義務関係が生じるためには、使用者が労働者に従事させていた業務と傷病等との間にも、相当因果関係が存在することを要するものと解される。

もっとも、相当因果関係の具体的内容は、民法上の損害賠償責任と労基法、労災保険法とで、おのずから異なるものとなろう。なぜなら、相当因果関係は、事実の問題である条件関係とは異なり法的評価の問題であって、各法の趣旨、内容によりその内容が定まり、各法のそれらの違いが当然現れるからである。

以上のような理由から、労災保険における業務起因性とは、簡単にいえば労基法ないし労災保険法上、当該傷病等が当該業務により生じたと認められる関係であるが、もう少し詳しく定義すると、業務と傷病等との間に相当因果関係、つまり、業務と傷病等との間に条件関係があることを前提としつつ、両者の間に法的にみて労災補償を認めるのを相当とする関係をいうものと解すべきである。

(3) 業務起因性の内容

前述したように、業務起因性が認められるためには、条件関係と相当因果関係が存在することが必要であり、その内容は、次のとおりである。

ア 条件関係

条件関係とは、一般に、先行事実と後行結果との間における「あればこれなし」という関係をいう。相当因果関係が価値評価の問題であるのに対し、条件関係は事実の問題であり、その判断は、事実認定の領域の事柄である。そして、因果関係が認められるためには、少なくとも、まず、この条件関係がなければならない。したがって、業務と傷病等との間にこのような条件関係すらない場合には、業務起因性が認められる余地はない。

条件関係を肯定するために、どの程度の立証が必要かについて、いわゆる東大ルンパール事件に関する最高裁昭和50年10月24日第二小法廷判決(民集29巻9号1417ページ、訟月21巻11号2197ページ、判時792号3ページ、判タ328号132ページ)は、「訴訟上の因果関係の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認しうる高度の蓋然性を証明することであり、その判定は、通常人が疑を差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうるものであることを必要とし、かつ、それで足りるものである。」と判示している。

ここでいう高度の蓋然性の証明は、経験則による判断ではあるが、自然科学的証明と無関係のものではない。条件関係の証明の有無は、まず、科学的・医学的確証が得られるか否かにより判断されるべきであり、確証が得られない場合に、科学的・医学的経験則と矛盾しない、確証と境界を接する高度の蓋然性の程度の証明^(註)が得られるか否かが問題となるのである(賀集唱「損害賠償訴訟における因果関係の証明」講座民事訴訟法⑤「証拠」183ページ以下)。

業務起因性の判断においては、この条件関係の有無が先決事項である。

災害(業務に関連する突発的若しくはその発生状況を時間的、場所的に明確にし得る出来事という意味でのそれ。前記(1)参照)による傷病等では、

負傷、疾病等に対して条件関係を有するものは何かが明確であることが多い。これに対し、災害によらない疾病等では、原因と考えられるものが複数競合するのが通例であり、条件関係の存否、その判断の前提となる疾病の発生機序等の認定が極めて難しい。なお、疾病の発生機序等は、次に述べる相当因果関係の有無を判断するための基礎ともなる。したがって、条件関係に関する事実が、最も重要な中心的争点であるといつてよい。最近問題となっている脳血管疾患及び虚血性心疾患等（以下「脳・心臓疾患」という。）事案がその適例である。

（注）この高度の蓋然性の証明に関する心証の程度は、本来、客観的に数量化することが困難なものであるが、仮に数値化すると、事実の存在と不存在との心証が均衡している状況を50パーセントとした場合、概ね80パーセント以上の程度と解されている（野崎幸雄「因果関係論・総論」現代損害賠償法講座5、108、109ページ参照）。

そのような程度の証明があったというためには、例えば疾病の発生機序に関しては医学的知見によるなど、証明される事実の性質に応じ自然科学により立証される経験則に照らして判断することが必要となる。そして、例えば、医学的経験則の存在を認定する場合には、医学上一般に受け入れられた見解によるべきであり、医学的経験則の認定のために医学論文等を用いる場合には、それが学界でどの程度の了解を得られているかの吟味が必要であろう。

イ 相当因果関係

相当因果関係とは、前記(2)のとおり、業務と傷病等との間に条件関係があることを前提としつつ、両者の間に法的にみて労災補償を認めるのを相当とする関係をいう。

前述したように、労災保険は労基法の定める使用者の災害補償責任の担保のための制度であるところ、上記災害補償責任の法的性格については、企業危険説、すなわち、使用者が労働契約を通じて労働者をその支配下に置き、使用従属関係の下で労務の提供をさせるものであるから、その過程において、企業に存在する各種の危険の現実化として労働者が負傷し又は

疾病にかかった場合には、使用者は何らの過失がなくても、その危険を負担し、労働者の損失を補填に当たるべきであるとするのが通説であり（吾妻光俊・詳解労働基準法724ページ、「現代労働法講座」157ページ等）、また、判例もこの考え方を当然の前提としているものと解される。

このように、災害補償責任という無過失責任の法的根拠を「危険責任の法理」に求める以上、その責任を認める前提である業務起因性を肯定するためには、当該傷病等が当該業務に内在ないし通常随伴する危険の現実化と認められる関係が存在することが必要である。

したがって、上記災害補償責任を担保するための制度である労災保険における業務起因性を肯定するためにも、当該傷病等の発生が当該業務に内在ないし通常随伴する危険の現実化と認められる関係があることが必要である。

そして、このような価値評価の判断は、条件関係とは別個のものであり、相当因果関係についての判断として位置づけられる。

ところで、前記のとおり、傷病等の発生には、様々な原因が競合し、絡み合っ条件関係を形成していることが多く、発生した事実との結び付きの程度も強弱様々である。業務と傷病等との結び付きを考える上でも、どの程度の結び付きをもって、「業務に内在ないし通常随伴する危険の現実化」と認め得るかという問題は、結局は個別・具体的事案に応じて判断されるべき問題であるが、一般的、抽象的にいうと、当該業務が、当該疾病等に対して、他原因と比較し、相対的に有力な原因となっている関係が認められることをいうと解すべきである（「理論と実際」100ページ以下参照）。

すなわち、業務が疾病等の最有力原因である必要まではない。業務が最有力原因といえなくても疾病等の発生にある程度大きく寄与したといえれば、業務に内在ないし通常随伴する危険の現実化とみることは可能であるし、最有力原因であることの立証を求めるのは困難であり行き過ぎともいえるからである。しかし、例えば、加齢等業務以外の要因によりある疾病を起こしやすい状況にあり、たまたま業務も一因となって発症したが、業

務がなくても発症の可能性が高かったような場合には、業務に内在しないし通常随伴する危険というよりは、労働者側の個別事情あるいは労働者一般が負担すべき危険により発生した疾病とみる方が実態に合っており、そのような場合に相当因果関係があるとするのは妥当でない。したがって、業務が疾病の発症に何らかの寄与をしているというだけでは足りず、相対的に有力な原因であることが必要というべきである。

これに反し、業務の遂行が基礎疾病と共働の原因となって、疾病の発生や死亡の結果を招いたと認められれば相当因果関係を認め得るという説（共働原因説）も唱えられている。しかし、この説は、条件関係のみで相当因果関係を認めるのとはほとんど変わらず妥当でない。

また、疾病にはそれぞれ特性があり、それに応じて具体的な相対的有力的判断の仕方も異なる可能性がある。相当因果関係を判断するに当たっては、条件関係の項で述べたところと重複するが、その疾病の一般的な内容等も含め、医学的知見を踏まえることが必要である⁽¹⁸⁾。

（注）いわゆる客観的相対的有力的原因説について

相対的有力的原因説の内容として、客観的相対的有力的原因説という考え方が唱えられることがある。これは主として脳・心臓疾患について論じられ、それについての医学的経験則を前提とするので、脳・心臓疾患に関する項（後記5、(1)）で説明する。

(4) 業務起因性の判断の類型的考察

前記(1)で述べたとおり、具体的な事例において業務起因性の判断をする場合、災害により発生する傷病等と、そうでない疾病等とで、問題になるポイントが異なる。ここでは、まず、疾病についての法の定めについて概観し、これとの関係で傷病等の発生について具体的な類型を明らかにした上、災害により発生する傷病等とそうでない疾病につき、それぞれ一般的な業務起因性の判断の過程を明らかにする。

ア 疾病に関する規定の内容

前記(1)で述べたとおり、労基則別表第1の2（巻末資料2）には、業務

上の負傷に起因する疾病（第一号）、狭義の職業性疾病（第二号ないし第七号）及び厚生労働大臣の指定する疾病（第八号）、その他業務に起因することの明らかな疾病（第九号）が規定されている。上記第二号ないし第七号の規定は、当該具体的業務に労働者が従事することによって、その業務が含まれている特定の有害因子により、労働者に当該具体的な疾病が発症し得ることが医学経験則上一般的に認められている類型を定めたものであり、通常、そのような業務に従事した労働者が当該疾病を発症した場合には、業務起因性が事実上推定されることになる（前記第3、14、(3)参照）。「業務上の疾病」は、多くが災害によらないものであり、「業務上の負傷」に比較して一般に業務起因性の判断が困難であることから、その目安としてこうした類型的規定により「業務上の疾病」の範囲を明確にしたものである。したがって、今後の医学的研究の進展に伴って、新たな業務ないし疾病を具体的に類型化して列挙することが可能になった場合に備えて、「前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣の指定する疾病」（第八号）と、追加的列挙を予定する規定が設けられている。

しかしながら、業務起因性の有無を判断するために「業務上の疾病」を類型化することには当然に限界が伴う。具体的に類型化できない疾病の場合であっても、個別具体的に検討すれば当該業務に起因する「業務上の疾病」と認め得る場合がある。そのために、いずれの号においても「業務上の疾病」と認めるための包括的規定（例えば、第二号13は、「1から12までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病」と規定している。）が設けられているほか、第九号においては、「その他業務に起因することの明らかな疾病」という包括的規定が設けられている。こうした包括的規定は、すべての「業務上の疾病」を類型化して列挙することが不可能であり、また「業務上の疾病」に関する医学的経験則の進歩に対応するためにも（第八号の規定だけでは、日々進歩する医学的経験則には柔軟に対応できない。）、およそ業務に起因する疾病はすべて業務上となることを注意的に認

めているものと解される⁽¹⁴⁾。

(注) 第九号は、「業務に起因する疾病」とせずに「明らかな」という文言を付しているが、労基則35条が例示主義を採り、同九号が包括的救済規定であることからすれば、同号の疾病も、業務と相当因果関係のある疾病を意味し、上記「明らかな」に特別の意味があると理解する必要はないであろう。ちなみに、要件としてみる限り、業務起因性は、「ある」か「ない」かであり、それ以外に「明白な業務起因性」という概念を考える余地はないし、心証の程度としてみても、前述したように、因果関係ありと心証を得るためには「高度の蓋然性」が必要である以上、それより更に「明白」であるとの心証を要するものと解することは、民事事件における「証明」の程度一般と比較し、あまりに突出したものを求めることになり不合理である。

イ 業務と傷病等との因果関係の判断類型

これらの規定を基に、業務と傷病等との業務起因性の判断の型を類型化すると、次の4つに分けられる。

なお、ここでいう「災害」とは、業務に関連する突発的若しくはその発生状況を時間的、場所的に明確にし得る出来事のことである。

(ア) 負傷（労基法75条1項）

業務－災害－負傷

（例えば、作業中に物が落ちてきて負傷した場合）

(イ) 業務上の負傷による疾病（別表第1の2第一号）

業務－災害－負傷－疾病

（例えば、作業中に物が落ちてきて負傷した結果、外傷性脳内出血を起こした場合）

(ウ) その他の災害性疾病（別表第1の2第四号、第六号、第九号等）

業務－災害－疾病

（例えば、作業中の火災による一酸化炭素の噴出により一酸化炭素中毒症を発症した場合）

(エ) 例示疾病及びその他の職業性疾病（別表第1の2第二号ないし第九号）

業務－漸進的な疾病の原因となる事象－疾病

（例えば、騒音性難聴、慢性ガス中毒、粉じんによるじん肺の場合）

上記(ア)ないし(ウ)は、いずれも、業務と災害、災害と傷病という二重の因果関係が問題となっており、因果の流れにおいて、常に災害が介在している類型である（以下、この意味で、これらを「災害性傷病」といい、そのうち(イ)、(ウ)を「災害性疾病」という。）。上記二重の因果関係のうち、特にその存否が問題となるのは、通例、業務と災害との因果関係についてである。

これに対し、(エ)は、災害を媒介とせず、漸進的な疾病の原因となる事象、すなわち、業務に内在ないし通常随伴する有害因子の長期間の曝露により発生する類型である（以下、単に「職業性疾病」という。）。ウ 災害性傷病と職業性疾病

(ア) 災害性傷病

前記イ、(ア)ないし(ウ)の災害性傷病については、災害と傷病等との条件関係の有無の判定は比較的容易であることが多く、主として業務と災害との間の条件関係の存否及び相当因果関係（当該災害の発生が当該業務に内在ないし通常随伴する危険の現実化と認められる関係）があるか否かが問題となる。後記(5)で述べるとおり、これが認められるかどうかは、おおむね、労働者が事業主の支配下にあったかどうかで決まる。これが、業務遂行性の問題である。

(イ) 職業性疾病

前記イ、(エ)の職業性疾病では、災害が介在しないから、疾病と業務一般との条件関係がまず問題となる。前記(3)で述べたとおり、条件関係は、その疾病に関する医学的経験則により個別的に認定される必要がある。したがって、条件関係の認定、さらにそれを受けた相当因果関係の判断に困難を伴うことが多い。

しかし、職業性疾病のうち労基則別表第1の2第二号から第七号までに該当するもの（狭義の職業性疾病（例示疾病））は、「当該業務に伴う

有害因子によって（当該疾病が）発症し得ること」が「医学的知見において一般的に認められている」ものを具体的に規定したものであるため、被災労働者側はこのような一般的な医学的経験則についての立証の負担を免れることになる。したがって、被災労働者は、上記以外の点に関し「当該疾病を発症させるに足りる条件の下で業務に従事してきた」こと、及び「当該疾病に罹患したこと」を立証しさえすれば、「特段の反証」がない限り、業務起因性が事実上推定されることになる（この意味において、労基則35条の規定は、例示疾病について、業務起因性の立証の負担を軽減する機能を持つ。前掲最高裁昭和63年3月15日第三小法廷判決（→P.119））。

これに対し、前記イ、(ニ)のうち、職業性疾患としての別表第1の2第九号の「その他業務に起因することの明らかな疾病」については、冒頭で述べたとおり、被災労働者が、条件関係及び相当因果関係（当該疾病が業務に内在ないし通常随伴する危険の現実化として発生したものであるか否か。）を個別、具体的に主張・立証しなければならない。そこで、前記(3)で述べたことに留意すべきである。

(5) 業務災害における業務遂行性

業務遂行性とは、労働者が労働関係の下にあること、すなわち、労働者が労働契約に基づき事業主の支配下にあることをいうとされている（理論と実際110ページ）。

業務遂行性と業務起因性との関係につき、通説は、業務上の負傷等と認めるための要件は業務起因性（相当因果関係）のみであると解し（業務起因性単一要件主義）、業務遂行性については、災害性傷病における業務起因性を肯定するための有力な一要素と位置づけており、行政解釈もこれに近い（注1²⁾）。

業務起因性の内容である相当因果関係論との関係は、前記(4)、ウで述べたとおりである。すなわち、一般的にみて、当該傷病等の原因となった災害が業務遂行中に発生したものでない場合は、当該業務がなければ当該傷病等も

発生しなかったであろうという条件関係、又は傷病が業務に内在ないし通常随伴する危険の現実化として発生したという相当因果関係を欠く。逆に、上記災害が業務遂行中に発生したものである場合は、事業主の支配下において発生している以上、業務がなければ災害、傷病は発生しなかったであろうと認めやすく、また傷病が業務に内在又は通常随伴する危険の現実化であると判断しやすいであろう。すなわち、条件関係及び相当因果関係が肯定されることが多いといえる。

以上述べたところを具体的にいうと、次のようになる。電工が電柱で架設工事中に死亡したが、その死因が不明である場合には、死亡と災害ないし業務との条件関係がおおよそ立証できないのであるから（私病の発症にすぎない場合もあり得る。）、業務遂行性を問題とするまでもなく、業務起因性は認め得ないこととなる（注1³⁾）。電工が電柱で架設工事中に感電死した場合には、感電という災害と死亡との条件関係が存在し、かつ、業務遂行性が認められる。相当因果関係論に照らして考えると、業務がなければ感電（死）しなかったという条件関係も、死亡が業務に内在ないし通常随伴する危険の現実化であるという関係も、家庭内での悩みによる感電自殺のような特別な場合を除き、認められるであろう。すなわち、業務起因性が事実上推定されることになる。電工が自宅で感電死した場合は、感電という災害と死亡との条件関係はあるが、業務遂行性がない。この場合、業務と死亡との条件関係や相当因果関係が認められるとはほとんど考えられず、業務起因性は否定されることになる。

以上のとおり、「業務上」と認められるか否かが訴訟上の争点となっている場合には、それが災害を介在させる負傷、疾病、障害、死亡の事例である限りにおいては「業務遂行性」の有無は、事実上、立証の過程において大きな争点となるものではあるが、あくまでも最終的に重要な争点は「業務起因性」の有無であることに注意しておく必要がある。

（注1）「理論と実際」は、業務遂行性が肯定できなければ業務起因性は肯定できないとの立場のようである（91ページ）が、反対の説も有力である（保原善志夫「業務上・外をめぐる問題」新労働法講座8、59ないし61ページ、「現代労働法講座」158

ページ、西村健一郎ほか・労働法講義3、317ページ)。これらの説は、例えば無礼乗車をとがめた車掌が、2日後他者が主催したダンスパーティーの会場で、相手方から報復として暴行を受け負傷させられた事例(業務外と認定された(昭和26年1月13日基収第3295号))。を挙げ、事業主の支配下にあるとはいえないから業務遂行性は肯定できないのであろうが、忠実に職務を遂行したからこそ負傷したのであるから、業務起因性は認め得るとする。

(注2) 災害が介在しない職業性疾病においても、理論的には、「当該業務に相当期間従事していること又は従事していたこと」という業務遂行性を観念することができる(「理論と実際」112ページ)。しかし、この場合の業務遂行性は、業務起因性の有無を判定し説明することを容易にする意義を有しないから、これを検討する必要はほとんどないといえる。

(注3) 山口地裁昭和49年2月18日判決(訟月20巻6号114ページ、判時741号72ページ)は、このような場合について、業務遂行性が認められることから業務起因性を推定しているが、疑問である。

(6) 治療機会の喪失・発症後の増悪の急速化

業務上の事山による障害、死亡については、通常、その原因となった負傷、疾病の発症(脳内出血における脳血管の破綻・出血等)と災害、業務との条件関係が問題にされる。しかし、それ以外の形で業務と死亡等との相当因果関係が問題にされる場合もある。例えば、死亡した被災労働者が発症後、就労の必要性があつてすぐ治療を受けられなかったが、すぐ治療を受けていれば死亡しなかったであろうと主張されたり、業務に従事したために死亡に至るまで病状が進行したのではないかが問題とされるなどである。

判例は、このような場合にも相当因果関係を認め得るとする。不安定狭心症及びその後の心筋梗塞に関する前掲最高裁平成8年1月23日第三小法廷判決(→P.143)(町田高校事件)、特発性脳内出血に関する最高裁平成8年3月5日第三小法廷判決(裁判集民事178号621ページ、訟月43巻5号1316ページ、判時1564号137ページ(瑞鳳小学校事件))等である。

この問題についても、相当因果関係説の考え方に照らして検討すべきであ

る。まず、発症後すぐ治療していれば死亡しなかったなど、よりよい結果がもたらされたであろうことが、高度の蓋然性をもって立証されなければならない。この条件関係は、業務起因性で一般に問題とされるような業務と発症との条件関係とは、全く異質のものである。次に、相当因果関係が問題となるが、本来、発症して療養が必要な状態になった後に就労する法的義務はないはずであり、労働者側があえて無理をしたような場合、業務に内在しないし通常随伴する危険の現実化とはいえない。しかし、その被災労働者以外にその業務ができないなど、就労の必要性が強く認められるような場合に就労して死亡等に至れば、死亡等を業務に内在する危険の現実化とみることは可能であり、相当因果関係が認められると解される。ただ、どの程度の必要性があれば相当因果関係が認められるのかが明らかになるには、今後の裁判例の集積を待たねばならない。

(7) 安全配慮義務違反と業務起因性

最近では、使用者の健康管理義務(安全配慮義務)違反の有無という観点から、業務起因性を判断する見解があるので、その当否について、若干の検討を加える。

ア 事業主の安全配慮義務とは、労働者が、労務提供のため設置された場所、設備若しくは器具等を使用し又は使用者の指揮の下に労務を提供する過程において、労働者の生命及び身体等を危険から保護するよう配慮すべき義務をいう(最高裁昭和59年4月10日第三小法廷判決・民集38巻6号557ページ、判時1116号33ページ、菅野和夫・労働法第7版補正2版347、348ページ)。その理論的根拠について、学説の見解は分かれるが⁽⁴⁴⁾、最高裁昭和50年2月25日第三小法廷判決(民集29巻2号143ページ、訟月21巻4号805ページ、判時767号11ページ。ただし自衛隊関係の事案である。)は、「ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入つた当事者間において、当該法律関係の付随義務として当事者の一方又は双方が相手方に対して信義則上負う義務として一般的に認められるべきものであ」と判示している。

このような安全配慮義務の理論は、昭和40年代以降の裁判例において、労働災害に対する使用者の民事責任の根拠を雇用契約上の安全配慮義務に求めるものが現われ、学説上の支持を受け、上記最高裁昭和50年2月25日第三小法廷判決が国家公務員に対する安全配慮義務の存在を認めて以来、理論として定着した。なお、雇用契約について安全配慮義務を認めた判例として、上記最高裁昭和59年4月10日第三小法廷判決がある。

(注) 安全配慮義務違反を認めるべき法的根拠については、①信義則上雇用契約の付随義務と解する説、②信義則上の義務ではあるが、労働法原理に立脚した労働契約上の義務と解する説、③企業の労働者に対する雇用契約と原理的基礎を異にする労働契約上の本質的義務と解する説等がある。

イ このように、安全配慮義務は、立証責任、消滅時効期間等を考慮して、契約法上の債務不履行として民事上の損害賠償請求権を基礎づけるために構成された概念である。これに対して、今まで述べてきた業務起因性は、労基法や労災保険法上の業務上・外、つまり業務と傷病等との相当因果関係をめぐる概念であり、しかも、そこでは無過失責任が前提とされている。更にいうと、①安全配慮義務による賠償の範囲は身体的損害のほか、物的損害、精神的損害が含まれ、賠償額に制限はないが、災害補償の範囲は、労働者に生じた負傷、疾病、死亡の身体的損害のみであり、その額も定型化していること、②安全配慮義務違反については過失相殺の適用があるのに対し、災害補償については、かかる制度が設けられていないこと、③死亡した場合の権利者の範囲も厳密にいうと違いが存すること等の差異がある。したがって、前記の見解が安全配慮義務違反責任という過失責任を災害補償責任の場面に持ち込むこと、すなわち「業務上」の要件の中に取り込むことを意図するものであれば、それは無過失責任主義に立つ災害補償制度に背馳するし、そうではなく当該業務に内在しない通常随伴する危険の顕在化・現実化ということを離れて、使用者の業務違反そのものの因果関係を問題とするものであれば、「業務上」という法律上の要件から外れるものというべきである（最高裁判所事務総局編・労働関係民事行政事

件担当裁判官会同概要集録下巻（その三）256ページ参照）。また、安全配慮義務違反責任と災害補償責任とでは上記①ないし③のとおり差異も存する。このようにみえてくると、安全配慮義務違反の有無の観点から、業務起因性の有無を判断することは相当でないと解さざるを得ないであろう。行政実務も、認定基準の中に安全配慮義務についての項目を設けておらず、同様の見解によっていると解される。

ウ 若干の裁判例についてみると、業務起因性の有無を判断する要素の一つとして安全配慮義務違反の有無を問題とすべきではないと明示するものとして、次のものがある。

すなわち、広島高裁岡山支部昭和56年2月3日判決（労判357号カード11ページ、新訂判例総覧99ページ）は、使用者の労働者に対する安全配慮義務違反があったかどうかは、使用者に対し労災保険法による労災補償とは別個に債務不履行責任を追及して損害賠償を求める際に問題となることはあっても、本件災害が、同法による災害補償の対象となる業務上の災害に当たるか否かを決定する場合の基準としては適切ではないとし、東京地裁昭和62年9月10日判決（労民集42巻1号66ページ、労判504号40ページ）は、死亡が同法による災害補償の対象となる「業務上の災害」に当たるか否かは、死亡と業務との間に相当因果関係があるか否かのみによって判断されるのであって、その業務に従事するに至ったことについて事業主に健康管理義務違反があったか否かは、その判断を左右する要素とはならないとして、それぞれ、業務起因性の有無を判断する前提として安全配慮義務違反等を問題とすべきではないと判示している。ほか、同旨の裁判例（いずれも業務起因性を否定）として、名古屋高裁平成4年3月17日判決（訟月39巻1号1ページ、判時1429号135ページ、判タ791号159ページ、労判618号66ページ（昭和郵便局事件）。後掲名古屋地裁平成元年10月6日判決の控訴審判決であり、この判決の結論は、上告審である最高裁平成8年1月23日第三小法廷判決・労判687号18ページにより維持された。）、大阪地裁平成4年12月14日判決（労判620号32ページ、その控訴審大阪高裁平成

5年11月25日判決・脳・心判例総覧第二集472ページ), 東京高裁平成6年8月30日判決(公判速報253号21ページ。東京都木場ポンプ所事件), その上告審最高裁平成8年1月23日第三小法廷判決(公判速報253号21ページ)がある。

これに対し, 業務起因性の有無の判断に当たり安全配慮義務違反の有無を問題としたものとして, 名古屋地裁平成元年10月6日判決(訟月36巻6号1031ページ, 判時1362号135ページ, 判タ736号157ページ, 労判550号65ページ)は, 本態性高血圧症の基礎疾患を有する者が脳出血により死亡したため, 国公災法上の公務起因性の有無が争われた事案につき, 公務起因性を肯定するに当たり, 要旨「被告は, 定期健康診断の結果等を通じて同人の症状を知り又は知り得る立場にあったのであるから, その職務の同人に与える影響, これによる本態性高血圧症の増悪の結果については予見し得る立場にあったものであり, 相当因果関係の判断に当たりこの点も考慮すべきところである。」とし, また, 名古屋地裁平成2年2月23日判決(新訂判例総覧514ページ)は, 要旨「業務と疾病との間に相当因果関係が存在するとは, 業務がそれに従事する者に疾病をもたらす危険を内包し, かつ疾病が右危険の現実化として発症したものであることが客観的に認められることをいうほか, 業務自体は疾病の危険を内包するといえなくても, 使用者の支配管理の及ぶ特別な外的事情がそれに競合的に作用して疾病が発症したと認められ, かつ右事情の存在につき使用者に労働契約上の安全配慮義務に違反する違法が認められる場合をもいうと解すべきである。」と判示している。なお, これらの判決は, いずれも同一裁判部によるものである。

これらの判決は, 業務ないし公務起因性の要件を緩和するための便法として, 相当因果関係の有無の判断の場に安全配慮義務違反の問題を持ち込んでいるようにみえるが, このような立場は, 前記のとおり, 解釈論としては採用し難いと思われる。なお, 前者の判決は, 前記のとおり控訴審で反対の見解が示されており, 後者の判決は, 結論的には業務起因性を否定

したものである。

3 災害性傷病の業務起因性に関する裁判例

(1) はじめに

前述したように, 災害性傷病の業務起因性の判断基準としては, 業務遂行性が有益であるとされている。そこで, 災害性傷病の業務起因性に関する裁判例を検討する上では, 業務遂行性の具体的内容に応じて以下のような類型に分けて行うのが一般である。

ア 事業場施設内における就業時間中の傷病等

例えば, 業務行為そのものないしそれに伴う準備行為, 後始末行為等を行っている場合に生じた災害による傷病等である。

イ 事業場施設内における就業時間外の傷病等

例えば, 休憩時間中の災害及びその他事業場施設利用中の災害による傷病等である。

ウ 事業場施設外の傷病等

例えば, 出張中の災害, 通勤途上の災害(後述する通勤災害ではない。), 運動競技会, 宴会, その他の社内行事等に参加中の災害による傷病等である。

エ その他の場合の傷病等

例えば, 天災地変に際して生じた災害, 他人の暴行による災害, その他の事由による災害による傷病等である。

上記のうち, アは, まず, 就業時間中のものであるので, 当該就業行為と災害との間の業務起因性が問題となる場合としては, 業務逸脱行為, 業務離脱行為, 恣意的行為, 私的行為, 他人の故意行為, 天災地変等の自然現象等によって災害が生じた場合のほか, 当該業務に就業していれば当該災害が生じたであろうという経験則が存在するか否かが問題となる場合があげられよう。実際上は, 一般に, 業務遂行性が認められると, 業務起因性が肯定されることが多い。

また, ア, イは, いずれも, 事業場施設内における災害による傷病等で

あるから、同施設あるいはその物的管理状況と災害との業務起因性が問題となり得る。物的設備の管理の欠陥を業務上・外の認定に取り込んだ場合の判断は、土地工作物の占有者又は所有者たる事業主の不法行為責任に似ている面がないではないが、当該災害、当該傷病等の発生が当該業務に内在ないし通常随伴する危険の現実化と認められる関係の有無が問題となることに変わりはない。

さらに、ウは、当該行為が業務行為に含まれるか否かが問題となる。種々の場合が考えられるが、事業主の命令ないし業務の性質により、出張、外出、貨物・旅客等の運送等の用務に従事している場合は、積極的に私的行為をするなどの特段の事情がない限り、その間の個々の行為と業務との関連性を問題とすることなく、包括的に事業主の支配下にあるものと解するのが相当である。この場合も、一般には、業務遂行性が認められると、業務起因性が肯定されることが多い。

また、エは、多くの場合には、業務起因性が否定されることになる。しかしながら、業務行為、事業場施設・管理の状況によっては、当該災害、当該傷病等の発生が当該業務に内在ないし通常随伴する危険の現実化と認められる関係が認められる場合もあり、その点についての個別的な検討が必要となる。

以下、これらの類型を参考としながら、災害性傷病の業務起因性に関する主要な裁判例を概観することとする。

(2) 就業中の傷病等に関するもの

ア 作業中の傷病等

作業中の災害による傷病等は、通常特別な事由（積極的な業務逸脱行為、恣意的行為等）のない限り業務起因性が肯定されることが多い。なお、作業の中断中ないし作業に伴う必要行為中の災害による傷病等についても、私的行為等業務起因性を否定する特別の事情のない限り業務随伴行為によるものとして業務起因性が肯定されることが多い。

(ア) 肯定された裁判例

- ① 商品配達業務を担当する従業員が使用者に無断で自動車を運転し配達中に、同人の過失による事故により死亡した事案につき、自動車による配達行為が無断であったとしても、商品配達業務を担当するという業務の内容上、通常顧客の注文に応じ商品を使用者の営業のため運搬する行為は、使用者の具体的な指揮命令の有無にかかわらず業務と解されるから、上記死亡は業務上であるとされた（東京地裁昭和32年5月6日判決・労民集8巻3号346ページ、判時118号17ページ）。
- ② タクシー運転手が正規の帰社時刻を超える勤務時間外での事故により死亡した事実につき、業務上とは正規の執務時間中執務場所において指揮命令下にある場合を指すのが一般的であるが、タクシー運転手の場合はその特質上帰社時限なるものは、他の一般企業における執務時間とはおのずからその性質を異にするものであり、同社においても運用上上記特殊事情を前提にした取扱いをしていたことが認められるところであるとして、同人が会社に連絡することなくしてした時間外の運転行為による上記死亡は業務上であるとされた（東京地裁昭和35年1月27日判決・労民集11巻1号89ページ、判時214号31ページ）。
- ③ 土木の伐採、運搬を業とする会社にトラック運転手として雇われた者が、伐木運搬に赴く途中、山間部の交通量の少ないところで同乗の助手（運転免許取得のための技術習得中）に運転をゆだね、荷台に乗車中に転落し死亡した事案につき、同人の本来業務はトラックの運転手であるが、伐木を安全に会社まで運搬する責任を意識してトラック乗務に従事し山間の伐採場所に赴くべく行動している状態中に発生したものである以上、トラックの運転を離れたからといって直ちに本来の職務を一切放棄したものというべきではないとして、上記死亡は業務上であるとされた（長野地裁昭和39年10月6日判決・労民集15巻5号1098ページ、訟月10巻11号1582ページ、判時392号43ページ）。
- ④ 〔船員保険法事案〕船外で飲酒後帰船して船番をすることを命じられた船員が、その後船室にて就寝中に船火事により焼死した事案につ

き、船番は盗難あるいは火事等の事故防止に対処するためだけか一人でも船におれば安心だということで行われているもので、船番手当は支給されず、場合によっては飲酒も許され、就寝も差し支えないこととされているところであるが、漁船の船番勤務には、航海中の漁船と異ならない危険性が内在しており、また、本件の場合船長に命じられて船番勤務をしたものであり、火災発生の原因につき故意・重過失がないから、同人の死亡は船番の職務による業務上の災害に起因するものと推定するのが相当であるとされた（東京地裁昭和43年11月14日判決・訟月15巻3号291ページ、判時552号38ページ）。

- ⑤ 〔前同〕航行中の漁船の船員が休憩時間中、つり便所の使用に際し誤って海中に転落し死亡した事案につき、休憩時間といえども船内にあっては船舶航行の安全と船内規律のため船長の指揮監督下に置かれているのであるから、同人の航行中の事故は、それ自体私的行為であったとしても、その原因が本来の職務遂行に由来し、船舶の施設自体ないしはその管理の瑕疵に起因しているものと認められる場合には、特段の事情がない限り、職務上の事故であるとして、上記死亡は業務上であるとされた（東京地裁昭和46年9月30日判決・労民集22巻5号920ページ、判時650号61ページ）。
- ⑥ 警備会社に雇用され受付業務を担当していたアルバイト学生が、就業時間内に無断で会社所有のオートバイを無免許で運転中、会社構内での衝突事故により死亡した事案につき、本来災害の原因が私的行為であるときは業務起因性が否定されるところ、同人の行為は担当の受付業務とは異なるが、雇用主の業務である巡回を善意で行う目的を持ってオートバイを運転したものであって業務遂行性が認められ、また、本件事故は雇用主が黙認していた無免許運転に内在する危険が現実化したものであって業務起因性が認められるとして、同人の上記死亡は業務上であるとされた（神戸地裁昭和50年5月16日判決・訟月21巻7号1423ページ、労判230号51ページ）。

(イ) 否定された裁判例

- ① 旋盤工が事業主の依頼に基づき本来業務以外の魚を刺すヤスの制作中に負傷した事案につき、事業主の命令によって私用を行うことも当該労働者の業務に附随した職務であるとみることが社会通念上妥当であると解される場合もあるが、本件業務は事業主の私的な依頼行為による私物作製行為であって、当該労働者の業務と認めることは困難であるとして、上記負傷は業務外であるとされた（福井地裁昭和41年9月6日判決・訟月12巻11号1538ページ）。
- ② 高所で作業中に転落し約2か月後に死亡した事案につき、本件死因は胃がん及びその転移による衰弱、骨髄転移による造血機能低下に伴う出血によるものであるとして、上記死亡は業務外であるとされた（千葉地裁昭和48年11月12日判決・労判191号75ページ）。
- ③ 〔船員保険法事案〕航行中の漁船乗組員が飲酒の上、縄台で睡眠中、同縄台上から海中に転落し死亡した事案につき、各船員には睡眠専用施設としてベッド付き個室が提供されており、使用者としては、縄台が睡眠施設として利用されることを予定しないことが社会通念上許容され得るものである場合は、そのような他目的利用により予想される危険発生防止設備をしないことも社会通念上許容されるから、職務起因性が否定されるところ、本件事故はこれに該当するとして、上記死亡は業務外であるとされた（東京地裁昭和53年3月30日判決・訟月24巻3号686ページ、労判297号35ページ）。
- ④ 〔前同〕船員が、けい留中の船から深夜転落し溺死した事案につき、同人は酩酊状態で船尾付近甲板外縁部で用便をしようとして転落したものであるが、同船にはトイレ施設が設置されており、また、転落の原因が専ら本人の飲酒によるものであるから、同船の船番の職務に伴い又は内在した危険の発現したものではないとして、上記溺死は業務外であるとされた（東京地裁昭和56年10月21日判決・労判374号カード15ページ、その控訴審東京高裁昭和57年11月30日判決・労判401号

カード21ページ)。

⑤ 〔前同〕船員が仮停泊中のサルベージ船から海中に転落して死亡した事案につき、転落場所は、転落防止用の鎖が掛けられていなかったものの、通常の注意力をもってすれば上記鎖の有無にかかわらず転落することは考え難いものであり、転落の原因は、飲酒によって相当程度酔っていたのに船内便所を使わずあえて上記転落場所で小用を足そうとして体勢を崩したことによる極めて不注意な行動によるものであるとして、上記死亡は業務外であるとされた(東京地裁平成2年4月17日判決・労判562号72ページ、その控訴審東京高裁平成4年3月26日判決・労判611号74ページ)。

⑥ 電話機修理依頼主の下へ電話機を届け徒歩で帰社する途中、原動機付自転車と接触して右足関節骨折の傷害を負った事案につき、本件災害は、上記依頼主からの個人的な依頼に基づき、許可なく外出したという私的行為の際の出来事であるとして、上記傷害は業務外であるとされた(高松地裁平成6年8月9日判決・新訂判例総覧第三集1ページ、その控訴審高松高裁平成7年9月22日判決・新訂判例総覧第三集1ページ、その上告審最高裁平成8年7月19日第二小法廷判決・新訂判例総覧第三集1ページ)。

⑦ 〔船員保険法事案〕船員が停泊中の貨物船から海中に転落して死亡した事案につき、本件事故は、私的な飲酒行為による酩酊状態の下で自らの行為により発生したものであるとして、上記死亡は業務外であるとされた(東京地裁平成8年2月13日判決・平成6年(行ウ)第294号〈公刊物未登載〉、その控訴審東京高裁平成8年7月24日判決・[redacted]〈公刊物未登載〉〔確定〕)。

イ 作業に伴う準備行為中又は後始末行為中の傷病等

作業に伴う準備行為中又は後始末行為中の災害による傷病等についても、私的行為等業務起因性を否定する特別の事情のない限り、業務附随行為によるものとして業務起因性が肯定される場合がある。

(ア) 肯定された裁判例

造林造材業者に雇用されていた資材運搬夫が、作業に使用していた自己所有の馬そりで帰宅する途中、馬そりの転倒により死亡した事案につき、帰宅途中の事故であっても、上記道路は雇用主が造林事業のため特別に開設したものであり、本件事故は、作業現場内で発生したものとみるのが相当であり、また、同人は作業で使用した馬そりを格納するための途中であって、いわば後始末行為に起因するものであるとして、上記死亡は業務上であるとされた(旭川地裁昭和47年3月7日判決・労判163号64ページ、その控訴審札幌高裁昭和47年10月12日判決・労判163号62ページ)。

(イ) 否定された裁判例

① 学校の飲料用水槽内部の洗浄作業等に従事していたアルバイトが、作業終了後身体の汚れを落とすためにプールに飛び込み頭部を負傷した事案につき、一般に労働者が汚染作業等に従事した後汚染作業による身体のを洗い落とす行為自体は、業務に通常附随する後始末行為として業務に含まれるが、本件の場合管理者の許可なくプールで体を洗う必要性に乏しく、全体として遊泳を楽しんでいたものであり業務を逸脱した私的行為であるとして、上記負傷は業務外であるとされた(神戸地裁昭和56年10月23日判決・労判374号カード9ページ)。

② 棟上げ作業に従事した者が、その後の餅まきの際餅を拾おうとして他人と衝突し負傷した事案につき、棟上げ作業が業務に当たる以上餅まきのための準備及び後片付けは本来業務に附随するものとして、業務性を有するものと認めることが相当であるが、餅を拾おうとする行為は近隣住民と同様に第三者たる地位において私的に行われた行為であるとして、上記負傷は業務外であるとされた(神戸地裁昭和58年8月29日判決・労判416号49ページ、その控訴審大阪高裁昭和59年8月21日判決・労判438号カード23ページ)。

③ 全寮制のホテルの客室係として勤務していた者が、業務としての接

客により酩酊し、その後業務時間外に同ホテル内の料理等運搬用リフトの搬出入口に転落して死亡した事案につき、退勤時間から1時間半ほど後の事故といえども同人は会社施設内にいたのであるから、酩酊状態になったことをもって会社の支配下から離脱したものということは相当ではないとしたものの、本件事故当時同人がリフトの搬出入口から転落するような行為をすべき業務上の事由が存在していたわけではないから、同人が会社の支配下にあったことと本件事故との間に相当因果関係を認めることはできないとして、上記死亡は業務外であるとされた（神戸地裁昭和58年12月19日判決・判タ525号248ページ）。

(3) 就業時間外の傷病等に関するもの

就業時間外の災害による傷病等を、休憩時間中の災害、事業施設利用中の災害又は事業施設内で行動中の災害による傷病等に便宜上分類し、それぞれについて業務起因性の存否を判断した裁判例を挙げる。

ア 休憩時間中の傷病等

休憩時間中の災害による傷病等は、労働者は業務を行っていないが、使用者の施設管理下にあることが多く、災害が事業施設の欠陥等に起因することが認められれば、使用者の支配下にあるものとして、業務上の災害による傷病等として認められよう（なお、休憩時間中に行われた社内行事等に参加中の災害による傷病等についても本項に掲記した。）。

ア) 肯定された裁判例

① 〔公務災害事案〕休憩時間中に業務用の文書を携帯して別棟の庁舎へ赴く途中、キャッチボールの球に当たり負傷した事案につき、業務が上司の命によるものであることは認められないが、休憩時間を利用の方が公務達成に好都合な事情が存し、その行為内容も通常の職務と何ら異なるところがないとして、上記負傷は公務上であるとされた（熊本地裁昭和46年8月23日判決・訟月17巻10号1615ページ、判時649号87ページ）。

② 体育推進員の指導の下で行われた休憩時間終了間際から就業時間に

食い込む職場体操（簡易ゲーム）中に負傷した事案につき、上記簡易ゲームは、私的ゲームと異なり作業のための準備行為と目すべきものであって拘束性が強く会社の業務と密接な関連性を有する行為であるとして、上記負傷は業務上であるとされた（佐賀地裁昭和57年11月5日判決・労民集33巻6号937ページ、訟月29巻6号1103ページ、労判397号10ページ）。

イ) 否定された裁判例

① 新幹線の車内で土産等を販売するアルバイトの高校生が、勤務終了後、寮に向かう途中で同僚が拾得した毒入りコーラを寮で飲んで死亡した事案につき、一連の行為が全体として、本来の業務に含まれず、また、それに通常随伴又は関連する行為ともいえず、その積極的な恣意的行為と業務若しくは随伴関連行為に起因しない全くの偶然の不幸な犯罪被害とがあいまって生じたものであって、業務に内在する危険が具体化したもの、すなわち、前記業務と災害との間に経験則上ないしは社会通念上の相当因果関係があるとはいえないとして、上記死亡は業務外であるとされた（前掲大阪地裁昭和59年4月23日判決（→P.91）、その控訴審前掲大阪高裁昭和60年6月28日判決（→P.91））。

② 荷物の積み込み作業終了後、次の積み込み作業までの待機時間中、同僚が始めた立幅跳びに加わり、コンテナ台車から床面に転落して負傷した事案につき、休憩時間中の立幅跳びの失敗によるものであるとして、上記負傷は業務外であるとされた（広島地裁昭和59年7月4日判決・労判434号カード11ページ、その控訴審広島高裁昭和61年1月29日判決・労判474号70ページ）。

③ 会社主催のソフトボール大会に向けての練習中に負傷した事案につき、休憩時間を利用して行った私的な練習であり、会社の業務の遂行に付随して行われたものではなく、会社の施設又はその管理の状況に起因するものでもないとして、上記負傷は業務外であるとされた（福岡地裁昭和61年1月30日判決・労判470号90ページ、その控訴審福岡

高裁昭和61年10月29日判決・労判491号110ページ)。

イ 事業施設利用中の傷病等又は事業施設内で行動中の傷病等

裁判例は見当たらないが、災害の発生が事業施設の利用に起因し、かつ、それが当該施設の不備・欠陥に起因していれば、業務上の傷病等となる余地がある。

(4) 事業施設外における傷病等に関するもの

事業施設外における災害による傷病等を、便宜上、出張中の災害、通勤途上の災害、運動競技会・宴会・その他の社内行事等に参加中の災害、療養中の災害による傷病等に分類し、それぞれについて業務起因性の存否を判断した裁判例を挙げる。

ア 出張中の傷病等

出張とは、一般に事業主の包括的又は個別的な命令によって特定の用務を果たすために、通常の勤務地を離れて用務地へ赴いてから、用務を果たして戻るまでの一連の過程を含むものをいう。上記出張には、その目的、方法、当該事業の種類、その事業における慣行等により種々の態様がある。

出張中は、労働者がその用務の成否や遂行方法等について包括的に事業主に責任を負っていると考えられるから、特別の事情がない限り、事業主の支配下にあるといつてよい。しかしながら、出張中は事業主の施設管理下を離れているから、その間の個々の行為ないし付随行為については事業主の拘束を受けておらず、出張者の自由意思にゆだねられており、その間には、様々な私的行為が行われ得るところであり、積極的な私用・私的行為、恣意的行為等による傷病等は業務外となる。

(ア) 肯定された裁判例

- ① 出張先の宿泊所で夕食中に飲酒した後、階段から転落し、急性硬膜外血腫により死亡した事案につき、当該労働者は出張の全過程において事業主の支配下にあり、出張先の宿泊施設内での慰労と懇親のための飲食は宿泊に通常随伴する行為であって、これが失われることなく、上記転落事故が業務と関連のない恣意的行為ないしは業務遂行か

ら逸脱した行為によって自ら招来した事故であるとの事実関係は存しないとして、上記死亡は業務上であるとされた(福岡高裁平成5年4月28日判決・訟月40巻2号384ページ、判タ832号110ページ、労判648号82ページ。なお、一審の大分地裁平成4年3月2日判決・訟月38巻10号1905ページ、労判613号63ページは、業務起因性を否定)。

- ② 中国出張中に大連市内のホテルの自室で強盗殺人の被害に遭い死亡した事案につき、当該労働者は、所定の宿泊施設内で行動していたものであり、積極的な私的行為や恣意的行為に及んだとは認められないとした上で、中国においては、本件の約半年前に、北京市内のホテルにおいて、日本人旅行者が殺害された上に金品を強奪されるという本件とほぼ同様の事件が発生していたほか、外国人が宿泊先のホテル内で強盗殺人の被害に遭う事件も発生していたこと、本件後、大連市内で日本人が被害者となる事件が複数発生していること、本件当時、当該ホテルにおいて、宿泊者に対する安全対策が十分であったとはいいがたく、現に本件事件が発生していること等の諸事情を前提とすると、本件当時、当該ホテルにおいて、日本人が強盗殺人等の被害に遭う可能性はあったというべきであり、本件事件は、業務に内在する危険性が現実化したものと解されるとして、上記死亡は業務上であるとされた(徳島地裁平成14年1月25日判決・判タ1111号146ページ〔確定〕)。

(イ) 否定された裁判例

- ① 出張先から報告のために自転車で営業所に帰る途中で自動車に跳ねられて死亡した事案につき、上記事故は出張の機会を利用して自宅の物干の支柱とする桧丸太を運搬中であつたため、自転車の操縦の自山を欠いたことに起因するものであるとして、上記死亡は業務外であるとされた(大阪地裁昭和32年7月19日判決・訟月3巻10号72ページ、判時131号34ページ)。
- ② 長期出張中に、出張先において一緒に仕事をした他社の従業員の送別会に出席して飲酒後、宿舎に戻って入浴したことにより酔いが増幅

され、[]死亡した事案につき、送別会は有志による任意参加の会費制のものであったとして業務遂行性を否定し、また、本件災害は業務と無関係の自己の意思に基づく私的行為により自ら招来した事故によるものであるとして、上記死亡は業務外であるとされた（東京地裁平成11年8月9日判決・労判767号22ページ、その控訴審東京高裁平成12年1月31日判決・新訂判例総覧第五集40ページ〔確定〕）。

イ 通勤途上の傷病等

労働者が通勤途中にある場合は、一般的には、使用者の支配下にあるとはいえないから、原則として業務災害とはいえない。しかし、通勤途上の災害による傷病等であっても、使用者の支配下にあると認められる特別の事情があれば業務起因性が認められる場合もあろう。なお、通勤途上の傷病等については、昭和48年法律第85号による労災保険法の改正によって導入された通勤災害保護制度によって、業務災害に当たらない場合も、同法7条2項の要件を満たすときは、業務災害に準じた保険給付が認められることになったところ、以下の裁判例はいずれも同改正法施行前の災害による事案である。

同改正法施行後は、通勤災害か否かが問題とされることとなった（後記6参照）。

㍿ 肯定された裁判例

- ① 製鉄所内において構内運転業務を行う会社の従業員が、出勤途中、上記構内で衝突事故によって死亡した事案につき、上記会社は製鉄所内への入構や構内の通行に関して指示、監督を行っており、また、事故の起きた道路は上記会社の業務にも利用されていたものであるから、事故当時、同人は、既に上記会社の指揮命令を受け、その一般的支配下に置かれていたものであるとして、上記死亡は業務上であるとされた（札幌地裁昭和52年9月29日判決・労判285号20ページ）。
- ② 交通の不便な山間へき地の発電所に勤務し、ダムの保守管理等を担

当する電力会社の職員が、通常の勤務日にバスに乗り遅れたため、自己所有の原動機付自転車を運転して出勤途上、県道から転落して死亡した事案につき、当日、出勤せざるを得ない状況にあり、他に合理的な交通手段がないためのやむを得ない代替方法ということができるから、使用者の支配管理下に置かれているとみられる特別の事情の下において生じたものと解し得ないものではないとして、上記死亡は業務上であるとされた（最高裁昭和54年12月7日第二小法廷判決・裁判集民事128号169ページ、訟月26巻3号470ページ、判時954号14ページ。なお、控訴審大阪高裁昭和53年11月30日判決・訟月25巻2号430ページ、判タ373号98ページは、本件の原動機付自転車による出勤は、使用者の特命に基づく不時の出勤と同視することができ、利益衡量上、使用者側にその責任を負担させることを相当とする特別の事情があると認められるから、本件災害は業務上の災害に当たるとして業務起因性を肯定していたが、一審和歌山地裁昭和53年6月28日判決・訟月24巻7号1476ページ、労判309号29ページはこれを否定していた。）。

- ③ 帰路、上司から私的な通勤手段確保のため最寄りの駅まで会社所有の自転車の運搬を命じられた職員が、自転車に乗って帰宅途中、側溝に落ち負傷した事案につき、上司から特命を受けたことによって、労働者が使用者の支配管理下に置かれていたとみられる特別の事情の下に生じたものと解することができるとして、上記負傷は業務上であるとされた（浦和地裁昭和55年5月21日判決・判タ427号103ページ）。
- ④ タイル工事に雇用されているタイル職人が、自宅から工事現場へ出勤する途中の交通事故により死亡した事案につき、他に適切な通勤手段がなく、自家用車によるのが余儀ない状況にあり、雇主もこれを承認していたなどの特別の事情があり、雇主の支配管理下に置かれていたものと解することができるとして、上記死亡は業務上であるとされた（仙台高裁昭和57年9月29日判決・訟月30巻12号2639ページ、判時1066号150ページ。なお、一審及び上告審は業務起因性を否定、後

記(イ)、②参照)。

(イ) 否定された裁判例

- ① 日雇港湾労働者が、職業安定所の紹介した会社から派遣された連絡員の点呼確認を受けた後、会社の出迎えバスに乗車することなく、自己のオートバイにより作業場へ赴く途中の事故により負傷した事案につき、会社側からの特別の指示によるなどの特段の事由がない限り、使用者の支配下における災害とは認められないとして、上記負傷は業務外であるとされた（横浜地裁昭和48年10月19日判決・訟月20巻3号41ページ、その控訴審東京高裁昭和52年1月27日判決・訟月23巻2号367ページ、労判269号38ページ）。
- ② 前記(イ)、④の事案につき、本件工事現場への自家用車による通勤は、他の交通機関を利用した場合よりも便利であったとみられるものではあるが、他に選択の余地がないほど必要性が強くやむを得ないものであったとまでみるのは困難であり、雇主の支配管理下に置かれていたものと解することができないとして、上記死亡は業務外であるとされた（青森地裁昭和55年1月22日判決・訟月30巻12号2635ページ、判時1066号153ページ、その上告審最高裁昭和59年5月29日第三小法廷判決・裁判集民事142号183ページ、訟月30巻12号2627ページ、労判431号52ページ。なお、控訴審は業務起因性を肯定）。

ウ 運動競技会、宴会、その他の社内行事等に参加中の傷病等

就業時間外又は事業施設外において行われるスポーツ大会、宴会、慰安旅行その他の社内行事等に参加した際の労働者の災害による傷病等については、裁判例は、特別の事情がない限り、業務上とすることに消極的である（なお、就業時間外（休憩時間中）に行われた社内行事等の際の裁判例については、前記(3)、アの休憩時間中の傷病等の項に掲記した。）。

なお、運動競技会に出場中の労働者の被った災害に関する業務上・外の認定については、昭和32年6月3日基発第465号をもって発出された労働基準局長通達がある。上記通達は、運動会参加中に生じた災害、すなわち

災害性疾病に係る業務起因性の判断基準を定めたものであるところ、運動会は、それ自体は本来の業務ではなく、また、その本質として労働と異なる余暇利用行為であることから、業務と認められるためには一定の要件を要するとしており、その要件としては、当該運動競技会に労働者を出場させることが、①事業の運営に社会通念上必要と認められること、②事業主の積極的特命によってされること、労働者が当該運動競技会に出場することが、③事業主から強制されていることが必要であるとしている。

(イ) 肯定された裁判例

- ① 加盟会社の従業員の親睦を目的として開催されたソフトボール大会に参加した会社の工場長が、上記大会中に呼吸困難に陥り、その直後に死亡した事案につき、上記工場長は会社の業務命令に従って上記ソフトボール大会に参加したことが認められるとして、上記死亡は業務上であるとされた（札幌地裁昭和56年11月27日判決・労判377号8ページ。なお、控訴審札幌高裁昭和59年2月22日判決・労判427号49ページ及び上告審最高裁昭和61年10月2日第一小法廷判決・労判485号12ページは業務起因性を否定）。
- ② 大衆割烹で開催された銀行の期末預金増強決起大会中に飲酒した行員が、階段から転落し2日後に死亡した事案につき、上記決起大会は業務に関連したものであり、大会への出席は、事実上業務命令とも同視し得るものであるとして、上記死亡は業務上であるとされた（千葉地裁佐倉支部昭和58年2月4日判決・判時1082号114ページ、労判406号58ページ）。

(イ) 否定された裁判例

- ① 潜水服用のスポンジゴムの製造会社の取締役が、得意先の取締役とともにアクアラング遊びに出かけ、アクアラングを装着して遊泳中に死亡した事案につき、上記遊びは、生命身体に対する危険性を伴うものであって他人を招待する方法としては社会通念上一般的ではなく、その本質として私的な趣味の追求、余暇利用行為であるから、親交を

高め取引の円滑化に供する派生的意図があり、費用が会社負担であるとしても、上記死亡は業務外であるとされた（前掲神戸地裁昭和44年2月25日判決（一P.94）、その上告審最高裁昭和49年10月14日第一小法廷判決・訟月21巻2号434ページ）。

- ② 取引会社及びその協力会社の経営幹部らにより構成された団体のゴルフコンペに事業主の命令により出席する途中の交通事故により死亡した事案につき、上記ゴルフコンペの出席が事業主の命令によるものであって、その出席費用も会社から支払われているとしても、上記出席が事業運営上緊要なものと認められ、かつ、事業主の積極的特命によってされたとは認められないとして、上記死亡は業務外であるとされた（前掲地裁昭和50年6月24日判決・訟月21巻8号1712ページ、労判230号26ページ）。
- ③ 【公務災害事案】郵便局職員が、局主催のレクリエーション行事（ボーリング競技）に参加後、自家用自動車を運転して、局舎内での上記競技の表彰式に赴く途中の交通事故により負傷した事案につき、競技終了後、郵便局長がした急いで帰局するようにとの発言は、レクリエーション行事が本来の公務そのものでもなく、また、参加を強制できない性格のものであるところから、職務命令とは認められず、上記運転行為に同局長の支配管理が及んでいたとはいえないとして、上記負傷は公務外であるとされた（熊本地裁昭和51年3月29日判決・下民集27巻1～4号149ページ、訟月22巻6号1551ページ、判タ348号320ページ、その控訴審福岡高裁昭和53年5月30日判決・訟月24巻7号1409ページ、判時928号69ページ、その上告審最高裁昭和54年7月16日第二小法廷判決・訟月25巻12号2903ページ、労判322号カード9ページ）。
- ④ 会社の実施した忘年会に参加し、同会終了後に同会場玄関前付近で負傷した事案につき、上記忘年会への参加は、労働者が使用者の指揮命令に基づく支配下における勤務であったとはいえないと認められ、また、労働

者の本来の職務及びこれと密接な関係を有する行為ではないとして、上記負傷は業務外であるとされた（福井地裁昭和57年5月28日判決・労民集33巻3号461ページ、訟月30巻3号555ページ、判時1057号142ページ、その控訴審名古屋高裁金沢支部昭和58年9月21日判決・労民集34巻5・6号809ページ、訟月30巻3号552ページ）。

- ⑤ 親会社の組合が主催したキャンプ大会に、上司の了承を得て参加した従業員が、海中に飛び込んだ際に負傷した事案につき、上記大会は自由参加であり、かつ、自由行動時の遊泳中に発生したものであるとして、上記負傷は業務外であるとされた（横浜地裁昭和58年7月28日判決・労判414号カード13ページ）。
- ⑥ 会社の健康づくり運動の一環として休憩時間中に行われた中高年齢者体力づくりドッチボール大会においてボールが当たったことにより負傷した事案につき、通常の業務と異なる運動競技会等の行事については、行事を行うことが事業運営上必要と客観的に認められ、かつ、従業員に対し参加が強制されている場合に限り業務遂行性があるが、本件の場合、不参加によって不利益な取扱いを受けるようなこともなく、また、参加人数、参加呼び掛けの態様及び競技を途中で打ち切らざるを得なかった状況からみても、対象者に参加を強制したものとは認められないとして、上記負傷は業務外であるとされた（神戸地裁昭和63年3月24日判決・訟月34巻10号2039ページ、労判515号38ページ）。
- ⑦ 事務課長として勤務していた者が、業務を終えいったん帰宅した後、会社専務取締役主催の夕食会に出席し、終了後帰宅したが、午後11時30分ころ、自宅玄関前の石段で倒れていたのを隣人に発見され、その後、入院加療を受けたが翌日頭蓋骨折による脳内出血で死亡した事案につき、同人の本件事業所における地位及び本件夕食会において果たした役割、本件夕食会の趣旨及び開催されるに至った経緯並びに従前の同様な夕食会への参加状況に照らすと、同人が本件夕食会へ参加することが事業運営上緊要なものであったとは認められないとして、

上記死亡は業務外であるとされた（福岡地裁平成6年11月9日判決・新訂判例総覧第三集30ページ〔確定〕）。

- ⑧ 会社の台湾研修旅行に参加した従業員らが、旅行の帰途、航空機事故により死亡した事案につき、旅行の主な目的は観光・慰安であったこと、参加者が3万円の自己負担金を支払っていたこと、前年度までの社員旅行では日給社員については旅行の参加、不参加にかかわらず無給の扱いをするものとされており、本件旅行についても旅行の時点ではその取扱いは変更されていなかったこと、旅行への不参加率が相当高かったこと、参加・不参加は従業員に任せられ、参加強制がされていなかったこと等から、旅行への参加に業務遂行性は認められないとして、上記死亡は業務外であるとされた（岐阜地裁平成13年11月1日判決・労判818号17ページ〔確定〕）。
- ⑨ 長期出張中に、出張先において一緒に仕事をした他社の従業員の送別会に出席して飲酒後、宿舎に戻って入浴したことにより酔いが増幅され、死亡した事案につき、送別会は有志による任意参加の会費制のものであったとして業務遂行性を否定し、また、本件災害は業務と無関係の自己の意思に基づく私的行為により自ら招来した事故によるものであるとして、上記死亡は業務外であるとされた（前掲東京地裁平成11年8月9日判決（→P.170）、その控訴審前掲東京高裁平成12年1月31日判決（→P.170））。

エ 療養中の傷病等

当初の傷病等と相当因果関係がある場合に業務上の傷病等として認定さる。ただし、療養中に死亡した場合において、当初の傷病等と死因となった傷病等との間に相当因果関係がなくとも、業務起因性を認める余地を残すものとして、後記②参照。裁判例としては否定されたものしか見あたらない。

- ① 業務上の疾病であるじん肺とこれに合併した肺結核症の療養中の労働

者が、入浴のために温泉へ行く途中、山道で足を滑らせ流水に転落してショック死した事案につき、じん肺に罹患しなかったならば、上記転落も発生しなかったであろうと断定することはできず、また、上記転落がじん肺の療養中に通常発生し得るもの、又は避けられないものということもできないし、さらに、じん肺に罹患しなかったならば、転落してもショック死には至らなかったであろうと断定することもできず、じん肺と死亡との間に相当因果関係が認められないとして、上記死亡は業務外であるとされた（札幌地裁昭和56年4月27日判決・労判363号カード13ページ）。

- ② 業務上の負傷である頸部損傷等により入院療養中の労働者が、から併発したにより死亡した事案につき、死亡の原因となった疾病が業務災害とは別個のものであり、業務とは無関係に発症したと認められ、かつ、その別の疾病が業務上の傷病等の存在によってその自然的経過を超えて著しく増悪したために労働者が死亡したという事情が認められないときには、その別の疾病の発症又は増悪は業務に内在する危険の現実化したものとみることができないが、上記の場合において、遅くとも労働者が業務災害により療養中に業務上の傷病等とは別の疾病を発症した時点までに、その労働者は療養中にいずれ業務上の傷病等が増悪して死亡することが確実であったというときには、その労働者の死亡の直接の原因はその別の疾病であるとしても、療養中にいずれ業務上の傷病等が増悪して死亡することが確実であるという点に着目すれば、その労働者の死亡を業務に内在する危険の現実化したものとみることが可能であると判示した上で、本件の事実関係においては、及びこれに併発した、が、上記頸部損傷等の存在によってその自然的経過を超えて著しく増悪したことを認めるに足りる証拠はなく、また、遅くとも当該労働者がを発症するまでの時点においていずれ頸部損傷等が増悪して当該労働者が死亡することが確実であったとも認めるに足りないとし、上記死亡は業務外であるとされた（東京地裁平成12年4月26日判決

・労判799号62ページ〔確定〕。

(5) その他の場合の傷病等に関するもの

その他の災害による傷病等を、天災地変に際して生じた災害、他人の暴行による災害、自殺、その他の事由（原因不明を含む。）による災害により生じた傷病等に便宜上分類し、それぞれについて業務起因性の存否を判断した裁判例を挙げる。

ア 天災地変に際して生じた傷病等

的確な裁判例は見当たらないが、天災地変等の自然現象により業務遂行時に災害が発生した場合は、一般に業務起因性は否定される。しかし、業務の性質、作業環境、業務施設の状況が天災地変と共働原因となって災害が発生した場合には業務上の傷病等となり得る。

イ 他人の暴行による傷病等

一般には、他人の故意行為に起因するものであるから、業務外とされる場合が多い。特に災害が加害者と被害者との私怨に起因する場合、専ら被害者が相手方を刺激したり挑発したような場合には業務に内在する危険が発現したものといえないのは当然である。しかし、災害の原因が業務にあって、業務と災害との間に相当因果関係が認められる場合には、たとえ他人の故意が競合していても、その災害は業務起因性が肯定されることとなる。

他人の暴行による傷病等が業務に内在する危険の現実化として業務起因性が肯定されるか、私的闘争（私的行為）として業務起因性が否定されるかについては、上記傷病等が対人関係から生ずるものであるから、一般的判断基準を設けることは困難であるが、個々の事案について、①災害発生の経緯、②私的怨恨の有無、③被災者の挑発的態度の有無、④職務の内容や性質（他人の反発や怨みを買いやすいか）と第三者暴行との関係、⑤災害の原因となる業務上の事実と加害行為との時間的關係及び場所的関連性等の事情を総合考慮して判断することとなるとされている（「理論と実際」326ページ）。

ア 肯定された裁判例（ただし、②は使用者らに対する損害賠償請求事案である。）

- ① 建築請負人に雇用されている大工が、建築現場で稼働中、現場監督に訪れた者に対し、その感情を刺激するような言辞を述べるなどして同人から暴行を受け死亡した事案につき、使用者の支配下にある場合とは、原則的には、使用者から担当を命ぜられた業務の遂行中以外にも当該行為が企業の運営上通常期待される合理的行為とみなされる場合も含むとした上、本来対応すべき現場監督が不在であった本件の場合、大工作業を離れ応接した行為を業務離脱があったと考えるのは相当ではないとして、上記死亡は業務上であるとされた（岡山地裁昭和42年4月26日判決・労民集18巻2号499ページ、訟月13巻9号1069ページ。なお、控訴審及び上告審は業務起因性を否定、後記イ、①参照）。
- ② 会社の研修旅行先のホテルで行われた会社主催の宴会終了時、会社員との喧嘩によりホテル専属の楽団演奏者が負傷した事案につき、勤務時間内に施設内で発生したもので、使用者の支配管理下にあり、楽団演奏者の担当業務に含まれる接客業務との間に明らかな関連性があるとして、上記負傷は業務上であるとされた（名古屋地裁昭和58年11月30日判決・判時1120号70ページ）。
- ③ レッカー車の運転手として雇用されていた者が、クレーンにより鉄骨の積下し作業に従事していたところ、クレーンの操作に不満をもっていた同僚からスパナで殴打され負傷した事案につき、鉄骨の積下し作業において、両者の意思疎通を欠いたことに起因しており、上記作業に内在する危険から生じたもので業務起因性があるとして、上記負傷は業務上であるとされた（東京高裁昭和60年3月25日判決・訟月31巻12号3121ページ、判時1152号136ページ）。
- ④ 作業現場において、事実上、他の同僚に対して指示、監督をする立場にあった労働者が、日ごろから当該労働者のことを快く思っていなかった同僚に対し、業務上の指示、注意を与えたところ、反抗的な態

度を取られたことから、「親のしつけがなっていない。私生活がいい加減だ。親がバカならお前もバカだ。」などと発言し、憤激した当該同僚から安全靴で足蹴にされて負傷した事案につき、本件暴行は当該労働者と当該同僚の私的怨恨又は当該労働者の職務上の限度を超えた挑発的行為若しくは侮辱的行為によってもたらされたと考えられないでもないが、本件暴行が当該労働者の業務上の指示、注意に端を発していることや、当該労働者の発言もことさらに当該同僚を挑発したり侮辱したりする意図で発せられたものではなかったこと、一連の行動が時間的、場所的に極めて近接したところで行われていること等からすれば、本件暴行は当該労働者の仕事上の指示、注意という業務に関連して、その業務に内在又は随伴する危険が現実化して発生したものと認めるのが相当であるとして、上記負傷は業務上であるとされた（新潟地裁平成15年7月25日判決・労判858号170ページ〔確定〕）。

(4) 否定された裁判例

- ① 前記(ア)、①の事案につき、第三者の暴行による災害は、加害行為が明らかに業務と相当因果関係にあると認められる場合に限り業務上のものというべきであるとした上、業務と関連のない上記大工の私的行為又は挑発的な恣意的行為によって自ら招いた災害であるとして、業務外であるとされた（広島高裁岡山支部昭和45年3月27日判決・労民集21巻2号406ページ、訟月16巻6号601ページ、その上告審最高裁昭和49年9月2日第一小法廷判決・民集28巻6号1135ページ、訟月20巻12号67ページ、判時756号109ページ。なお、一番は業務起因性を肯定）。
- ② 農業協同組合の支所に勤務していた女子職員が、開店準備中に、同女を恋慕していた男に職場内において刺殺された事案につき、第三者の暴行による災害は、他人の故意行為に起因するものとして一般的には業務に起因するものとはいえず、災害が明らかに業務と相当因果関係にあると認められる格別の場合に限り業務上とされたとした上、本件の場合業務中の災害ではあるが、職務内容と関連性が認められな

いとして、上記災害は業務外であるとされた（広島地裁昭和46年12月21日判決・訟月18巻3号406ページ、判タ274号222ページ、その控訴審広島高裁昭和49年3月27日判決・訟月20巻7号95ページ）。

- ③ 飲酒の上勤務しようとしたことを注意され同僚と口論した後勤務に就いた会社守衛が、上記同僚から呼出しを受け、守衛所の外において揉み合いとなって転倒し脳内出血により死亡した事案につき、同僚の守衛と喧嘩をし、相手から暴行を受けて負傷したような場合は、一般的には業務に起因する災害ということができないものというべきであるとした上で、本件災害は、業務遂行中に生じたものではあるが、口論の際の同僚の侮蔑的言辞が同僚の立腹を誘発し私的闘争に発展したことによるものであるとして、上記死亡は業務外であるとされた（静岡地裁昭和51年12月7日判決・訟月22巻13号2934ページ、労判268号36ページ、その控訴審東京高裁昭和54年3月28日判決・訟月25巻7号1882ページ）。
- ④ タクシー運転手が、酔客の行為についてその妻に注意するため木刀を持って下車したところ客と口論となり、止めに入った者に殴打され負傷した事案につき、業務遂行中に生じたものであるが、その業務とは関係のない第三者の加害行為によって生じたものであるとして、上記負傷は業務外であるとされた（鹿児島地裁昭和61年8月29日判決・労判482号78ページ）。
- ⑤ 宿直業務に従事中の会社員が、精神障害者である実兄により刺殺された事案につき、業務遂行性は認められるが、上記災害は、肉親の情から、警備業務中に会社工場施設の破壊行為者を発見したならば通常採るべきである行動を採らなかったために発生したものであって、通常の宿直勤務及び警備業務に随伴又は内在する危険が発生したことによるものではないとして、上記刺殺は業務外であるとされた（神戸地裁平成元年1月26日判決・判タ699号199ページ、その控訴審大阪高裁平成元年9月28日判決・労判555号90ページ）。

- ⑥ 会社の製品を届けた後、会社に帰る順路から外れた場所において酔漢に暴行を受け負傷した事案につき、上記事故は、業務とは関係のない私的目的で立ち寄った際に起きたものであり、また、災害発生場所は、会社に帰る際の順路から外れているとして、上記負傷は業務外であるとされた（東京地裁平成元年3月29日判決・労判544号74ページ）。
- ⑦ 【船員保険法事案】出漁中の船内において船長が乗務員の腹部をマキリ包丁で刺した事案につき、私的喧嘩によるものであるとして、上記負傷は業務外であるとされた（札幌地裁平成2年1月29日判決・訟月36巻9号1687ページ、労判560号54ページ、その控訴審札幌高裁平成3年1月23日判決・[redacted]〈公刊物未登載〉）。
- ⑧ タクシー運転手である労働者が、タクシー待機場所で乗客の乗車の順番待ちをしていた際、顔見知りと会話をしていた休職中の他社のタクシー運転手であった第三者に対し、「みんな仕事をしているのに、自分だけ酒飲んでええ身分やな。」と発言し、憤激した当該第三者から暴行を受けて死亡した事案につき、呼ばれもしないのに当該第三者に近寄って上記発言をしたという当該労働者の一連の行為は、全体として、その本来の業務に含まれるものとはいえないことはもちろん、それに通常随伴し又は関連する行為ということもできないとして、上記死亡は業務外であるとされた（大阪地裁平成18年11月1日判決・[redacted]〈公刊物未登載〉、その控訴審大阪高裁平成19年4月13日判決・[redacted]〈公刊物未登載〉〔確定〕）。
- ⑨ 造船所で作業中の労働者が、作業中に同僚から暴行を受けて負傷した事案につき、本件暴行は、当該労働者が同僚の業務の不備を指摘するため、同僚の作業箇所に定規を置くという当該労働者の挑発的行為に対して、本件暴行前から当該労働者と仲の悪かった同僚が私的怨恨から起こしたものであるから、本件暴行には業務起因性は認められず、上記負傷は業務外であるとされた（福岡地裁平成19年4月25日判決・[redacted]〈公刊物未登載〉、その控訴審福岡高裁平成

19年10月30日判決・[redacted]〈公刊物未登載〉）。

ウ 自殺

労災保険法12条の2の2第1項は、労働者の故意による負傷、疾病、障害、死亡については保険給付を行わないと定めている。保険給付の対象となるべき傷病等が故意によるものであれば、業務又は通勤との因果関係は成立しないから、保険給付が行われないことは当然である。なお、労働者の故意によらないと認められる自殺については、後記5、(2)参照。

エ その他の事由による傷病等に関する裁判例

- ① 警備会社の従業員が、スーパーの夜間警備に従事中、4階の小窓から墜落し死亡した事案につき、窃盗犯等第三者により小窓から突き落とされたか、その調査中転落した場合には業務上の理由による死亡となるが、本件は、自殺である可能性を否定することができないとして、上記死亡は業務外であるとされた（大阪地裁昭和61年11月14日判決・労判487号59ページ）。
- ② タイムカードによる始終業時間管理制度を廃止した会社に対し、これに反対する労働組合分会の指示により会社に対し抗議の意思を表明するため、会社側が制止するタイムカードの打刻を強行したところ、これを阻止しようとする会社警備員と揉み合いになり、その際に負傷した事案につき、労働者自ら作り出した危険に基づいて生じたものであるとして、上記負傷は業務外であるとされた（東京地裁昭和57年7月14日判決・労民集33巻4号663ページ、労判393号8ページ、その控訴審東京高裁昭和59年6月28日判決・労民集35巻3・4号414ページ）。
- ③ 長男が経営する会社の従業員である父親が、会社の緊急資金として銀行から融資を受けるため、自己所有の不動産に担保権設定登記申請手続を行うのに必要な書類を司法書士事務所に届けて、原動機付自転車で帰宅する途中、自動車事故に遭い死亡した事案につき、上記災害は、父子の情愛及び会社への愛着等から自ら融資交渉に赴くこととし、融資交渉及び登記手続が円滑に進行するよう書類を整えるため自ら司法書士事務

所方を訪れたため生じたものであり、従業員としての業務とは関係のない私的行為であるとして、上記死亡は業務外であるとされた（岐阜地裁昭和63年10月17日判決・労判529号66ページ、その控訴審名古屋高裁平成元年11月29日判決・労判556号77ページ）。

④ 建築現場作業員が自動二輪車を無免許で運転中、コンクリート壁に衝突して脳挫傷のため死亡した事案につき、本件事故が発生した当時の自動二輪車運転行為は、単なるドライブにすぎず業務の一環と評価することはできないとして、上記死亡は業務外であるとされた（広島地裁平成5年10月12日判決・新訂判例総覧第三集38ページ、その控訴審広島高裁平成7年2月6日判決・新訂判例総覧第三集38ページ、その上告審最高裁平成7年7月7日第二小法廷判決・新訂判例総覧第三集38ページ）。

⑤ 新聞配達員が同僚の引越作業の手伝いに行くため勤務先所有の原動機付自転車を運転して走行中に普通乗用車と衝突し、脳挫傷、くも膜下出血等の傷害を負った事案につき、本件事故は、私的な引越作業の手伝いに出かける途上に発生したものであり、労働契約に基づく使用者の支配関係の下において生じたものとはいえないとして、上記傷害は業務外であるとされた（横浜地裁平成7年12月21日判決・新訂判例総覧第三集47ページ、その控訴審東京高裁平成8年8月29日判決・新訂判例総覧第三集47ページ（上告却下により確定））。

4 職業性疾病的業務起因性に関する裁判例

(1) はじめに

ア 前述したように、労基法は、「業務上の疾病（中略）の範囲は、厚生労働省令で定める。」と規定しており（同法75条2項）、これを受けた労基則は、「法第七十五条第二項の規定による業務上の疾病は、別表第一の二に掲げる疾病とする。」とし（同則35条）、上記別表第1の2（巻末資料2）においては、(ア)業務上の負傷に起因する疾病（第一号）、狭義の職業性疾病として(イ)紫外線、赤外線、レーザー光線等の物理的因子による疾病（第二号）、(ウ)身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病（第三号）、

(エ)化学物質等による疾病（第四号）、(オ)粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症又はじん肺法に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則1条各号に掲げる疾病（第五号）、(カ)細菌、ウイルス等の病原体による疾病（第六号）、及び(キ)がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による疾病（第七号）を挙げるほか、(ク)厚生労働大臣の指定する疾病（第八号）及び(ケ)その他業務に起因することの明らかな疾病（第九号）を挙げて、9つにそれぞれ区分した上で具体的な業務上疾病を規定している。

そして、さらに、労基則を受けた平成8年3月29日労働省告示第33号（平成12年12月25日労働省告示第120号により改正）をもって、上記狭義の職業性疾病的のうち(エ)の化学物質等による疾病について、具体的な化学物質及び症状又は障害が定められ、また、上記(ク)の厚生労働大臣の指定する疾病として、①超硬合金の粉じんを飛散する場所における業務による気管支肺炎患、②亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん、③ジアニシジンにさらされる業務による尿路系腫瘍が定められている（昭和56年2月2日労働省告示第7号、平成12年12月25日労働省告示第120号）。

また、上記(ケ)のその他業務に起因することの明らかな疾病としては、①脳・心臓疾患、②精神障害等があり、業務起因性の存否をめぐる問題となっている。

なお、じん肺と合併した肺がんについては、従来、第九号に該当する疾病とされていたが、平成15年厚生労働省令第2号によるじん肺法施行規則等の改正により、平成15年4月1日以降、じん肺有所見者に発生した原発性肺がんがじん肺法2条1項2号の合併症とされたことから、同日以降、じん肺有所見者に発生した肺がんについては、第五号に該当する疾病として取り扱われることとなった（後記ク参照）。

イ 職業性疾病については、各種の通達が発せられている。そして、労基署長は通達の基準の定める要件を充足しているか否かを判断して、支給、不支給の処分をするので、処分取消訴訟においては通達の認定基準への当て

はめの当否が争われることが少なくない。しかしながら、本来、通達は、行政庁の長が、その所掌事務について所管の職員に対して、執務上依拠しなければならない法令の解釈、運用方針等を示すものであって、部内の職員等を拘束するが、国民や裁判所を拘束するものではない。かかる意味において、原処分が認定基準に合致していること（基準を満たしていないこと）を主張するだけでは無力である。要するに、通達自体は法規ではないし、そこに定める認定基準に合致することが支給処分の要件でもないのであり、法律的には業務起因性の存在が要件なのである。

ところで、不支給処分取消訴訟においては、もっぱら業務起因性、すなわち業務と疾病との間の相当因果関係の存否が争われるのであるが、前記第3、12、(3)のとおり、不支給処分の取消しを求める者（原告）において業務起因性の存在を主張・立証しなければならないのであるから、原処分庁（被告）においてはそれに対して反証できれば足りることになる。原処分庁（被告）としては、認定基準に合致しないということを積極的に主張・立証する必要はないのであって、認定基準に合致しないということは上記に述べた反証に当たる。問題は、認定基準の内容が、当該事案における業務起因性の判断に合理的なものとして機能するか否かであり、それが合理的であれば、極めて有力な反証手段となる。そのためには、原処分庁（被告）において、当該認定基準自体が合理的であることを、裁判所に説得力ある根拠をもって示さなければならない。

具体的訴訟においては、以上のことを念頭において訴訟活動をする必要がある^(四)。

また、狭義の職業性疾患（例示疾患）については、業務に伴う有害因子によって発症し得ることが医学的知見において一般的に認められている疾病を具体的に挙げているのであるから、当該業務に従事し、当該疾病に罹患した場合には、業務起因性の存在が事実上推定されるといわれているが、この場合においても、当該事実における個別具体的な業務起因性の存否を検討する必要があること（例えば、屋外業務による恙虫病（別表第1の2

第六号4）にいう「屋外業務」とは恙虫の幼虫に刺されるおそれのある地域の屋外における土木工事等をいうのであって、上記の地域以外の場合には事実上の推定は働かないというべきであるし、上記の屋外業務に当たる場合でも当該事案において業務起因性が当然に存在するわけではない。）、及び処分の取消しを求める原告に業務起因性存在の立証責任があることに変わりはない。

脳・心臓疾患事案のように、当該疾病の発症について基礎疾患と業務の競合が問題となるときにおいても、要するに業務と疾病との間に業務起因性すなわち相当因果関係が存在すればよい。裁判例にあっては、「相対的有効原因である」あるいは、「共同原因である」と判示したりするものがあるが、より重要なことは判文の表現ではなく、裁判例が上記のような表現の下に、相当因果関係の具体的内容をどのように理解しているかということである。

以下、職業性疾患に関し、参考となると思われる裁判例を挙げる。

（注）「認定基準」をめぐる諸問題については、飯村敏明「いわゆる過労死と労災補償について」法律のひろば42巻2号25ページが有益である。

(2) 狭義の職業性疾患（例示疾患・第二号ないし第七号）に関するもの

ア 物理的因子による疾患（第二号）

- ① 建設会社工場内の非破壊検査中に放射線に被ばくした者の白血球減少症につき、放射線被曝量が微量であること、その程度の被曝からは通常白血球減少症は発症しないこと、医師の診断も両者の因果関係を否定していること、同人はもともと白血球の少ない体質であったこと等から、業務外であるとされた（大阪地裁昭和56年5月28日判決・労判365号31ページ、その控訴審大阪高裁昭和56年11月30日判決・労判379号カード25ページ）。
- ② スパイラル鋼管の溶接部分のエックス線透視による非破壊検査業務に従事していた者が急性骨髄性白血病による死亡につき、労基則別表第1の2の列挙病名は、経験則上一般的に因果関係の認められるものを掲げ

たという意味にとどまり、具体的な場合における因果関係まで推定して、その立証責任を免除したと解することはできず、業務起因性の立証責任は原告にあるとした上で、同人の作業による被曝集積線量は、労働者にとり相当有利な判定方法を採用したといえる厚生労働省労働基準局長通達（昭和51年11月8日基発第810号）の認定基準において、業務上の疾病と認める相当量に達していないこと、同人の私病による医療被曝集積線量は、本件作業によるものの約10倍に達すること、放射線被曝による白血病については、5年以下の発症は疫学的な証明はないところ、同人は被曝後4年4か月以下で発症していることから、業務外であるとされた（前掲千葉地裁昭和62年2月23日判決（→P.118）、その控訴審前掲東京高裁平成元年3月28日判決（→P.118））。

イ 腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛（第三号2）

ア 肯定された裁判例

- ① モーターグレーダーの運転及びその刃の取替作業に約7年間従事していた者の椎間板ヘルニアによる腰痛につき、上記運転中は、終始中腰の不自然な姿勢でモーターグレーダーの基だ強度の振動を直接受け、また、刃の取替作業は総重量41キログラムの重量物の運搬を伴うから、これにより腰部に高度の負担が加えられたこと、日常生活その他において、一般的な年齢的、日常的素因以外に腰痛の原因となるような特段の事情は存しないとして、業務上であるとされた（京都地裁昭和48年9月21日判決・訟月22巻4号1051ページ、判時720号46ページ、その控訴審大阪高裁昭和51年4月2日判決・訟月22巻4号1049ページ、労判253号76ページ）。
- ② 新聞社において重量物取扱作業を含むメッキ、製版及び大貼り業務に約1年2か月従事していた者の椎間板ヘルニアによる腰痛につき、上記作業には、特に腰部に負担をかける作業、中腰前屈姿勢を要する作業等が伴っていること、24時間勤務体制は、平常なら問題とならない負担でも脊柱に対し異常な力として作用することがあること、同じ

勤務体制にあり、重量物取扱作業に従事している者の多数の者が腰痛症を訴え、一部の者について労災認定がされていること等から、業務上であるとされた（札幌地裁昭和51年12月22日判決・訟月22巻13号2987ページ、判時852号54ページ）。

- ③ 長期間にわたり港湾労働（荷役作業等）に従事してきた者の腰・背部痛につき、腰椎分離症及びすべり症という従来の素因に港湾労働への長期従事という労働の積み重ねが関与して出現するに至った疾病であるとして、業務上であるとされた（福岡地裁昭和62年7月10日判決・労判560号26ページ、その控訴審福岡高裁平成2年3月27日判決・労判560号20ページ）。
- ④ 学校給食公社の調理員として学校給食の調理業務（調理材料の運搬、大型の器材による調理、配缶、洗浄、食缶・食器の格納等）に従事していた者の腰痛症につき、上記業務は、厚生労働省労働基準局長通達（昭和51年10月16日基発第750号）に定める「腰部に過度の負担のかかる業務」には直ちに該当しないが、これと同程度に腰部に過度の負担のかかる業務であって当該腰痛症が業務に起因すると認められる場合には、業務災害と認めるべきであるとした上で、上記業務は全体として評価すれば上記通達に定める業務態様と同程度に腰部に過度の負担のかかる業務であるとして、業務上であるとされた（福岡地裁平成3年11月21日判決・労民集42巻6号898ページ、判タ874号181ページ、その控訴審福岡高裁平成5年9月14日判決・労民集44巻4・5号784ページ、判タ874号180ページ、労判646号60ページ〔確定〕）。
- ⑤ 〔公務災害事案〕過去に[]等により公務災害認定を受けたことのある公立養護学校の職員が、その約10年後に腰痛等を再発した事案につき、当該職員の公務の内容は、重度の障害をもつ児童多数の介護指導全般に及び、中腰など腰部に負担をかける姿勢を長時間持続すること等を強いられるものであり、本件腰痛等は、公務が相対的に有力な原因となって、当該職員の基礎疾患である[]等の症状

が自然的経過を超えて著しく増悪した結果、発症したものと認められるとして、公務上であるとされた（大阪地裁平成7年6月12日判決・判タ896号153ページ、労判684号65ページ〔確定〕）。

- ⑥ 〔前同〕消防署職員が発症した[]につき、当該職員が以前から上記傷病発症の素地となる疾患を有していたとしても、公務の一環である体力測定の立ち幅跳びによりその症状が急激に出現した事実が認められ、他に確たる発症因子のあったことが窺われない以上、上記立ち幅跳びと[]の発症との間には相当因果関係があるとして、公務上とされた（岡山地裁平成14年4月9日判決・判自234号63ページ〔確定〕）。

(イ) 否定された裁判例

- ① 製油会社で、倉庫に積まれている製油原料の入った65キログラム又は100キログラムの袋を手かき等を使いコンベアーまで引きずって行き、開袋し、コンベアーに原料を放出する作業に通算して約7年間従事していた者の腰痛につき、上記は過労性腰痛ではなく、腰部椎間板症、変形性脊椎症、腰筋痛であるとし、上記作業においては腰に負担をかけることはあるが、常に中腰で行うものではなく、また、原料袋の重量がそのまま腰にかかるわけでもないこと、同人と共に上記作業に従事していた6名全員及び上記作業を下請に出した後の下請作業員に腰痛により休業あるいは治療を受けた者がいないこと等から、業務外であるとされた（津地裁昭和54年1月18日判決・訟月25巻6号1606ページ、その控訴審名古屋高裁昭和56年5月26日判決・労判365号カード11ページ）。
- ② 商品運搬業務に従事していた者の腰痛につき、上記作業は機械による作業が中心であり、過去において上記作業により身体を傷つけた者はいなかったこと、X線検査によるも外形的異常は全く認められなかったこと等から同人主張の業務中に腰を痛めたものとはいえず、これとは別に同人が数日間にわたり治療を受けた腰痛は業務に関連するが、

上記腰痛は上記治療により治癒しており、また、上記腰痛は第五腰椎分離症による本件腰痛とは原因を異にする上、本件腰痛が発生したと考えられるころには、同人は業務に従事していなかったことから、本件腰痛は業務とは無関係であるとして、業務外であるとされた（浦和地裁昭和58年8月31日判決・判タ525号220ページ、その控訴審東京高裁昭和59年11月21日判決・労判443号カード21ページ）。

- ③ 〔民事事件〕市職員会館の住み込み管理人が腰痛症、頸肩腕症候群に罹患したのは、被告の安全配慮義務違反によるもの等とした損害賠償請求事案につき、同人は上記腰痛症が会館の日常業務に起因する非災害性の腰痛であるとするが、上記業務は、その態様、作業期間からみて、腰部に過度の負担のかかるものとはいえず、またその質量が過重であったとはいえないから、非災害性の腰痛とは認められないとし、また、頸肩腕症候群については、上肢の動的筋労作又は静的筋労作の作業を相当期間続けるという作業態様は見当たらないこと等として、上記各疾病は業務外であるとされた（神戸地裁尼崎支部昭和61年5月20日判決・判時1206号93ページ）。なお、本件各疾病については、労災認定がされている。
- ④ 自動車部品の塗装業務に約2年2か月間従事していた労働者が発症した[]につき、当該労働者の業務は、いずれも立ち姿勢による作業であった上、取り扱う部品の重さは100グラムないし4.3キログラム程度であり、手指を用いる作業も連続して長時間従事していたわけではなく、腰部や手指に過度の負担のかかるものということはできないこと、[]はむしろ加齢現象など業務以外の原因によって発症した可能性が高く、[]はそもそも発症の原因が判然としていないものであること等から、業務外とされた（東京地裁平成11年3月25日判決・労判766号44ページ〔確定〕）。

ウ 機械器具の使用による振動障害（第三号3）

(ア) 肯定された裁判例

- ① チェンソー使用による伐採作業に従事していた者の振動病罹患につき、一定の期間チェンソーを使用して伐採作業をしたこと及びその後更にチェンソーを使用して伐採作業をしたことが振動病に罹患した原因と考えられ、しかも先の期間のチェンソー使用による影響の割合が極めて大きいと認められる場合において、後の期間のチェンソー使用に係る作業形態に労働者性がないとしても、先の期間のチェンソー使用と振動病との間に相当因果関係があるとして、業務上であるとされた（秋田地裁昭和62年11月30日判決・訟月34巻4号724ページ、労判510号44ページ）。
- ② チェンソー等を用いる立木伐採作業に従事していた山林労働者に発症した腰部脊柱管狭窄症につき、通算約10年にわたって1日平均6時間前後、作業時間携行品を加算すると20キログラムを超えるチェンソー等を保持し、不自然な姿勢でしかも振動を伴う作業に従事したことによる脊椎に対する負荷は、上記狭窄症を発症、増悪させる要素、危険を包含していたことは明らかであり、上記狭窄症は、単に加齢的変形の結果のみによって発症したものではなく、上記作業に従事したことによって脊柱管構成要素の変化が促進悪化したことが共働して発症したものと推認するのが相当であるとして、業務上であるとされた（徳島地裁平成2年4月18日判決・労判562号61ページ、その控訴審高松高裁平成6年11月28日判決・新訂判例総覧第三集79ページ〔確定〕）。

(イ) 否定された裁判例

- ① 50CCのバイクを使用して販売等に従事した者の振動障害（症度Ⅲ）の発症につき、バイク使用開始時から、冷え・しびれを感じるようになった時まで（約6か月半）の振動暴露時間が短時間にすぎ、また、その後バイク使用を極端に減少したにもかかわらず、症状は改善するどころか逆に悪化しており、上記症状とバイク使用との因果関係には疑問があるなどとして、業務外であるとされた（高知地裁平成元年11

月20日判決・訟月36巻5号791ページ、判タ766号168ページ）。

- ② 長年にわたって炭坑坑内夫として就労した者の退職後の手・肘関節痛、痺れ等の症状につき、業務に起因する振動障害が認められるためには、レイノー現象（手指の蒼白発作）が認められる場合又は手指、前腕等に痺れ、痛み、冷え、こわばり等の自覚障害が持続的又は間欠的に現れ、かつ、いわゆる3障害（末梢循環障害、末梢神経障害及び運動機能障害）のすべてが認められるか、そのいずれかが顕著に認められる場合であるが、本件においてはこれらのいずれも認めることはできないなどとして、業務外であるとされた（札幌地裁平成8年5月28日判決・新訂判例総覧第三集146ページ、その控訴審札幌高裁平成11年4月28日判決・新訂判例総覧第五集168ページ〔確定〕）。
- ③ 〔公務災害事案〕約9年間にわたりチェンソーを使用する作業に従事していた営林署の臨時職員が発症したと主張した振動障害につき、当該職員がチェンソーを使用した日数はその間おおよそ437.25日にすぎず、その作業状況は相当に間断的なもので、1日のチェンソー使用時間も、当初の2年間は多く見積もっても3時間を超えず、その後の7年間は防振装置付のチェンソーで約2時間であったと認められ、かかる作業状況は一般的には振動障害を引き起こすに足りるものであったとはいえないこと、複数の医師が、当該職員が振動障害に罹患しているとの結論づけを避けていること等を総合すると、当該職員が従事した公務によって振動障害を負うに至ったと推定することはできないとして、公務外であるとされた（高知地裁平成4年3月31日判決・労判611号56ページ〔確定〕）。

エ 上肢に過度の負担のかかる業務による頸肩腕症候群（第三号4）

(ア) 肯定された裁判例

- ① 7年間英文タイプライター業務及び一般庶務事務に従事してきた者の両手指の冷感や手指、腕等の痛み（診断は、レイノー氏病の疑い、リウマチ性関節炎等）につき、上記症状は業務外の原因である全身性エリテマ

トードスにより説明可能であるが、同人の作業歴、作業内容及び作業量、同種業務従事者における同種疾病の発症、医師の所見等からして、業務上であるとされた（前掲富山地裁昭和54年5月25日判決（→P.75）、その控訴審前掲名古屋高裁金沢支部昭和56年4月15日判決（→P.75））。

- ② 【公務災害事案】児童相談所のケースワーカーとして面接作業、書字作業等に従事していた者の頸肩腕症候群につき、上記疾病に関する公務災害の認定基準（基金理事長通達等）は適切、妥当であるとした上で、上記業務は上肢の動的、静的筋労作を主とする業務に該当しないから、職業病としての公務災害には該当しないとしたが、上記業務には不自然な姿勢での作業や特に上肢に負担がかかることのある作業もあり、発症部位も作業態様との関連性がみられること、業務量と症状の程度の間に相関関係がみられること、同人の業務量は平均的水準を超えていたものと考えられること、また、業務を離れた生活において上肢等に過度の負担のかかる生活を送っていたとは認められないとして、公務上であるとされた（神戸地裁昭和59年7月19日判決・判タ540号256ページ。なお、控訴審は業務起因性を否定、後記イ③参照）。
- ③ 重度精神薄弱児の生活指導、介助等の業務に従事する児童指導員の頸肩腕症候群につき、義務内容には上肢に相当の過重性及び波動性を伴う動的・静的筋労作が含まれていたこと、職場では上記疾病が多発していたこと、就業時期は業務負担量が非常に重くなっていたこと、上記疾病の罹患につき他の要因が存在しないこと等から、業務上であるとされた（神戸地裁平成元年3月14日判決・判タ705号166ページ）。
- ④ 【公務災害事案】府立の自閉症児施設において生活指導員として、遊戯療法の実施、外来患児の行動観察、記録の作成等の業務に従事していた者の頸肩腕症候群兼[]につき、上記疾病が、公務起因性の認定基準に該当しない場合であっても個別に相当因果関係を検討すれば公務起因性が認められるとした上で、症状経過、業務内容、業務量、類似施設における上記疾病の発生状況等から、公務上であると

- された（大阪地裁平成5年12月24日判決・判タ843号166ページ〔確定〕）。
- ⑤ 【前同】市立保育園に勤務する保母に発症した頸肩腕症候群・[]につき、保母の業務内容から頸肩腕症候群や腰痛症に罹患することが否定できないこと、業務が極めて過重であったこと、業務の軽重と症状に軽重が対応すること、公務災害認定を受けた他の保母の業務量と同人の業務量がほぼ同一であること等から、公務上であるとされた（大阪高裁平成6年2月9日判決・判タ879号187ページ〔確定〕）。なお、一審大阪地裁平成3年3月28日判決・判タ797号207ページは、公務外起因性を否定）。
- ⑥ 【民事事件】市立保育園に勤務する保母が頸肩腕症候群に罹患し、これが増悪したのは、被告の安全配慮義務違反によるものとした損害賠償請求事案につき、同人の症状の推移と業務との対応関係、業務の性質・内容等に照らし、同人の業務と頸肩腕症候群の発症ないし増悪との間に因果関係を是認し得る高度のがい然性を認めるに足りる事情があるものということができ、他に明らかにその原因となった要因が認められない以上、経験則上、この間に因果関係を認めるのが相当であるとして、一審判決を取り消した原判決を破棄して原審に差し戻した（最高裁平成9年11月28日第三小法廷判決・裁判集民事186号269ページ、労判727号14ページ、なお、一審横浜地裁平成元年5月23日判決・判タ709号181ページ及びその控訴審東京高裁平成5年1月27日判決・判時1452号137ページ参照）。
- ⑦ 20年以上にわたりテレックス業務に従事していた労働者が[]を発症した事案につき、上肢作業に基づく疾病の業務上外認定に関する労働省労働基準局長の各通達は、各時点においての最も新しい医学的知見に則した認定基準を設定していると考えられることから、裁判所は、平成9年通達（注：その当時の最新の通達である平成9年2月3日付け基発第65号）が現時点における合理的な認定基準であるとしてこれを斟酌するのが相当であり、同通達の定めるすべての要件

・基準を満たす場合には原則として業務起因性を肯定すべきであるが、上記認定基準は、行政庁をして適正迅速かつ画一的に認定業務を行わせる趣旨から設定されたものであり、裁判所の判断を拘束する性格のものではなく、その中のある要件・基準を欠いた場合でも業務起因性を肯定すべき場合があると判示しつつ、本件においては認定基準の要件をすべて満たしており、業務起因性が認められるとした（神戸地裁平成10年2月13日判決・判タ971号136ページ、労判733号49ページ〔確定〕）。

- ⑧ 航空会社の客室乗務員が罹患した頸肩腕症候群及び腰痛につき、当該労働者の客室乗務員としての勤務と症状発現に至る経過に明確な対応関係があること、客室乗務員としての業務以外に頸肩腕症候群を発症させるような要因は見当たらないこと、客室乗務員の業務内容はその一般的な性質として頸肩腕症候群を発症させ得るものであるとの研究報告やアンケート調査の結果等もあること等からすれば、頸肩腕症候群の原因が不明であり個々人の肉体的・精神的な素因に社会的環境的要因が働いて発症することが多いとされていることを考慮しても、少なくとも当該労働者の客室乗務員としての業務が相対的に有力な原因となったものと認めるのが相当として、業務上であるとされた（東京高裁平成13年9月25日判決・判時1771号147ページ、判タ1079号310ページ〔確定〕）。なお、一審は業務起因性を否定、後記イ、⑥参照）。

イ) 否定された裁判例

- ①〔公務災害事案〕税務署で電動加算機による集計業務に従事していた者の頸腕障害につき、同人の業務量は一般的に頸肩腕症候群の惹起原因となるほど過重なものとはいえず、配置換えにより上記業務に従事しないようになってからも容易にその症状が消えなかったものであるから、上記業務が疾病の有力な原因であるとは認められないとして、公務外であるとされた（東京地裁昭和59年7月2日判決・労判435号28ページ、その控訴審東京高裁平成元年12月26日判決・労判555号30

ページ、その上告審最高裁平成5年7月19日第二小法廷判決・平成2年(オ)第566号〈公刊物未登載〉）。

- ②〔前同〕市役所の窓口事務及び学校事務に従事していた者の頸肩腕症候群につき、同人の従事した公務における作業の態様及び作業量、執務環境並びに発症の経緯に照らすと、上記症状の発症に公務が関連していることを全く否定することはできないが、上記症状は、同人の心身上の資質、因子を主たる基盤とし、これに公務への従事その他日常生活上の諸要因が肉体的・心理的に絡み合っただけで発症したもので、公務への従事が、相対的に有力な発症ないし増悪の要因としての意味を持つほどのものとは認められないとして、公務外であるとされた（東京高裁昭和61年6月23日判決・判時1208号126ページ、その上告審最高裁昭和62年5月1日第三小法廷判決・判自40号85ページ）。

〔コメント〕上記控訴審判決は、本件頸肩腕症候群を公務上とした一審判決を取り消したものであるが、主たる争点は①市役所の窓口業務や学校事務という、必ずしも「上肢の動的筋労作又は静的筋労作を主たる業務」に当たらない作業領域について、公務（業務）起因性を肯定し得るか、②職務の過重性について個体差をどの様に評価するかにあった。

上記判決は上記争点①につき、要するに、当該症例につき疾病と公務との間に相当因果関係があると認めることが医学常識上合理的に納得し得るものであるかどうかに係るものであるところ、昭和44年10月29日基発第723号通達（「キーパンチャー等手指作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」）及び上記を改正した昭和50年2月5日付け基発第59号通達（以下、「50年通達」という。）等は、合理的認定基準としてしん酌するのが相当であるとした上、上記通達等がその認定基準に合致しない作業（上肢作業以外の作業）態様からの頸肩腕症候群の発症を否定しているものではないとはいっても、かかる上肢作業以外の作業に従事する者の発症事例については、現段階においては、その作業が本症の発症原因として医学経験則上一般的に肯定された業務危険を伴うものとして、その作業への従事と発症との間に業務起因

性を一般的に推定し得るに至っていないところから、その公務起因性を肯定するためには、それぞれの場合につき、医学経験則上納得し得るに足る業務の特異性、労働負荷の有害性が、当該業務の実態に則し個別的に認定されなければならない、そして、その立証責任は補償請求者側にあるとした。

次いで上記争点②については、一審判決が「認定を受けるべき者の適切な業務量を基準として過重であつたかどうかを判断すべく、業務量と個体の体力とのアンバランスすなわち業務量が個体にとつて過重であることから頸肩腕症候群が発症したと認められれば、それをもつて足りるものと解するのが相当である。」としていたのに対し、「ここで問題なのは、頸肩腕症候群について、業務量の過重と発症との間に相当因果関係があるとされるための前提として、本人の素因等、想定される公務外の要因と並ぶ相対的に有力な発症の原因として指摘することが医学上の経験則に照らし首肯し得る程の、業務の負荷が認められるか否かである。業務にもよることではあるが、標準的な業務量に比較して過重な業務負担が認められる場合の発症例については、その負担過重が有力な発症原因となつたものと推認し易いが、逆に、単に公務従事期間内に発症し、他に発症原因と思料される事由を見出し得ないことのみから、発症原因として指摘するに足る程の業務量の過重性（個体にとつての不均衡）を遡って推認するわけにはいかないことは、頸肩腕症候群についての発症の機序が必ずしも十分に明らかではなく、医学上原因不明とされる症例も極めて多いといわれていることに思いを致すとき、見易い道理というべきである。そういう職種にそういう分量・態様で従事していれば、発症してもなるほど無理はないと納得し得る場合であつて初めて、疾病の公務起因性、公務との間の相当因果関係が肯定されることになるのであり、右通知・通達において業種とともに業務量の過重性を基準に採り上げているのも、その趣旨に出たものとして理解し得るところであつて、かかる一般の基準によらないで、標準的業務量とは無関係に、業務の個体にとつての不均衡を個別的に認定し、相当因果関係を肯定しようとすることは、一般とは明らかに異なる加害要素を指摘しうる特段の事情の存しない限り、困難となることはや

むを得ないところである。」旨判示したものである。

なお、本件上告審判決は特段の理由は付していないが、本判決の公務起因性の判断基準の不当性や公務災害とするためには相当因果関係は不要である（合理的関連性で足りる。）とする上告理由を排斥し、上告を棄却している。

- ③ 〔前同〕前記(ア)、②の事案につき、同人の従事した作業態様は、労働省が業務上・外認定基準として定めた通達及び基金理事長通知に定める作業態様とは異なり、これに準ずるものといえないから、上記通達等を基準として公務起因性を認めることはできず、また、業務量が同種の他の公務員に比較して過重であり、あるいはその業務量に大きな波があるとは認め難く、業務全体の総合的観点から考察しても、公務と疾病との間に相当因果関係があるとはいえないとして、公務外であるとされた（大阪高裁平成元年8月29日判決・行裁集40巻8号996ページ、判時1380号54ページ。なお、一審は公務起因性を肯定）。

〔コメント〕本判決は、本件頸肩腕症候群を公務上とした一審判決を取り消したものである。一審判決も、50年通達等は公務起因性の認定基準としてしん酌するのが相当であるとしたが、作業態様が上記通達等に定めるそれとは異なるため上記通達等によることができない場合の相当因果関係の判断基準として、上記通達等の趣旨によれば、業務量種の他の公務員に比較して過重であるか、業務量に大きな波がある場合には、当該公務と疾病との間に相当因果関係があるとされる場合があり得るから、かかる観点から判断すべきであるとした。

また、その場合の業務の過重性と個体差については、「業務と頸肩腕症候群との間に相当因果関係があるとい得るためには、業務上の負荷が本人の素因等、考えられる公務外の要因と並ぶ相対的に有力な発症原因として指摘することが医学的にも肯定される程のものである場合でなければならない。しかして、昭和50年通達等において認められているような一定の職種においては、一定量以上の業務に従事した場合に頸肩腕症候群が発症したとき、これを業務に起因するものとみることに医学的にも納得のいくものと解されて

いるのであるが、そうでない職種あるいは業務においては、頸肩腕症候群の発症機序について医学的に十分には解明されず、かつ、業務従事とは関係なく発症するなど原因不明とされる症例も多くあるとされていることが広く知られていることからして、一般的な業務量によることなく、個人的な要因である体力などという事情を考慮に入れて業務量の過重の有無を判断することになると、その頸肩腕症候群が果たして業務に起因するものか、あるいは体力を含む個人的素因等が原因となって発症したものであるかが結局のところ判断し難くなるのである。したがって、業務と疾病との間に相当因果関係があるかどうかの判断の前提としての業務量は一般的な業務量を基準にして判断するのが正当というべきである。」と判示して、被控訴人の業務が過重であるかどうかは当該労働者の体力を基準にして判断すべきである旨の主張を排斥している。

- ④ [前同] 保育業務に従事していた保母の頸肩腕障害、腰痛症につき、保母の保育労働そのものは、身体のいろいろな部位を使う混合的、複合的な作業であり、かつ、特定の部位に負担の集中する持続的、強制的作業を伴うことのない断続的な作業であるということが出来るから、頸肩腕症候群や腰椎症を起こしやすい筋労作ではなく、また、上肢又は腰部に負担のかかる職種であるということもできないので、保母の業務の態様から、一般的に保母が頸肩腕症候群や腰椎症の起因性が認められる業務であるということができないとし、同人が気管支拡張症を患っていたことから、これが同人の訴える自覚症状に影響を及ぼしていた可能性もあることを考慮すると、仮に、同人がその業務に従事したことが、上記各疾病の発症と関連があることを全く否定することまではできないとしても、同人の業務は、上記各疾病の発症に原因を与えた要因の一つであることの域を出ないものであって、それが相対的にもせよ有力な発症又は症状の増悪の要因であったと認めることは困難であるから、同人が従事した公務と同人の訴える上記各疾病との間に相当因果関係があるということとはできないとして、公務外である

とされた（東京高裁平成3年12月19日判決・判タ797号190ページ〔確定〕）。なお、一審浦和地裁平成元年8月4日判決・労判549号62ページは、公務起因性を肯定）。

- ⑤ 溶接作業等に従事していた者の[]について、当該労働者が従事していた業務は、具体的作業態様からすれば上記疾病を発症させるような危険性を内在若しくは通常随伴しているものに該当する可能性は比較的低く、同種作業に従事していた当該労働者以外の労働者が上記疾病等に罹患していると認められず、また、昭和50年通達及び平成9年2月3日付け「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」（基発65号）のいずれの認定基準によっても過重な業務があったとは認められないとして、業務外であるとした（大阪高裁平成10年6月3日判決・新訂判例総覧第四集200ページ〔確定〕）。なお、第一審（神戸地裁平成8年9月20日判決・新訂判例総覧第四集200ページ）は、当該労働者が、業務の過重性について「同種労働者の平均との比較によって判断することは相当ではなく、当該労働者にとってその業務が発症の引き金となるような者であったかを問題とすべき」旨主張したが、この主張を排斥している。）。
- ⑥ 前記(ア)、⑧の事案につき、客室乗務員の業務内容・性質が腰部、頸肩腕部に負担や疲労を生じさせるものであること、当該労働者の症状は長年にわたり客室乗務員としての業務に従事した過程において発生したものであること等は認められるが、他方、発症前1年間の当該労働者の業務は加重とはいえず、休日、休暇も取得していること、当該労働者に生じたような腰部、頸肩腕部の疲労は、通常は休日に休息することや運動をすること等により回復することができることも考えられること、頸肩腕症候群の原因は不明であること、腰痛は日常生活においても頻繁に発生し、労働以外の影響も考えられること等を併せ考えると、当該傷病は、経験則上、業務に内在する危険が現実化して発症したとまではいえないとして、業務外であるとされた（東京地裁平成

12年9月27日判決・判時1738号119ページ。なお、控訴審は業務起因性を肯定)。

オ 鉛及びその化合物による疾病(第四号1)

ア) 肯定された裁判例

- ① 鉛蓄電池製造作業に通算18年8か月従事し、睡眠障害、筋肉痛、関節痛、末梢神経障害等多岐にわたる鉛中毒症の自覚症状を有する者について、尿中鉛量、血中鉛量等が、労働省通達による鉛中毒症の認定基準で定められた基準値には達しないものの、行政実務上、上記数値を満たさない者についても鉛中毒として業務上との認定をしていることが認められるなどとした上で、同人の症状及び検査数値の一部が基準値を上回ったことがあること等から同人は鉛中毒症であり、上記中毒症は業務に起因するものと推定されるとして、業務上であるとされた(横浜地裁昭和56年2月25日判決・労判359号30ページ。なお、控訴審は業務起因性を否定、後記イ)、①参照)
- ② 新聞社の活字部で植字工として24年6か月間従事し、「慢性鉛中毒症」と診断された者について、鉛中毒症と判断された時期以前の時期においても、鉛中毒症を疑わせる症状が客観的に認められるときは、その症状が他の疾病に起因することが明らかであるなどの特段の事情がない限り、その症状も鉛中毒に起因するものと推定するのが相当であるとして、不支給処分を受けた鉛中毒と算段された時期以前の疾病についても、業務上であるとされた(東京地裁昭和55年11月19日判決・訟月27巻4号735ページ、労判353号15ページ)。

イ) 否定された裁判例

- ① 前記ア)、①の事案につき、労働省通達による鉛中毒症の認定基準で定められた血中鉛量等の数値は、国際的にも妥当な数値と認められるから、上記認定基準の定める要件を満たさない場合は、原則として、鉛中毒ではないと判断しても誤りはないという合理性を持つ基準であるとした上で、医学的、科学的検査結果がいずれも認定基準の定める

基準を満たしておらず、かえって、同人が多量のキノホルム剤を服用しており、症状からすれば、スモンの疑いが極めて強いとして、同人の疾病は業務外であるとされた(東京高裁昭和58年12月22日判決・訟月30巻6号1048ページ、判時1105号40ページ、その上告審前掲最高裁昭和63年3月15日第三小法廷判決(→P.119)。なお、一審は業務起因性を肯定))。

[コメント] 上記上告審判決は、「労働基準法施行規則(昭和53年労働省令第11号による改正前のもの)35条は、労働基準法75条2項の規定の委任を受けて、災害補償の対象となる業務上の疾病として一定のいわゆる職業性疾病を列挙しているが、これは、業務に伴う有害因子によつて発症し得ることが医学的知見において一般的に認められている疾病を具体的に挙げているものであつて、当該疾病を発症させるに足りる条件のもとで業務に従事してきた労働者が当該疾病に罹患した場合には、業務災害の認定上、特段の反証がない限り、これを業務に起因する疾病として取り扱うこととしているのである。この意味において、右労働基準法施行規則35条の規定は、職業性疾病について、業務起因性の立証の負担を軽減する機能をもつものではあるが、労働者が罹患した疾病が同条各号所定の疾病であること自体の立証までを不要とするものではない。」とした上、鉛中毒とりわけ慢性中毒症の多くの症状は非特異的であり、上告人には、鉛中毒症に特徴的な伸筋麻痺等の症状は認められないから、症状自体からは鉛中毒症とは推認できず、医学的・科学的診断、検査の結果等を基礎として総合的見地から認定せざるを得ないとし、原審は上記見地に立って鉛中毒症に罹患したとは認められないと認定したものであるとして、上告を棄却している。

- ② 新聞社における鉛版鋳造作業等、鉛暴露の可能性のある職場環境下で通算約23年間業務に従事した者に発現した鉛中毒症を疑わせる症状が、臨床医学的検査結果、作業歴、作業環境、症状に関する臨床所見、診断意見等から判断して、鉛中毒症とは認められないとして、業務外であるとされた(東京地裁昭和56年11月19日判決・訟月28巻2号310

ページ、判時1028号113ページ)。

- ③ 作業中に鉛化合物を含む粉じんを吸収する可能性のあった者に発症した疾病につき、鉛中毒に関する認定基準は、療養補償給付の可否につき鉛中毒であるか否かを認定する上で合理性を持つとした上で、上記認定基準に従い、鉛中毒に罹患していたとは認められないとして、業務外であるとされた(岡山地裁平成2年8月7日判決・労判568号46ページ)。

カ 有機溶剤による疾病(第四号1)

㍿ 肯定された裁判例

〔民事事件〕プラスチックフィルムにメチルエチルケトン、トルエン等の有機溶剤を含む磁性塗料を塗布し、乾燥させる塗布機の係に配属された労働者が、入社9か月後に急性肝炎に罹患し、全身性クリプトコッカス感染症により死亡したため、使用者の雇用契約上の損害賠償責任が争われた事案において、同人は、会社実施の健康診断の結果が良好であったこと、作業に際し、有機溶剤蒸気を多量に暴露吸引していたこと、職場環境が良好でなかったこと、使用している有機溶剤のうち一部のものに肝毒性を有するものがあること、肝障害と死亡原因に関する医師の見解も合理的であること等から、作業場で使用している有機溶剤によって肝障害を起こしたという確実な自然科学的証明はないが、他に肝障害を起こすに足る原因があったとは認められず、また、肝障害に陥らなければ、クリプトコッカス症に罹患して死亡することはないとして、業務との因果関係が肯定された(仙台地裁昭和52年3月14日判決・下民集28巻1～4号197ページ、判時847号3ページ。なお、控訴審は業務起因性を否定、後記イ、①参照)。

イ 否定された裁判例

- ①〔民事事件〕前記㍿の事案につき、同人には、急性肝障害発生以前に既に肝臓にクリプトコッカス病変が形成されていた可能性が強いこと、同人の罹患したクリプトコッカス症は、その病巣の分布程度からみて

致命的な重症感染症であること、同種作業者に同人と同程度に強い肝障害が発生していないこと、同人の肝病変は、クリプトコッカス症に起因し、その重篤性はクリプトコッカス症と密接不可分の関係にあるなどの医証に合理性があるとして、業務との因果関係が否定された(仙台高裁昭和62年12月18日判決・判時1265号58ページ。なお、一審は業務起因性を肯定)。

- ② カラーフィルムの現像処理作業等に従事していた者に発症した甲状腺機能低下症等につき、症状の経過から判断してカラーフィルムの現像処理作業でチオシアン化合物やシアン化合物に接した結果罹患したものであるとはいえないとして、業務外であるとされた(東京地裁平成元年3月30日判決・労判596号49ページ、その控訴審東京高裁平成3年3月13日判決・労判596号47ページ)。

- ③ 約31年間にわたって塗装業務に従事してきた者に発症した肝機能障害につき、医師や研究者の間では同人が塗装業務において暴露した化学物質からは、強度の肝障害は起こらないと理解されており、同人の肝機能障害の症状経過と照らし合わせると、同人の肝機能障害が塗装作業において取り扱った有機溶剤に起因すると推断するのは早計といわざるを得ないとして、業務外であるとされた(宇都宮地裁平成4年3月25日判決・労判610号39ページ、その控訴審東京高裁平成4年9月21日判決・労判620号52ページ〔確定〕)。

キ 炭素による疾病(第四号1)

二硫化炭素蒸気の暴露を受ける作業に長期間従事した者の慢性二硫化炭素中毒につき、職場における同人の二硫化炭素の暴露歴は二硫化炭素中毒症を発症するに十分なものであり、上記暴露の結果、同人は、慢性二硫化炭素中毒症の本体たる動脈硬化症を生じ、その後、全身の動脈硬化が少しずつ進み、加齢を原因とする動脈硬化の進展とあいまって、脳梗塞の形で発症したものと認められ、同人の疾病は業務に起因するがい然性が高いとして、業務上であるとされた(熊本地裁平成7年3月15日判決・判タ892

号190ページ〔確定〕)。

ク 粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症又はじん肺法に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則第1条各号に掲げる疾病(第五号)

(ア) じん肺症

じん肺とは「粉じんを吸入することによって起こる肺の病変」と定義され、粉じんの吸入によって生じた繊維増殖性変化を主体とし、これに気道の慢性炎症性変化、気腫性変化を伴った疾病であり、これらの病変は一般的に不可逆性のものである。じん肺の種類には、けい肺、石綿肺、滑石肺、ろう石肺、けい藻土肺、アルミニウム肺、アルミナ肺、酸化鉄肺、炭素肺、黒鉛肺、活性炭肺がある。

労基則別表第1の2第五号にいうじん肺症とは、上記各種じん肺のうち、療養を要するものをいい、じん肺法23条によって、じん肺管理区分が管理4と決定された者は、療養を要するものと規定されている。

(イ) じん肺の合併症

また、じん肺法23条は、合併症にかかっていると認められる者についても療養を要するものとする規定している。粉じんが飛散する場所における業務によりじん肺にかかり、じん肺管理区分が管理2、管理3又は管理4と決定された者が、肺結核、結核性胸膜炎、続発性気管支炎、続発性気管支拡張症、続発性気胸及び原発性肺がん(じん肺法施行規則1条。以下「じん肺合併症」という。)に罹患した場合にも業務上の疾病とされる(労基法75条1項、2項、労基則35条、同別表第1の2第五号、じん肺法施行規則1条、平成15年1月20日基発第0120003号)。

上記じん肺合併症のうち原発性肺がんについては、平成15年1月20日にじん肺法施行規則及び労働安全衛生規則の一部が改正されて、じん肺の合併症として取り扱われることとなったが、それ以前の補償上の取扱いとしては、じん肺管理区分が管理4と決定された者に合併した原発性肺がんについて、労基則別表第1の2第九号に該当する業務上の疾病として取り扱うこととされるにとどまっていた。ところが国内外における

症例研究等により、じん肺を発症させる原因物質について人に対して発がん性がある旨発表された。そこで、厚生労働省の「肺がんを併発するじん肺の健康管理等に関する検討会」が設置され、平成14年10月1日に取りまとめられた報告書において、「じん肺に肺がんが併発した場合、ただ単にじん肺と肺がんが併存していると考えるよりも、肺がんはじん肺病変が客観的に確認できる程度に進展した後にじん肺病変を介して発生したと考えることが妥当であり、じん肺と肺がんは医学的関連性を有している。」との判断がなされた。そこで、上記平成15年1月20日のじん肺法施行規則等の改正及び同日付け基発0120003号の発出にいたり、同年4月1日からは労基則別表第1の2第五号に該当する業務上の疾病として取り扱われることとなった。合併症に関しては、じん肺患者が上記合併症以外の疾病に罹患した場合であっても、当該疾病が業務に起因することが明らかな場合に、業務上の疾病となる余地がある(上記別表第1の2第九号)。以下、じん肺患者の余病について業務起因性を判断した最近の裁判例を概観する。

a 肯定された裁判例

採石作業に通算12年9か月の間従事し、じん肺管理区分管理4と決定されていた者が[]によって死亡した事案につき、じん肺症が、[]の原因となった[]の有力な要因ということはできないが、臨床病状から、同人は[]による[]に罹患していたものと理解されるところ、[]のような感染症は、[]の症状を急激に悪化させる大きな要因になるとした上、上記[]は、特段の事情がない限り、じん肺症による肺の荒廃、抵抗力の低下によってもたらされたものと推認されるとして、上記死亡は業務上であるとされた(札幌地裁平成元年6月28日判決・労判542号18ページ、その控訴審札幌高裁平成3年9月30日判決・労判602号68ページ〔確定〕)。

b 否定された裁判例

① じん肺管理区分管理4と決定され、じん肺結核症と診断された鉾

山労働者が胃がんによって死亡した事案につき、鉾山労働者の胃がん発症率が高率であり、じん肺患者には、肺がんのほか胃がん、喉頭がん等で死亡する者が一般の老人の場合よりも多いものの、現段階における医学的知見からすれば各種粉じんの吸入、吸飲と胃がん発症との相当因果関係を認めることはできないとして、上記死亡は業務外であるとされた（津地裁昭和57年1月28日判決・訟月28巻3号615ページ、労判380号38ページ、その控訴審名古屋高裁昭和61年9月29日判決・労判483号5ページ）。

- ② 約20年間採炭夫として稼働していた者が死亡した事案につき、同人のじん肺は管理区分管理三に分類される程度のものであり、死因は、消化管からの大量出血による失血ないしこれに基づく[]であるとした上、同人のじん肺、あるいはその合併症が死亡の直接的要因になったとは認められないとし、また、消化管からの大量出血の原因疾患と想定される[]等についても、一般的にじん肺による肺等の呼吸器の病変との相当因果関係は認められないなどとして、上記死亡は業務外であるとされた（長崎地裁昭和62年4月24日判決・労判555号103ページ、その控訴審前掲福岡高裁平成元年10月12日判決（→P.118））。
- ③ じん肺管理区分管理四と決定された鉾山労働者が[]によって死亡した事案につき、粉じん吸入と発がんとの関連について医学上の知見は確立していないとして、じん肺と[]との間の相当因果関係を否定して、上記死亡は業務外であるとされた（札幌地裁昭和62年6月29日判決・労判503号75ページ）。
- ④ じん肺管理区分管理四と決定された鉾山労働者が死亡した事案につき、死因は肺炎ではなく、[]と認定した上で、じん肺と[]との間の相当因果関係を否定して、上記死亡は業務外であるとされた（長崎地裁昭和62年8月7日判決・労判504号65ページ、その控訴審福岡高裁平成元年10月12日判決・訟月

36巻9号1617ページ、労判551号49ページ）。

- ⑤ じん肺管理区分管理四と決定された鉾山労働者が死亡した事案につき、死因は呼吸不全又は慢性的右心不全状態による心臓停止ではなく、[]であると認定した上、じん肺と[]との間の相当因果関係を否定して、上記死亡は業務外であるとされた（長崎地裁昭和62年11月27日判決・労判508号50ページ）。
- ⑥ じん肺管理区分管理四と決定された鉾山労働者が死亡した事案につき、直接的には痰を詰まらせての窒息による死亡であり、じん肺による肺病変が上記死亡に影響を与えた可能性は否定できないとしても、上記死亡は、高齢（80歳）に伴う[]の精神症状が発現し、摂食意欲が低下して栄養不良となり、衰弱により喀痰の排出が困難となって死亡したと考えるのが相当であるとした上、上記老衰とじん肺ないしその合併症・続発症との間の相当因果関係を否定して、上記死亡は業務外であるとされた（長崎地裁平成元年5月26日判決・労判542号45ページ）。

ケ がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による疾病（第七号）

（ア）肯定された裁判例

長年にわたってコールタール揮発物の暴露を受けるおそれのある作業に従事してきた者の肺がんによる死亡につき、肺がんの業務起因性については、現時点では職業がんとしての肺がんとはそうでない肺がんをを区別することはできず、科学の未解明部分が多々あることを労働者側、使用者側のいずれかに有利に扱うことは公平の理念に反し許されず、上記未解明部分は素直にこれを承認し、それを除いて、法的に相当因果関係の有無を判断すべきであるとした上で、同人の肺がんは同人の職場に内在するタール様物質の有害性ないし危険性が長期にわたって現実化したものと認められる関係にあり、タールの間接暴露が肺がんの発生を招来した関係を是認し得る程度の高度のがい然性が立証されたというに十分

第4 実体法上の問題

であるとして、業務上であるとされた（福岡高裁平成4年3月12日判決・判時1436号121ページ〔確定〕）。

(イ) 否定された裁判例

長期間継続的にタール、ピッチ等の粉碎作業に従事して来た者の食道がんによる死亡につき、同人がタール、ピッチ分を含む粉じんないしその蒸気ガスに暴露したことは認められるが、同人が、食道嚥下作用等によって発がん性の外来性物質としてのタール、ピッチから作用を受けた程度は、肺や皮膚に比して著しく少なかったものと認められ、同人の食道がんと同人の業務との間に相当因果関係があるとはいえないとして業務外であるとされた（神戸地裁平成2年10月12日判決・訟月37巻1号119ページ、労判573号30ページ、その控訴審大阪高裁平成3年10月8日判決・労判598号70ページ〔確定〕）。

5 その他業務に起因することの明らかな疾病（第九号）の業務起因性に関する裁判例

(1) 脳・心臓疾患に関するもの

ア 業務起因性を判断する上での問題点

脳血管疾患及び虚血性心疾患等（以下「脳・心臓疾患」という。）をめぐる労災保険不支給処分取消請求訴訟（以下「脳・心臓疾患訴訟」という。）の係属件数は、多数に及んでおり、「過労死」問題として社会的にも注目されている。最高裁平成12年7月17日第一小法廷判決（裁判集民事198号461ページ、訟月47巻10号3044ページ、判時1723号132ページ、判タ1041号145ページ、労判785号6ページ。以下「■事件最高裁判決」という。）において、過労死事案に業務起因性が認められたのを受け、厚生労働省労働基準局長が、平成13年12月12日に、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日基発第1063号）を新たに定めた。

脳・心臓疾患訴訟における業務起因性を判断する上での問題は、第一に医学的知見の問題、第二に当該事案における事実関係の確定の問題、第三

5 その他業務に起因することの明らかな疾病（第九号）の業務起因性に関する裁判例

に業務起因性の判断枠組み（判断基準）の問題に分けられる。

第一の医学的知見の問題については、脳疾患、心臓疾患が発症する医学的機序は相当解明されつつあるが、なお未解明の部分が多く、しかも業務による身体的、精神的負荷がどのように影響するかについては種々の見解が示されてはいるものの、確実な知見に乏しい。しかし、相当因果関係の基礎となる事実的因果関係の確定は、科学的な証明とは異なるものの、医学的見地から誤りとされるようなものであってはならないため、可能な限り医学的知見を踏まえたものであるべきである。

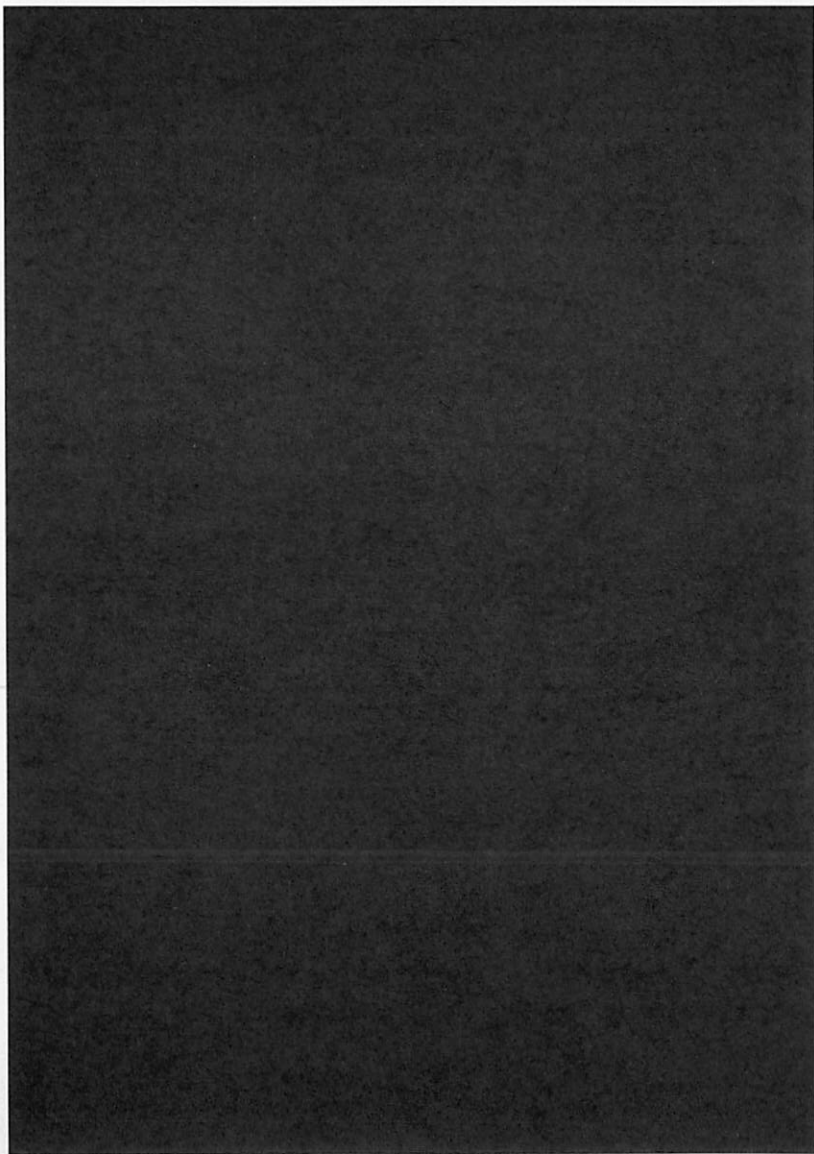
第二の当該事案における事実関係の解明の問題については、脳・心臓疾患は、一般に、何らかの基礎的病態の存在を前提として発症するものと理解されているが、発症前の健康状態に関する医学的資料に乏しい事案が多い。例えば、死亡労働者の解剖が実施されていないものが多く、時には脳疾患であるか心臓疾患であるかすら判然としない事案もある。また、業務内容に関する事実関係についても、タイムカード、作業日報等の客観的資料が乏しい場合等、業務実態の解明が困難で、業務の負荷が不明であることが少なくない。このように、事実関係の解明に限界がある事案では、事実関係が不明であること自体が結論に影響を及ぼすことに留意しつつ、立証責任の分配を丁寧に分析し、一方的に不利にならないようバランスのよい判断を求める必要がある。

第三の業務起因性の判断枠組みの問題は、労基法75条1項、労基則35条別表第1の2第九号の解釈の問題であり、負傷又は疾病と業務との間には相当因果関係のあることが必要であると解すべきであることは前記2、(3)及び後記工のとおりである。

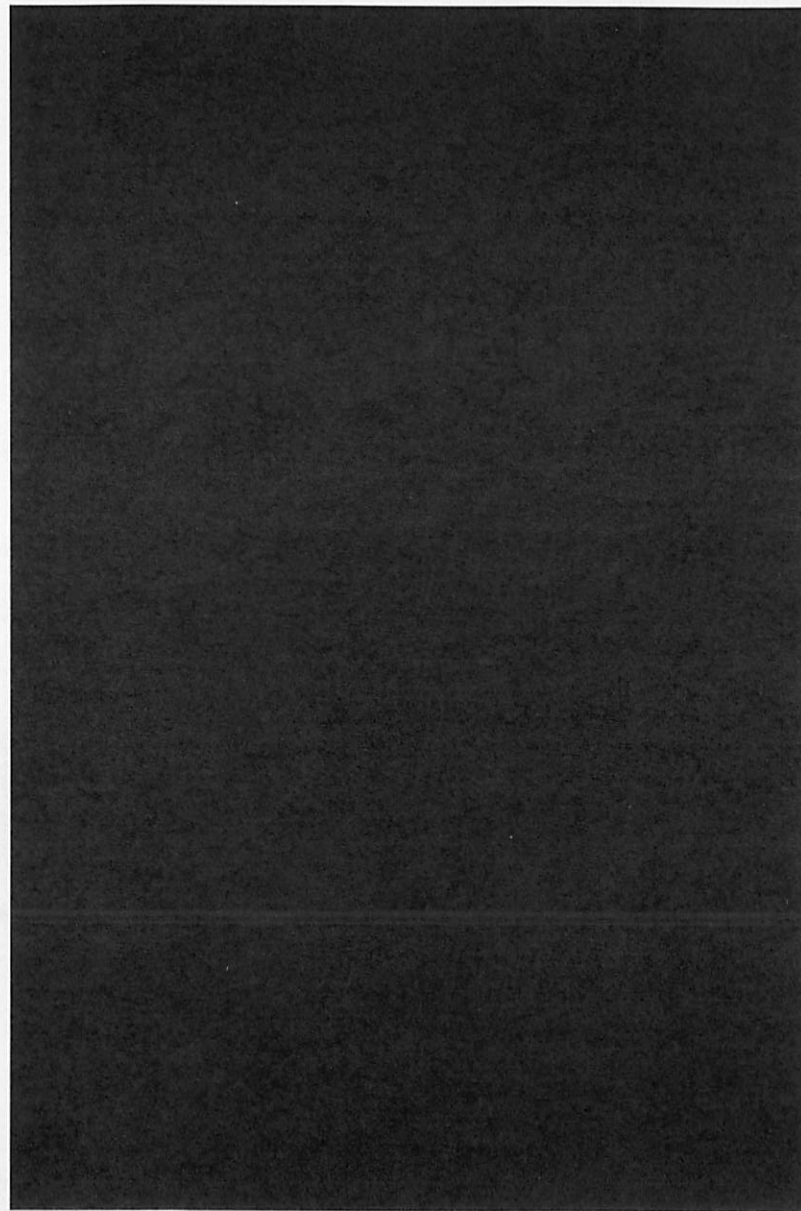
問題は、相当因果関係が認められるためには、前記2、(3)、イにおいて述べたように、その傷病等が当該業務に内在する危険の現実化と認められる関係が存在することが必要であり、この点は、脳・心臓疾患の業務起因性においても同様である（前掲最高裁平成8年1月23日第三小法廷判決（→P.143）（町田高校事件）、前掲最高裁平成8年3月5日第三小法廷判決

第4 実体法上の問題

(→P.154) (瑞鳳小学校事件)。



5 その他業務に起因することの明らかな疾病（第九号）の業務起因性に関する裁判例



イ 脳・心臓疾患の認定基準に関する専門検討会

脳・心臓疾患の労災認定に係る基準については、昭和36年2月に策定されて以降、数次の改正が行われた。昭和62年9月8日には、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等に関する専門家会議」が「過重負荷による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の取扱いに関する報告書」（以下「専門家会議報告書」という。）を公表し、基礎的な医学的知見（同報告書の「Ⅲ脳血管疾患及び虚血性心疾患等の医学的事項」）を提供するとともに、医学的知見に基づく業務起因性の判断枠組み（同報告書の「Ⅳ認定基準の改正に当たっての医学的検討」の1、(2)）を提示したことを受け、業務上外の判断に当たっては、脳・心臓疾患の発症に近接した時期における業務量、業務内容等を中心に、業務の過重性を評価していた。

しかし、「過労死」と呼ばれるような脳・心臓疾患に係る労災請求事案が行政訴訟の場で争われる中で、平成12年7月、最高裁判所は、事件最高裁判決において、自動車運転者に発症したくも膜下出血に係る労災請求事件において、「慢性の疲労や過度のストレスの持続が慢性の高血圧症、動脈硬化の原因の一つとなり得る。」と判示し、「慢性の疲労や過度のストレス」を考慮すべきとする考え方を示した。

他方において、脳・心臓疾患の成因に関連して、疲労の蓄積が生体に与える影響等に関する研究成果が集積されてきていた。

このような状況の中、「脳・心臓疾患の認定基準に関する専門検討会」（以下「専門検討会」という。）が設置され、平成12年11月から平成13年11月まで、専ら疲労の蓄積等と脳・心臓疾患の発症との関係について、最新の医学的知見に基づいた検討が行われ、同13年11月16日付けで報告書がとりまとめられた。

まず、専門検討会は、脳・心臓疾患はその発症の基礎となる血管病変等が、主に加齢、食生活、生活環境等の日常生活による諸要因や遺伝等の個人に内在する要因により長い年月の生活の営みの中で徐々に形成、進行及

び増悪するといった経過をたどり発症するものであり、労働者に限らず、一般の人々の間にも普遍的に数多く発症する疾患であるとする。その前提に立った上で、さらに専門検討会は、業務による過重な負荷が加わることにより、血管病変等をその自然経過を超えて著しく増悪させ、脳・心臓疾患を発症させる場合があることは医学的に広く認知されているとし、このような見地から検討を行った結果として以下の結論を導いている（報告書131ページ）。

(ア) 発症に近接した時期における業務による明らかな過重負荷が脳・心臓疾患の発症の直接的原因になり得るとする考え方は、現在の医学的知見に照らし、是認できるものであり、この考え方に沿って策定された現行認定基準（平成7年2月1日付け基発第38号通達及び平成8年1月22日付け基発第30号通達のこと）は、妥当性を持つものと判断する。

(イ) 長期間にわたる疲労の蓄積が脳・心臓疾患の発症に影響を及ぼすことが考えられることから、業務による明らかな過重負荷として、脳・心臓疾患の発症に近接した時期における負荷のほか、長期間にわたる業務による疲労の蓄積を考慮すべきである。

業務の過重性の評価は、疲労の蓄積が発症時において血管病変等をその自然経過を超えて著しく増悪させ、脳・心臓疾患の発症に至らしめる程度であったかという観点から、発症前6か月間における就労状態を具体的にかつ客観的に考察して行うことが妥当である。

具体的には、労働時間、勤務の不規則性、拘束性、交替制勤務、作業環境などの諸要因の関わりや業務に由来する精神的緊張の要因を総合的に評価することが妥当である。

その際、疲労の蓄積の最も重要な要因である労働時間に着目すると、①発症前1か月間に特に著しいと認められる長時間労働（おおむね100時間を超える時間外労働）に継続して従事した場合、②発症前2か月間ないし6か月間にわたって、著しいと認められる長時間労働（1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働）に継続して従事した場合には、

業務と発症との関連性が強いと判断される。

発症前1か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね45時間を超える時間外労働が認められない場合には、業務と発症との関連性が弱く、1か月当たりおおむね45時間を超えて時間外労働時間が長くなるほど、業務と発症との関連性が徐々に強まると判断される。

(ウ) 脳・心臓疾患の発症には、高血圧、飲酒、喫煙等のリスクファクターが関与し、多重のリスクファクターを有する者は、発症のリスクが高いことから、労働者の健康状態を十分把握し、基礎疾患等の程度や業務の過重性を十分検討し、これらと当該労働者に発症した脳・心臓疾患との関連性について総合的に判断する必要がある。

なお、上に示した具体的な時間外労働時間数は、長時間労働及びそれによる睡眠不足から生ずる疲労の蓄積と脳・心臓疾患の発症との関連に係る医学的知見に基づき、1週40時間（1日8時間）を超える時間外労働が1か月間継続した場合を想定して算出されたものである。

ウ 厚生労働省の認定基準

厚生労働省は、脳・心臓疾患が業務上か否かを判断する認定基準を通達として示している。

(ア) 昭和36年通達（昭和36年2月13日基発第116号）

昭和36年通達の認定基準は、業務に関連する突発的又はその発生状態を時間的、場所的に明確にし得る出来事若しくは特定の労働時間内に特に過激（質的又は量的に）な業務に就労したことによる精神的又は肉体的負担（災害）が当該労働者の発病前に認められることを要するとしており、災害主義が採用されていると説明されることが多い。

(イ) 昭和62年通達（昭和62年10月26日基発第620号）

これに対し、昭和62年通達の認定基準の内容は、専門家会議報告書を基礎とするものであり、過重負荷主義と呼ばれることもあるが、一般的には災害主義を採用したものと評されている。昭和62年通達の内容は、基本的に平成7年通達に引き継がれている。

(ウ) 平成7年通達（平成7年2月1日基発第38号）（以下「旧認定基準」という。）

平成7年通達が対象とする中枢神経及び循環器系疾患は、脳血管疾患としては、脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧脳症であり、虚血性心疾患等としては、一次性心停止、狭心症、心筋梗塞症、解離性大動脈瘤である（平成8年1月22日付け基発第30号通達により不整脈による突然死等が加えられた。）。

認定要件は、次のa、bの要件を満たすことである。

a 次に掲げる①又は②の業務による明らかな過重負荷を発症前に受けたことが認められること

① 発症状態を時間的及び場所的に明確にし得る異常な出来事（業務に関連する出来事に限る。）に遭遇したこと。

② 日常業務に比較して、特に過重な業務に就労したこと。

b 過重負荷を受けてから症状の出現までの時間的経過が、医学上妥当なものであること。

(エ) 平成13年通達（前掲平成13年12月12日基発第1063号（→P.210）。以下「新認定基準」という。）

a 対象疾病

新認定基準が対象とする疾病は、脳血管疾患に分類される4疾患（脳内出血（脳出血）、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症）及び虚血性心疾患等に分類される4疾患（心筋梗塞、狭心症、心停止（心臓突然死を含む。）、解離性大動脈瘤）である。

b 認定要件

脳・心臓疾患に関する業務起因性の判断は、業務が相対的に有力な原因となって、血管病変等がその自然経過を超えて著しく増悪して発症したものか否かにより行うが、認定基準では、この血管病変等の著しい増悪を引き起こすことが医学経験則上認められるものとして、次に示す「業務による明らかな過重負荷」を掲げている。

5 その他業務に起因することの明らかな疾病（第九号）の業務起因性に関する裁判例

① 発症直前から前日までの間において、発症状態を時間的及び場所的に明確にし得る異常な出来事（以下「異常な出来事」という。）に遭遇したこと。

② 発症に近接した時期において、特に過重な業務（以下「短期間の過重業務」という。）に就労したこと。

③ 発症前の長期間にわたって、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務（以下「長期間の過重業務」という。）に就労したこと。

以下に各認定要件について説明する。

c 異常な出来事

認定基準では、「異常な出来事」として「極度の緊張、興奮、恐怖、驚がく等の強度の精神的負荷を引き起こす突発的又は予測困難な異常な事態」、「緊急に強度の身体的負荷を強いられる突発的又は予測困難な異常な事態」及び「急激で著しい作業環境の変化」の3つの類型を掲げている。

また、異常な出来事と脳・心臓疾患の発症との関連性については、通常、負荷を受けてから24時間以内に症状が出現するとされていることから、発症直前から前日までの間を評価期間としている。

これらの出来事の過重性の評価に当たっては、事故の大きさ、被害・加害の程度、恐怖感・異常性の程度、作業環境の変化の程度等について検討し、客観的かつ総合的に判断することとしている。

d 短期間の過重業務

認定要件でいう「特に過重な業務」とは、日常業務（通常の所定労働時間内の所定業務内容をいう。）に比較して特に過重な身体的、精神的負荷を生じさせたと客観的に認められる業務をいうものであり、特に過重な業務に就労したと認められるか否かについては、業務量、業務内容、作業環境等を考慮し、同僚労働者又は同種労働者にとっても、特に過重な身体的、精神的負荷と認められるか否かという観点から、客観的かつ総合的に判断することとしている。

また、発症に近接した時期とは、発症前おおむね1週間であるが、医学的知見に基づき、次に示す業務と発症との時間的関連を考慮して、特に過重な業務と認められるか否かを判断することとしている。

- ① 発症に最も密接な関連性を有する業務は、発症直前から前日までの間の業務である。
- ② 発症直前から前日までの間の業務が特に過重であると認められない場合であっても、発症前おおむね1週間以内に過重な業務が継続している場合には、業務と発症との関連性があると考えられる。

さらに、認定基準では、業務の過重性を評価するための具体的な負荷要因（労働時間、不規則な勤務、拘束時間の長い勤務、交替制勤務・深夜勤務、作業環境、精神的緊張を伴う業務）と要因ごとの負荷の程度を評価する視点を示している。

e 長期間の過重業務

認定要件でいう「特に過重な業務」の考え方は短期間の過重業務の場合と同様であり、また、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したと認められるか否かについては、業務量、業務内容、作業環境等を考慮し、同僚労働者又は同種労働者にとっても、特に過重な身体的、精神的負荷と認められるか否かという観点から、客観的かつ総合的に判断することとしている。

さらに、具体的な負荷要因のうち、疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられる労働時間に着目すると、その時間が長いほど業務の過重性が増すところであり、具体的には、発症日を起点とした1か月単位の連続した期間をみて、

- ① 発症1か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね45時間を超える時間外労働が認められない場合は、業務と発症との関連性が弱いが、おおむね45時間を超えて時間外労働時間が長くなるほど、業務と発症との関連性が徐々に強まると評価できること。
- ② 発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月間ないし6

5 その他業務に起因することの明らかな疾病（第九号）の業務起因性に関する裁判例

か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できること。

を踏まえて判断することとしている。

- (オ) 新認定基準は、解釈基準たる通達として発せられているが、通達は行政規則であり、下級行政機関を拘束しても、裁判所を拘束しない。したがって、訴訟の場面では、新認定基準の合理性、正当性が別途根拠づけられなければならないが、その重要な資料となるものが、医学的知見に基づく上記イの専門検討会報告書である。新認定基準は、行政規則ではあるが、医学的経験則に依拠したものであり、その内容は十分に尊重されなければならない。

一般に、認定基準の性格については、その要件を満たせば原則として業務上疾病とみなされるが、それと異なる形態で発症する疾病をすべて否定するものでなく、別途相当因果関係の存在が立証される疾病は業務上疾病となり、他方、形式的に認定基準の要件を満たしても、業務以外の原因が主たる原因であることが立証できる場合等においては業務起因性が否定されるとされている。

これを脳・心臓疾患についてみると、新認定基準に合致しない態様からの発症の可能性を否定できないとしても、新認定基準が専門検討会報告書に基づくことから、かかる態様以外の発症事例については、現段階においては、当該業務が脳・心臓疾患発症原因として医学経験則上一般的に肯定された業務危険を伴うものとは認め難いといえるであろう。それゆえ、新認定基準の態様以外の態様による脳・心臓疾患の発症について業務起因性を肯定するためには、医学経験則上納得し得るに足りる業務の特異性、業務負荷の有害性等が当該業務の実態に即し個別的に認定されなければならない^(四)。そして、その立証責任は当該不支給処分取消しを求める原告にあることも当然である（なお、訴訟における新認定基準と医学経験則の関係について飯村・前掲「いわゆる過労死と労災

第4 実体法上の問題

補償について」(→P.187) 参照)。

(注) 認定基準は、業務上・外認定のための基準であるから、相当因果関係の判断基準である。しかし、その背景にある医学的知見(医学経験則)は、第一次的には、条件関係(又は事実的因果関係)の段階で機能すべきはものである。脳・心臓疾患事案では、正しく条件関係そのものが、まずもって確定されなければならないことに留意すべきである。

エ 裁判例

新認定基準は前述の■事件最高裁判決を契機として発せられたものであるところ、それ以前の最高裁判決のほとんどは、脳・心臓疾患について業務起因性を否定した原審の認定判断を簡略に是認できるとして上告を棄却するものが多数を占めていた。最高裁判所が、ある程度実質的判断を示して業務起因性を肯定したのは、■最高裁判決以前には、治療の機会の喪失事案を除けば、発症直前に異常な出来事があった事案ばかりであり、いわゆる典型的な過労死事案で業務起因性を肯定したものは、■事件最高裁判決まで存在しなかった。そこで、以下、異常な出来事が問題とされたもの、過重な業務が問題とされたもの、いわゆる治療機会の喪失等が問題とされたものに分類して掲げる(ただし、過重な業務が問題とされたものの中には異常な出来事と併せて問題とされたものが少なくないため、双方を含む場合は過重な業務が問題とされたものに分類する。))。

(ア) 異常な出来事が問題とされたもの

a 肯定例

① 前掲最高裁平成6年5月16日第二小法廷判決(→P.143)

ソフトボール大会に参加した市職員が、試合終了直後、急性心筋梗塞を発症した事案である。一審岡山地裁昭和63年12月21日判決(判時1389号49ページ)は請求を棄却したが、その控訴審広島高裁岡山支部平成2年10月16日判決(判時1389号47ページ)は、原判決を取り消し、原処分を取り消した。

本判決は、控訴審認定の事実関係を摘示した上、「本件において

5 その他業務に起因することの明らかな疾病(第九号)の業務起因性に関する裁判例

当該市職員に冠動脈の動脈硬化などの病変があったことは確定されていないところ、右の事実関係の下においては、最初の発症の時刻と本件試合において当該市職員が短時間に走行して塁間を一周するという心臓に多量の酸素を必要とする行為をした時刻との時間的間隔からすると、本件試合における右の行為が当該市職員の急性心筋こうそく発症の原因となったことは否定できない。そして、他に急性心筋こうそくを発症させる有力な原因があったという事実は確定されていないことからすれば、当該市職員の死亡の原因となった急性心筋こうそく発症と本件試合への参加行為との間に相当因果関係の存在することを肯認することができる。」として、上告を棄却した。

② 前掲最高裁平成9年4月25日第三小法廷判決(→P.143)

電柱巻上げ作業中の事故に遭遇した電気工が、その2日後に電柱上での作業中に脳血管疾患を発症した事案である。一審秋田地裁平成3年2月1日判決(労判582号33ページ)は、外傷により急激に基礎疾患が増悪して引き起こされた可能性が高いとして業務起因性を認めたが、その控訴審仙台高裁秋田支部平成6年6月27日判決(労判722号15ページ)は、負傷によるストレスが発症の相対的有効因子とは認められないなどとして原判決を取り消し、請求を棄却した。

本判決は、当該電気工が非外傷性の脳血管疾患(脳内出血又はくも膜下出血)を発症しているから、その発症の基礎となり得る素因又は疾患を有していたことは否定し難いが、その客観的資料はなく、死亡時39歳と若年で、健康状態にも格別異常はないとみられていたことから、右基礎疾患等が自然の経過により血管が破綻する寸前にまで進行していたと認めることは困難であるとした上、同人が症状出現の2日前に遭遇した本件事故は、「金車及びこれと一体をなすフック等がつり荷である電柱と共に地上約3メートルの高さから同

人の近くに落下し、その結果、同人が軽度とはいえ顔面を負傷したというものであり、右の事故の態様に照らし、相当に強い恐怖、驚がくをもたらす突発的で異常な事態というべきであって、これによる精神的負荷及び本件事故後に生じた頭痛や食欲不振といった身体的不調は、同人の基礎的疾患等をその自然の経過を超えて急激に悪化させる要因となり得るものというべきである。しかも、当該電気工は、本件事故後も右のような精神的、肉体的ストレスを受けながら、厳冬期に、地上約10メートルの電柱上での電気供給工事等の相当の緊張と体力を要する作業に従事していたというのである。以上によれば、当該電気工の死亡原因となった非外傷性の脳血管疾患は、他に確たる発症因子のあったことがうかがわれない以上、同人の有していた基礎疾患等が業務上遭遇した本件事故及びその後の業務の遂行によってその自然の経過を超えて急激に悪化したことによって発症したものとみるのが相当であり、その間に相当因果関係の存在を肯定することができる。」として原判決を破棄し、原処分を取り消した一審判決を維持した。

b 否定例

① 最高裁平成3年2月5日第三小法廷判決（労判602号11ページ）

板金加工業者がダクト保温巻き作業中、脳内出血を発症した事案である。一審大阪地裁平成元年11月27日判決（労判554号58ページ）は請求を棄却し、その控訴審大阪高裁平成2年9月6日判決（労判602号11ページ）も控訴を棄却した。本判決も原判決を是認し、上告を棄却した。

② 最高裁平成6年4月22日第一小法廷判決（脳・心判例総覧第三集105ページ）

ホテル雑役婦に発症した脳内出血が、勤務中に廊下で転倒したと因果関係がないとされた事案である。一審富山地裁平成4年10月9日判決（労判619号39ページ）は請求を棄却し、その控訴審名

5 その他業務に起因することの明らかな疾病（第九号）の業務起因性に関する裁判例

古屋高裁金沢支部平成5年12月15日判決（脳・心判例総覧第三集105ページ）も控訴を棄却した。本判決も原判決を是認して上告を棄却した。

c 破棄差戻しされた事例

最高裁平成18年3月3日第二小法廷判決（裁判集民事219号657ページ、判時1928号149ページ、労判919号5ページ）

町の教育委員会の職員であった44歳の公務員が、公務としてバレーボール（9人制）大会に参加し、交代要員として、20分間前衛レフトのポジションでブロックやスパイクなどをした後、急性心筋こうそくにより死亡した事案につき、公務上か否かが争われた事案である。なお、同人は、36歳時に心臓疾患によりバイパス手術を受け、その後も、38歳時まで、心臓の冠動脈の病変のため、入退院、休職などをしてしたが、39歳時以降は、「重労働や過労には耐えられないが、日常の事務仕事には差し支えない」とされ、その後の勤務状況は良好で、41歳時には、運動負荷テストの結果、狭心症状等は認められず、中等度の労働まで許容できるとされていた。原判決は、バレーボールの試合に出場したことが心筋こうそく発症の相対的に有力な原因であるということとはできず、心臓機能の著しい低下と総コレステロール値の急激な上昇という自然的経過の中で、たまたまバレーボールの試合に出場したことが契機となって心筋こうそくが発症したと認定して、相当因果関係を否定した。本判決は、証拠により認定できる事実関係によれば、「（スパイク等による）一時的な運動強度は相当高いものであるというのであるから、他に心筋こうそくの確たる発症因子のあったことがうかがわれない本件においては、バレーボールの試合に出場したことによる身体的負荷は、当該公務員の心臓疾患をその自然の経過を超えて増悪させる要因となり得たものというべき」であり、「当該公務員の心臓疾患が、確たる発症因子がなくてもその自然の経過により心筋こうそくを発症させる寸前にまでは増悪していなかったと認

められる場合には、当該公務員はバレーボールの試合に出場したことにより心臓疾患をその自然の経過を超えて増悪させ心筋こうそくを発症して死亡したものとみるのが相当」と判示し、「発症させる寸前にまでは増悪していなかったかどうか」について十分に審理していない原審の判断には法令の違反があるとして、破棄、差し戻した（差戻控訴審福岡高裁平成19年12月26日判決・[redacted]〈公刊物未登載〉において公務災害と認定〔確定〕）。

本件は、過労による蓄積疲労型の事案ではないこと、また、被災者に重大な基礎疾患があったことに注意しなければならない。公務として行ったバレーボールの直後に心筋梗塞となったものであり、公務起因性が十分推認される可能性があったが、一方で、被災者が重大な基礎疾患を有していたため、これが自然の経過により心筋梗塞を発症させる寸前にまで増悪していなかったか否かを確認させるため、原審に差し戻したものと考えられる。したがって、この判決を過労による蓄積疲労型の事案の参考にすることはできない。

(イ) 過重な業務が問題とされたもの

a [redacted]事件最高裁判決以前の裁判例

[redacted]事件最高裁判決以前には、下級審において業務起因性（公務起因性を含む）を認定した裁判例が散見されたが、最高裁において認められた裁判例は見当たらない。否定例としては、以下のものがあった（脳・心判例総覧第二集ないし第四集参照）。

① 前掲最高裁昭和51年11月12日第二小法廷判決（→P.142）

裁判所廷吏が脳出血を発症した事案である。一審東京地裁昭和45年6月29日判決（行裁集21巻6号948ページ、訟月16巻12号1414ページ、判時601号94ページ）は請求を棄却し、その控訴審東京高裁昭和50年9月10日判決（行裁集26巻9号971ページ、訟月21巻10号2094ページ、判時798号26ページ）も控訴を棄却した。本判決も原判決を是認し、上告を棄却した。

5 その他業務に起因することの明らかな疾病（第九号）の業務起因性に関する裁判例

本判決は、国公災法にいう「職員が公務上死亡した場合」とは、「職員が公務に基づく負傷又は疾病に起因して死亡した場合をいい、右負傷又は疾病と公務との間には相当因果関係のあることが必要であり、その負傷又は疾病が原因となつて死亡事故が発生した場合でなければならない、と解すべきである。」と判示し、上告を棄却した。

② 前掲最高裁平成8年1月23日第三小法廷判決（→P.157）（昭和郵便局事件）

本患性高血圧症の郵便局郵便課副課長が脳出血を発症した事案である。一審前掲名古屋地裁平成元年10月6日判決（→P.158）は請求を認容したが、その控訴審前掲名古屋高裁平成4年3月17日判決（→P.157）は原判決を取り消し、請求を棄却した。

本判決は、約9年前から本患性高血圧症が続き、医師により月1回は診察を受けて治療、指導を受けるよう指示されていたのに、必要な血圧のコントロールを怠り、高血圧症が増悪したこと、業務内容が精神的、肉体的に過重労働ではなかったことを基礎として公務起因性を否定し、上告を棄却した。

③ 前掲最高裁平成8年1月23日第三小法廷判決（→P.158）（東京都木場ポンプ所事件）

交代制勤務のポンプ所に勤務していた東京都下水道局の職員が勤務中に心筋梗塞により死亡した事案である。一審東京地裁平成2年10月11日判決（判時1372号135ページ）は請求を棄却し、その控訴審前掲東京高裁平成6年8月30日判決（→P.158）も控訴を棄却した。

本判決は、「当該職員は、心筋こうそくで死亡する約四年五箇月前から狭心症の発作を起こすようになり、その発作は労作時だけでなく勤務と関係のない時間帯の安静時等により多く起こっていたのであって、当該職員の従事していたポンプ所における長年の深夜

勤・交代制勤務が、右狭心症ないし心筋こうそくの基となる基礎的疾病を引き起こし、又は自然的経過を超えてこれを増悪させて心筋こうそくを発症させたと認めることもできず、また、死亡前の公務が過重であったため基礎的疾病を自然的経過を超えて増悪させて心筋こうそくを発症させたと認めることもできないから、当該職員の死亡が公務に起因するものとはいえないというのである。この原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができる」として上告を棄却した。

b ■事件最高裁判決（前掲最高裁平成12年7月17日第一小法廷判決（→P.210））

支店長付きの運転手として自動車運転の業務に従事していた当時54歳の労働者（上告人）が、早朝、支店長を迎えに行くため自動車を運転して走行中に、くも膜下出血を発症したことに付き、当該発症が業務上の疾病に当たるか否かが争われた事案である。一審横浜地裁平成5年3月23日判決（判タ824号163ページ）は、上告人の発症したくも膜下出血は業務上の疾病にあたるとして上告人の請求を認容したが、その控訴審東京高裁平成7年5月30日判決（労判683号73ページ）は、上記発症は業務上の疾病に当たると認めることはできないとして、原判決を取り消し、請求を棄却した。

ところが、本判決は、「上告人の基礎疾患の内容、程度、上告人が本件くも膜下出血発症前に従事していた業務の内容、態様、遂行状況等に加えて、脳動脈りゅうの血管病変は慢性の高血圧症、動脈硬化により増悪するものと考えられており、慢性の疲労や過度のストレスの持続が慢性の高血圧症、動脈硬化の原因の一つとなり得るものであることを併せ考えれば、上告人の右基礎疾患が右発症当時その自然の経過によって一過性の血圧上昇があれば直ちに破裂を来す程度にまで増悪していたとみることは困難というべきであり、他に確たる増悪要因を見いだせない本件においては、上告人が右発症前に従事した業務に

よる過重な精神的、身体的負荷が上告人の右基礎疾患をその自然の経過を超えて増悪させ、右発症に至ったものとみるのが相当であって、その間に相当因果関係の存在を肯定することができる。」と判示した。すなわち、「慢性の疲労や過度のストレスの持続は慢性の高血圧症、動脈硬化の原因の一つとなり得る」とした上で、発症の約1年4か月前からの業務が、上告人にとって精神的・身体的にかなりの負荷となり慢性的な疲労をもたらしたことは否定し難いとして、業務起因性を肯定した。同判決は、旧認定基準とは異なり、業務による慢性の疲労や過度のストレスの持続が血管病変自体を増悪させることも一般的な事態として認めたものといえる。

c 最近の下級審裁判例

最近の下級審裁判例の動向を見てみると、新認定基準の合理性自体は認めているようであるが、具体的な当てはめにおいて、行政の判断とは異なる評価・判断をしているものがある。

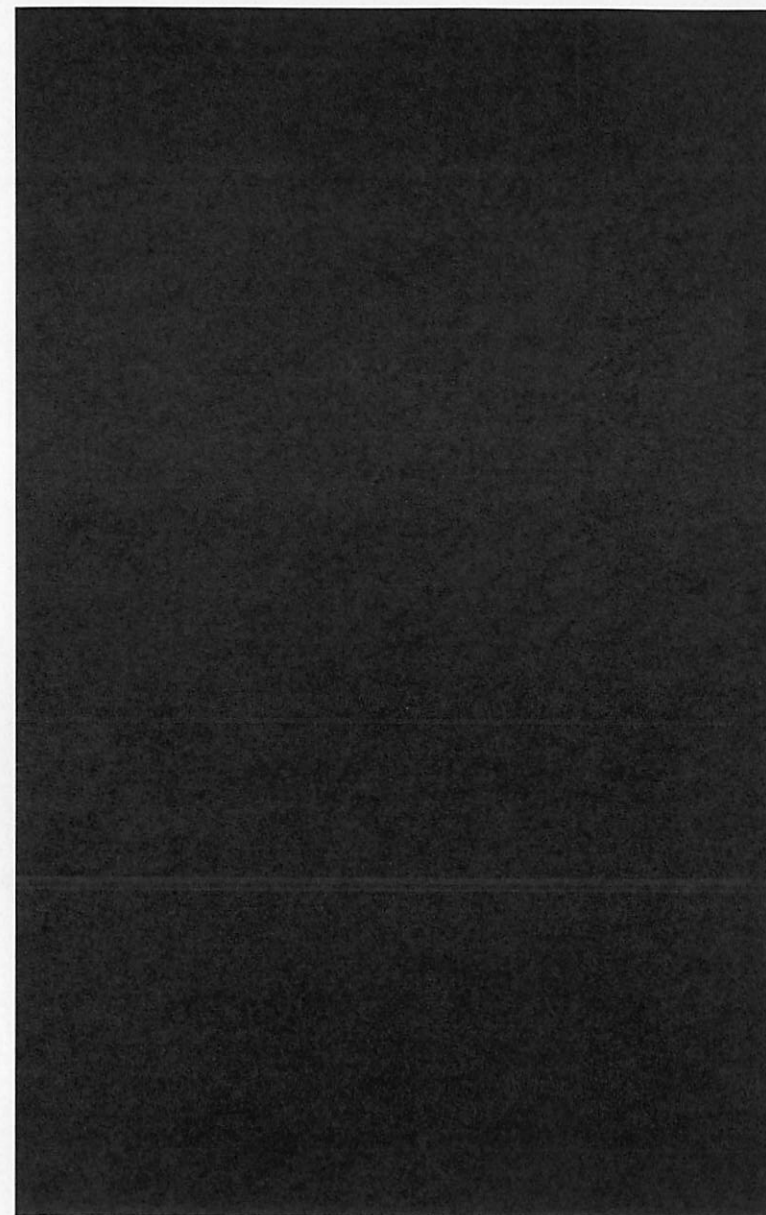
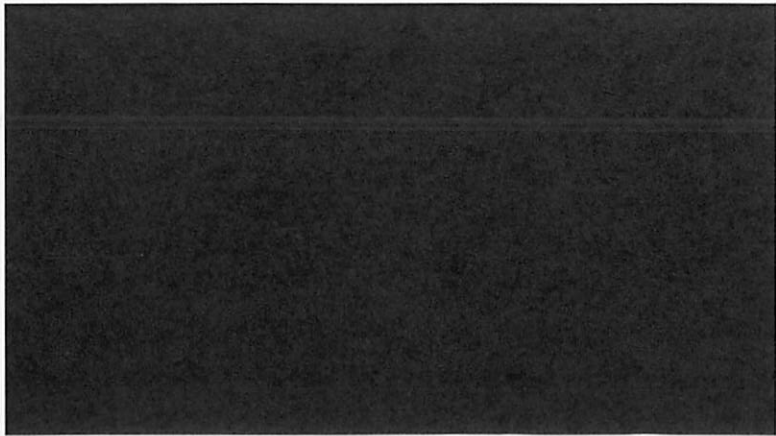
① 東京高裁平成18年11月22日判決（判タ1240号228ページ、労判929号18ページ。成田労基署長（■）事件）

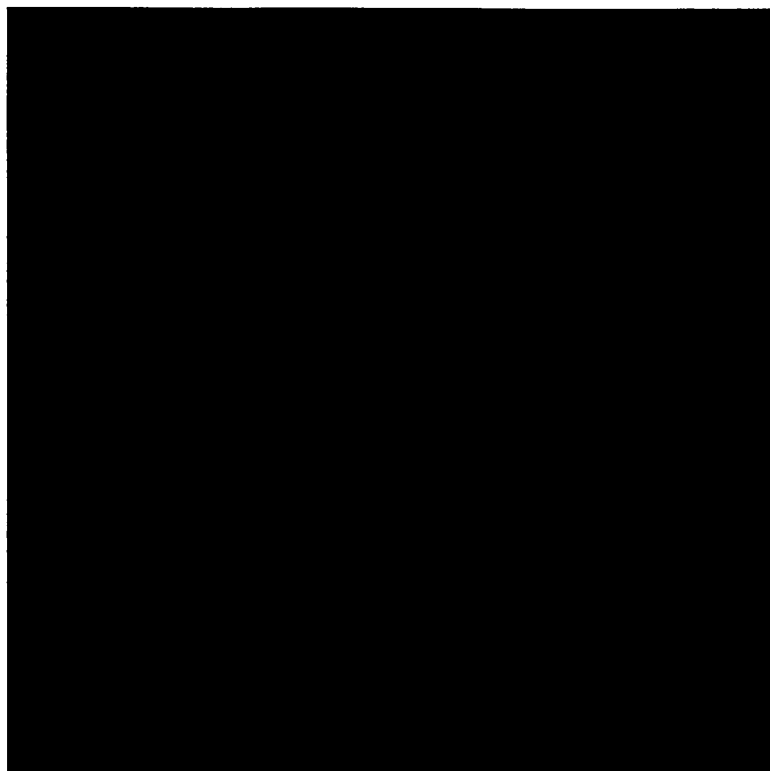
本件は、航空会社の航空機客室乗務係員（チーフパーサー）として勤務していた49歳の女性が、国際線乗務に備えて宿泊滞在していた香港のホテル客室において、■の破裂に起因する■を発症して療養及び休業したことに付き、業務起因性が争われた事案である。本判決は、当該乗務係員の基礎疾患の内容、発症に近接した時期における健康状態、発症前6か月間の業務の内容を総合考慮すれば、当該乗務係員の基礎疾患である■が発症当時その自然の経過によって一過性の血圧上昇があれば直ちに破裂するという程度に増悪していたとみることはできず、他に確たる増悪要因が認められない以上は、当該乗務係員が発症前に従事した業務による過重な精神的、身体的負荷が当該乗務係員の基礎疾患をその自然の経過を超えて増悪させ、その結果発症に至ったものとみるのが

相当として、業務起因性を肯定した〔確定〕。

- ② 大阪地裁平成19年6月6日判決・〈公刊物未登載〉

自動車部品用の鋼線等を製造する米国子会社に親会社からプラントマネージャーとして出向していた被災者（）が、の破裂によるを発症して死亡した事案につき、被災者は、時間外労働時間が発症前1か月間で90時間、発症前2年間の平均で1か月80時間に及ぶ上、8年間もの長期間にわたり恒常的な長時間労働が常態化していたことがうかがわれること、唯一の日本人技術者であり、かつ生産・技術部門の副社長として、責任ある立場にあったこと、生産量を維持するために安定した労働力の確保が急務であり、労務管理に腐心していたものの、その成果が上がらず、雇用状況ひいては生産量の改善の見通しが立たないという業務遂行が困難な状態にあったことを総合してみれば、被災者が発症前に従事していた業務は、本件疾病の基礎疾患であるをその自然経過を越えて著しく増悪させ、発症に至らせるほどの過重負荷になるものであったと認めることができるとして、業務起因性を肯定した〔確定〕。





(ウ) 治療機会の喪失等が問題とされたもの

a 裁判例

① 前掲最高裁平成8年1月23日第三小法廷判決（→P.143）（町田高校事件）

都立高校教諭が労作型の狭心症発作後も引き続き公務に従事して心筋梗塞を発症し、死亡した事案である。一審東京地裁平成3年3月22日判決（判時1381号129ページ）は請求を棄却したが、その控訴審東京高裁平成5年9月30日判決（判時1478号155ページ）は原判決を取り消し、原処分を取り消した。

本判決は、「当該教諭は、昭和55年4月16日午前9時ころ、勤

5 その他業務に起因することの明らかな疾病（第九号）の業務起因性に関する裁判例

務先において、労作型の不安定狭心症を発症し、救急車で病院に運ばれたものであるところ、当該教諭はその際、入院のうえ適切な治療と安静を必要とし、不用意な運動負荷をかけると心筋こうそくに進行する危険の高い状況にあったにもかかわらず、その日は病院から勤務先に戻り公務に従事せざるを得ず、更に翌17日も、午前中に病院で検査を受けた後に公務に従事せざるを得なかったというのである。右事実関係の下においては、当該教諭が4月17日の午後4時35分に心筋こうそくにより死亡するに至ったのは、労作型の不安定狭心症の発作を起こしたにもかかわらず、直ちに安静を保つことが困難で、引き続き公務に従事せざるを得なかったという、公務に内在する危険が現実化したことによるものとみるのが相当である。そうすると、当該教諭の死亡原因となった右心筋こうそくの発症と公務との間には相当因果関係があり、当該教諭は公務上死亡したものというべきであるとした原審の判断は、正当として是認できる。」として上告を棄却した。

② 前掲最高裁平成8年3月5日第三小法廷判決（→P.154）（瑞鳳小事件）

市立小学校教諭が、児童のポートボールの練習試合において審判をしていた際、特発性脳出血により倒れ、死亡した事案である。一審名古屋地裁平成元年12月22日判決（労判557号47ページ）は、公務起因性を認め、原処分を取り消したが、その控訴審名古屋高裁平成3年10月30日判決（判タ779号168ページ）は、上記教諭の脳内出血はポートボールの審判をする以前である当日の午前中に起こったと推認するのが相当であり、それまでの公務遂行による肉体的精神的負荷の程度をもってしては、負荷が相対的に有力な原因となって脳内微小血管の先天的奇形が自然的経過を超えて破裂したと認めるのは、いまだ困難であるとして、原判決を取り消し、請求を棄却した。

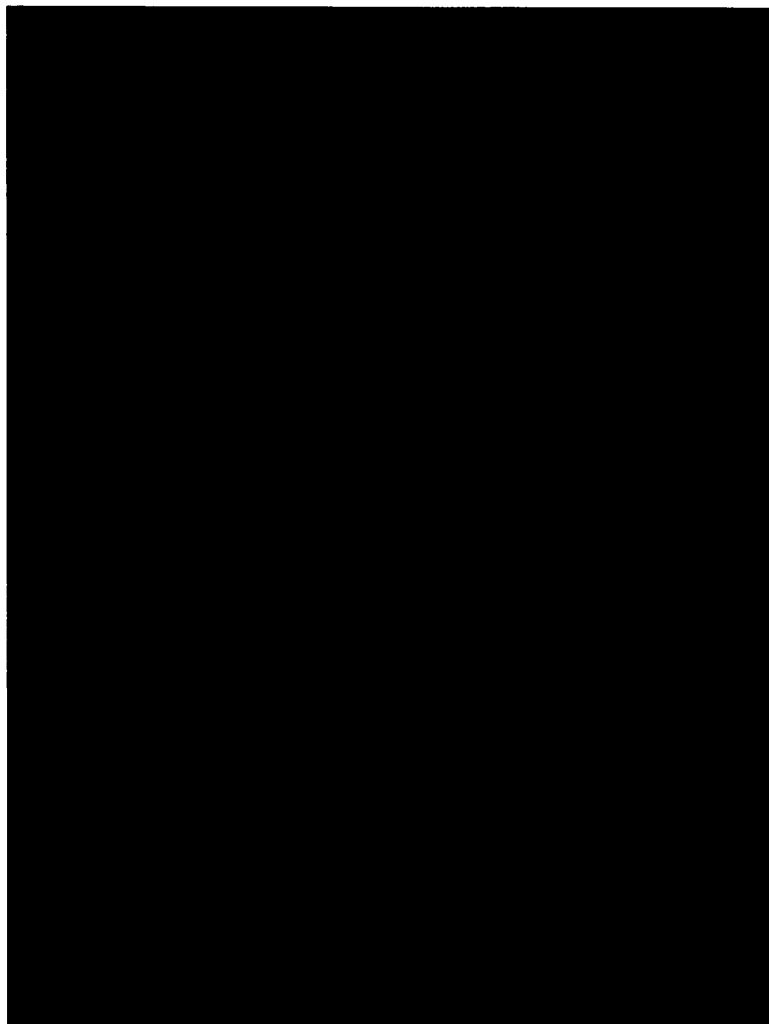
本判決は、脳内出血の発症時期、それまでの精神的肉体的負荷が相対的に有力な原因となって脳内微小血管の先天的奇形が自然的経過を超えて破裂したと認めるのは困難であるとした原判決の認定判断は是認したが、出血開始後の公務の遂行がその後の症状の自然的経過を超える増悪の原因となったことにより、又はその間の治療の機会が奪われたことにより死亡の原因となった重篤な血腫が形成された可能性の有無について審理判断を尽くさずに、出血開始後の公務は無関係であるとしたのは早計に失するとし、「当該教諭は、当日朝、体調の異変に気付きながら、ポートボールの練習指導や授業等を行っており、しかも、前記のように審判の交代を2度にわたって申し出ながら、それが聞き入れられず、やむなくポートボールの試合の審判を担当したというのである。右事実関係からすれば、当該教諭は、ポートボールの練習指導の中心的存在であり、他に適当な交代要員がいなかったため交代が困難であったことから、やむを得ずポートボールの審判に当たったことがうかがわれる。そうすると、仮に前記の可能性が肯定されるならば、当該教諭の特発性脳内出血が後の死亡の原因となる重篤な症状に至ったのは、午前中に脳内出血が開始し、体調不調を自覚したにもかかわらず、直ちに安静を保ち診察治療を受けることが困難であって、引き続き公務に従事せざるを得なかったという、公務に内在する危険が現実化したことによるものとみることができ。」として、原判決を破棄し、差し戻した。

本件差戻控訴審（名古屋高裁平成10年3月31日判決・判時1660号131ページ、判タ979号262ページ、労判739号71ページ、判自182号39ページ）は、公務起因性の判断基準につき、「出血開始後において当該教諭が公務に従事せざるを得ず、安静にしていることができなかったことにより、全身血圧、ひいては脳内の血圧を上昇させるなどし、これが原因ないし引き金となって、右のよう

な血腫増大の機序における血管病変が自然的経過を超えて増悪し、死亡の原因となる重篤な血腫の増大が引き起こされたと認められるときは、公務に内在する危険が現実化したものとして、公務と右血腫の増大との間に相当因果関係がある」と判示し、「また、本件において、当該教諭が、前記の当日午後2時10分ころの大出血の前にもし診察、治療を受けていれば、同人が死亡するに至らなかったとすれば、同人の死亡は、午前中に脳内出血が開始し、体調不良を自覚したにもかかわらず、直ちに診察、治療を受けることが困難であって、引き続き公務に従事せざるを得なかったという、公務に内在する危険が現実化したことによるものとして、公務と右脳内出血の増大との間に相当因果関係がある」と判示した。しかし、具体的な当てはめでは、血腫増大の公務起因性について、ポートボール審判による負荷が、当該教諭の全身血圧を上昇させるなどし、血腫増大の機序における血管病変を自然的経過を超えて増悪させたことにより、死亡原因となった血腫の増大ないし大出血を引き起こしたと認めることはできず、血腫の増大ないし大出血は、公務に内在する危険が現実化したものとはいえないとし、また、治療機会の喪失についても、当該教諭の示した症状が脳血管障害を示唆するような特異的なものではなかったこと、仮に受診したとしても直ちに脳神経外科を受診する可能性は極めて低く、医師に受診さえすれば、医師が脳の病変を疑った可能性があったとはいえないこと、本件の血腫の増大は、特発性脳内出血の大血腫形成の病態生理学的機序における自然の経過の範囲内の経過をたどって発生したものであり、当該教諭が安静にしたとしても、全く同一の経過をたどった可能性も相当高いこと等を理由に、ポートボールの審判等の公務に従事していたことにより診察、治療の機会を喪失し、これにより死亡するに至ったものと認めることはできないとし、結局、当該教諭の死亡に公務起因性を

第4 実体法上の問題

認めず、一審判決を取り消したところ、本件差戻上告審（最高裁平成12年4月21日第二小法廷判決・労判781号15ページ，判自210号66ページ）は、差戻控訴審の認定判断を正当として、上告を棄却した。



5 その他業務に起因することの明らかな疾病（第九号）の業務起因性に関する裁判例



(2) 精神障害等に関するもの

ア 精神障害の従来への取扱い

20世紀前半の精神医学にあっては、精神障害は、その成因を外因と心因に区別し、その成因に沿って、①器質性精神障害（外因性精神障害。外傷性痴呆、中毒精神病等の外傷、薬物による精神障害。）、②心因性精神障害（神経症、反応性うつ病等の心因による精神障害）とに分類されるとともに、原因の不明な精神障害を③内因性精神障害（機能性精神障害。精神分裂病（当時）、躁うつ病等の原因の明らかでない精神障害。）として3つに大別されていた。そこで、従来の労災補償においては、器質性精神障害と心因性精神障害は業務上の疾病として補償される可能性があるが、内因性精神障害についてはそもそもその補償の対象とはなり得ないとの考えにより処理されてきた。このような中において業務上として認定されたのは、器質性（外因性）の精神障害としては、頭部外傷を受けたことによって生じた精神障害（別表第1の2第一号に該当）や業務上の一酸化炭素中毒やマンガ中毒によって生じた精神障害（同第四号1に該当）等が、心因性精神障害としては、大都市ターミナル地下駅建設工事の設計技術者が相次ぐ設計条件の変更、納期確保の困難性等業務による過大な心理的負荷により発病した反応性うつ病等（同第九号）がある。器質性精神障害については、医学的因果関係を判断することはそれほど困難を伴うものではないが、

心因性精神障害については、基本的には、心因性精神障害であることの確かな診断がなされていることと業務による精神的な負担が有力な原因であると認められることが必要であるとされていた。

自殺については、業務上の傷病により精神異常や心神喪失の状態に陥ったことが認められる場合には業務上の死亡と判断される旨の解釈が示されていた（昭和23年5月11日基収第1391号）が、昭和50年代半ばまでは、わずかに業務上疾病に罹患した労働者が前途を悲観し、錯乱の結果自殺した事案が業務上と認められたことがあったにとどまり、ほとんど問題とならなかった。ところが、業務遂行の困難性からうつ病を発症した設計技術者が自殺未遂によって両下肢を切断した事例の業務上外の疑義照会に対して、労働省労働基準局長が業務上と回答した行政通達（昭和59年2月14日基収第330号）を発出したことにより、精神障害による自殺に業務起因性が認められる途が開かれた。上記基収第330号の説明のために示された同日付け補償課長事務連絡によれば「請求人の自殺企図は、反応性うつ病の症状である強い自殺念慮が発作的に生じた結果であり、事故発生時の請求人は心神喪失の状態にあり、自殺を認識しない状態すなわち故意が認められない。したがって、請求人の自殺企図は、一般にいう自殺ではなく、うつ病に通常伴う症状が具現化した結果生じた事故と認められるため、当初の業務上の反応性うつ病とこの事故による請求人の負傷との間に相当因果関係が認められる。」とされており、労災補償上の従来の自殺の取扱いは、業務による心理的負担により反応性うつ病等心因性精神障害を発病した者が、自殺時精神異常や心神喪失の状態に陥って自殺した場合に限り業務起因性を肯定していた。

イ 「心理的負担による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」

（平成11年9月14日基発第544号）の公表の経緯

業務による心理的負担が原因であるとする精神障害や自殺に係る労災保険給付の請求は、統計を取り始めた昭和58年度以降も継続してなされ、さらに、裁判例上も、行政事件（労災保険給付不支給処分取消請求事件）や

民事事件（勤務先に対する安全配慮義務違反に基づく賠償請求事件）において、業務と自殺との因果関係が相次いで認められた（福岡高裁平成6年6月30日判決・訟月41巻6号1469ページ、判タ875号130ページ（上告審は最高裁平成11年1月29日第三小法廷判決・新訂判例総覧第五集52ページ）、神戸地裁平成8年4月26日判決・訟月43巻9号2286ページ、判タ926号171ページ、岡山地裁倉敷支部平成10年2月23日判決・労判733号13ページ、東京高裁平成9年9月26日判決・判時1646号44ページ（上告審は最高裁平成12年3月24日第二小法廷判決・民集54巻3号1155ページ、判時1707号87ページ、判タ1028号80ページ、労判779号13ページ）、大阪高裁平成10年8月27日判決・判時1685号41ページ（上告審は最高裁平成12年6月27日第三小法廷決定・労判795号13ページ）など）。加えて、「勤務問題を原因」とする自殺が年々増加したことから、同種労災保険給付請求事案の増加が予想され、各労働基準監督署の職員が、迅速適正に対処するための判断のよりどころとなる一定の基準を策定する必要性が生じた。そこで、平成9年12月には「精神障害等の労災認定に係る専門検討会」が設置され、平成11年7月29日の検討結果報告書を受けて、同年9月14日に、「心理的負担による精神障害等にかかる業務上外の判断指針について」（以下「判断指針」という。）及び「精神障害による自殺の取扱いについて」（平成11年9月14日基発第545号）が発出されることとなった。

ウ 判断指針の基本的な考え方

「精神障害による自殺の取扱いについて」（平成11年9月14日基発第545号）は、労災保険法12条の2の2第1項の「故意」について、「業務上の精神障害によって、正常の認識、行為選択能力が著しく阻害され、又は自殺行為を思いとどまる精神的な抑制力が著しく阻害されている状態で自殺が行われたと認められる場合には、結果の発生を意図した故意には該当しない。」とし、判断指針は精神障害の業務上外の判断に当たっての考え方を示している。

（ア）精神障害の成因

精神障害においても、その発病が業務上と認められるためには、当該精神障害の発病と業務との間に条件関係が認められるだけでは足りず、両者の間に法的にみて労災補償を認めるのを相当とする関係（相当因果関係）が存在することを要するのは論を待たないところ、その有無を適正に判断するためには、医学的知見を踏まえて検討する必要がある。

20世紀後半に入り、脳科学の進歩と精神障害の心理社会的研究の発展、また、時代の変遷による精神障害そのものの多様化・変貌などから、従来の外因、心因、内因の3分類では精神障害の成因を分類できなくなり、「ストレス-脆弱性」理論が提唱された。「ストレス-脆弱性」理論とは、環境由来のストレスと個体側の反応性との関係で、精神的破綻が生じるかどうかが決まるという考え方である。ストレスが非常に強ければ個体側の脆弱性が小さくとも精神障害が起こるが、他方において、逆に脆弱性が大きければ、ストレスが小さくとも破綻が生じるという考え方である。なお、この場合のストレスの強度は、環境由来のストレスを、多くの人々が、一般的にどう受け止めるかという客観的な評価に基づくものによって理解される。精神障害の成因を考える場合、あらゆる場合にストレスと脆弱性との両方を視野に入れて考えなければならない。

したがって、精神障害に係る労災請求事案の相当因果関係の判断に当たっては、当該精神障害の発病において業務によるストレスと業務以外のストレス、個体側の要因を総合して行う必要がある。

(イ) ストレスの客観化

精神障害の発病には、多くの場合おそらく個体側の心理面の反応性、脆弱性が中心的役割を果たす。しかし、この脆弱性は過去に精神障害を発病したことがあるというような具体的証拠がない限り、外からうかがい知ることはできない。機械装置等を用いてこれを測定することはできず、基礎病変の有無や程度に関して予め情報が得られる場合の多い脳・心臓疾患の労災認定以上に難しい要素が前提として存在する。

ストレス脆弱性理論によれば、ストレスの強さと脆弱性の関係で精神

障害を発病するのであるから、ストレスの強さを測定し、それに対する反応を見て脆弱性を間接的に測定するという方法によるほかない。その結果、あるストレスに対して、過大、不相応に反応を示したときは個体側の脆弱性が大きいと判断することになる。他方、医学経験則上その出来事によるストレスが精神障害の発病に重要な役割を果たしたとの確信が得られる場合にはそのストレスがその人の精神障害の原因となったと判断される。言い換えれば、同じ事態に遭遇した場合、同種の労働者はどう受け止めるかという基準によりストレスの強度を客観的に評価し、それによって個人の脆弱性を推し量るべきである。

これに対して、ストレスの強度の判断に当たって、前記(1)、ア、(ア)と同様、本人を基準に強度を判断すべきとする見解がある。この見解によれば、人間は業務に従事するか否かを問わず日常生活によるストレスを必ず受けるものであり、脆弱性を有する労働者であればそれだけでも精神障害を発症する可能性があるが、このような場合にまで結果としてストレスが強度であったと判断することとなる。しかしながら、このような場合にはむしろストレスと精神障害発症との条件関係すら認めたいともいい得るのであって、このような場合にまで相当因果関係を肯定することは労災補償保険制度の制度趣旨にも反する。このような結論を許容する見解は相当ではない。

(ウ) 業務外のストレス及び個体側要因の検討

上記(イ)に述べたストレスの客観化に従い、医学経験則上その出来事によるストレスが精神障害の発病に重要な役割を果たしたとの確信が得られる場合には、当該労働者の脆弱性、ストレス反応性を問題にするまでもなく、当該労働者のストレスが強度であると判断されることとなるが、そのストレス要因は業務上のものでなければならない。業務外のストレスが精神障害の発症に重要な役割を果たしたと認められる場合には、業務起因性は認められない。

また、ストレスの客観的な強度との関係で推し量られる当該労働者の

脆弱性や反応性以外に個体側要因（既往歴、生活史、アルコール等依存状況、性格傾向）が認められる場合には、当該労働者の個体側要因が、当該精神障害の発症に有力な原因となったと認められる場合には、当該精神障害と業務との間に相当因果関係が認められない。

(エ) 専門検討会報告書

専門検討会報告書は、多様な精神障害に関する個々具体的に異なる労災請求事案について、斉一的かつ迅速・適正な処理を実現するとの観点から、業務と精神障害発病との一般的関連について検討し、「ストレス-脆弱性」理論に依拠しつつ、実際の事案の処理に当たって具体的に求められる業務起因性の判断についての考え方を取りまとめたものである。以下にその主要な点を述べる。

- a 業務によるストレスによって精神障害を発病したとして労災請求される事案については、従来、内因性、心因性精神障害に区分し、心因性精神障害のみを労災補償の対象としてきたが、原則としてすべての精神障害が労災補償の対象となり得るとすべきである。
- b 精神障害の成因を考えるに当たっては、環境からくるストレスと個体側の反応性、脆弱性との関係で精神的破綻が生じるかどうかが決まるとする「ストレス-脆弱性」理論に依拠することが適当である。ストレスが非常に強ければ、個体側の脆弱性が小さくても精神障害が起り、逆に脆弱性が大きければ、ストレスが小さくても破綻が生ずる。
- c 労災請求事案の業務起因性の判断に当たっては、業務によるストレス、業務以外のストレス及び個体側要因を総合して行う必要がある。
- d 労災請求事案に斉一的に、適切に対応するために、ストレスの強度を客観的に評価する基準が必要であることから、これまでの研究を基に、独自に職場における心理的負荷評価表（以下「別表1」という。）及び職場以外の心理的負荷表（以下「別表2」という。）を作成した（これらの表については、後述の判断指針の別表1及び別表2（巻末資料3-1及び3-2）を参照のこと）。これらの表はそれぞれ業務に関連しあるいは

5 その他業務に起因することの明らかな疾病（第九号）の業務起因性に関する裁判例

は業務以外の場面で一般的に経験する一定以上のストレスを伴うと考えられる出来事とそれらの出来事によるストレスの平均的強度などを示している。ストレス強度は「Ⅰ」、「Ⅱ」、「Ⅲ」に分けて表記され、「Ⅰ」は日常的に経験するストレスで、一般的に問題とならない程度のストレス、「Ⅲ」は人生の中でまれに経験するような強いストレス、「Ⅱ」はその中間に位置するストレスであることを示している。

e 別表1は、業務によるストレス強度を評価するために用いる。その評価は次の過程をたどる。

- ① 発病前にどのような出来事があったか。
- ② その出来事は平均的評価としてはストレス強度「Ⅰ」～「Ⅲ」のいずれに位置づけられるか、また、その個別具体的内容から平均的評価としてのストレス強度の位置づけを変更する必要があるか。
- ③ 出来事後の変化はどうであったか、出来事により発生した問題や変化はその後どの程度持続、拡大、あるいは改善したか。
- ④ 上記①～③の検討に基づき、総合評価として業務によるストレスは「弱」、「中」、「強」のいずれと評価できるか。

f 特に極度の長時間労働、例えば数週間にわたる生理的に必要な最小限度の睡眠時間を確保できないほどの長時間労働は、心身の極度の疲弊、消耗をきたし、うつ病等の原因となる場合があることが知られている。また、常態的な長時間労働は精神障害の準備状態を形成する要因となっている可能性があるため、特に常態的な長時間労働が背景として認められる場合、出来事自体のストレス強度はより強く評価される。

g 出来事の評価を行う場合、当該精神障害が発病した時期からおおむね6か月以内までの出来事によるストレスを評価することが妥当である。

h 業務以外のストレス要因についても、別表2に整理したように公正に評価されるべきである。個体側の脆弱性の評価に当たっては、既往

歴、生活史（社会適応状況）、アルコール等依存状況、性格傾向等から精神医学的に判断することとなる。

- i 労災保険法第12条の2の2第1項は、労働者の「故意」による負傷、疾病、障害、死亡については保険給付を行わないと定めており、その具体的運用に関しては、業務に起因するうつ病等により「心神喪失」の状態に陥って自殺した場合に限り、故意がなかったとみるのが従来の考え方であったが、精神障害に係る自殺については、精神障害によって正常な認識、行為選択能力が著しく阻害され、あるいは、自殺行為を思いとどまる精神的な抑制力が著しく阻害されている状態で行われた場合には、同条にいう故意には該当しないと解するのが妥当である。

エ 判断指針について

㍿ 業務上外の判断の基本的考え方

精神障害等の業務上外は、精神障害の発病の有無、発病時期及び疾患名を明らかにした上で、①業務による心理的負荷、②業務以外の心理的負荷、③個体的要因（精神障害の既往歴等）について評価し、これらと当該労働者が発病した精神障害との関連性について総合的に判断することとする。

㍿ 対象疾病

本判断指針で対象とする疾病（以下「対象疾病」という。）は、原則として国際疾病分類第10回修正第V章「精神および行動の障害」に分類される精神障害とする。

㍿ 判断要件

次の要件をいずれをも満たす精神障害は、業務上の疾病として取り扱う。

- a 対象疾病に該当する精神障害を発病していること。
- b 対象疾病の発病前おおむね6か月の間に、客観的に当該精神障害を発病させるおそれのある業務による強い心理的負荷が認められること。

5 その他業務に起因することの明らかな疾病（第九号）の業務起因性に関する裁判例

- c 業務以外の心理的負荷及び個体的要因により当該精神障害を発病したとは認められないこと。

㍿ 業務による心理的負荷の評価

a 評価方法

精神障害発病前おおむね6か月の間に、①当該精神障害の発病に関与したと考えられるどのような出来事があったか、②その出来事に伴う変化はどのようなものであったかについて、職場における心理的負荷評価表（別表1）（巻末資料3-1）を用いて、業務による心理的負荷の強度を評価し、それらが精神障害を発病させるおそれのある程度の心理的負荷であるか否かを検討することとする。

なお、出来事に伴う変化を評価するに当たっては、仕事の量、質、責任、職場の人的・物的環境、支援・協力体制等について検討することとするが、特に、恒常的な長時間労働は、精神障害発病の準備状態を形成する要因となる可能性が高いとされていることから、業務による心理的負荷の評価に当たっては十分考慮することとする。

b 精神障害を発病させるおそれがある程度の心理的負荷の判断

業務による心理的負荷が、精神障害を発病させるおそれがある程度の心理的負荷と評価される場合とは、別表1の総合評価が「強」とされる場合とし、具体的には次の場合とする。

- (a) 出来事の心理的負荷が強度「Ⅲ」で、出来事に伴う変化が「相当程度過重な場合」
- (b) 出来事の心理的負荷が強度「Ⅱ」で、出来事に伴う変化が「特に過重な場合」

なお、「相当程度過重な場合」とは、同種の労働者と比較して業務内容が困難で、業務量も過大である等が認められる状態をいい、また、「特に過重」とは、同種の労働者と比較して業務内容が困難で、恒常的な長時間労働が認められ、かつ、過大な責任の発生、支援・協力の欠如等特に困難な状況が認められる状態をいう。

c 特別な出来事等の取扱い

次の状況が認められる場合には別表1によらず総合評価が「強」とされる。

- (a) 生死に関わる事故への遭遇等心理的負荷が極度のもの。
- (b) 業務上の傷病により療養中の者の極度の苦痛等病状急変等。
- (c) 生理的に必要な最小限度の睡眠時間を確保できないほどの極度の長時間労働

(オ) 業務以外の心理的負荷の評価方法

職場以外の心理的負荷評価表（別表2）（巻末資料3-2）の評価で、出来事の心理的負荷が強度「Ⅲ」に該当する出来事が認められる場合には、その出来事の内容を調査し、その出来事による心理的負荷が精神障害を発病させるおそれのある程度のもものと認められるか否かを検討する。

(カ) 個体側要因の評価方法

個体側の心理面の反応性、脆弱性を評価するため、①精神障害の既往歴、②生活史（社会適応状況）、③アルコール等依存状況、④性格傾向について評価し、それらが精神障害を発病させるおそれがある程度のもものと認められるか否かを検討する。

(キ) 業務上外の判断

業務上外の具体的判断は、次のとおりとする。

- a 業務による心理的負荷以外には特段の心理的負荷、個体側要因が認められない場合で、業務による心理的負荷が別表1の総合評価が「強」と認められるときには、業務起因性があると判断する。
- b 業務による心理的負荷以外に業務以外の心理的負荷、個体側要因が認められる場合には、業務による心理的負荷が別表1の総合評価が「強」と認められる場合であっても、業務以外の心理的負荷、個体側要因について具体的に検討し、これらと発病した精神障害との関連性について総合的に判断する。

なお、業務による心理的負荷の総合評価が「強」と認められる場合

5 その他業務に起因することの明らかな疾病（第九号）の業務起因性に関する裁判例

であって、次の条件を2つとも満たす場合には業務上と判断する。

- (a) 強度「Ⅲ」に該当する業務以外の心理的負荷が認められるが、極端に大きい等の状況にないとき。
- (b) 個体側要因に顕著な問題がないとき。

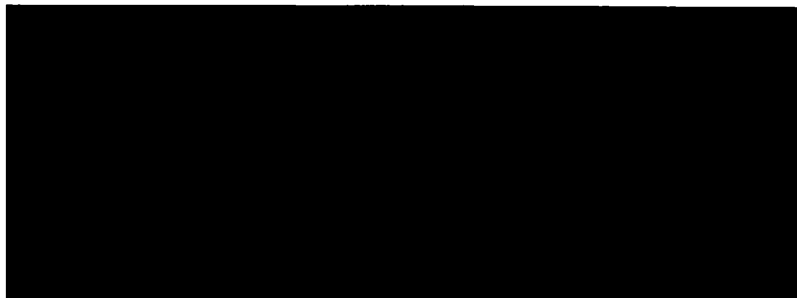
(ク) 自殺の取扱い

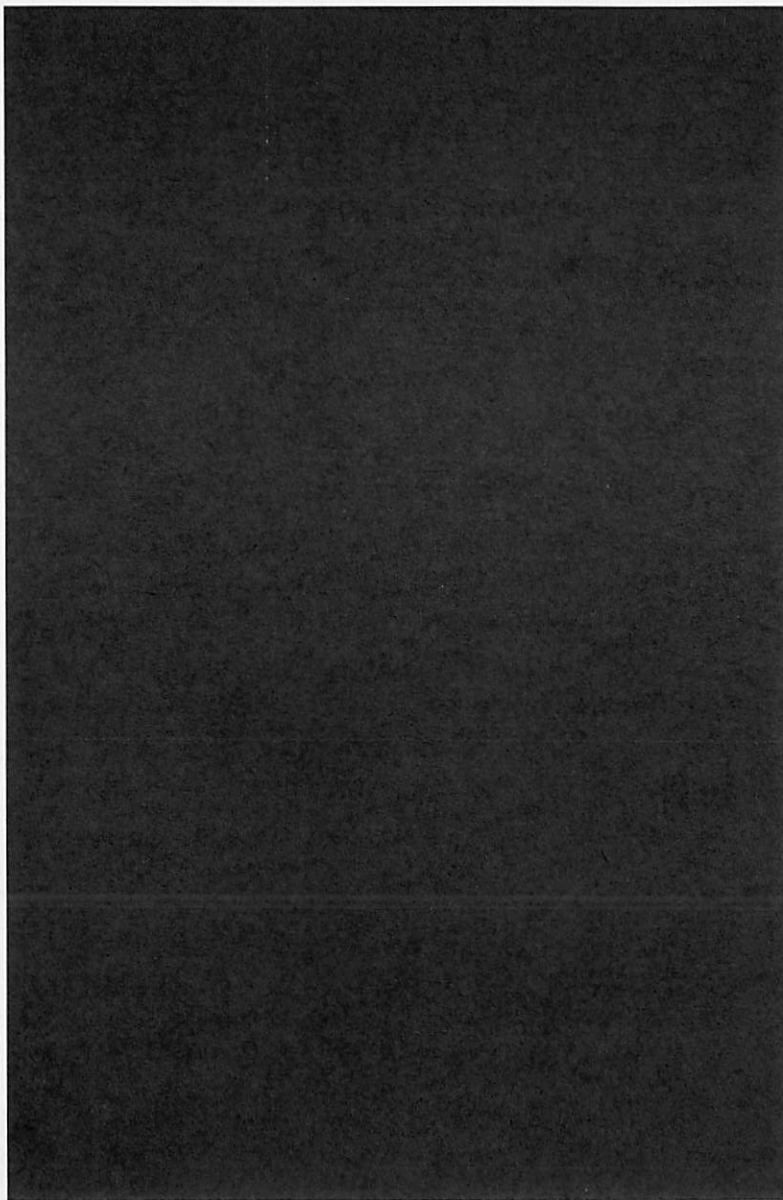
うつ病や重度ストレス反応等の精神障害では、病態として自殺念慮が出現する蓋然性が高いとされていることから、業務による心理的負荷によってこれらの精神障害が発病したと認められる者が自殺を図った場合には、精神障害によって正常の認識、行為選択能力が著しく阻害され、又は自殺を思いとどまる精神的な抑制力が著しく阻害されている状態で自殺したものと推定し、業務起因性を認めることとする。

なお、職場のストレスと精神障害の発病の問題については、日本産業保険精神保健学会が、上記の判断指針の内容及び裁判例の傾向を踏まえ、平成18年12月20日付けで「「過労自殺」を巡る精神医学上の問題に係る見解」を取りまとめた。同見解によれば、①業務上のストレスを客観的に評価して発病の原因かを検討することは合理的である。②同種労働者の中で最も脆弱な者を基準とすることは「ストレス-脆弱性理論」とは矛盾する。③精神障害が発症後、業務が原因で「増悪」して自殺したとの理解は医学的な根拠がないなどとされている。

オ 裁判例

(ア) 概観





(イ) 肯定例

- a 前掲名古屋高裁平成15年7月8日判決（→P.248）（豊田労基署長（）事件）

自動車会社に勤務し、車両設計業務担当の係長であった被災労働者が、うつ病を発症してビルから飛び降り自殺した事案において、業務起因性が認められるためには、社会通念上業務に内在しない通常随伴する危険の現実化として死傷病等が発生したと法的に評価されること、すなわち相当因果関係の存在が必要であるとしつつ、判断指針については当該労働者が置かれた具体的な立場や状況などを十分斟酌して適正に心理的負荷の強度を評価するに足りるだけの明確な基準になっているとするには未だ充分であるとはいえないとした上で、業務上の心身の負荷の強度について、同種労働者の中でその性格傾向がもっとも脆弱である者を基準とする考え方を取り入れて、業務起因性を認めた（確定。原審（名古屋地裁平成13年6月18日判決・訟月48巻7号1696ページ、判時1769号117ページ、労判814号64ページ）も同旨。）。

- b 上記東京地裁平成18年9月4日判決（加古川労基署長（）事件）

保育園に保母として勤務していた被災労働者が、精神的肉体的な極度の疲労から病院に2日間入院し、退院後、同保育園を退職した後の退院から約1か月足らず後に縊死した事案につき、業務起因性について

て相当因果関係説に立ち、相当因果関係を認めるためには、当該死亡等の結果が当該業務に内在する危険が現実化したものであると評価し得ることが必要であるとした上で、ほとんど時間外労働時間がなかった（1日1、2時間程度）にもかかわらず、保母数が児童福祉施設最低基準を満たしていない条件下において、園児の保育、給食の買い出しや調理、園児の送迎、コンピュータ導入に伴う準備行為や新採用の保母のまとめ役などの業務内容が、通常の人なら誰でも精神障害を発症させるものであったとして、業務と精神障害発症との相当因果関係を認め、退院後に被災労働者の精神障害が寛解しており精神障害による自殺ではない旨の被告の主張を排斥して、業務と自殺との相当因果関係を認めた〔確定〕。

- c 名古屋高裁平成19年10月31日判決（平成18年（行コ）第22号〈公刊物未登載〉。名古屋南労基署長（ ）事件）

電力会社で火力発電所の保守関連業務担当の であって被災労働者が を発症して した事案につき、業務起因性について相当因果関係説に立ち、当該業務が傷病発生の危険を含むと評価できる場合に相当因果関係があると評価すべきであり、その危険の程度は、一般的、平均的な労働者すなわち、通常の勤務に就くことが期待されている者（この中には、完全な健康体の者のほかに基礎疾病等を有する者であっても勤務の軽減を要せず通常の勤務に就くことができる者を含む。）を基準として客観的に判断すべきとし、判断指針の合理性を認めた上で、 発症前の時間外労働時間は1か月51時間あまりないし86時間あまりにすぎなかったにもかかわらず、昇進、上司からの叱責（感情的な叱責や結婚指輪をはずすよう命令したこと）、量的・質的な業務量の増加等による心理的負荷が、社会通念上 を発生させるに足る危険性を有するものであったと認められるとして業務起因性を肯定した（確定。原審：名古屋地裁平成18年5月17日判決・労判918号14ページ）。

- (ウ) 否定例

- a 前掲東京高裁平成16年9月30日判決（→P.143）（三田労基署長（ ）事件）

精密機械の製造・販売・保守サービス等を業務とする会社に勤務し、保守部門を統括する部署の課長が精神障害を発症して経死した事案について、業務と精神障害の発症との相当因果関係の存否を判断するに当たっては、ストレス（業務による心理的負荷と業務以外の心理的負荷）と個体側の反応性、脆弱性を総合的に考慮し、業務による心理的負荷が、社会通念上、客観的にみて、精神障害を発症させる程度に過重であるといえる場合には、業務に内在しないし随伴する危険が現実化したものとして、当該精神障害の業務起因性を肯定することができるものと解すべきであるとした上で、昇進に伴い新たな業務を行うようになったものの、日常業務には精通していた上、業務量が大幅に増加したものではなく、完全週休2日と年次休暇の取得によって十分な疲労回復期間が確保されていたことから、業務が強度の心理的負荷を与えるものではなかった、精神的なよりどころとなっていた部長の叱責が契機となって、自信を喪失し、絶望感を深め、精神障害を発症するに至ったものであって、その発症は、主として性格上の問題、特に当該部長への依存関係が喪失したと感じたことに対する過剰な反応に由来するものであると理解するのが相当であるとして、業務起因性を否定した（最高裁平成19年10月9日第三小法廷決定（上告棄却・上告不受理）により確定。第一審：東京地裁平成15年2月12日判決・労判848号27ページ）。

- b 釧路地裁平成17年5月24日判決（ ）〈公刊物未登載〉

新聞配達業務に従事していた被災労働者が、業務中に起こした交通事故の直後に、 を発症して した事案につき、業務起因性を肯定するためには、業務

と負傷又は疾病との間に相当因果関係があることを要するというべきであり、当該業務の危険性の判断については、その発症について、環境由来の心理的負荷と個体側の反応性等の要因との関係で理解すべきところ、後者については、客観的評価が困難であることを踏まえると、業務による心理的負荷、業務以外の心理的負荷及び個体側の反応性等の要因を総合考慮し、業務による心理的負荷が、社会通念上客観的にみて、精神障害を発症させる程度に過重といえるか否かで判断されるべきであるとした上で、被災労働者の行っていた新聞配達業務については、業務自体が定型的であり、労働時間も1日4時間程度という短時間であり、夕刊の配達業務を加えても5時間30分から6時間程度であったこと、配達員が病気等の場合には代替手段も整備されていたことから、被災労働者の業務による心理的負荷が、社会通念上客観的にみて、精神障害（急性ストレス反応あるいはうつ病、重篤なうつ状態）を発症させる程度に過重であったと認めることはできない、被災労働者が業務中に起こした交通事故は人身事故であるものの、被害者の受傷は全治2週間程度であり、車両の損傷もいずれも自走可能程度にとどまることなどからみて、上記事故による心理的負荷が社会通念上客観的にみて、急性ストレス反応を発症させる程度に過重であったと認めることはできないとして、業務起因性を否定した〔確定〕。

c 神戸地裁平成19年10月2日判決（[]）（公刊物未登載）

工場の製造スタッフとして稼働していた被災労働者が[]を発症し[]した事案につき、相当因果関係（業務起因性）を肯定するためには社会通念上、精神障害が業務に内在又は随伴する危険の現実化したものと認められる程度のあることが必要とした上で、被災労働者の業務について、精神障害発症前6か月の時間外労働時間が平均63時間、多い月では84時間に及び、拘束時間が14時間以上となった日が1か月5日以上もあり、有事夜勤制度が導入されるなどした

ものの、週2日程度の休日が確保され、有事夜勤中の業務の大半が待機にすぎず、肉体的・精神的緊張状態が継続する困難な作業ではなかったとして、精神障害を招くほどに強度の心理的負荷であったとは認められない、被災労働者には自分の病気や妻の[]等の業務外の心理的負荷の存在を認定して、被災労働者の精神障害は、業務外の強い心理的負荷が大きな原因となっている疑いがぬぐえないとして、業務起因性を否定した〔確定〕。

(3) その他の疾病に関するもの

労基則別表第1の2第九号該当性が問題となった最近の裁判例をいくつか挙げる。

ア 肯定された裁判例

ヘリコバクター・ピロリ菌感染という基礎疾患及び慢性十二指腸かいようの既往症を有する貿易会社の営業員が海外出張中にせん孔性十二指腸かいようを発症した事案につき、上記せん孔性十二指腸かいよう発症前17日間のうち5日間で3都市を回る国内出張を終え、1日おただけで、14日間で6か国を回る海外出張に赴き、その12日目に発症しており、当該営業員の基礎疾患等が他に発症因子がなくてもその自然の経過によりせん孔を生ずる寸前にまで進行していたとみることが困難であること、発症直前の勤務状況は通常の勤務状況に照らして異例に強い精神的及び肉体的な負担が掛かるものであり客観的にみて特に過重な業務であったこと、他に確たる発症因子があったことはうかがわれないこと等から、上記先行性十二指腸かいように業務起因性を認めた（最高裁平成16年9月7日第三小法廷判決・裁判集民事215号41ページ、判時1873号162ページ、判タ1164号119ページ）。

イ 否定された裁判例

〔公務災害事案〕小学校教師が水泳指導中に[]を発症した事案につき、当日の気温や水温、当該職員のそれまでの体調等からすれば、本件水泳指導が単に体調を崩す一因となったことを超えて当該職員の身体

に重大な負荷を加えるほどのものであったとは認め難い上、 の病因が医学的に解明されておらず、推測される病因として、感染症、精神科的機能性疾患、免疫異常、内分泌異常、代謝異常のほか遺伝的素因をも挙げられていること等を併せ考えると、当該職員が6年間もの間公務に就くことができなくなり日常生活にも支障が生じるほどの病状に陥ったことについて、本件水泳指導が相対的に有力な原因となったとするには疑問が残るとして、上記疾病は業務外であるとされた（大阪地裁平成14年11月27日判決・労判844号29ページ）。

6 通勤災害

(1) 通勤災害保護制度の概要

ア はじめに

通勤災害保護制度創設前の労災保険制度は、労働者の業務上の事由による災害のみを対象とするもので、通勤による災害は、特別な事情がある場合を除いて、一般に使用者の支配下にあるものではなく、業務遂行性も業務起因性も認められないので、業務災害とはならなかった。したがって、通勤災害の保護の制度としては、健康保険、厚生年金保険等の社会保険と、自動車事故に関する自賠保険しかなかった。健康保険や厚生年金保険のみでは、労災保険に比しその給付内容が必ずしも十分であるとはいえず、また、自賠保険は、補てん形態が一時金であり、金額に上限があること等から被災労働者の長期的保護には必ずしも十分ではないともいわれていた上、加害者側が自動車でなくて電車等の公共交通機関である場合や、自ら転倒して負傷した場合は保護の対象とはならないなどの問題点があった。

以上のような問題点を踏まえて、通勤災害保護制度の創設を盛り込んだ「労災保険法の一部を改正する法律」が、昭和48年法律第85号として、同年9月21日公布され、同年12月1日から施行されるに至った。

さらに、平成17年には、複数就業者の事業場間の移動、単身赴任者の赴任先住居・帰省先住居間の移動を、通勤災害保護制度の対象とする改正を盛り込んだ「労働安全衛生法等の一部を改正する法律」が、平成17年法律

第108号として、同年11月2日に公布され、平成18年4月1日から施行されている。

イ 給付の種類

通勤災害に関する保険給付の支給事由及び内容は、業務災害に関する保険給付の場合に準じており、その内容は、①療養給付、②休業給付、③障害給付、④遺族給付、⑤葬祭給付、⑥傷病年金、⑦介護給付の七種類である（労災保険法21条）。

ウ 費用の負担

通勤災害の保護に要する費用の負担については、通勤と業務との密接な関連性を考慮し、後述の一部負担金を除き、保険料は使用者が負担することとされている。この保険料は、従来業務災害に要する費用に充てるため使用者が負担していた保険料の料率のうち、労災保険に係る率（以下「労災保険率」という。）を引き上げることにより、通勤災害の保護に要する費用を賄うものである。この労災保険率の引き上げ分は、徴収法12条3項において「通勤災害に係る災害率」と呼ばれている。「通勤災害に係る災害率」には、個別事業メリット制は適用されない。

ところで、通勤災害の保護に要する費用は、使用者の全額負担とされている業務災害の補償に要する費用と異なり、労働者もその一部を負担することとされており、これを一部負担金という。通勤災害は、使用者の管理下で生ずる業務災害とその性格が全く同一であるとはいえないが、通勤と業務の関連性等に着目し、業務災害とほぼ同等の保険給付が行われることとされたために、労働者も受益者としてその一部を負担することとされたものである。なお、労働者の一部負担金の額は、労災保険法31条2項、労災則44条の2第2項により日雇労働健康保険の被保険者である労働者については100円、その他の労働者については200円とされている。

(2) 通勤災害の要件

通勤災害について、労災保険法7条1項柱書は、「この法律による保険給付は、次に掲げる保険給付とする。」とし、同項2号において、「労働者の通

勤による負傷、疾病、障害又は死亡（以下「通勤災害」という。）に関する保険給付」とし、同条2項において、「前項第二号の通勤とは、労働者が、就業に関し、次に掲げる移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除くものとする。」と規定した上で、「住居と就業の場所の間の往復」（同項1号）、「厚生労働省令で定める就業の場所から他の就業の場所への移動」（同項2号）及び「第一号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）」（同項3号）を規定している。

さらに、「労働者が、前項各号に掲げる移動往復の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、第一項第二号の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であつて厚生労働省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。」（労災保険法7条3項）と規定している。

したがって、通勤災害に関する保険給付を受けるためには、当該通勤が労災保険法7条2項の定義に該当する場合であること（通勤遂行性）、及び通勤と災害（傷病等）との間に相当因果関係が存在すること（通勤起因性）が必要である。

ア 通勤遂行性

通勤遂行性が認められるための各要件は、以下のとおりである。

- ① 「住居」と「就業の場所」との間を往復する行為（以下「往復行為」という。）であること
- ② 「就業に関し」行われる往復行為であること
- ③ 「合理的な経路及び方法」により行われる往復行為であること
- ④ 往復行為について「合理的な経路の逸脱又は往復行為の中断」がないこと
- ⑤ 「業務の性質を有する」往復行為でないこと

以下、問題となる点を中心に検討していく。

ア 「就業に関し」

「就業に関し」とは、移動行為が業務に就くため又は業務を終えたことにより行われるものであることを必要とするものであり、上記往復行為が業務と密接な関連をもって行われたことを要する。

したがって、出勤途中に腹痛を起こし自宅に引き返す途中の事故は通勤災害に当たらないし、他方、業務終了後、事業場施設内で、囲碁・将棋、サークル活動、労働組合の会合に出席した後に帰宅するような場合であっても、社会通念上、就業と帰宅との直接的関連性を失わせると認められるほど長時間となるような場合を除き、就業との関連性が認められる。

通勤は1日について1回のみしか認められないものではないので、昼休み等就業の時間の間に相当の間隔があつて帰宅するような場合には、昼休みについていえば、午前中の業務を終了して帰り、午後の業務に就くために出勤するものと考えられるので、その往復については業務との関連性が認められる。

なお、行政実例では、①就業開始前に労働組合の集會に参加するため、通常の出勤時刻より約1時間30分早く会社へ向かった労働者の場合（昭和52年9月1日基収第793号）、②業務終了後、事業場施設内で約2時間5分ほど労働組合の用務を行った後に帰宅する途中の災害（昭和49年11月15日基収第1881号）、③業務終了後、55分間事業場施設内で慰安会を行った後に帰宅する途中の災害（昭和49年8月28日基収第2533号）は、いずれも就業との関連性があるとしている。

これに対して、①マイカー通勤者が昼休みに勤務先で食事をとった後、休憩時間を利用して歯科治療を終えて帰宅しようとする妻子を自宅まで送るために、マイカーで妻子の待っている場所に向かう途中の災害（昭和49年5月27日基収第1371号）、②業務終了後、事業場施設内で2時間50分サークル活動を行った後に帰宅する途中の災害（昭和49年9月26日

基収第2023号)は、就業との関連性がないとしている。

また、裁判例として、①勤務先の近くで開催された駅助役らの参加する管理者会の会合及び懇親会へ参加した後、自転車で帰宅途中で転落事故を起こして死亡した事案につき、労災保険法7条1項2号の通勤災害に該当するためには、住居と業務を開始し又は終了した場所との間を往復する間に遭遇したことを要するところ、同号における「業務」とは、賃金の対象となる業務よりも広く、労働者が労働契約に基づく使用者の明示・黙示の実質的支配下にあることをいうとした上で、本件管理者会は本社の実質的支配下にあり、同管理者会の活動は本社の業務であったと認められ、また、管理者会が懇親会に移行した点についても、懇親会移行前の業務と懇親会終了後の帰宅行為との間の関連性は失われていないとして、通勤災害とされたもの(仙台地裁平成9年2月25日判決・判時1606号145ページ、判タ953号169ページ、労判714号35ページ〔確定〕)があり、②社外の料理店で飲食を伴う業務上の打合せを1時間余り行い、午後9時ころまでにこれを終えた後、仕事の関係者とクラブ及びお茶漬け屋で飲食時間2時間30分程度過ごし、深夜の午後1時ころいったん帰宅した後、翌午前4時25分ころ会社から自宅へオートバイで帰宅する途中で交通事故に遭った事案につき、死亡事故は業務から離脱して相当時間を経過した後に帰宅する途中で起きたもので、上記帰宅行為に就業との関連性は認められないとされたもの(東京地裁平成2年10月29日判決・労民集41巻5号886ページ、訟月37巻4号713ページ〔確定〕)等がある。

(イ) 「住居」及び「就業の場所」

「住居」とは、労働者が居住して日常生活の用に供している家屋等の場所で、本人の就業のための拠点となるところを指すものである。したがって、労働者が家族とともに居住していて、通常そこから出勤することとしている場所が住居に該当することはいうまでもないが、家族の住んでいる場所が、会社、工場等と非常に離れているなど、就業の必要性

があって、労働者が家族の住む場所とは別に就業の場所の近くに単身アパートを借りたり、下宿をしてそこから出勤しているような場合は、そこが住居である。さらに、通常は、家族のいるところから出勤するが、別にアパート等を借りていて、早出や長時間の残業の場合に当該アパートに泊まり、そこから出勤するような場合には、当該家族の住居とアパートの双方が住居と認められる。また、単身赴任者等が就業の場所や就業の場所の近くの住居と家族が住んでいる自宅との間を移動する行為に反復・継続性が認められるときは、当該自宅を住居と認める取扱いである。そして、長時間の残業や、早出出勤等の勤務上の事情や、交通ストライキ等の交通事情、台風等の自然現象等の不可抗力的な事情により、一時的に通常の住居以外の場所、例えば旅館やホテル等に宿泊するような場合には、やむを得ない事情で就業のために一時的に居住の場所を移していると解して、当該場所を住居と認めるべきであろう。しかしながら、友人宅で飲酒の上、そのまま泊り込み、翌朝そこから直接出勤する場合は、当該友人宅は就業のための拠点となっているものではないので、住居とは認められない(平成18年3月31日基発第0331042号)。

この点について、広島地裁平成2年8月30日判決(労民集41巻4号642ページ、訟月37巻1号106ページ、判タ751号127ページ〔確定〕)は、住居とは、労働者が居住して日常生活の用に供している家屋等の場所で、本人の就業のための拠点となるところをいうものと解するのが相当であり、これに該当するか否かは、当該労働者が当該場所に継続して居住し、日常生活を行っていた実態が存在するかどうか、当該場所と就業場所との距離、所要時間、交通手段、経費等からみて社会通念上、当該場所が就業のための拠点となり得る場所であり、その実態を備えているかどうかによって判断すべきものと解されるとしている。

「就業の場所」とは、業務を開始し又は終了する場所である。具体的には、会社や工場等本来の業務を行う場所のほか、物品を得意先に届け、その届け先から直接帰宅する場合の物品の届け先、原則的には全員

参加が義務付けられ、出勤扱いとなる会社主催の運動会の会場等がこれに当たる。

(ウ) 「合理的な経路及び方法」

「合理的な経路」とは、労働者が通勤のために通常利用する経路であれば、そのような経路が複数あったとしても、それらの経路はいずれも合理的な経路となる。

裁判例も、「合理的な経路」とは、「当該住居と就業場所との間を往復する場合に、労働者が、徒歩又は公共交通機関若しくは自家用自動車の利用等の交通の方法に応じて、当該往復のために地理的・経済的・時間的に合理性があるものとして一般に用いられている経路をいう」としている（札幌地裁昭和63年2月12日判決・訟月34巻10号1975ページ、労判515号49ページ、その控訴審札幌高裁平成元年5月8日判決・労判541号27ページ〔確定〕、なお、同様の判示をしたものとして、高松高裁昭和61年12月10日判決・行裁集37巻12号1397ページがある。）。

通勤経路には、「住居」及び「就業場所」は除外される。そこで、「住居」あるいは「就業場所」において災害に遭遇した場合には、通勤災害とはならない。行政実務では、自宅敷地内の災害（昭和49年7月15日基収第2110号）、会社内の階段で転倒した場合の事故（昭和49年4月9日基収第314号）、ゴルフ場構内の道路において、従業員が転倒した事故（昭和51年1月10日基収第3941号）について、いずれも通勤災害に当たらないとしている。

「住居」と「就業の場所」との間の経路は無数にあり、その中の合理的な経路である場合に通勤災害の補償の対象となる。

この合理的な経路も、一人の労働者にとって一つとは限らない。合理的な経路が複数ある場合には、そのうちのどれを労働者が選択しようと自由であるといえよう。なお、当該労働者の通勤経路が会社等事業場に届けられ、又はそれを理由に通勤のための手当の支給を受けている場合に、それと当該通勤経路に齟齬があるとしても、当然には合理的な経路に当た

らないとはいえない。

乗車定期券に表示され、あるいは、会社に届けている鉄道、バス等の通常利用する経路がこれに当たることはもちろんであるが、通常これに代替することが考えられる経路、例えば、通常電車で通勤している労働者がバスで通勤する場合の経路等も合理的な経路となる。また、タクシー、マイカーを利用する場合等に、通常利用することが考えられる経路が幾つかあるような場合には、いずれも合理的な経路となる。さらに、他に子供を監護する者がいない共稼ぎ労働者等が、託児所、親戚宅等に子供を預けるために採る経路等は、そのような立場にある労働者であれば、当然、就業のために採らざるを得ない経路であるので、合理的な経路となるものと認められる。

これに対して、特段の理由もなく著しく遠回りとなるような経路を採る場合には、合理的な経路とは認められない。また、合理的な経路と認められるには、利用する手段等と合わせてみて、当該経路を採ることが合理的なものであると考えられることが必要であり、鉄道線路、鉄橋、トンネル等を歩行して通る場合等は、経路と手段との組合せから考えて合理的な経路とはならない。

なお、行政実務では、①被災労働者が通常利用している私鉄バスのストライキのため、最寄りの国鉄駅を利用しようとして通勤経路の逆方向に歩行中の災害（昭和49年3月1日基収第260号）、②マイカー通勤の労働者が、自分の勤務する事業所の前を過ぎ450メートルほど離れた同一方向にある妻の勤務先で妻を下車させ、自分の勤務する事業所の方へ戻る途中の災害（昭和49年3月4日基収第289号）については、いずれも合理的な経路上のものと認められている。

次に、「合理的な方法」とは、経験則上、通勤の手段として適当であり、安全と認められるものをいう。

鉄道、バス等の公共交通機関を利用し、自動車、自転車等を本来の用法に従って使用する場合、徒歩の場合等、通常用いられる交通方法は、

一般に合理的な方法と認められる。しかし、運転免許を一度も取得したことのない者が自動車を運転する場合、自動車あるいは自転車を泥酔の状態運転するような場合には、合理的な方法とは認められない。

(二) 合理的経路の逸脱・移動の中断

前記のとおり、労災保険法7条3項本文は、労働者が合理的な経路を逸脱し、又は往復を中断した場合には、その後合理的な経路に復しても、その逸脱・中断中及びその後の移動行為は通勤としないと規定し、同項ただし書は、日常生活上必要な所定の行為のために逸脱・中断をした場合には、合理的な経路に復した後について通勤とする旨を規定している。

「逸脱」とは、通勤の途上において就業又は通勤とは関係のない目的で合理的な経路をそれることをいい、「中断」とは、通勤の経路上において通勤とは関係のない行為を行うことをいうと解するのが通説であり、異論はない。

上記のような通説の解釈を前提とすると、「逸脱」・「中断」中の行為は、労災保険法7条2項の解釈から、論理必然的にそもそも通勤に該当しないことになるから、同条3項が意味を持つのは、「逸脱」・「中断」後合理的な経路に復した後の通勤性についてである。行政実務では、①通勤経路上で運行不能となった先行車を救助する場合（昭和49年9月26日基収第2881号）、②マイカー通勤者が、同僚を乗せるため、5メートルほど経路をはずれた場合は、逸脱・中断には当たらないとされている。これに対して、①通勤途中に書店及び展示会場に立ち寄った場合（昭和49年11月27日基収第3051号）、②帰路に経路上の喫茶店に40分間立ち寄った場合（昭和49年11月15日基収第1867号）、③通勤経路からう回し、建築物の見学に行った場合、④業務終了後に慰労会に参加した場合（前掲基収第2533号（→P.257））は、いずれも、逸脱・中断とされている。

この点に関して、前掲札幌地裁昭和63年2月12日判決（→P.260）は、共稼ぎの主婦が退勤途上に夕食の材料等を購入するため、自宅へ帰る道とは反対方向にある商店に向けて通勤最短距離から約40数メートル離れ

た場所を歩行中に生じた自動車事故により死亡した事案につき、「共稼ぎの主婦が退勤の途上で夕食の材料その他の日用品の購入若しくはクリーニング店に立ち寄るなどし又は単身の労働者が退勤の途中で夕食の摂取などをしたときには、それが該当労働者にとって日常生活上又は就業を継続するうえでいかに必要不可欠な行為であつたとしても、これらの行為は、当該経路の往復という目的とは別途の目的に出た行為であるから、通勤の「逸脱」又は「中断」に該当するものといわざるを得ず、このような場合においては同法7条3項但し書き所定の限度において保護されるに過ぎない」とした上で、上記死亡が通勤災害に当たらないとしている。なお、上記判決は、通勤経路上又はその近くにある公衆便所の利用、公園での短時間の休息、売店での新聞又はたばこの購入等の行為は、当該経路の往復に付随するものであって、当該経路の逸脱又は中断には当たらないとしている。

次に、通勤途上、合理的な経路を逸脱・中断した場合でも、「日常生活上必要な行為であつて厚生労働省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のもの」を行ったときで、合理的な経路に復した場合は、通勤とすることとされている（労災保険法7条3項ただし書）。

「日常生活上必要な行為であつて厚生労働省令で定めるもの」とは、具体的には、労災則8条に規定する次の行為をいう。

- ① 日用品の購入その他これに準ずる行為
- ② 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練、学校教育法（昭和22年法律第26号）1条に規定する学校において行われる教育その他これらに準ずる教育訓練であつて職業能力の開発向上に資するものを受ける行為
- ③ 選挙権の行使その他これに準ずる行為
- ④ 病院又は診療所において診療又は治療を受けること、その他これに

準ずる行為。

「やむを得ない事由により行うため」とは、日常生活の必要から通勤の途中で行う必要のあることをいう。

「最小限度のもの」とは、当該逸脱又は中断の原因となった行為の目的達成のために必要とする最小限度の時間・距離等をいう。

行政実務では、①妻帯者が通勤の途中で食事をとる行為（昭和49年8月28日基収第2105号）、②通勤途中経路上の喫茶店で40分間コーヒーを飲む行為（前掲基収第1867号（→P.262））、③帰宅途中に書店及び交通事故写真展示会場に立ち寄る行為（前掲基収第3051号（→P.262））は、いずれも労災保険法7条3項ただし書に該当しないとされている。

なお、裁判例として、勤務先から介護のため近親者の住宅に立ち寄り、その後の帰宅途中の交通事故について、その介護が日常生活のために必要不可欠な行為であるから、労災則8条1号及び労災保険法7条3項ただし書に該当するとしたものがある（大阪地裁平成18年4月12日判決・判時1936号173ページ、判タ1210号138ページ、労判920号77ページ。その控訴審大阪高裁平成19年4月18日判決・労判937号14ページも同旨〔確定〕）。

イ 通勤と傷病等との相当因果関係の存在

「通勤による」とは、通勤と傷病等との間に相当因果関係があるということであり、一般的には、通勤に通常伴う危険が現実化したことを指すものとされている。

例えば、通勤途中の交通事故による負傷、歩行中ビル建設現場からの落下物による負傷、通勤途中に野犬にかまれて負傷した場合等、一般に通勤の途中において発生した傷病等は通勤によるものと認められるが、自殺、被災労働者の故意によって生じた傷病等、通勤途中に喧嘩をして負傷した場合（理由もなく一方的に殴られるなどして負傷させられた場合を除く。）等は、通勤していることが原因となって傷病等が発生したものでないのに、通勤災害とは認められない。また、出張命令あるいは業務命令によって目的地へ赴くような場合で、通勤行為自体が業務であると認められる場合は、

その際に生じた災害は業務災害として取り扱われるので、通勤災害とはならない。

行政実例では、①女子労働者が、夜8時半ころ、暗く人通りの少ない大都市周辺の住宅散在地域を通勤する途中において、ひったくりや暴漢に襲われて負傷した場合（昭和49年3月4日基収第69号）、②マイカー通勤者が、帰宅途中、前の自動車の発進を促すためクラクションを鳴らした時に、それに立腹した者により負傷させられた場合（昭和52年12月23日基収第1032号）、③大雨により浸水した経路を帰宅する途中転倒、溺死した場合（昭和50年4月7日基収第3086号）、④出勤途中野犬にかまれて負傷した場合（昭和53年5月30日基収第1172号）、⑤ビルの屋上から人が落下してきて衝突した場合（昭和56年10月9日昭五五労第119号）について、いずれも通勤と傷病等との相当因果関係を肯定している。また、①事業主の提供する通勤バス等を利用しての通勤途上の災害、②突発的事故等による緊急用務のため、休日又は休暇中に呼出を受け予定外に緊急出勤する途中で被災した場合（昭和48年11月22日基収第644号）は、事業主の支配下にあるときに生じた災害であるとして、通勤災害ではなく、業務災害に当たるとしている。

裁判例は、通勤災害と認めるためには、通勤行為を前提とした通勤起因性の存在が必要であり、通勤起因性があるというためには、通勤がなければ当該災害を被らなかったであろうという条件関係の存在を前提に、通勤と当該災害発生との間に相当因果関係が認められなければならないとしている（名古屋高裁昭和63年4月18日判決・労判522号74ページ、その上告審最高裁昭和63年11月1日第三小法廷判決・労判533号88ページ）。

この点に関し、地公災法の事案であるが、基礎疾患を有していたマイカー通勤者が通勤途上で衝突事故に遭遇して死亡した事案において、基礎疾患が原因となり[]の病変を偶然通勤途上で発症したとして通勤起因性を否定した処分を取り消し、通勤起因性を認めたもの（札幌高裁平成10年5月26日判決・判タ1003号210ページ、労判745号61ページ〔確定〕）が

第4 実体法上の問題

ある。また、通勤途上に第三者の犯罪によって被害を受けた場合において、通勤がその犯罪にとって単なる機会を提供したにすぎないときは、通勤に通常伴う危険が現実化したものとはいえず通勤起因性を肯定できないとしたものがある（大阪地裁平成11年10月4日判決・訟月46巻10号3810ページ、判タ1034号85ページ、労判771号16ページ、その控訴審大阪高裁平成12年6月28日判決・労判798号7ページ（最高裁平成12年12月22日第二小法廷決定・労判798号5ページ（上告不受理）により確定）。

資 料

資料 1

障害等級表（労災則・別表 1）

（本文P.24,26,105）

障害等級	給付の内容	身体障害
第 1 級	当該障害の 存する期間 1 年につき 給付基礎日額の 313 日分	一 両眼が失明したもの 二 そしやく及び言語の機能を廃したもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 五 削除 六 両上肢をひじ関節以上で失つたもの 七 両上肢の用を全廃したもの 八 両下肢をひざ関節以上で失つたもの 九 両下肢の用を全廃したもの
第 2 級	同 277 日分	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 二 両眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 二の二 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 二の三 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 三 両上肢を手関節以上で失つたもの 四 両下肢を足関節以上で失つたもの
第 3 級	同 245 日分	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になつたもの 二 そしやく又は言語の機能を廃したもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に限ることができないもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に限ることができないもの 五 両手の手指の全部を失つたもの
第 4 級	同 213 日分	一 両眼の視力が〇・〇六以下になつたもの 二 そしやく及び言語の機能に著しい障害を残すもの 三 両耳の聴力を全く失つたもの

		四 一上肢をひじ関節以上で失つたもの 五 一下肢をひざ関節以上で失つたもの 六 両手の手指の全部の用を廃したもの 七 両足をリスフラン関節以上で失つたもの
第5級	同 184日分	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・一以下になつたもの 一の二 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 一の三 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 二 一上肢を手関節以上で失つたもの 三 一下肢を足関節以上で失つたもの 四 一上肢の用を全廃したもの 五 一下肢の用を全廃したもの 六 両足の足指の全部を失つたもの
第6級	同 156日分	一 両眼の視力が〇・一以下になつたもの 二 そしやく又は言語の機能に著しい障害を残すもの 三 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの 三の二 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 四 せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 五 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 六 一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 七 一手の五の手指又は母指を含み四の手指を失つたもの
第7級	同 131日分	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下になつたもの 二 両耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 二の二 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 三 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 四 削除 五 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの

		六 一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指を失つたもの 七 一手の五の手指又は母指を含み四の手指の用を廃したもの 八 一足をリスフラン関節以上で失つたもの 九 一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 一〇 一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 一一 両足の足指の全部の用を廃したもの 一二 女性の外貌ほうに著しい醜状を残すもの 一三 両側のこう丸を失つたもの
第8級	給付基礎日額の 503日分	一 一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 二 せき柱に運動障害を残すもの 三 一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指を失つたもの 四 一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指の用を廃したもの 五 一下肢を五センチメートル以上短縮したもの 六 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの 七 一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの 八 一上肢に偽関節を残すもの 九 一下肢に偽関節を残すもの 一〇 一足の足指の全部を失つたもの
第9級	同 391日分	一 両眼の視力が〇・六以下になつたもの 二 一眼の視力が〇・〇六以下になつたもの 三 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 四 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 五 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 六 そしやく及び言語の機能に障害を残すもの 六の二 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 六の三 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になつたもの 七 一耳の聴力を全く失つたもの

		七の二 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができする労務が相当な程度に制限されるもの 七の三 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができする労務が相当な程度に制限されるもの 八 一手の母指又は母指以外の二の手指を失つたもの 九 一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指の用を廃したもの 一〇 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失つたもの 一一 一足の足指の全部の用を廃したもの 一二 生殖器に著しい障害を残すもの
第10級	同 302日分	一 一眼の視力が〇・一以下になつたもの 一の二 正面視で複視を残すもの 二 そしやく又は言語の機能に障害を残すもの 三 十四歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 三の二 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になつたもの 四 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの 五 削除 六 一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したもの 七 一下肢を三センチメートル以上短縮したもの 八 一足の第一の足指又は他の四の足指を失つたもの 九 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの 一〇 一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの
第11級	同 223日分	一 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 二 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 三 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 三の二 十歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 三の三 両耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの 四 一耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 五 せき柱に変形を残すもの

		六 一手の示指、中指又は環指を失つたもの 七 削除 八 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの 九 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
第12級	同 156日分	一 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 三 七歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 四 一耳の耳かくの大部分を欠損したもの 五 鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 六 一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 七 一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 八 長管骨に変形を残すもの 八の二 一手の小指を失つたもの 九 一手の示指、中指又は環指の用を廃したもの 一〇 一足の第二の足指を失つたもの、第二の足指を含み二の足指を失つたもの又は第三の足指以下の三の足指を失つたもの 一一 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの 一二 局部にがん固な神経症状を残すもの 一三 男性の外貌ほうに著しい醜状を残すもの 一四 女性の外貌ほうに醜状を残すもの
第13級	同 101日分	一 一眼の視力が〇・六以下になつたもの 二 一眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 二の二 正面視以外で複視を残すもの 三 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの 三の二 五歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 三の三 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 四 一手の小指の用を廃したもの 五 一手の母指の指骨の一部を失つたもの 六 削除

		七 削除 八 一下肢を一センチメートル以上短縮したもの 九 一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失つたもの 一〇 一足の第二の足指の用を廃したもの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの
第14級	同 56日分	一 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 二 三歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 二の二 一耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの 三 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 四 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 五 削除 六 一手の母指以外の手指の指骨の一部を失つたもの 七 一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの 八 一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの 九 局部に神経症状を残すもの 一〇 男性の外貌ほうに醜状を残すもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異常のあるものについてはきよう正視力について測定する。
- 二 手指を失つたものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失つたものをいう。
- 三 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節(母指にあつては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 四 足指を失つたものとは、その全部を失つたものをいう。

- 五 足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失つたもの又は中足指節間関節若しくは近位指節間関節(第一の足指にあつては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。

資料2

労基則 別表第1の2

(本文P.118, 141, 148, 184, 187, 206, 211, 237, 253)

一 業務上の負傷に起因する疾病

二 物理的因子による次に掲げる疾病

- 1 紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患
- 2 赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患
- 3 レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患
- 4 マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患
- 5 電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害
- 6 高压室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病
- 7 気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症
- 8 暑熱な場所における業務による熱中症
- 9 高熱物体を取り扱う業務による熱傷
- 10 寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷
- 11 著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患
- 12 超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死
- 13 1から12までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病

三 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病

- 1 重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱
- 2 重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛

- 3 さく岩機、鋌打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の末梢循環障害、末梢神経障害又は運動器障害
- 4 せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頸肩腕症候群
- 5 1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病

四 化学物質等による次に掲げる疾病

- 1 厚生労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）にさらされる業務による疾病であつて、厚生労働大臣が定めるもの
- 2 弗素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患
- 3 すず、鉍物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患
- 4 蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患
- 5 木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場所における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患
- 6 落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患
- 7 空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症
- 8 1から7までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病

五 粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症又はじん肺法（昭和三十五年法律第三十号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和三十

十五年労働省令第六号) 第一条各号に掲げる疾病

六 細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病

- 1 患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患
- 2 動物若しくはその死体、獣毛、草その他動物性の物又はほろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患
- 3 湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症
- 4 屋外における業務による恙虫病
- 5 1 から 4 までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病

七 がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病

- 1 ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍
- 2 ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍
- 3 四一アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍
- 4 四一ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍
- 5 ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん
- 6 ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん
- 7 石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫
- 8 ベンゼンにさらされる業務による白血病
- 9 塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫
- 10 電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫又は甲状腺がん
- 11 オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍
- 12 マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍
- 13 コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん

14 クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん

15 ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん

16 砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん

17 すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん

18 1 から 17 までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病

八 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣の指定する疾病

九 その他業務に起因することの明らかな疾病

「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」

別表 1 職場における心理的負荷評価表

(本文P.243,245,247)

出来事の種類	(1)平均的な心理的負荷の強度			(2)心理的負荷の強度を修正する視点		(3)出来事に伴う変化等を検討する視点	総合評価 弱・中・強
	具体的出来事	心理的負荷の強度 I・II・III		修正する際の着眼事項		出来事に伴う問題、変化への対応等	
① 事故や災害の体験	大きな病気やケガをした		☆	被災の程度、後遺障害の有無・程度、社会復帰の困難性等	○仕事の量（労働時間等）の変化 ・ 所定外労働、休日労働の増加の程度 ・ 仕事密度の増加の程度	○仕事の質・責任の変化 ・ 仕事の内容・責任の変化の程度、経験、適応能力との関係等 ○仕事の裁量性の欠如 ・ 他律的な労働、強制性等	
	悲惨な事故や災害の体験（目撃）をした		☆	事故や被害の大きさ、恐怖感、異常性の程度等			
② 仕事の失敗、過度な責任の発生等	交通事故（重大な人身事故、重大事故）を起こした		☆	事故の大きさ、加害の程度、処罰の有無等	○仕事の質・責任の変化 ・ 仕事の内容・責任の変化の程度、経験、適応能力との関係等 ○仕事の裁量性の欠如 ・ 他律的な労働、強制性等	○職場の物的・人的環境の変化 ・ 騒音、暑熱、多湿、寒冷等の変化の程度 ・ 職場の人間関係の変化 ○会社の請じた支援の具体的内容・実施時期等 ・ 訴えに対する対応、配慮の状況等 ○その他の出来事に派生する変化	
	労働災害（重大な人身事故、重大事故）の発生に直接関与した		☆	事故の大きさ、加害の程度、処罰の有無等			
	会社にとっての重大な仕事上のミスをした		☆	失敗の大きさ、重大性、損害等の程度、ペナルティの有無等			
	会社で起きた事故（事件）について、責任を問われた		☆	事故の内容、関与・責任の程度、社会的反響の大きさ、ペナルティの有無等			
	ノルマが達成できなかった		☆	ノルマの内容、困難性・強制性・達成率の程度、ペナルティの有無、納期の変更可能性等			
	新規事業の担当になった、会社の建て直しの担当になった		☆	プロジェクト内での立場、困難性の程度、能力と仕事内容のギャップの程度等			
③ 仕事の量・質の変化	顧客とのトラブルがあった	☆		顧客の立場付け、会社に対する損害の内容・程度等	○会社の請じた支援の具体的内容・実施時期等 ・ 訴えに対する対応、配慮の状況等 ○その他の出来事に派生する変化		
	仕事内容・仕事量の大きな変化があった		☆	業務の困難度、能力・経験と仕事内容のギャップの程度等			
	勤務・拘束時間が長時間化した		☆	変化の程度等			
	勤務形態に変化があった	☆		交替制勤務、深夜勤務等変化の程度等			
	仕事のペース、活動の変化があった	☆		変化の程度、強制性等			
	職場のOA化が進んだ	☆		研修の有無、強制性等			
④ 身分の変化等	退職を強要された		☆	解雇又は退職強要の経過等、強要の程度、代償措置の内容等			
	出向した		☆	在籍・転籍の別、出向の理由・経過、不利性の程度等			
	左遷された		☆	左遷の理由、身分・職種・職制の変化の程度等			
	仕事上の差別、不利益取扱いを受けた		☆	差別、不利益の程度等			

⑤ 役割・地位等の変化	転勤をした	☆	職種、職務の変化の程度、転居の有無、単身赴任の有無等
	配置転換があった	☆	職種、職務の変化の程度、合理性の有無等
	自分の昇格・昇進があった	☆	職務・責任の変化の程度等
	部下が減った	☆	業務の変化の程度等
	部下が増えた	☆	教育・指導・管理の負担の程度等
⑥ 対人関係のトラブル	セクシュアルハラスメントを受けた	☆	セクシュアルハラスメントの内容、程度等
	上司とのトラブルがあった	☆	トラブルの程度、いじめの内容、程度等
	同僚とのトラブルがあった	☆	トラブルの程度、いじめの内容、程度等
	部下とのトラブルがあった	☆	トラブルの程度、いじめの内容、程度等
⑦ 対人関係の変化	理解してくれていた人の異動があった	☆	
	上司が変わった	☆	
	昇進で先を越された	☆	
	同僚の昇進・昇格があった	☆	

- (注)・ (1)の具体的出来事の平均的な心理的負荷の強度は☆で表現しているが、この強度は平均値である。また、心理的負荷の強度Ⅰは日常的に経験する心理的負荷で一般的に問題とならない程度の心理的負荷、心理的負荷の強度Ⅱは人生の中でまれに経験することもある強い心理的負荷、心理的負荷の強度Ⅲはその中間に位置する心理的負荷である。
- ・ (2)の「心理的負荷の強度を修正する視点」は、出来事の具体的な態様、生じた経緯等を把握した上で、「修正する際の着眼事項」に従って平均的な心理的負荷の強度をより強くあるいはより弱く評価するための視点である。
- ・ (3)「出来事に伴う変化等を検討する視点」は、出来事に伴う変化等がその後どの程度持続、拡大あるいは改善したのかについて具体的に検討する視点である。各項目は(1)の具体的出来事ごとに各々評価される。
- ・ 「総合評価」は、(2)及び(3)の検討を踏まえた心理的負荷の総体が客観的にみて精神障害を発病させるおそれのある程度の心理的負荷であるか否かについて評価される。

資 料

資料 3-2

「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」

別表 2 職場以外の心理的負荷評価表

(本文P.243,246,247)

出来事の種類	具 体 的 出 来 事	心理的負荷の強度		
		I	II	III
① 自分の出来事	離婚又は夫婦が別居した			☆
	自分が重い病気やケガをした又は流産した			☆
	自分が病気やケガをした		☆	
	夫婦のトラブル、不和があった	☆		
	自分が妊娠した	☆		
	定年退職した	☆		
② 自分以外の家族・親族の出来事	配偶者や子供、親又は兄弟が死亡した			☆
	配偶者や子供が重い病気やケガをした			☆
	婚姻の届かずに世間的にますいことをした人が出た			☆
	親族とのつきあいで困ったり、辛い思いをしたことがあった		☆	
	家族が離婚した又はその話が具体化した	☆		
	子供の入試・進学があった又は子供が受験勉強を始めた	☆		
	親子の不和、子供の問題行動、非行があった	☆		
	家族が増えた（子供が産まれた）又は減った（子供が独立して家を離れた）	☆		
③ 金銭関係	多額の財産を損失した又は突然大きな支出があった			☆
	収入が減少した		☆	
	借金返済の遅れ、困窮があった		☆	
	住宅ローン又は消費者ローンを借りた	☆		
④ 事件、事故、災害の体験	天災や火災などにあった又は犯罪に巻き込まれた			☆
	自宅に泥棒が入った		☆	
	交通事故を起こした		☆	
	軽度の法律違反をした	☆		
⑤ 住環境の変化	騒音等、家の周囲の環境（人間環境を含む）が悪化した		☆	
	引越した		☆	
	家屋や土地を売買した又はその具体的な計画が持ち上がった	☆		
	家族以外の人（知人、下宿人など）と一緒に住むようになった	☆		
⑥ 他人との人間関係	友人、先輩に裏切られショックを受けた		☆	
	親しい友人、先輩が死亡した		☆	
	失恋、異性関係のもつれがあった		☆	
	隣近所とのトラブルがあった		☆	

(注) 心理的負荷の強度。から」は、別表 1 と同程度である。

裁判年月日別索引
事 項 索 引

労災訴訟の手引（第3版）登載裁判例（裁判年月日順）

No.	裁判所	裁判年月日 裁判種類	登載資料	本書掲載 ページ	上下級審 No.
1	大審院	大 6.11.14 判	民録23-1965	76	
2	徳島地	昭27.4.23 判	労民集3-2-197	88	
3	仙台海	昭28.2.11 判	労民集4-1-26	87	
4	岐阜地	昭28.10.5 判	労民集4-5-476	100	
5	大阪高	昭29.9.29 判	高民集7-10-780	55	11
6	最高二小	昭29.11.26 判	民集8-11-2075	47, 70, 83	
7	最高二小	昭30.1.28 判	民集9-1-60 訟月1-1-71	93	
8	最高三小	昭31.10.30 判	民集10-10-1324 訟月3-1-84	87, 88	
9	大阪地	昭31.11.17 判	労民集7-6-1087	100	
10	名古屋地	昭31.12.21 判	労民集7-6-1071	88	
11	最高三小	昭32.4.30 判	民集11-4-646 判時111-10	55	5
12	東京地	昭32.5.6 判	労民集8-3-346 判時118-17	161	
13	大阪高	昭32.7.9 判	行裁集8-7-1229	52	
14	大阪地	昭32.7.19 判	訟月3-10-72 判時131-34	169	
15	東京地	昭35.1.27 判	労民集11-1-89 判時214-31	161	
16	最高三小	昭35.11.1 判	民集14-13-2789 訟月8-2-313	100	
17	東京高	昭35.11.21 判	高民集13-10-865 判時256-30	57	
18	最高二小	昭36.7.21 判	民集15-7-1966	94	

裁判年月日別索引

No	裁判所	裁判年月日 裁判種類	登載資料	本書掲載 ページ	上下級審 No
			訟月7-9-1888		
19	東京地	昭36.11.21 判	労民集12-6-1003 判時285-29	49, 100, 101	
20	最高一小	昭37.4.26 判	民集16-4-975	56, 57	
21	高松高	昭37.8.30 判	行裁集13-8-1468	86	
22	最高三小	昭38.6.4 判	民集17-5-716 訟月9-6-706 判時338-5	68	
23	長野地	昭39.10.6 判	労民集15-5-1098 訟月10-11-1582 判時392-43	161	
24	最高一小	昭39.10.29 判	民集18-8-1809 判時395-20	81	
25	福井地	昭41.9.6 判	訟月12-11-1538	163	
26	最高一小	昭41.12.1 判	民集20-10-2017 判時470-58	54, 56	
27	最高二小	昭42.4.21 判	訟月13-8-985	112	
28	岡山地	昭42.4.26 判	労民集18-2-499 訟月13-9-1069	179	39, 61
29	甲府地	昭42.7.29 判	行裁集18-7-1080 判時495-80	94	
30	大阪地	昭43.4.26 判	行裁集19-4-796 訟月14-7-832 判夕224-256	96	
31	高松高	昭43.7.20 判	訟月14-8-914 判夕225-193	75, 122	
32	東京地	昭43.11.14 判	訟月15-3-291 判時552-38	162	
33	東京地	昭44.1.24 判	行裁集20-1-11	85	
34	神戸地	昭44.2.25 判	訟月15-6-672	94, 174	63

No	裁判所	裁判年月日 裁判種類	登載資料	本書掲載 ページ	上下級審 No
35	最高一小	昭44.3.27 判	訟月15-9-1069	90	
36	富山地	昭44.4.26 判	行裁集20-5-6-637	100	
37	東京地	昭44.5.14. 判	行裁集20-5-6-644 判時559-81	92	
38	最高三小	昭45.3.24 判	裁判集民事98-461	87	
39	広島高岡山支	昭45.3.27 判	労民集21-2-406 訟月16-6-601	180	28, 61
40	神戸地	昭45.5.18 判	労民集21-3-670 訟月16-10-1184	26	
41	東京地	昭45.6.29 判	行裁集21-6-948 訟月16-12-1414 判時601-94	226	70, 79
42	最高大	昭45.7.15 判	民集24-7-771 訟月16-12-1430 判時597-55	76, 78, 79, 81	
43	東京地	昭45.10.15 判	行裁集21-10-1218 訟月17-1-21 判時610-21	84, 85	
44	最高大	昭46.1.20 判	民集25-1-1 判時617-21	81	
45	神戸地伊丹支	昭46.6.21 判	判夕267-293	55	
46	熊本地	昭46.8.23 判	訟月17-10-1615 判時649-87	166	
47	東京地	昭46.9.30 判	労民集22-5-920 判時650-61	162	
48	広島地	昭46.12.21 判	訟月18-3-406 判夕274-222	181	58
49	旭川地	昭47.3.7 判	労判163-64	165	50
50	札幌高	昭47.10.12 判	労判163-62	165	49
51	最高一小	昭48.6.21 判	裁判集民事109-403	94	

裁判年月日別索引

№	裁判所	裁判年月日 裁判種類	登載資料	本書掲載 ページ	上下級審 №
			訟月19-10-51		
52	京都地	昭48.9.21 判	訟月22-4-1051 判時720-46	188	78
53	札幌地	昭48.9.28 判	判タ302-184	118	
54	横浜地	昭48.10.19 判	訟月20-3-41	172	82
55	千葉地	昭48.11.12 判	労判191-75	163	
56	最高三小	昭49.2.5 判	民集28-1-27	127	
57	山口地	昭49.2.18 判	訟月20-6-114 判時741-72	154	
58	広島高	昭49.3.27 判	訟月20-7-95	181	48
59	最高一小	昭49.3.28 判	裁判集民事111-475 判時741-110	101	
60	最高二小	昭49.7.19 判	民集28-5-897 訟月20-10-107 判時753-5	111	
61	最高一小	昭49.9.2 判	民集28-6-1135 訟月20-12-67 判時756-109	180	28, 39
62	大阪地	昭49.9.6 判	訟月20-12-84	134	
63	最高一小	昭49.10.14 判	訟月21-2-434	174	34
64	札幌地	昭49.12.20 判	訟月21-3-634	49, 134	68
65	最高二小	昭49.12.20 判	民集28-10-2072 判時766-41	76	
66	最高三小	昭50.2.25 判	民集29-2-143 訟月21-4-805 判時767-11	155	
67	神戸地	昭50.5.16 判	訟月21-7-1423 労判230-51	162	
68	札幌高	昭50.5.28 判	労民集26-3-459 訟月21-7-1463	49, 134	64

裁判年月日別索引

№	裁判所	裁判年月日 裁判種類	登載資料	本書掲載 ページ	上下級審 №
69	前橋地	昭50.6.24 判	判タ328-289 訟月21-8-1712 労判230-26	174	
70	東京高	昭50.9.10 判	行裁集26-9-971 訟月21-10-2094 判時798-26	226	41, 79
71	最高三小	昭50.10.21 判	裁判集民事116-307	63	
72	最高二小	昭50.10.24 判	民集29-9-1379 判時798-16	57	
73	最高二小 (東大ルンバール事件)	昭50.10.24 判	民集29-9-1417 訟月21-11-2197 判時792-3 判タ328-132	145	
74	東京高	昭50.10.31 判	訟月21-12-2540 判時807-14	97	
75	神戸地	昭51.1.16 判	労民集27-1-3 判時811-111	18, 20, 21	
76	函館地	昭51.2.27 判	新訂総覧1-812	76	
77	熊本地	昭51.3.29 判	下民集27-1~4-149 訟月22-6-1551 判タ348-320	174	91, 100
78	大阪高	昭51.4.2 判	訟月22-4-1049 労判253-76	188	52
79	最高二小	昭51.11.12 判	裁判集民事119-189 訟月22-10-2458 判時837-34	142, 226	41, 70
80	静岡地	昭51.12.7 判	訟月22-13-2934 労判268-36	181	98
81	札幌地	昭51.12.22 判	訟月22-13-2987 判時852-54	189	

裁判年月日別索引

№	裁判所	裁判年月日 裁判種類	登載資料	本書掲載 ページ	上下級審 №
82	東京高	昭52.1.27 判	訟月23-2-367 労判269-38	172	54
83	仙台地	昭52.3.14 判	下民集28-1~4-197 判時847-3	204	206
84	最高三小	昭52.5.27 判	民集31-3-427 判時857-73	67	
85	札幌地	昭52.9.29 判	労判285-20	170	
86	最高三小	昭52.10.25 判	民集31-6-836 判時870-63 判タ357-218	57, 59, 63	
87	最高一小	昭52.12.22 判	裁判集民事122-559	63	
88	最高三小	昭53.3.14 判	民集32-2-211 判時880-3	99	
89	最高一小	昭53.3.30 判	民集32-2-485 判時884-22	127	
90	東京地	昭53.3.30 判	訟月24-3-686 労判297-35	163	
91	福岡高	昭53.5.30 判	訟月24-7-1409 判時928-69	174	77, 100
92	和歌山地	昭53.6.28 判	訟月24-7-1476 労判309-29	171	95, 103
93	福岡高	昭53.8.17 判	労民集29-4-649 訟月24-11-2351 判時917-41	26	105
94	最高三小	昭53.9.19 判	裁判集民事125-69 訟月24-12-2657 判時911-99	121	
95	大阪高	昭53.11.30 判	訟月25-2-430 判タ373-98	171	92, 103
96	津地	昭54.1.18 判	訟月25-6-1606	190	116

裁判年月日別索引

№	裁判所	裁判年月日 裁判種類	登載資料	本書掲載 ページ	上下級審 №
97	大阪地	昭54.1.24 決	労民集30-1-1 訟月25-4-1026 判時937-25	109	101
98	東京高	昭54.3.28 判	訟月25-7-1882	181	80
99	富山地	昭54.5.25 判	下民集33-5~8-984 訟月25-10-2643 判時939-29	75, 194	113
100	最高二小	昭54.7.16 判	訟月25-12-2903 労判322カード9	174	77, 91
101	大阪高	昭54.7.18 決	労民集30-4-778 訟月25-12-2989 判タ407-120	109	97
102	最高一小	昭54.12.6 判	裁判集民事128-161	86	
103	最高二小	昭54.12.7 判	裁判集民事128-169 訟月26-3-470 判時954-14	171	92, 95
104	青森地	昭55.1.22 判	訟月30-12-2635 判時1066-153	172	136, 161
105	最高一小	昭55.3.27 判	民集34-3-217 訟月26-8-1376 判時968-117	26	93
106	福岡地	昭55.5.7 判	判時980-121	96	
107	浦和地	昭55.5.21 判	判タ427-103	171	
108	名古屋地	昭55.10.15 判	労判353カード31	25	131, 145
109	東京地	昭55.11.19 判	訟月27-4-735 労判353-15	202	
110	広島地	昭55.11.20 判	労民集31-6-1135 判時1000-73	32	119, 175
111	広島高岡山支	昭56.2.3 判	労判357カード11 新訂総覧1-99	157	

No	裁判所	裁判年月日 裁判種類	登載資料	本書掲載 ページ	上下級審 No
112	横浜地	昭56.2.25 判	労判359-30	202	156, 212
113	名古屋高金沢支	昭56.4.15 判	労判365-25	75, 194	99
114	札幌地	昭56.4.27 判	労判363カード13	177	-
115	大阪地	昭56.4.28 判	労判364-53	134	
116	名古屋高	昭56.5.26 判	労判365カード11	190	96
117	大阪地	昭56.5.28 判	労判365-31	187	125
118	東京地	昭56.7.7 判	労判366カード9	110	
119	広島高	昭56.7.30 判	労民集32-3・4-510	32	110, 175
120	最高一小	昭56.9.24 判	裁判集民事133-487 判時1019-60	95	
121	東京地	昭56.10.21 判	労判374カード15	163	138
122	神戸地	昭56.10.23 判	労判374カード9	165	
123	東京地	昭56.11.19 判	訟月28-2-310 判時1028-113	203	
124	札幌地	昭56.11.27 判	労判377-8	173	158, 188
125	大阪高	昭56.11.30 判	労判379カード25	187	117
126	高松地	昭57.1.21 判	労判381-45	134	
127	津地	昭57.1.28 判	訟月28-3-615 労判380-38	208	187
128	新潟地	昭57.2.15 判	労判390カード29	21	135, 150
129	東京地	昭57.2.24 判	労判388カード37	20, 89	134, 144
130	東京地	昭57.3.18 判	判時1040-95	18	146
131	名古屋高	昭57.3.25 判	労判385カード17	25	108, 145
132	福井地	昭57.5.28 判	労民集33-3-461 訟月30-3-555 判時1057-142	175	151
133	東京地	昭57.7.14 判	労民集33-4-663 労判393-8	183	162
134	東京高	昭57.7.23 判	労判390カード11	20, 89	129, 144
135	東京高	昭57.9.20 判	労判401カード39	21	128, 150

No	裁判所	裁判年月日 裁判種類	登載資料	本書掲載 ページ	上下級審 No
136	仙台高	昭57.9.29 判	訟月30-12-2639 判時1066-150	171	104, 161
137	佐賀地	昭57.11.5 判	労民集33-6-937 訟月29-6-1103 労判397-10	167	
138	東京高	昭57.11.30 判	労判401カード21	163	121
139	千葉地佐倉支	昭58.2.4 判	判時1082-114 労判406-58	173	
140	最高一小	昭58.4.14 判	民集37-3-270 判時1124-181 判タ534-108	32	
141	最高三小	昭58.4.19 判	民集37-3-321 判時1078-78	56	
142	浦和地	昭58.4.20 判	訟月29-10-1993 判タ512-159	138	
143	熊本地	昭58.4.28 判	労判409カード15	21	
144	最高三小	昭58.6.21 判	労判412カード15	20, 89	129, 134
145	最高一小	昭58.6.30 判	労判414カード25	25	108, 131
146	東京高	昭58.7.20 判	労判414カード17	18	130
147	横浜地	昭58.7.28 判	労判414カード13	175	
148	神戸地	昭58.8.29 判	労判416-49	165	167
149	浦和地	昭58.8.31 判	判タ525-220	191	170
150	最高二小	昭58.9.9 判	労判421カード37	21	128, 135
151	名古屋高金沢支	昭58.9.21 判	労民集34-5・6-809 訟月30-3-552	175	132
152	最高一小	昭58.10.13 判	民集37-8-1108 訟月30-4-709 判時1095-90 判タ513-139	23	173
153	横浜地	昭58.11.29 判	労判422-19	13, 18	169

裁判年月日別索引

No.	裁判所	裁判年月日 裁判種類	登載資料	本書掲載 ページ	上下級審 No.
154	名古屋地	昭58.11.30 判	判時1120-70	179	
155	神戸地	昭58.12.19 判	判タ525-248	166	
156	東京高	昭58.12.22 判	訟月30-6-1048 判時1105-40	203	112, 212
157	東京地	昭59.1.30 判	行裁集35-1-39 訟月30-7-1202	30	165, 172
158	札幌高	昭59.2.22 判	労判427-49	173	124, 188
159	最高三小	昭59.4.10 判	民集38-6-557 判時1116-33	155	
160	大阪地	昭59.4.23 判	労判432-55	91, 167	176
161	最高三小	昭59.5.29 判	裁判集民事142-183 訟月30-12-2627 労判431-52	172	104, 136
162	東京高	昭59.6.28 判	労民集35-3-4-414	183	133
163	東京地	昭59.7.2 判	労判435-28	196	253, 332
164	広島地	昭59.7.4 判	労判434カード11	167	180
165	東京高	昭59.7.19 判	行裁集35-7-956 訟月31-9-2210	30	157, 172
166	神戸地	昭59.7.19 判	判タ540-256	194	240
167	大阪高	昭59.8.21 判	労判438カード23	165	148
168	東京地	昭59.9.27 判	訟月31-4-875 労判442-39	11	179, 193
169	東京高	昭59.10.31 判	労判443カード29	13, 18	153
170	東京高	昭59.11.21 判	労判443カード21	191	149
171	福岡地	昭59.12.27 判	労判445カード13	21	
172	最高一小	昭60.2.14 判	訟月31-9-2204	30	157, 165
173	東京高	昭60.3.25 判	訟月31-12-3121 判時1152-136	179	152
174	岐阜地	昭60.4.22 判	労民集36-2-193 訟月32-1-140	75	183

裁判年月日別索引

No.	裁判所	裁判年月日 裁判種類	登載資料	本書掲載 ページ	上下級審 No.
			判時1172-56		
175	最高二小	昭60.5.17 判	公刊物未登載	32	110, 119
176	大阪高	昭60.6.28 判	労判455-80	91, 167	160
177	福島地	昭60.9.30 判	訟月32-6-1267 労判463-73	134	
178	徳島地	昭60.10.25 判	訟月32-7-1603 労判464-21	11	
179	東京高	昭60.12.26 判	訟月32-9-2116 労判489-8	11	168, 193
180	広島高	昭61.1.29 判	労判474-70	167	164
181	福岡地	昭61.1.30 判	労判470-90	167	189
182	大分地	昭61.2.10 判	訟月34-8-1718 労判469-21	136	209, 245
183	名古屋高	昭61.5.19 判	労民集37-2-3-250 判タ616-79	75	174
184	神戸地尼崎支	昭61.5.20 判	判時1206-93	191	
185	東京高	昭61.6.23 判	判時1208-126	197	196
186	鹿児島地	昭61.8.29 判	労判482カード78	181	
187	名古屋高	昭61.9.29 判	労判483-5	208	127
188	最高一小	昭61.10.2 判	労判485-12	173	124, 158
189	福岡高	昭61.10.29 判	労判491-110	167	181
190	大阪地	昭61.11.14 判	労判487-59	183	
191	長崎地	昭61.11.28 判	判タ625-167	91, 97	
192	高松高	昭61.12.10 判	行裁集37-12-1397	260	
193	最高三小	昭61.12.16 判	労判489-6	11	168, 179
194	千葉地	昭62.2.23 判	訟月33-9-2342 労判495-56	118, 188	229
195	長崎地	昭62.4.24 判	労判555-103	208	243
196	最高三小	昭62.5.1 判	判自40-85	197	185
197	札幌地	昭62.6.29 判	労判503-75	208	

No.	裁判所	裁判年月日 裁判種類	登載資料	本書掲載 ページ	上下級審 No.
198	最高二小	昭62.7.10 判	民集41-5-1202 判時1263-15 判タ658-81	56	
199	福岡地	昭62.7.10 判	労判560-26	189	260
200	長崎地	昭62.8.7 判	労判504-65	208	244
201	神戸地	昭62.9.8 判	労判508-68	19	
202	東京地	昭62.9.10 判	労民集42-1-66 労判504-40	157	
203	宇都宮地	昭62.11.26 判	労判509-16	135	
204	長崎地	昭62.11.27 判	労判508-50	209	
205	秋田地	昭62.11.30 判	訟月34-4-724 労判510-44	192	
206	仙台高	昭62.12.18 判	判時1265-58	205	83
207	名古屋地	昭62.12.23 判	労民集38-5-6-673	90	216, 232
208	長崎地	昭63.1.26 判	訟月34-8-1694 労判512-60	130, 136	217
209	福岡高	昭63.1.28 判	訟月34-8-1706 労判512-53	130, 136	182, 245
210	札幌地	昭63.2.12 判	訟月34-10-1975 労判515-49	260, 262	234
211	広島高	昭63.2.25 判	労判521-78	125	224
212	最高三小	昭63.3.15 判	新訂総覧1-309	119, 152, 203	112, 156
213	神戸地	昭63.3.24 判	訟月34-10-2039 労判515-38	175	
214	大阪地	昭63.3.28 判	訟月34-10-2058 判時1306-27	84	
215	名古屋高	昭63.4.18 判	労判522-74	265	220
216	名古屋高	昭63.4.27 判	労民集39-2-3-171 労判532-105	90	207, 232

No.	裁判所	裁判年月日 裁判種類	登載資料	本書掲載 ページ	上下級審 No.
217	福岡高	昭63.8.9 判	労判533-100	136	208
218	大分地	昭63.8.29 判	訟月35-4-656 労判524-6	102, 132	
219	岐阜地	昭63.10.17 判	労判529-66	184	248
220	最高三小	昭63.11.1 判	労判533-88	265	215
221	東京地	昭63.11.17 判	判タ714-133 労判531-80	107	250, 272
222	東京地	昭63.12.12 判	行裁集39-12-1498 訟月35-5-853 判時1311-60	33	
223	岡山地	昭63.12.21 判	判時1389-49	222	271, 348
224	最高三小	平1.1.17 判	労判542-82	125	211
225	神戸地	平1.1.26 判	判タ699-199	181	241
226	最高二小	平1.2.17 判	民集43-2-56 訟月35-6-1095 判時1306-5	99	
227	東京地	平1.3.1 判	判時1302-150	118	
228	神戸地	平1.3.14 判	判タ705-166	194	
229	東京高	平1.3.28 判	労判544-76	118, 188	194
230	東京地	平1.3.29 判	労判544-74	182	
231	東京地	平1.3.30 判	労判596-49	205	279
232	最高三小	平1.4.11 判	労判545-82	90	207, 216
233	最高一小	平1.4.27 判	民集43-4-278 判時1310-72	62	
234	札幌高	平1.5.8 判	労判541-27	260	210
235	横浜地	平1.5.23 判	判タ709-181	195	321, 401
236	長崎地	平1.5.26 判	労判542-45	209	
237	名古屋高金沢支	平1.6.21 判	新訂総覧2-381	19	274
238	札幌地	平1.6.28 判	労判542-18	207	288
239	浦和地	平1.8.4 判	労判549-62	201	299

裁判年月日別索引

№	裁判所	裁判年月日 裁判種類	登載資料	本書掲載 ページ	上下級審 №
240	大阪高	平 1.8.29 判	行裁集40-8-996 判時1380-54	199	166
241	大阪高	平 1.9.28 判	労判555-90	181	225
242	名古屋地	平 1.10.6 判	訟月36-6-1031 判時1362-135 判タ736-157 労判550-65	158, 227	307, 375
243	福岡高	平 1.10.12 判	労判551-38	118, 208	195
244	福岡高	平 1.10.12 判	訟月36-9-1617 労判551-49	208	200
245	最高三小	平 1.10.17 判	労判556-88	136	182, 209
246	高知地	平 1.11.20 判	訟月36-5-791 判タ766-168	192	
247	大阪地	平 1.11.27 判	労判554-58	224	267, 278
248	名古屋高	平 1.11.29 判	労判556-77	184	219
249	浦和地	平 1.12.15 判	判時1350-57	71	
250	東京高	平 1.12.20 判	判タ714-131	72, 76, 107, 125	221, 272
251	最高一小	平 1.12.21 判	民集43-12-2209 訟月36-12-2210	72	
252	名古屋地	平 1.12.22 判	労判557-47	233	295, 381 404, 421
253	東京高	平 1.12.26 判	労判555-30	196	163, 332
254	盛岡地	平 2.1.18 判	訟月36-7-1297 労判558-89	76	
255	札幌地	平 2.1.29 判	訟月36-9-1687 労判560-54	182	276
256	東京地	平 2.1.30 判	労判556-16	21	
257	名古屋地	平 2.2.23 判	新訂総覧1-514	158	
258	大阪地	平 2.3.19 判	訟月36-8-1446	95	

裁判年月日別索引

№	裁判所	裁判年月日 裁判種類	登載資料	本書掲載 ページ	上下級審 №
259	福岡地	平 2.3.23 判	判時1436-128 判タ754-169 労判560-32	12, 122	306
260	福岡高	平 2.3.27 判	労判560-20	189	199
261	東京地	平 2.4.17 判	労判562-72	164	309
262	徳島地	平 2.4.18 判	労判562-61	192	358
263	岐阜地	平 2.4.23 判	労民集42-2-342 訟月37-11-2111 労判562-42	76	285
264	神戸地	平 2.6.20 判	労判579-30	21	
265	岡山地	平 2.8.7 判	労判568-46	204	
266	広島地	平 2.8.30 判	労民集41-4-642 訟月37-1-106 判タ751-127	259	
267	大阪高	平 2.9.6 判	労判602-11	224	247, 278
268	宇都宮地	平 2.9.27 判	訟月37-4-694 労判573-45	76	286
269	東京地	平 2.10.11 判	判時1372-135	227	354, 376
270	神戸地	平 2.10.12 判	訟月37-1-119 労判573-30	210	292
271	広島高岡山支	平 2.10.16 判	判時1389-47	222	223, 348
272	最高一小	平 2.10.18 判	労判573-6	72, 76, 107, 125	221, 250
273	東京地	平 2.10.29 判	労民集41-5-886 訟月37-4-713	258	
274	最高三小	平 2.12.4 判	新訂総覧2-381	19	237
275	東京地	平 2.12.27 判	労民集41-6-1064 判時1376-114	120	341
276	札幌高	平 3.1.23 判	公刊物未登載	182	255
277	秋田地	平 3.2.1 判	労判582-33	223	350, 397

裁判年月日別索引

№	裁判所	裁判年月日 裁判種類	登載資料	本書掲載 ページ	上下級審 №
278	最高三小	平 3.2.5 判	労判602-11	224	247, 267
279	東京高	平 3.3.13 判	労判596-47	205	231
280	東京地	平 3.3.22 判	判時1381-129	232	336, 374
281	宇都宮地	平 3.3.27 判	労判587-37	22	290, 310
282	岐阜地	平 3.3.27 判	労判588-48	76	303
283	福岡地	平 3.3.27 判	労民集42-5-799 判タ 791-170	95	291
284	大阪地	平 3.3.28 判	判タ 797-207	195	344
285	名古屋高	平 3.4.24 判	労民集42-2-335 訟月37-11-2106 判タ 774-177	76	263
286	東京高	平 3.6.27 判	労判608-79	76	268
287	大阪地	平 3.7.18 判	労判620-8	26	298, 316
288	札幌高	平 3.9.30 判	労判602-68	207	238
289	那覇地	平 3.10.1 判	訟月38-4-720 労判678-16	95	365
290	東京高	平 3.10.8 判	労判602-62	22	281, 310
291	福岡高	平 3.10.8 判	労民集42-5-795 判タ 791-168	95	283
292	大阪高	平 3.10.8 判	労判598-70	210	270
293	東京地	平 3.10.28 判	労民集42-5-803 労判594-22	24	
294	和歌山地	平 3.10.30 判	訟月38-6-1061 労判603-39	136	
295	名古屋高	平 3.10.30 判	判タ 779-168	233	252, 381 404, 421
296	和歌山地	平 3.11.20 判	労判598-17	76	
297	福岡地	平 3.11.21 判	労民集42-6-898 判タ 874-181	189	334
298	大阪高	平 3.12.11 判	労判620-7	26	287, 316
299	東京高	平 3.12.19 判	判タ 797-190	201	239

裁判年月日別索引

№	裁判所	裁判年月日 裁判種類	登載資料	本書掲載 ページ	上下級審 №
300	福島地	平 4.1.20 判	労判605-93	21	
301	浦和地	平 4.1.24 判	判タ 789-160	76	
302	那覇地	平 4.2.18 判	労判610-67	21	335
303	名古屋高	平 4.2.26 判	労判611-79	76	282
304	大分地	平 4.3.2 判	訟月38-10-1905 労判613-63	169	328
305	仙台地	平 4.3.12 判	訟月38-8-1505	68	
306	福岡高	平 4.3.12 判	判時1436-121	210	259
307	名古屋高	平 4.3.17 判	訟月39-1-1 判時1429-135 判タ 791-159 労判618-66	157, 227	242, 375
308	宇都宮地	平 4.3.25 判	労判610-39	205	315
309	東京高	平 4.3.26 判	労判611-74	164	261
310	最高二小	平 4.3.27 判	労判615-14	22	281, 290
311	高知地	平 4.3.31 判	労判611-56	193	
312	大阪地	平 4.4.27 判	訟月42-1-209 労判612-65	13, 14, 15	359
313	大阪高	平 4.4.28 判	訟月39-1-86 判タ 791-148	138	
314	大阪地	平 4.8.28 判	労判623-56	22	
315	東京高	平 4.9.21 判	労判620-52	205	308
316	最高二小	平 4.9.25 判	労判620-6	26	287, 298
317	富山地	平 4.10.9 判	労判619-39	224	340, 347
318	京都地	平 4.11.30 判	判タ 825-160	132	
319	大阪地	平 4.12.14 判	労判620-32	157	338
320	新潟地	平 4.12.22 判	訟月39-10-2020 判タ 820-205 労判629-117	132	
321	東京高	平 5.1.27 判	判時1452-137	195	235, 401
322	最高三小	平 5.2.16 判	民集47-2-473	40, 112,	

裁判年月日別索引

No.	裁判所	裁判年月日 裁判種類	登録資料	本書掲載 ページ	上下級審 No.
			訟月40-1-144 判時1464-36 判タ823-106 労判624-6	122	
323	横浜地	平5.3.23 判	判タ824-163	228	362, 426
324	最高大	平5.3.24 判	民集47-4-3039 判時1499-51 判タ853-63	63	
325	横浜地	平5.3.25 判	新訂総覧3-887	14	
326	横浜地	平5.3.30 判	新訂総覧3-896	14	
327	前橋地	平5.4.27 判	新訂総覧2-414	20, 22	342
328	福岡高	平5.4.28 判	訟月40-2-384 判タ832-110 労判648-82	169	304
329	神戸地	平5.5.11 判	新訂総覧2-650	11	339, 346
330	福岡地	平5.5.26 判	新訂総覧3-652	22	355, 368
331	横浜地	平5.6.17 判	訟月41-7-1784 判タ820-247	131	357, 392
332	最高二小	平5.7.19 判	公刊物未登載	197	163, 253
333	東京地	平5.7.20 判	労判644-34	20, 85, 90	345
334	福岡高	平5.9.14 判	労民集44-4・5-784 判タ874-180 労判646-60	189	297
335	福岡高那覇支	平5.9.16 判	新訂総覧2-401	22	302
336	東京高	平5.9.30 判	判時1478-155	232	280, 374
337	広島地	平5.10.12 判	新訂総覧3-38	184	360, 366
338	大阪高	平5.11.25 判	脳心総覧2-472	158	319
339	大阪高	平5.11.26 判	新訂総覧2-650	11	329, 346
340	名古屋高金沢支	平5.12.15 判	脳心総覧3-105	225	317, 347
341	東京高	平5.12.21 判	労民集44-6-835	14, 15,	275

裁判年月日別索引

No.	裁判所	裁判年月日 裁判種類	登録資料	本書掲載 ページ	上下級審 No.
			訟月41-3-349 判時1514-143 労判646-14	19, 20, 77, 120	
342	東京高	平5.12.22 判	新訂総覧2-414	20, 22	327
343	大阪地	平5.12.24 判	判タ843-166	195	
344	大阪高	平6.2.9 判	判タ879-187	195	284
345	東京高	平6.2.10 判	労判672-92	20	333
346	最高二小	平6.4.8 判	新訂総覧2-650	11	329, 339
347	最高一小	平6.4.22 判	脳心総覧3-105	224	317, 340
348	最高二小 (倉敷市職員ソフトボール事件)	平6.5.16 判	裁判集民事172-509 労判651-13	143, 222	223, 271
349	神戸地	平6.6.17 判	公刊物未登載	11	364, 378
350	仙台高秋田支	平6.6.27 判	労判722-15	223	277, 397
351	福岡高	平6.6.30 判	訟月41-6-1469 判タ875-130	239	409
352	高松高	平6.7.28 判	労判660-48	86	
353	高松地	平6.8.9 判	新訂総覧3-1	164	367, 387
354	東京高	平6.8.30 判	公判速報253-21	158, 227	269, 376
355	福岡高	平6.10.13 判	新訂総覧3-652	22	330, 368
356	福岡地	平6.11.9 判	新訂総覧3-30	176	
357	東京高	平6.11.24 判	訟月41-7-1770 労判714-16	131	331, 392
358	高松高	平6.11.28 判	新訂総覧3-79	192	262
359	大阪高	平6.11.30 判	訟月42-1-179 判タ904-119 労判669-28	15, 77	312
360	広島高	平7.2.6 判	新訂総覧3-38	184	337, 366
361	熊本地	平7.3.15 判	判タ892-190	205	
362	東京高	平7.5.30 判	労判683-73	228	323, 426
363	大阪地	平7.6.12 判	判タ896-153 労判684-65	190	

裁判年月日別索引

№	裁判所	裁判年月日 裁判種類	登載資料	本書掲載 ページ	上下級審 №
364	大阪高	平7.6.21 判	公刊物未登載	11	349, 378
365	最高一小	平7.7.6 判	民集49-7-1833 訟月42-3-616 判時1540-25	50, 52, 95	289
366	最高二小	平7.7.7 判	新訂総覧3-38	184	337, 360
367	高松高	平7.9.22 判	新訂総覧3-1	164	353, 387
368	最高一小	平7.10.9 判	新訂総覧3-652	22	330, 355
369	東京地	平7.10.19 判	訟月42-11-2634 労判682-28	76, 78	
370	岡山地	平7.11.1 判	新訂総覧4-618	21	398
371	最高三小	平7.11.7 判	民集49-9-2829 訟月42-11-2669 判時1551-49	125	
372	東京地	平7.11.9 判	判時1551-133	138	383, 396
373	横浜地	平7.12.21 判	新訂総覧3-47	184	389
374	最高三小 (町田高校事件)	平8.1.23 判	裁判集民事178-83 判時1557-58 判タ901-100 判自153-17 労判687-16	143, 154 211, 232	280, 336
375	最高三小 (昭和郵便局事件)	平8.1.23 判	労判687-18	157, 227	242, 307
376	最高三小 (東京都木場ポンプ所事件)	平8.1.23 判	公判速報253-21	158, 227	269, 354
377	東京地	平8.2.13 判	公刊物未登載	164	388
378	最高一小	平8.2.22 判	公刊物未登載	11	349, 364
379	最高二小	平8.2.23 判	民集50-2-249 判時1560-91 判タ904-57 労判695-13	57	
380	最高三小	平8.3.5 判	民集50-3-383	77	

裁判年月日別索引

№	裁判所	裁判年月日 裁判種類	登載資料	本書掲載 ページ	上下級審 №
381	最高三小 (瑞鳳小学校事件)	平8.3.5 判	訟月43-1-245 判時1567-96 裁判集民事178-621 訟月43-5-1316 判時1564-137	154, 211 233	252, 295 404, 421
382	東京地	平8.3.27 判	労判693-62	19	393, 413
383	東京高	平8.4.17 判	新訂総覧3-1237	138	372, 396
384	神戸地	平8.4.26 判	訟月43-9-2286 判タ926-171	239	
385	札幌地	平8.5.28 判	新訂総覧3-146	193	412
386	大津地	平8.6.24 判	*新訂総覧3-858	133	399
387	最高二小	平8.7.19 判	新訂総覧3-1	164	353, 367
388	東京高	平8.7.24 判	公刊物未登載	164	377
389	東京高	平8.8.29 判	新訂総覧3-47	184	373
390	神戸地	平8.9.20 判	新訂総覧4-200	201	407
391	大阪高	平8.10.23 補正命令	公刊物未登載	129	399
392	最高一小	平8.11.28 判	裁判集民事180-857 訟月44-2-211 判時1589-136 判タ927-85 労判714-14	130	331, 357
393	東京高	平8.12.25 判	新訂総覧3-619	19	382, 413
394	最高一小	平9.1.23 判	裁判集民事181-25 訟月44-8-1253 判時1593-127 判タ931-137 労判716-6	139	
395	仙台地	平9.2.25 判	判時1606-145 判タ953-169 労判714-35	258	
396	最高二小	平9.2.28 判	新訂総覧4-811	139	372, 383

裁判年月日別索引

№	裁判所	裁判年月日 裁判種類	登載資料	本書掲載 ページ	上下級審 №
397	最高三小 (事件)	平9.4.25 判	裁判集民事183-293 訟月44-9-1505 判時1608-148 判タ944-93 労判722-13	143, 223	277, 350
398	広島高岡山支	平9.5.29 判	新訂総覧4-618	21	370
399	大阪高	平9.9.17 判	新訂総覧4-727	133	386, (391)
400	東京高	平9.9.26 判	判時1646-44	239	420
401	最高三小	平9.11.28 判	裁判集民事186-269 労判727-14	195	235, 321
402	神戸地	平10.2.13 判	判タ971-136 労判733-49	196	
403	岡山地倉敷支	平10.2.23 判	労判733-13	239	
404	名古屋高	平10.3.31 判	判時1660-131 判タ979-262 労判739-71 判自182-39	234	252, 295 381, 421
405	札幌高	平10.5.26 判	判タ1003-210 労判745-61	265	
406	東京地	平10.5.27 判	労判739-65	32	
407	大阪高	平10.6.3 判	新訂総覧4-200	201	390
408	大阪高	平10.8.27 判	判時1685-41	239	424
409	最高三小	平11.1.29 判	新訂総覧5-52	239	351
410	東京地	平11.3.25 判	労判766-44	191	
411	横浜地	平11.4.20 判	判タ1046-148	139	
412	札幌高	平11.4.28 判	新訂総覧5-168	193	385
413	最高二小	平11.6.11 判	新訂総覧5-611	19	382, 393
414	東京地	平11.7.14 判	労判772-47	48	
415	東京地	平11.8.9 判	労判767-22	170, 176	419
416	大阪地	平11.10.4 判	訟月46-10-3810	266	425, 428
417	最高二小	平11.10.22 判	民集53-7-1211	63	

裁判年月日別索引

№	裁判所	裁判年月日 裁判種類	登載資料	本書掲載 ページ	上下級審 №
			判時1692-50 判タ1016-98		
418	最高二小	平11.11.19 判	民集53-8-1862	112	
419	東京高	平12.1.31 判	新訂総覧5-40	170, 176	415
420	最高二小	平12.3.24 判	民集54-3-1155 判時1707-87 判タ1028-80 労判779-13	239	400
421	最高二小	平12.4.21 判	労判781-15 判自210-66	236	252, 295 381, 404
422	東京高	平12.4.26 判	新訂総覧5-886	10	435
423	東京地	平12.4.26 判	労判799-62	177	
424	最高三小	平12.6.27 決	労判795-13	239	408
425	大阪高	平12.6.28 判	労判798-7	266	416, 428
426	最高一小 (事件)	平12.7.17 判	裁判集民事198-461 訟月47-10-3044 判時1723-132 判タ1041-145 労判785-6	210, 215 222, 228	323, 362
427	東京地	平12.9.27 判	判時1738-119	201	431
428	最高二小	平12.12.22 決	労判798-5	266	416, 425
429	東京高	平13.1.23 判	労判804-46	231	
430	名古屋地	平13.6.18 判	訟月48-7-1696 判時1769-117 労判814-64	249	441
431	東京高	平13.9.25 判	判時1771-147 判タ1079-310	196	427
432	岐阜地	平13.11.1 判	労判818-17	176	
433	最高三小	平13.11.27 判	民集55-6-1334 訟月49-4-1320 判時1769-12	77	

裁判年月日別索引

No	裁判所	裁判年月日 裁判種類	登載資料	本書掲載 ページ	上下級審 No
434	東京高	平13.11.29 判	判時1778-154	78	
435	最高二小	平13.12.7 決	新訂総覧6-1118	10	422
436	徳島地	平14.1.25 判	判タ1111-146	169	
437	岡山地	平14.4.9 判	判自234-63	190	
438	東京高	平14.7.11 判	判時1799-166 労判832-13	133	
439	大阪地	平14.11.27 判	労判844-29	254	
440	東京地	平15.2.12 判	労判848-27	251	447, 465
441	名古屋高	平15.7.8 判	訟月50-6-1750 労判856-14	248, 249	430
442	新潟地	平15.7.25 判	労判858-170	180	
443	最高一小	平15.9.4 判	裁判集民事210-385 訟月50-5-1526 判時1841-89 判タ1138-61 労判858-48	42, 91	
444	東京地	平16.3.19 判	判時1866-34	33	445, 448
445	東京高	平16.8.19 判	公刊物未登載	33	444, 448
446	最高三小	平16.9.7 判	裁判集民事215-41 判時1873-162	253	
447	東京高	平16.9.30 判	新訂総覧7-284 訟月予定	143, 251	440, 465
448	最高一小	平17.4.21 判	裁判集民事216-597 判時1895-50 判タ1180-171	32	444, 445
449	釧路地	平17.5.24 判	公刊物未登載	251	
450	東京高	平17.11.9 判	訟月53-3-823	25	
451	最高大	平17.12.7 判	民集59-10-2645 判時1920-13	99	
452	最高二小	平18.3.3 判	裁判集民事219-657 判時1928-149	225	468

裁判年月日別索引

No	裁判所	裁判年月日 裁判種類	登載資料	本書掲載 ページ	上下級審 No
			労判919-5		
453	大阪地	平18.4.12 判	判時1936-173	264	460
454	名古屋地	平18.5.17 判	労判918-14	250	467
455	東京地	平18.9.4 判	判時1953-162 労判924-32	249	
456	大阪地	平18.11.1 判	公刊物未登載	182	459
457	東京高	平18.11.22 判	判タ1240-228 労判929-18	229	
458	最高一小	平19.3.8 判	民集61-2-518 判時1967-86 判タ1238-177 (訟月予定)	31	
459	大阪高	平19.4.13 判	公刊物未登載	182	456
460	大阪高	平19.4.18 判	労判937-14	264	453
461	福岡地	平19.4.25 判	公刊物未登載	182	466
462	大阪地	平19.6.6 判	公刊物未登載	230	
463	最高一小	平19.6.28 判	裁判集民事224-701 判時1979-158 判タ1250-73 労判940-11 (訟月予定)	136	
464	神戸地	平19.10.2 判	公刊物未登載	252	
465	最高三小	平19.10.9 決	公刊物未登載 (控訴審訟月予定)	251	440, 447
466	福岡高	平19.10.30 判	公刊物未登載	182	461
467	名古屋高	平19.10.31 判	公刊物未登載	250	454
468	福岡高	平19.12.26 判	公刊物未登載	226	452

(注) 登載資料は、本文に引用の限りで掲げた。資料名の略称は本文に同じ(巻頭の凡例参照)。
ただし、「新訂判例総覧第二集」は「新訂総覧2」と、「脳・心判例総覧第三集」は「脳心総覧3」というように略記。

事 項 索 引

[い]	[け]
異常な出来事219, 222	頸肩腕症候群193
遺族給付9, 255	原告適格97
遺族補償給付9, 26	現実化の要件212, 213
遺族補償一時金26, 36	
遺族補償年金26, 27	[こ]
遺族補償年金前払一時金36	公法上の法律関係に関する確認の訴え106
[う]	[さ]
訴えの利益(狭義)97, 101	災害性傷病151, 159
	災害性疾病150, 151
[か]	裁決前置(不服申立前置, 審査請求前 置)51, 92, 94
介護給付9, 255	再発20, 66, 189
介護補償給付9, 38	差止めの訴え105
加重障害26	
仮の救済制度107	[し]
仮の義務付け109	執行停止96, 107
仮の差止め109	社会復帰促進等事業42, 91
	就業の場所256, 258
[き]	出訴期間103
危険性の要件212	障害給付9, 255
休業給付9, 255	障害等級24, 104
休業補償給付9, 22	障害補償一時金25
給付基礎日額9	障害補償給付9, 23, 73, 104, 122
共働原因説148, 214, 230	障害補償年金25
虚血性心疾患146, 210, 218	
義務付けの訴え103	

症状(か)固定19, 24, 43, 44, 73, 79, 89, 119	[と]
傷病年金9, 82, 255	特別加入者136
傷病補償年金9, 37, 82, 85	特別支給金44, 56, 91
職業性疾病 119, 141, 149, 150, 151, 184	
審査請求前置(不服申立前置, 裁決前 置)51, 92, 94	[な]
住居254, 256, 258	内縁の配偶者29
重婚の内縁関係31	
柔道整復師13, 17, 25	[に]
じん肺118, 176, 185, 206	二次健康診断等給付9, 40
	(新)認定基準(脳・心)210, 218
[す]	
「ストレス-脆弱性」理論240, 242, 247	[の]
	脳血管疾患146, 210, 218
[せ]	
生計維持関係28	[は]
専門検討会(脳・心)213, 215, 221	はり・きゅう13, 77
専門検討会(精神)239, 242	判断指針(精神)238, 244, 247
[そ]	[ふ]
葬祭給付9, 255	不服申立前置(審査請求前置, 裁決前 置)51, 92, 94
葬祭料9, 37	
相対的有力原因説148, 214, 230	[へ]
訴訟承継122	平均的労働者基準説(脳・心)213, 232
	併合(障害等級の繰上げ)25
[ち]	
治療18, 43, 44, 84, 89, 119	[ほ]
治療機会の喪失154, 222, 232	保険関係6, 139
	本人基準説(脳・心)213, 232

事項索引

本人基準説(精神)248

[め]

メリット制8, 255

[り]

リスクファクター214, 217, 232

理由の差し替え111, 113, 120

療養給付9, 255

療養補償給付.....9, 11, 122

療養の費用の支給11, 17

療養の給付11, 12

[ろ]

労災就学援護費.....42, 45, 91

労災保険率7, 255

労働者性130